

平成19年 第5回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成19年 9月5日
至 平成19年 9月26日

佐 伯 市 議 会

平成19年 第5回

佐伯市議会定例会会議録

第1号	9月5日
第2号	9月11日
第3号	9月12日
第4号	9月13日
第5号	9月14日
第6号	9月18日
第7号	9月26日

平成19年第5回佐伯市議会定例会会議録目次

平成19年9月5日（水曜日）（第1号）

開会.....	15
1 日程第1 会期の決定.....	15
1 日程第2 議案の上程.....	15
1 上程議案一覧表.....	15
1 日程第3 提案理由の説明.....	17
1 市長（西嶋泰義）の説明.....	17
散会.....	22

平成19年9月11日（火曜日）（第2号）

開議.....	25
1 日程第1 一般質問.....	25
1 35番（高司政文）の質問.....	25
1 市長（西嶋泰義）の答弁.....	28
1 福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	28
1 35番（高司政文）の再質問.....	30
1 市長（西嶋泰義）の答弁.....	34
1 福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	34
1 35番（高司政文）の再々質問.....	35
1 福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	36
1 37番（河野周一）の質問.....	36
1 市長（西嶋泰義）の答弁.....	37
1 農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	38
1 37番（河野周一）の再質問.....	39
1 農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	40
1 37番（河野周一）の再々質問.....	41
1 農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	41
1 19番（村尾清一）の質問.....	41
1 市長（西嶋泰義）の答弁.....	42
1 福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	42
1 農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	43
1 建設部長（川人宣行）の答弁.....	43
1 19番（村尾清一）の再質問.....	43
1 市長（西嶋泰義）の答弁.....	44
1 教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	44
1 建設部長（川人宣行）の答弁.....	45
1 19番（村尾清一）の再々質問.....	45

1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	46
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	46
1	29番（染矢玉夫）の質問.....	46
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	47
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	47
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	47
1	29番（染矢玉夫）の再質問.....	48
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	49
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	49
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	50
1	29番（染矢玉夫）の再々質問.....	50
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	57
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	52
1	22番（下川芳夫）の質問.....	52
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	53
1	市民生活部長（田崎誠）の答弁.....	55
1	22番（下川芳夫）の再質問.....	55
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	56
1	市民生活部長（田崎誠）の答弁.....	56
1	22番（下川芳夫）の再々質問.....	57
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	57
1	17番（肥後四々郎）の質問.....	57
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	58
1	17番（肥後四々郎）の再質問.....	60
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	63
1	17番（肥後四々郎）の再々質問.....	63
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	64
	散会.....	65

平成19年9月12日（水曜日）（第3号）

	開議.....	68
1	日程第1 一般質問.....	68
1	23番（柳井二生）の質問.....	68
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	69
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	69
1	23番（柳井二生）の再質問.....	70
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	71
1	23番（柳井二生）の再々質問.....	71
1	1番（三浦渉）の質問.....	71
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	74

1	市民生活部長（田崎誠）の答弁.....	74
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	75
1	1番（三浦渉）の再質問.....	76
1	市民生活部長（田崎誠）の答弁.....	78
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	78
1	副市長（木許政信）の答弁.....	78
1	1番（三浦渉）の再々質問.....	79
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	81
1	副市長（塩月厚信）の答弁.....	81
1	10番（清家好文）の質問.....	82
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	83
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	84
1	10番（清家好文）の再質問.....	84
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	86
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	86
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	87
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	87
1	10番（清家好文）の再々質問.....	87
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	87
1	11番（矢野精幸）の質問.....	87
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	89
1	市民生活部長（田崎誠）の答弁.....	89
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	89
1	11番（矢野精幸）の再質問.....	90
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	91
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	92
1	11番（矢野精幸）の再々質問.....	92
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	93
1	12番（矢野哲丸）の質問.....	93
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	95
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	95
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	96
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	96
1	12番（矢野哲丸）の再質問.....	96
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	98
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	98
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	98
1	12番（矢野哲丸）の再々質問.....	99
1	36番（浅利美知子）の質問.....	100
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	101

1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	101
1	消防長（高橋忍）の答弁.....	102
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	102
1	36番（浅利美知子）の再質問.....	103
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	105
1	36番（浅利美知子）の再々質問.....	105
	散会.....	106

平成19年9月13日（木曜日）（第4号）

	開議.....	109
1	日程第1 一般質問.....	109
1	34番（吉良栄三）の質問.....	109
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	111
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	111
1	34番（吉良栄三）の再質問.....	112
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	115
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	116
1	34番（吉良栄三）の再々質問.....	116
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	117
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	118
1	18番（榊田穂積）の質問.....	118
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	119
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	120
1	18番（榊田穂積）の再質問.....	120
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	121
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	122
1	18番（榊田穂積）の再々質問.....	122
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	122
1	39番（村松講一）の質問.....	123
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	125
1	市民生活部長（田崎誠）の答弁.....	126
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	127
1	39番（村松講一）の再質問.....	127
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	129
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	129
1	市民生活部長（田崎誠）の答弁.....	130
1	副市長（塩月厚信）の答弁.....	130
1	39番（村松講一）の再々質問.....	131
1	20番（井野上準）の質問.....	131
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	133

1	教育長（武田隆博）の答弁.....	133
1	20番（井野上準）の再質問.....	134
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	138
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	139
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	139
1	20番（井野上準）の再々質問.....	140
	散会.....	141

平成19年9月14日（金曜日）（第5号）

	開議.....	144
1	日程第1 一般質問.....	144
1	9番（江藤茂）の質問.....	144
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	145
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	146
1	9番（江藤茂）の再質問.....	146
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	148
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	149
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	149
1	9番（江藤茂）の再々質問.....	150
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	151
1	24番（泥谷和喜）の質問.....	151
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	151
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	152
1	24番（泥谷和喜）の再質問.....	152
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	153
1	24番（泥谷和喜）の再々質問.....	154
1	43番（寺島孝幸）の質問.....	155
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	156
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	156
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	157
1	43番（寺島孝幸）の再質問.....	157
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	160
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	161
1	43番（寺島孝幸）の再々質問.....	161
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	162
1	8番（後藤幸吉）の質問.....	163
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	166
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	167
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	168
1	8番（後藤幸吉）の再質問.....	169

1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	170
1	8番（後藤幸吉）の再々質問.....	171
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	171
1	25番（菅原忠）の質問.....	172
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	173
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	173
1	25番（菅原忠）の再質問.....	174
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	175
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	176
1	25番（菅原忠）の再々質問.....	176
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	177
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	177
	散会.....	178

平成19年9月18日（火曜日）（第6号）

	開議.....	181
1	日程第1 一般質問.....	181
1	16番（小野宗司）の質問.....	181
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	188
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	188
1	16番（小野宗司）の再質問.....	191
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	193
1	16番（小野宗司）の再々質問.....	194
1	26番（和久博至）の質問.....	194
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	197
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	198
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	198
1	26番（和久博至）の再質問.....	198
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	203
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	204
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	204
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	205
1	32番（狩生寿一）の質問.....	205
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	207
1	32番（狩生寿一）の再質問.....	208
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	212
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	212
1	32番（狩生寿一）の再々質問.....	212
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	213
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	214

1	42番（戸山盛喜）の質問.....	214
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	216
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	216
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	218
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	218
1	42番（戸山盛喜）の再質問.....	219
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	222
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	223
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	232
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	224
1	42番（戸山盛喜）の再々質問.....	224
1	日程第2 議案の上程（提案理由説明）.....	224
1	市長（西嶋泰義）の説明.....	224
1	追加上程議案一覧表.....	224
1	日程第3 議案質疑.....	225
1	26番（和久博至）の質疑（議案第119号及び126号）.....	225
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	229
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	230
1	26番（和久博至）の再質疑（議案第119号及び126号）.....	230
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	231
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	232
1	26番（和久博至）の再々質疑（議案第119号及び126号）.....	232
1	8番（後藤幸吉）の質疑（議案第123号）.....	232
1	市民生活部長（田崎誠）の答弁.....	233
1	8番（後藤幸吉）の再質疑（議案第123号）.....	233
1	35番（高司政文）の質疑（議案第116号、第117号、第118号及び第119号）.....	234
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	235
1	35番（高司政文）の再質疑（議案第116号、第117号、第118号及び第119号）.....	236
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	238
1	35番（高司政文）の再々質疑（議案第116号、第117号、第118号及び第119号）.....	239
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	239
1	日程第4 議案等の委員会付託.....	240
1	議案等付託表.....	240
	散会.....	242

平成19年9月26日（水曜日）（第7号）

	開議.....	245
1	日程第1 委員長報告（質疑）.....	245
1	総務常任委員長（渡邊邦壽）の報告.....	245
1	建設常任委員長（三浦渉）の報告.....	249

1	教育民生常任委員長（浅利美知子）の報告.....	251
1	経済産業常任委員長（矢野精幸）の報告.....	255
1	日程第2 討論、採決.....	257
1	8番（後藤幸吉）の反対討論（議案第116号、第117号、第118号及び第119号）.....	258
1	35番（高司政文）の反対討論（議案第116号、第117号、第118号及び第119号）.....	259
1	26番（和久博至）の反対討論（議案第116号、第117号、第118号及び第119号）.....	260
1	25番（菅原忠）の賛成討論（議案第116号、第117号、第118号及び第119号）.....	261
1	34番（吉良栄三）の賛成討論（議案第116号、第117号、第118号及び第119号）.....	263
1	35番（高司政文）の賛成討論（議案第123号）.....	264
1	44番（土師辰英）の賛成討論（議案第123号）.....	265
1	26番（和久博至）の反対討論（議案第126号）.....	266
1	21番（河野豊）の賛成討論（議案第126号）.....	268
1	審議結果.....	272
1	日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）.....	274
1	市長（西嶋泰義）の提案理由説明.....	274
1	追加上程議案一覧表.....	278
1	審議結果.....	280
1	日程第4 特別委員会の設置.....	280
1	追加上程議案付託表.....	280
1	日程第5 議員派遣.....	281
1	日程第6 会議録署名議員の指名.....	282
	閉会.....	282

一般質問一覧表

平成19年 9月

11日(火)

12日(水)

13日(木)

14日(金)

(質問者順)

18日(火)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	子育て世代への経済的支援について 公立保育所の民営化について 後期高齢者医療制度について	市福祉保健部長	高司 政文	25
2	佐伯市におけるバイオディーゼル燃料の将来性について 鳥獣害対策について	市農林水産部長	河野 周一	36
3	認定こども園と子育て支援について 国土調査と道路改良工事について	市福祉保健部長 市農林水産部長 市建設部長 市福祉保健部次長	村尾 清一	41
4	防災無線について 行政改革について 入札制度と事業費について	市総務部部長 市財務部部長	染矢 玉夫	46
5	家庭ごみシール制の移行について	市市民生活部長	下川 芳夫	52
6	行財政改革と市民の暮らし	市長	肥後 四々郎	57
7	合併後初の民生委員・主任児童委員一斉改選について 市営バスの運行について	市福祉保健部長 市企画商工観光部長	柳井 二生	68
8	ごみ袋のシール制はなぜか 佐伯市発注工事における入札の公平性について	市市民生活部長 市塩木財市月許副市長 市市民生活部部長	三浦 涉	71
9	オープンソースソフトウェア(OSS)について 蒲江振興局の庁舎について	市教育総務部部長 市財務部部長	清家 好文	82
10	市道臼坪脇線の道路改良工事について 国道217号バイパス工事に関する件について 中心市街地活性化事業について	市市民生活部長 市企画商工観光部長 市建設部部長	矢野 精幸	87
11	総合運動公園について	市建設総務部部長 市建設部次長	矢野 哲丸	93
12	保育所に関する行政の対応について 住宅用火災警報器の設置について 介護サービスの利用について	市福祉保健部長 市福祉保健部部長 市消防部長	浅利美知子	100
13	出産祝金制度について 地元経営、商店等の活性化対策について	市福祉保健部長 市企画商工観光部長	吉良 栄三	109
14	獣害対策について 蒲江振興局本庁舎について	市農林水産部長 市財務部部長	榊田 穂積	118

15	公共事業減による建設不況と対策について 環境対策について 水産振興策について	市長 市民生活部 市企画商工観光部 市農林水産部	村松 講一	123
16	税金の滞納について 高校改革について	市長 市教育部 市財務部	井野上 準	131
17	森林伐採条例の制定について 水源保護条例の制定について	市長 市農林水産部 市上下水道部	江藤 茂	144
18	佐伯市観光の現状と取組について 平成18年度まちづくり交付金事業について	市長 市企画商工観光部	泥谷 和喜	152
19	佐伯港港湾整備計画について 番匠の火まつりについて	市長 市企画商工観光部 市建設部	寺島 孝幸	155
20	大分県教育改革プランに対する市長の考え方について 大入島石間地区埋立てについて 佐伯市発注公共工事における入札制度について 市長の政治姿勢について	市長 市総務部	後藤 幸吉	163
21	市長の言う企業留地とは ケーブルテレビのこれからは	市長 市総務部	菅原 忠	172
22	継続可能な農林水産業に対する行政のあり方について	市長 市農林水産部	小野 宗司	181
23	老人デイサービスセンターの管理委託について 石間埋立事業と女島ふ頭事業について 水道料金値上げと企業誘致について	市長 市福祉保健部 市福建上下水道部	和久 博至	194
24	平成17年（行ウ）第7号無償貸借差止請求事件について	市長 市財務部 市農林水産部	狩生 寿一	205
25	日の目を見ない架橋対策について 平和記念館やわらぎと遺跡公園について	市長 市総建教 市務設部 市部次	戸山 盛喜	214

平成19年 第5回

佐伯市議会定例会会議録

第1号 9月5日

議事日程第1号

平成19年9月5日(水曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 議案の上程
 - 第3 提案理由の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 議案の上程
 - 日程第3 提案理由の説明
-

午前10時00分 開会

議長(児玉忠義) 皆さんおはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。ただいまから、平成19年第5回佐伯市議会定例会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(児玉忠義) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から26日までの22日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、会期は22日間と決定いたしました。

日程第2 議案の上程

議長(児玉忠義) 日程第2、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第99号から第127号まで諮問第7号から第9号まで及び認定第1号、第2号並びに専決処分の報告第11号、計35件でございます。

平成19年第5回佐伯市議会定例会上程議案一覧表

議案

番 号	件 名
第99号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算(第2号)
第100号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
第101号	平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第1号)
第102号	平成19年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)

第103号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
第104号	平成19年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
第105号	平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第106号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第107号	平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第108号	平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）
第109号	政治倫理の確立のための佐伯市長の資産等の公開に関する条例等の一部改正について
第110号	佐伯市火災予防条例の一部改正について
第111号	財産の取得について（救急自動車及び資機材）
第112号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）
第113号	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車、ホース二重巻取機及び投光器）
第114号	佐伯市土地区画整理事業特別会計財政調整基金条例の制定について
第115号	佐伯市手数料条例の一部改正について
第116号	佐伯市簡易水道事業給水条例の一部改正について
第117号	佐伯市簡易給水施設事業条例の一部改正について
第118号	佐伯市飲料水供給事業給水条例の一部改正について
第119号	佐伯市水道事業給水条例の一部改正について
第120号	佐伯市土地開発公社の定款の変更について
第121号	市道路線の認定及び廃止について
第122号	工事委託契約の変更について（日豊本線臼坪高架橋新設工事）
第123号	佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
第124号	佐伯市道の駅かまえ条例の一部改正について
第125号	佐伯市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部改正について
第126号	公有水面埋立てに関する諮問について（大字霞ヶ浦）
第127号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大字霞ヶ浦）

諮 問

番 号	件 名
第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者天野公瑞）
第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者横川香正）
第 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者河野林）

認 定

番 号	件 名
第 1 号	平成18年度佐伯市水道事業会計決算の認定について
第 2 号	平成18年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について

専決処分の報告

番 号	件 名
第 1 1 号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）

報告事項

番 号	件 名
第15号	株式会社道の駅やよいの経営状況について
第16号	株式会社うめの経営状況について
第17号	有限会社きらりの経営状況について
第18号	財団法人さいき農林公社の経営状況について

日程第3 提案理由の説明

議長（児玉忠義） 日程第3、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。平成19年第5回佐伯市議会定例会の開会に当たりまして、市政の諸般の報告を申し上げ、併せて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。まず、冒頭にこの場をお借りいたしまして一言お礼を申し上げます。去る8月31日、佐伯文化会館におきまして、東九州自動車道建設促進地方大会 in 佐伯が開催されました。当日は、広瀬大分県知事、東国原宮崎県知事を始め多数の関係者の御臨席の下、約2,000名の関係者や市民が会場を埋め尽し東九州自動車道の早期完成を強くアピールすることができました。議員の皆様を始め、御協力いただきました関係各位に厚く御礼を申し上げます。また同日、同じく佐伯文化会館におきまして、本市出身でグーグルジャパン社長の村上憲郎氏の講演があり、「グローバルに生きる」と題したこの講演会では、地元高校生や多数の市民が訪れる中、すばらしい講演をしていただき、大変御多忙にもかかわらず無償で快くこの講演を引き受けていただきました村上氏に対し心よりお礼を申し上げますとともに、今後ますますの御活躍をお祈り申し上げたいと思っております。

第1 市政諸般の報告について

1 相次ぐ台風の襲来について

7月中旬から8月初旬にかけて、台風第4号、5号と相次いで襲来しました。この台風により、木立地区を中心に早期米が壊滅的な被害を受けたほか、床上浸水や住宅の一部損壊などの被害が発生しました。被災されました皆様方には、心からお見舞い申し上げます。

近年、記録的な豪雨などで全国各地に大きな被害が相次いでおり、また今回の第4号は、これまで7月に上陸した台風としては最も強い勢力のものでした。これからも台風の発生しやすい時期が続くため、引き続き警戒するとともに、市民の皆様にも災害への日ごろからの備えを改めてお願いするものであります。

2 弓道国体リハーサル大会の開催について

去る6月9日、10日の2日間、佐伯市総合運動公園で「第54回全日本勤労者弓道選手権大会」が開催されました。これは、来年本市で開催されます「チャレンジ！おおいた国体」のリハーサル大会として実施されたものであります。

大会には、全国から77チーム、選手監督約300人が参加し、熱戦が展開されました。競技運営は、佐伯弓友会を始めとした県内外の競技役員約100人のほか、競技補助員として佐伯鶴城高校と佐伯鶴岡高校の弓道部生徒合わせて50人、実施本部員として市職員

70人が行い、大きなトラブルもなくほぼ順調に進行しました。

また、下堅田小学校、上堅田小学校及び佐伯南中学校の児童生徒のみなさんの御協力により、競技会場周辺がたくさんプランターの花々で飾られ、選手監督を気持ちよくお迎えすることができました。さらに、競技会場近くに設けたふれあい広場で特産品の販売等を行い、佐伯市の特産品を全国にアピールできたと思っております。

おおいた国体の開催まで400日足らずとなりました。今後、本年11月に軟式野球競技のリハーサル大会、来年2月にはレスリング競技のリハーサル大会を予定しており、問題点を検証しながら、本大会に向けた万全の準備を整えてまいります。

3 延岡市との常備消防相互応援協定の締結について

去る6月19日、延岡市におきまして、佐伯市と延岡市の両消防本部による「常備消防相互応援協定」の調印式が行われました。

この協定は、日常的な事故や災害に対し、県境を越え相互に消防車や救急車を出動させることで、より迅速かつ的確な対応を行うことを目的としたものです。

これにより、両市が接する県境付近において交通事故や火災などが発生した場合、被害を最小限に防止することにつながるものと期待をしております。

4 国際交流の推進について

去る8月2日から9日までの日程で、本市の姉妹都市であるオーストラリア・グラッドストーン市を佐伯市民が訪問する「姉妹都市グラッドストーンを知る旅」を実施しました。今回は、高校生を含む市民5人と引率の市職員1人が参加し、現地でホームステイをしながら交流を深めました。

また、8月13日から18日にかけて、「邯鄲 - 佐伯 小中学生交流事業」として、市内の小中学生を始めとした21人の訪問団が、本市の友好都市である中国・邯鄲市を訪問しました。これは両市の交流事業の一環として、毎年交互に交流団を派遣しているものです。

今回は、子供たちによる文化交流に主眼を置き、少年少女合唱団による合唱や小学生による日本舞踊などが披露され、大いに喝さいを博したと伺っております。

5 青山トンネルの貫通について

去る8月8日、大分県が整備を進めています主要地方道佐伯蒲江線青山トンネルの貫通式が行われました。

本路線は、市中心部と蒲江を結ぶ重要な道路であり、現在青山工区において平成7年度から改良工事が進められており、既に、このうち1,190メートルの間が供用されております。

今回貫通した青山トンネルは、延長127メートルで、本年10月に完成予定であり、この青山トンネルを含む市福所～大通間の1,160メートルは平成20年度までに開通する予定であります。

第2 提案理由の説明

今回提案いたしました議案は、予算議案10件、予算外議案19件、諮問3件、認定2件及び専決処分の報告1件であります。

以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

議案第99号「平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ14億1,306万5,000円を追加計上いたしております。

今回の補正は、主として、平成18年度決算の確定に伴う調整や台風第4号、5号による被災の復旧の対応と公共事業の内示等に伴う調整を行っております。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費につきましては、6億8,492万4,000円を追加計上しております。その主なものとして、防災行政無線を利用した地域情報システムの整備に向けて調査・基本設計のための経費の計上と、国土調査事業が終了した弥生・本匠地区の登記簿地積及び台帳地積と課税地積データを照合する経費を計上しております。また、地方財政法の規定による財政調整基金への積立金の措置を講じております。

民生費につきましては、6,625万8,000円を追加計上しております。その主なものとして、視覚障がい者等情報支援緊急基盤整備事業により、現在ボランティアが行っている「声の市報」発行のための録音機材の追加購入のための経費の計上と、地域において認知症高齢者等と家族を支えるために、認知症への対応を行うマンパワーや地域支援センターを始めとする「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制づくりを構築するための所要の措置を講じております。また、介護予防支援事業特別会計への繰出金の増額を行っております。

衛生費につきましては、1,587万3,000円を追加計上しております。その主なものとして、妊婦検診について、現在前期・後期併せて2回、35歳以上の高齢妊婦者には1回分を追加して3回分の受診券を交付していますが、今回、年齢に関係なく5回までの受診券を交付するための経費を追加計上しております。また、リサイクル推進事業として実施しているコンポスター・ボカシ容器貸与、電気式処理容器購入に対する補助に要する経費の追加を行っております。

農林水産事業費につきましては、2億2,411万1,000円を追加計上しております。その主なものは、農地・水・環境保全向上対策事業、園芸農業構造改革対策事業及び集落営農育成確保・緊急整備支援事業等について、いずれも事業費の内示に伴う所要の調整であります。また、森林居住環境整備事業、里山エリア再生交付金事業及び県単林道整備事業等についても、事業費の内示に伴う所要の措置を行っております。

商工費につきましては、271万9,000円を追加計上しております。その主なものとして、マリンコーラル号エンジントラブルの修繕、グリーンパーク直川ゴルフ場の目砂散布機のリースのための経費を計上しております。

土木費につきましては、7,883万1,000円を追加計上しております。その主なものとして、臼坪女島線道路改良事業、喜太郎椿原線道路改良事業、田原横手線時間橋橋梁補修事業及び上黒沢線万治橋橋梁整備事業について、いずれも事業費の増額措置と、平成19年6月20日から改正建築基準法が施行されたことにより義務付けられました構造計算適合性判定に要する経費を計上しております。

消防費につきましては、318万3,000円を追加計上しております。その主なものは、コミュニティ助成事業による直川振興局管内の消火資機材及びホース格納庫の整備に要する経費であります。

教育費につきましては、3,633万9,000円を追加計上しております。その主なものとし

て、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、発達障がいのある子どもたちが在籍する学校に対して、特別支援教育支援員を派遣するための所要の措置と、佐伯市民ホール「まな美」1階の市民ギャラリーにおいて、南海病院から絵画の寄託を受け、市民に本物の芸術作品を身近に鑑賞してもらうための、南海コレクションの展示に要する経費を計上しております。また、国の内示に伴い、小学校及び中学校備品整備費を増額措置しております。

災害復旧費につきましては、8,892万7,000円を追加計上しております。その主なものとして、台風により被災した農地・農業用施設、林業用施設、漁港施設や公園施設の復旧工事費の見込みを追加措置したものであります。

公債費につきましては、2億1,190万円を追加計上しております。これは、港湾改修事業負担金として県へ納付した県工事負担金の一部が工事未執行により精算返戻金として返納されたため、これに係る起債の繰上償還に要する経費の追加措置であります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げますが、その主な財源といたしましては、事業費の内示増に伴う国、県支出金、市債の増額のほか、平成18年度決算における純繰越金を充当することといたしております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、406億4,796万1,000円となります。

このほか、債務負担行為及び地方債についても所要の補正をいたしております。

次に、特別会計補正予算といたしまして、国民健康保険特別会計ほか8特別会計について、それぞれ提案しておりますが、いずれも説明については省略させていただきます。

2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付してありますので、そのすべてについての説明は省略させていただき、主なものについて申し上げます。

議案第111号から議案第113号までの「財産の取得」につきましては、常備消防の設備として本署に配備している救急自動車及び資機材並びに蒲江分署に配備している消防ポンプ自動車をそれぞれ1台更新し、並びに非常備消防の設備として配備している小型動力ポンプ付積載車について、普通車5台及び軽自動車2台をそれぞれ更新し、あわせてホース二重巻取機1台及び投光器一式を新たに配備するため、それぞれを購入することに関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第114号「佐伯市土地区画整理事業特別会計財政調整基金条例の制定」につきましては、佐伯市土地区画整理事業特別会計決算において生じた剰余金を基金として積み立て、健全な財政運営を確保するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第116号から議案第119号までの「佐伯市簡易水道事業給水、佐伯市簡易給水施設事業、佐伯市飲料水供給事業給水及び佐伯市水道事業給水の各条例の一部改正」につきましては、合併前の旧市町村のままの体系で新市に引き継ぎ、それぞれ異なっている水道料金を平成20年5月分の料金から、また上水道事業と簡易水道事業で異なっている水道加入金を平成20年4月1日以後の申込み分から、それぞれ統一しようとするものであ

ります。

議案第122号「工事委託契約の変更（日豊本線臼坪高架橋新設工事）」につきましては、市道臼坪女島線道路改良工事のうち、JR日豊本線と交差する臼坪高架橋新設工事に関し、九州旅客鉄道株式会社と締結している工事委託契約の契約金額を増額変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第123号「佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正」につきましては、平成20年4月1日から、家庭から排出される一般廃棄物の排出方法を指定袋制から指定処理券方式に改め、一般廃棄物処理手数料のうち、可燃及び不燃ごみについては処理手数料金額を引き下げ、資源ごみについては処理手数料を徴さないことにしようとするものであります。

議案第125号「佐伯市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部改正」につきましては、佐伯市農業委員会の選挙区の区域について、鶴岡地区では現行、櫻野区、高畠区、稲垣区、長瀬区が第2選挙区で、それ以外の区が第1選挙区と分割されていることから、次の一般選挙から第1選挙区に統合しようとするものであります。

3 諮問について

諮問第7号から第9号までの「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、林孔典氏、横川香正氏及び河野林氏の任期が、来る平成19年12月31日で満了するため、新たに天野公瑞氏を林孔典氏の後任の候補者として、また横川香正氏及び河野林氏を再度候補者として、それぞれ推薦することについて、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

4 認定について

認定第1号「平成18年度佐伯市水道事業会計決算の認定」及び認定第2号「平成18年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定」につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見書を添えてそれぞれ議会の認定に付するものであります。

5 専決処分の報告について

報告第11号「平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、今回、歳入歳出予算において、それぞれ9,989万6,000円を追加計上いたしております。

これは、本市鶴見地区の大島沖合に魚類養殖場の確保を目的として設置した「浮消波堤」が台風第4号で被災し、魚類養殖場施設としての機能及び安全性の確保が果たせない状態となったことから、その災害復旧費について、9,989万6,000円を措置しております。

この財源につきましては、県支出金、市債、財政調整基金繰入金を充当しております。

この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、392億3,489万6,000円となります。

以上、緊急を要したため、専決処分をいたしました次第であります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（児玉忠義） 引き続き、報告事項第15号から第18号までについて、執行部の概要説明を求めます。その間、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前11時28分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日はこの程度にとどめまして、11日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前11時29分 散会

平成19年 第5回

佐伯市議会定例会会議録

第2号 9月11日

議事日程第2号

平成19年9月11日(火曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成19年第5回佐伯市議会定例会第7日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、高司政文君、2番、河野周一君、3番、村尾清一君、4番、染矢玉夫君、5番、下川芳夫君、6番、肥後四々郎君、7番、柳井二生君、8番、三浦涉君、9番、清家好文君、10番、矢野精幸君、11番、矢野哲丸君、12番、浅利美知子さん、13番、吉良栄三君、14番、榊田穂積君、15番、村松講一君、16番、井野上準君、17番、江藤茂君、18番、泥谷和喜君、19番、寺島孝幸君、20番、後藤幸吉君、21番、菅原忠君、22番、小野宗司君、23番、和久博至君、24番、狩生寿一君、25番、戸山盛喜君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は6番までといたします。

35番、高司政文君。

35番(高司政文) 皆さんおはようございます。合併しての市議会です、一番最初というのは初めてですけど、まあ1時間ですねお付き合いをよろしくお願いします。35番議員、日本共産党の高司政文です。私は今回、子育て世代への経済的支援について、公立保育所の民営化について、後期高齢者医療制度について、以上大きく3点お伺いします。

まず大きな1点目の子育て世代への経済的支援についてですが、最初に乳幼児医療費助成制度を取り上げたいと思います。内閣府が2005年10月に調査した少子化社会対策に関する子育て助成の意識調査によりますと、少子化対策として重要なものとして、69.9%が経済的支援措置を上げています。具体的には、これは複数回答ですが、保育料又は幼稚園費の軽減67.7%、乳幼児医療費の無料化45.8%、児童手当の引上げ44.7%などとなっています。保育所の問題はあとで聞きますが、この乳幼児医療費の問題は私も何度か取り上げていますが、昨年の10月から県が制度を3歳未満全額無料から入院・通院の助成を未就学児まで広げる代わりに入院時食事代の実費負担と500円の一部自己負担金の導入に切り替えました。これに対し、佐伯市は3歳未満児については独自に助成をし無料化を継続しています。実はこの乳幼児の医療制度は、2002年10月から医療保険の3歳未満児の窓口負担は2割に軽減されてきました。それが来年、つまり2008年4月から就学前、つまり小学校入学前まで広がることにな

っています。親の側からみると3割が2割になると助かるわけですが、それを助成してる自治体の負担も軽くなるわけです。そこでその財源を生かして額は余り多くないと思いますが、これを一つのきっかけとして現在最高500になっている一部自己負担金の助成を就学前まで広げる。あるいは全額自己負担になっている入院時食事療養費の助成を始めるといった制度拡充につなげてもらいたいと思いますが、いかがでしょうかお尋ねします。次に、就学援助制度の拡充についてですが、昨年も同様の質問をしていますので、これは割愛して就学援助の額は予算の範囲内という規定がありますので、その予算の増額をお願いするという要望にとどめたいと思います。次に、無利子・無担保の貸付制度についてお聞きします。子どもが小学校から中学・高校と成長するにしたがって子育て費用、特に教育費が掛かってきます。授業料や教科書代、副教材、学校給食、制服、通学定期代、机やかばんなどの教育関係費が家計の消費支出を占める割合は格差と貧困の広がりの中で、この30年で5.1%から11.8%へと2倍以上に増え、家計を圧迫しています。就学援助世帯は給食費や修学旅行費などが出ますが、一定の収入があって就学援助はもらえないが、しかし生活としてはぎりぎりなので貯蓄が減っていくばかりという世帯が困るわけです。このためいざというとき、例えば修学旅行費や部活動の遠征費、家族の入院費などですが、こういう時に蓄えがなくて困るという保護者も多いと思われる。そこで、修学旅行費や急な入院などで緊急に資金がいる場合に、中小企業対策のような無利子・無担保の貸付制度ができないか聞きたいと思います。そんなものとも考えるかも知れませんが、子育て世代の経済的困窮はここまで来てるのが現実だと思います。次に、母子家庭の経済的援助についてですが、これは市というより国の制度後退に対する問題ですが、まず児童扶養手当の問題です。現在、母子家庭には児童1人につき最大で4万1,720円支給されていますが、政府は来年度からこの児童扶養手当を支給開始から5年で最大半分にすることを決めてます。国は自立のための就労支援と言っていますが、現実の母子家庭はパートなどの非正規労働者が多く、2005年の調査で所得は全世界帯平均の4割に過ぎず、年212万円、月に17.7万円足らずで生活しています。生活が苦しいという人が8割に上ります。また、生活保護世帯の18歳以下の子どもに支給するいわゆる母子加算、これは16歳以上については段階的に削減、今年度には廃止、さらに15歳以下の母子加算についても廃止しようとしています。このように母子家庭の命綱ともいえる二つの制度を後退させることは母子家庭の更なる貧困の広がりをつくりだすものと考えます。そこで佐伯市として、国の母子家庭への児童扶養手当の削減や生活保護の母子加算の削減廃止に対して反対してもらいたい。その意思表示をしてもらいたいと思いますので、考えを聞かせてください。経済的支援の最後ですが、子育て支援の総合窓口の設置についてお伺いします。一般的に子育てというと、18歳の高校生活が終わるまでと考える必要があると思いますが、市の相談窓口を考えた場合、まだ子どもが小さいときの相談は子育て支援課や健康増進課が中心でしょうが、段々教育委員会を巻き込み、税金のことは税務課、市営住宅の家賃のことは建築住宅課といったように、目的ごとに窓口が異なり広がっていきます。私も、例えばある問合せをするのに、ある課に聞いたらうちではない、どこそこの課だと言われ、その課に行ったらうちではない、どこそこの課だと言われ、そこに言ったらまた違うと言われ、結局元の課に戻り文句を言ったらそれならうちでした、勘違いしてましたといった経験がありますが、議員でさえこんな調子ですから、一般の市民はさぞかしあっちこっち回されるのではないかと心配しています。そこで、私は子育てに関するすべてのこと、制度的なことや経済的なことな

ど教育委員会を含めあらゆる部署に関係することに対応するために専門家を配置した子育て相談窓口を設けてはどうかと思いますので、考えを聞かせてください。

大きな2点目は、公立保育所の民営化についてです。既に執行部からは一部説明を受けていますが、旧市内と長島、旧郡部の弥生、松浦、畑野浦、以上5か所の保育所を社会福祉法人に土地以外を譲渡する。その他は公立として残す。蒲江については、統廃合を計画する。おおざっぱに言うところの内容です。このことを知らない市民も多いと思われるので、まず来年度より計画されている公立保育所の民営化の概要を示してほしいと思います。次に、民営化の是非を判断するため6点ほどお聞きします。まず、公立で行っている乳児保育、一時保育等の利用は民営化でどうなるかということ。次に、民営化によるコスト削減ですが、現在国の民営化誘導策で私立には運営費の補助がありますが、公立は交付税による一般財源で賄っています。したがって、民営化イコール市のコスト削減になると一般的に考えられますが、私はその分を佐伯市の保育施策、子育て施策に使うべきだと思いますが、考えをお聞きします。さらに、市民への事前の情報公開と利用者に対する説明及び意見聴取はどうなっているか。また、現在働いている保育士等の雇用はどうなるか。それから、民営化後も必要な運営費や施設整備費等の援助を行うとともに、市・保護者・社会福祉法人の三者の意見交換の場を設ける、あるいは利用者アンケートや実地調査等のチェックをするなどして、市と法人の責任を明確にしてほしいと思いますがどうでしょうか。最後に、民間ではできない公立の役割についてどう考えるか。以上お聞きします。

大きな3点目の質問は、後期高齢者医療制度についてです。後期高齢者医療制度は全国で1,300万人いると言われる75歳以上の人や障がい者、寝たきり、人工透析患者で65歳以上の人が全員強制的に加入させられる医療保険です。現在加入してる国保、共済健保等から抜けることになり、保険料は世帯ではなく個人個人に掛かりますので、今まで家族の扶養に入っていた人も払わなければなりません。保険料は厚生労働省の試算では、年金収入が年208万円の人が基準で、年に7万4,400円、月に6,200円です。上限は国保と同じ年56万円となりそうです。保険料が一人一人に掛かる均等割と所得に応じて掛かる所得割との合計で県ごとに決められるため、大分県のように高齢者医療費が全国平均より高い県や佐伯市のように一般会計から繰入れしていたところでは割高になります。保険料は年金を月に1万5,000円以上もらっている人は年金から天引きです。そこで質問です。9月の初めには厚生労働省より保険料等算定基準等の交付がされる予定になっているはずですが、その後のスケジュールを聞きたいと思います。また一番関心がある保険料については、決まり次第直ちに市民に情報を公開してほしいと思いますので考えを聞かせてください。次に、保険料の滞納についてですが、1年以上滞納した場合、資格証明証の発行という制裁が行われることになっています。しかし、年金を月額1万5,000円以上受給している人、これは後期高齢者の大体8割を占めるそうですが、こういう方は年金から天引きされることになってるので滞納が発生するのは残りの2割を占める本当の低所得者に、本当にと言うのは変ですけど、低所得者になるわけです。資格証明証では、病院の窓口で医療費の全額を払わないといけません。保険料が払えない人に医療費を全額払えというのは病院へ来るなど言ってるのと同じです。このような低所得者のしかも高齢者から医療を受ける権利を奪っていいのでしょうか。佐伯市として資格証明証の発行を進めるのかどうか市の考えを聞かせてください。次に、今回の制度改正に合わせ、65歳から74歳の年金生活者の国保税、国保加入世帯の大体6割を占めますが、この方

たちも年金から天引きされるようになります。これを知らない方も多いと思いますが、介護保険料も既に天引きされていますので、合わせて1万円を超える方も多くなると思いますし、これまで国保税の納付が困難なため分納や納付猶予の相談を行ってきた高齢者の首を絞めることとなります。このような場合、これまで滞納していた国保税の取扱いはどうなるのかお聞きします。次に、このように高齢者に負担を強いる制度にもかかわらず、5割・7割等の負担軽減の制度が低所得者に対する均等割の部分に限られています。市として保険料の減免制度の条例化を広域連合の中で主張してもらいたいがどうでしょうか。最後に、この制度の財源として、県や市から補助金を入れる仕組みがあります。現在の国保会計のように一般財源を補助金として投入して、保険料の高騰を抑えるよう広域連合に働き掛けてもらいたいと思いますので、お答えください。以上で質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。本日から的一般質問、最初トップバッターということで高司議員の通告を受け、答弁をさせていただきたいと思っております。議員が御指摘の中で、最初の1、子育て世代への経済的支援についてということでございます。その中で、乳幼児医療費助成制度につきましては、議員御指摘のように3歳児未満については当市はそうした政策をとらせていただいております。特に、これは来年の平成20年4月から窓口医療費負担が3割から2割に軽減され、それに伴い市の助成事業も軽減されることとなっております。この軽減額のうち補助金、県費が2分の1ですか、それを除いた部分が市の負担になるわけです。これは特別交付税に反映されており、制度改正後はこの分については交付税に反映されなくなりますので、全額残るわけではないと思っております。また、一部負担金の助成ですが、佐伯市では現在、3歳未満児を対象として、市の単独事業として実施しております。私といたしましてもこれについては、子育て支援の一環として対象を就学時前までに拡充をする方向で担当課に現在もう指示を出しております。平成20年度の当初予算に向けて具体的な検討をそういう中で進めている状況でございますので、この点御理解を賜りたいと思っております。しかし、入院時の食事療養費につきましては、これについては介護保険との整合性がありますので、現在のところは予定をしておりません。そのような状況で少しずつ行革の中での対応を広めていきたいと思っております。その他につきましては、担当部長に答弁をさせていただきますので、よろしくお申し上げます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） おはようございます。まず、貸付制度からお答えをいたします。御質問のように、緊急に資金が必要になった場合の貸付制度は、母子世帯には小口資金貸付制度がございますが、ほかには、社会福祉協議会が行っている貸付事業に委ねているのが現状であります。社会福祉協議会の貸付事業につきましては、緊急小口資金や福祉資金、療養介護資金等の制度がございますので、この制度の利用をお願いしたいと思っております。また、制度の広報等に努めていきたいと考えております。児童扶養手当の削減につきましては、平成14年の法律改正により、離婚等による生活の激変を緩和し、母子家庭の自立を促進するという目的で見直され、手当を受けてから5年以上経過した方が対象となりますが、お子さんが8歳未満の場合やお母さん自身が障がいがある場合などについては対象外となっております。また削減幅が示されておりましたが、法の目的に沿って実施していきたいと考えております。また、生活保護を受けている母子世帯の母子加算の削減廃止については、既に段階的

に実施されているところですが、これと併せてひとり親世帯の自立の支援を目的としたひとり親世帯就労促進費の支給制度が新たに設置されております。これは、受給者が就労等をしている場合に支給されるものであります。この制度に併せてひとり親世帯の支援を行っていきたく思っております。子育て支援の総合窓口についてですが、現在、子育て支援については、議員の言われるとおり目的別に各課が窓口となっております。それぞれの専門性が強く、窓口を一本化し、そこですべてを担うのは大変困難であると思われまます。市としましては、各部署の連携を図り情報を共有し、訪れた保護者等がなるべく1か所の窓口で問題が解決できるよう努めております。また、今年度中には佐伯市の子育てに関する情報冊子を作成して母子手帳交付時に配布したり、各課の窓口・各医療機関の窓口にも設置したいと考えております。

次に、保育所についてお答えをいたします。現在、市立保育所が抱えている最も大きな問題は正規職員3割、臨時職員7割という保育士の逆転現象にあります。この解決のため、民営化や統廃合といった公立保育所の運営方針の見直しは避けて通れない問題となっております。公立保育所16園のうち、民営化を進める施設は、佐伯、長島、弥生、松浦、畑野浦の5園を計画しております。移管先の経営を圧迫しないよう、定員規模が大きく入所率が安定している施設を選定いたしました。また、久部は障がい児保育などの公的な役割を中心に担う施設として直営で残します。直川、蒲江は他の施設からの距離や現在の入所状況から直営といたします。そのほか本匠西、本匠東は統合・新設を検討し、宇目地域は新設幼稚園の動きに応じて、また蒲江地区の蒲江、畑野浦以外の施設は小学校統合や道路事業等の進捗よくに応じて統廃合を検討いたします。スケジュールとしては、平成20年4月1日より佐伯、長島の2園を民営化、平成21年4月1日より弥生、松浦、畑野浦を民営化する予定であります。民営化に当たっては、現在の保育サービスの水準を維持・向上することを条件としますので、民営化後も乳児保育、一時保育等のサービスを継続いたします。民営化により軽減された財源や人材は、時代のニーズに即した子育て支援策に利用したいと考えております。8月に行った佐伯保育所と長島保育所の保護者アンケートでも、拡充してほしいサービスとして、完全給食の実施や延長保育などが出ており、今後利用者の意見を反映しながら保育サービス等を検討していきます。保育所民営化の情報公開については、市の行革プランの中で掲載しております。また、今年8月には佐伯保育所と長島保育所の保護者説明会を開催し、説明会に出席できなかった保護者には後日資料を手渡しました。保護者アンケートの回収率は59%、民営化について、よい又はやむを得ないと回答した人は91%、納得できないと回答した人は2%でした。市民にはホームページを通して随時情報を公開してまいります。現在公開しております。民営化する保育所の正職員は、ほかの市立保育所に異動することとなります。民営化に際して保育士が全員変わってしまうのは、子どもたちの保育環境の変化として最も心配することですので、現在、佐伯保育所、長島保育所にいる臨時職員を引き続き雇用することを事業者選定の際の大きな判断材料としたいと考えております。私立保育所については、保育単価による支弁総額のうち、国の基準による徴収金を除いた額を国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担しており、民営化後の保育所運営費はこれと同様になります。施設整備を行う際には、社会福祉法人であれば事業対象経費の2分の1を国が、4分の1を市が補助することができます。また、民営化後の市・保護者・移管先法人の三者の意見交換の場や実施調査などについても検討してまいります。公立保育所の役割としては、障が

い児保育や家庭に問題を抱えている要保護児童の保育など、私立保育所でも行いますが、公的役割が強い保育の中心的な担い手として、また入所率が低く経営的に民間が入りにくい地域に保育サービスを提供する施設として大きな役割を持っていると考えております。

次に、後期高齢者医療制度についてお答えをいたします。今後のスケジュールにつきましては、今月上旬に保険料算定基準等が国から広域連合に交付されることになっておりましたが、まだ交付されておられません。中旬に保険料算定に必要な諸係数等が提示されることになっておりますが、恐らく先ほどの算定基準と一緒に提示されるものと思われます。中旬から各広域連合において、保険料率の設定作業が行われ、9月末をめどに保険料原案が策定され、10月中に部会・幹事会・運営協議会等の各関係機関で機関決定がされるものと思われます。11月に広域連合議会の定例会が開催され、保険料率が設定されるということになると思います。12月上旬、被保険者ごとに保険料額が算出され、平成20年、年を越しまして3月に市町村の議会において保険料条例が制定されるという運びになると思われます。市民への周知については、8月1日号の市報で制度の概要をお知らせしたところです。保険料が確定すれば広域連合と協議し、なるべく早い時期に市報等を活用して周知したいと考えております。低所得者の保険料については、軽減制度、均等割の7割・5割・2割があります。納付については、保険制度の相互扶助の観点から被保険者の義務と考えております。資格証・短期証の発行については、高齢者の医療の確保に関する法律第54条で規定されており、運用については広域連合で協議することとなっております。窓口対応としましては、資格証・短期証の発行により滞納されている方と話し合える機会を多く持ち、個別の問題ごとに話し合いをしながら解決したいと考えております。現在の納税義務者が国保税を延納・分納している場合で、その方が特別徴収対象者となった場合に、状況によっては過年度分の支払いが困難である場合が想定されますが、この場合でも基本的には現年度分については特別徴収、過年度分については普通徴収となります。ただし、どうしてもやむを得ないと市町村が判断すれば、特別徴収から普通徴収に切り替えて徴収することができます。保険料の減免については、広域連合の条例により規定されることとなるため、保険料率と同様、部会・幹事会・運営協議会の各機関の協議を経て決定することとなるので、その協議の中で議論したいと考えております。一般財源の投入については、行財政改革の最中であり非常に厳しいと考えております。他市の状況等を見ながら検討してまいりたいと思います。以上であります。

議長（児玉忠義） 高司政文君。

35番（高司政文） それでは再質問を行います。乳幼児医療費、市長ありがとうございます。是非公約でもありますので是非進めていただいて、でき得るなら食事医療費もですね是非検討の一つに加えていただきたいと思います。これは来年度からですね可能性が出てきましたのでこれ以上聞きませんが、一つだけですね市長御存じかも知れませんが、一つお願いしたいことがあります。今乳幼児医療費の窓口減免ですね、結局病院の窓口ですねもうお金を払わなくてもねいいような、まあ現物給付と言うんですけど、こういうことは佐伯市はやってますが、こういう自治体に対してですね、国が実は制裁を科してるんですね、ペナルティ。国保会計に対する国庫補助金を削るというね、そういう仕組みでやってるもんですから分かりにくいんですけどね、結局その分を一般会計から繰り入れしてるというのが実態で、佐伯市ではですね調べまして教えてもらったんですけども、平成17年度でですね853万6,549円、平成18年度で635万7,521円、これだけ補助金がね削られてるんです、実は。国

はね本当は少子化対策と言いながら自治体がこういう市民のために実施すると制裁を科すと、国は本当に少子化対策をやる気がないというのがね、本当こういうことで分かるんですけど、こういう国ですね理不尽な態度に対してね、やっぱりね市としても私は抗議するべきじゃないかと思うんですね。ですから、その点で市長ですね是非考えを聞かせてください。それからあと、その他の件ですけどね、無利子・無担保の貸付制度、これなかなか難しいと思いますけど、今緊急小口の話が出ましたが、これは5万円までしかねなりませんしね、金利も確か3%かな付いたと思いますのでね、場合によってはですねもう少し多くのね緊急のお金がいるという場合もありますしね、これは是非検討の一つに加えてもらいたいと思います。それから、母子家庭の児童扶養手当の問題も出ましたけど、5年というたらずね大体中学校・高校生なんですね、5年過ぎるとですね母子家庭の方は。そうするとですね本当にもう生活がね教育費とかいろいろでね大変なんですよ、これがまた急にですね半額になるちゅうことはね大きな私は問題だと思いますのでね、これは来年度実施ですので、それまでの間に市としてですね何とかこう手だてができないもんかね、この点もですね検討をお願いしたいと思います。それから総合窓口の件ですけど、部長がおっしゃいましたけどですね、連携もちろんしてもらいたいんですけどね、やっぱりこだけ大きな市ですからね、一人はね専門家みたいな人がね異動せず一ずっとそこでねそういう相談にね本当に長い間、長い間ちゅうかな、小学校から乳幼児からですね高校ぐらいまでずっとそれにのれるようなね、そういう専門家が必要じゃあないかと思いますので、これは部署としてでなくてもですねそういう育てるね、職員を育てる方法もいいんじゃないかと思いますので提案をしたいと思います。

それから、公立保育所の民営化の問題ですけど、保育所に求められるですね質ということで国がですね指針を示してまして、一人一人の子どもの発育を尊重し支援する保育が実行できることとかねありますが、本当はどういうんですかね、利便性以上に保護者がね本当に必要としてる支援ができるかどうかちゅうのが問題だと思うんですよ。それで、保育園を考える親の会というのが全国にありましてね、そこがアンケートを行っているんですね。その中で出されてる要望はですね、要望というか意見ですけど、保育園で子どもの自主性が尊重され、その中で生活習慣なども身に付けていること。保育士の子どもに対する言葉掛けや接し方のうまさ、子ども同士のかかわりを大切にする姿勢、豊かな遊びや自然との触れ合いなど。そういうですね記入があったと。これはねさっき部長がちょっとアンケートですかねおっしゃいましたけど、そういうですね保育園の満足度調査とかでね聞かれない項目っていうのがですねやっぱりあるんですよ。もっと子育て全体をね支えられてることへの親たちの満足が現れていましたと。最後にですねこの調査はですね、保育園で生き生きと生活する子どもの姿を見て、親たちは自分の子ども観を修正し、子どもが尊重される様子を見て、子どもへの理解と愛情を深めていきます。そのような子育て支援ができる保育園が求められていますと。こういうふうですね最後結んでます。ちょっとあの公立保育所の件ですね気になりますけど、この質をですね民営化になったことで落してはいけないと思いますし、逆にですね民営化になったらよくなったというふうなことがですね、これ保護者の間で評価されるようになったらですね私はこれはそれでまた大問題だと。今残っているって言うたら言い方変ですけどね、公立の保育所がこれ魅力がないとね、改善をしないといけない分がこれあるんじゃないかと逆にですね思いますのでね、その点も是非考慮してもらいたいと思いますし、

それから1点質問ですけどね、職員の雇用年数、定着状況が心配なんです、あの民営化にされるとですね。公立はもちろんね定年まで働けますけど、私立の場合、民間保育園のですね職員の勤務状況はどうなっているかね、勤続年数はどうなっているのかとかね、その辺がやっぱり給与面の待遇面で心配ですので、どうなっているかちょっとつかんでいたら教えてください。それから、もう一つの心配は保育料です。これは来年度ですね、今の計画では国基準の6割ですね、佐伯市の全体の保育料を統一するというふうに私は聞いてますが、統一されたらですね、これはまあ水道料金と似たようなもんですけどね、部分もあります、調べたらですね、合併前のいわゆる本匠ですね、宇目、直川、鶴見、ここがですねほとんどが階層ですね上がるんですね。それから逆に旧佐伯市始め、上浦、弥生、米水津、蒲江、ここはですね保育料が下がるというふうな結果になりますので、非常にこれ全体から見たときに難しいことであるんですが、一つですねちょっとお聞きしたいのはですね、そうやってこう統一料金がされると、したあとにですね実は政府が今給与所得控除の縮小とかですね配偶者控除、あるいは扶養控除の廃止をね、こういうことを今検討してますよね、税制改正の中で。それがですね実行されたらね、今下がったところも保育料が下がる場所ももちろんですけど、これまた上がるというね繰返しになると思うんですよ。そういう場合にですね市として経過措置を設けるとかね、あるいは区分の変更ですね。例えば、第4区分が今所得税のですね課税所得が7万2,000円未満が第4区分とかね、7万2,000から18万が第5区分とかね、いろいろ区分分けしてるんですが、そういう事態になったときにですね、区分変更を含めてね考えられないかどうかですね、その点をお聞きしたいと思います。それから、保育所の関係でね幾つか私も聞いてほしいという声もありますし、疑問もあるとこありますのでね、幾つか聞きます、簡単にですね。まず、待機児童の問題ですね、これ今佐伯市の待機児童がどうなっているか、希望どおりにですね希望する園に入れてるのかどうか。それから、職員の採用ですけど、市報見ますとね来年度2名の保育士を募集してるようですけど、民営化でね減らすという考えの中で、増やすという部分がですね矛盾がないのかどうかですねお聞きします。それから、事業者がですね替るとさっきも部長もおっしゃいましたけど、やっぱり環境の変化ということで子どもたちが非常に心配になります。そこでですね移行のためのね準備期間をどうするのかということと、それから移行期間の間にですね是非今の保育士さんと新しくね事業を受けられるところの保育士さんが一緒にですね合同保育機関というのをね設けてみたらどうかと思いますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから次にですね、後期高齢者医療制度についてですけどね。今佐伯市ではですね1万2,837人の方がね今現在ですね来年度からの後期医療制度に入るんじゃないかと思われる人数です。結構かなりというか多いですね、この方たちがですねなる問題ですから非常に大きな問題だと私は思います。それでちょっとさっき質問の中で触れなかった部分がありますのでちょっと言いますが、医療費の負担とですね医療制限の問題がこれが加わるんですよ。医療費の負担が何かと言うと、来年4月からですね70歳から74歳の方の窓口負担が1割から2割になってね、現役並みの所得の方は3割になります。それから、療養病床に今入られてる食費とね居住費についてもこれ自己負担になりまして、65歳から69歳の方に拡大するという問題があります。それから、長期療養病床の削減、これ佐伯市今現在ですね医療・介護合わせて234床ありますが、2012年にまで約90床になる見込みと聞いてます。非常に大量のですね介護難民、医療難民を生み出す危険性があります。それでこの点ねちょっと心配なの

で、これアイラというですね雑誌に特集でね、捨てられるがん患者というのが載ってたそうで、これある雑誌に載ってるんですよ。これ見ますとねいわゆる長期療養病床から追い出されるケースがありますね、これ減ると。そういう方がどういうあとをたどるかということですね、ちょっと読みます。在宅療養の受け皿や介護対策の整わないまま自宅へ戻されたら、末期がん患者の悲惨な死が相次いでます。妻が認知症で介護の手もない、末期の肺がん患者が病院の勤奨で退院、2日後に看護師が訪問すると指先や唇を紫色に染めるチアノーゼを起こし、座布団に寝ころびながら自分で痰を吸引していたと、退院5日後に死亡。それから末期の肝臓がん患者が腹水でおなかがはれ上がり意識もうろうの状態退院、緩和医療を受ける間もなく退院翌日に死亡。こういう実例がですね紹介されています。これはですね起こり得るんですね、これ佐伯でもですね。ですから本当はね、在宅で医療をね介護できる体制であればねそれはもちろん心配ないわけですけど、今の現実は無理ですよ家からそういう患者をです診るといのは。この人たちは本当どこへ行ったらいいのかということになるんですよ。その点で、今の段階からですね市の対策を求めたいと思いますので、考え方をお聞きしときます。それからですね、医療制限の問題ですが、診療報酬の包括払いというこれまた大問題があります。病気の種類によってですね、もう既に診療報酬を決めてしまうと、これ以上病院が治療したら全部赤字になると、そういう仕組みを今導入しようとしています。ですから、ある病気で入院しても治らなかった場合はねもう病院から出されるという事態になるんですよ。で、一番心配なのは透析患者なんですよ、こういう方が後期医療制度に入りますのでね、そういう慢性的な病気を持った人ほどね心配になると、影響を受けるというふうに考えられます。それから、さっき資格証明証の問題を言いましたけどね、ちょっと何か私よく分からなかったんですけど、結局それまでね、後期医療制度に変わった段階で滞納があった人はどうなるんですか、仮に例えば、それがね数か月前から滞納してたというときには、それが合算されてねもう資格証明証の発行と切り替わってしまうのか、それとももうそこで1回切ると、過年度についてはね1回切って、それについてまああとでいいからね、現年度分からという基準でその資格証明証の発行の基準がね始まるのか、そこが分からないんで、それがどうなるのかお聞きしたいんですよ。そうしないとですね、今さっき言ったようにですね、分納してる人とかね延納してる人から見たらね、大変な心配になると思うんですよ。いきなりですね保険料が取り上げられたということになりかねませんのでね、その点ちょっとははっきりしてほしいと思います。それから、市の体制と準備の問題ですけどね、さっき部長スケジュールで言われましたけど、事前に調べたらですね12月ぐらいにやると、やっとな保険料なんかが決まってくるんじゃないかと言われてるんですよ。それからですねわずか二、三か月の間にねいろんな体制ね準備を、コンピューターの問題とかいろいろあるでしょうけどね、して4月から間に合うのかどうかですね。本当に心配なところなんです。私は撤回してほしいんですけど、これは。そこで率直な意見としてですね、市の考え、これはやるしかありませんじゃなくてね、本当に率直な意見として今現在ねそういう心配はないのかですね、不安はないのかどうかちょっとお聞きをしておきたいと思います。それから、今減免の問題ですね、今のところ行財政改革で難しいとか、これ一般財源の話ですか、その前に減免の問題もちょっと出ましたけどね、私ちょっと提案ですけどね、これ佐伯市の地域福祉基金というのがありますよね。今平成18年度末で12億4,000万円の基金があると思いますけどね、これもしお願いできれば広域連合のこういう減免とかねそういうところに連合

・県連・自治体力合わせてね財源としてね使っていただきたいし、もちろんできたら保険料のね抑制のためにも使っていただきたいですけど、その点ですね何かこう提案したいと思いたいますので、是非ですね広域連合の中で検討をお願いしたいと思いたいます。それから、この後期高齢者医療制度ですけどね、一言だけちょっと何でこの制度国がつくるんかということですけど、もともとですね財界大企業がですね国際競争力の強化のためにですね利益を上げなければならぬ。そのためには、人件費と社会保障の負担を軽くすると、これが必要ということですね派遣などの非正規労働雇用のね拡大と一緒に医療制度改正を政府に求めていたということから始まりなんですね。ですから、国民の暮らしより、大企業の暮らしをね優先する今の政府の姿勢を本当に表わしている。このことを批判しなければいけません、現実ですね制度としてこれできてしまったわけですので、今こうやってね質問してるわけ。最後にね、この高齢者の問題で1個聞きたいんですが、1個聞きたいって、これお願いと質問になります、ほかにですね保険料、一般保険料、特定保険料に分けて世代間対立をねあおるといふ問題とかね、それから私もそうやってきてますけどもメタボリック症候群ですね、これの予防という特定健診をね義務付けると、それがね改善できない自治体にはねペナルティを課すというねこういう問題があるとかね。それから医療費の削減額を都道府県で競わせると。こういう問題とかね非常にこの制度問題がもう多すぎてね1回の質問で本当話きれないくらいあるんですよ、ですからやっぱり市としてね、これは是非もう市長ですけど、この制度どう考えてるのかね。もう本当問題のある制度と私思いたいますので、凍結撤回というねことを本当に考えるべき制度だと思いたいますよ、障害者自立支援法もね施行されてからやっぱりおかしいちいうことで問題だということ今変更のね世論が盛り上がって政府もですね検討をしてますけど、やっぱりねこの今の段階で市としてもその点是非ね主張していただきたいと思いたいますので、最後にですね、その点市長にお聞きして再質問終わりたいと思いたいます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再質問の中で後期高齢者についての考え方ですが、これは国からそうした中で高齢者保険ということですが、私どもこれを連合という形で県での統一をした考えをしております。議員にとりましていろんな諸問題等を言われておりますが、そうしたことをカバーする一つの後期高齢者の医療という形で、特に私ども佐伯市はこれからの高齢者人口が非常に多くなると、そうすると国保だけでは持たない、老人保健では持たないというような経過の中で、県全体での、むしろ地域にとって保険料の削減についてはいける部分があるかと思っております。また、議員が指摘する部分についてはまだ制度をいろいろ今やっておりますので、そうした部分については十分チェックをし、そうした会合の中では私なりの意見をまたやっていきたいと思っております。その他については、担当部長より答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） ちょっと質問が多かったのでですね、順番にいきたく思いたいますが、まず、貸付制度等々の御要望という形でお聞きしたいと思いたいます。総合窓口についてですけども、今私ども県民保健福祉センター、保健所ですね、保健所や私どもの子育て支援課、健康増進課等々ですね、教育委員会も含めて、佐伯子ども家庭支援ネットワークというネットワークを作っております、そういうものの中で定期的に会合を開きながらですね情報交

換を行い、これ要保護児童の関係がまあ中心になるわけですが、それ以外の子育て支援のことについても情報交換をしながらですね、連携を深めております。こういうものを利用してですねやっていきたいと思ひますし、現状ではなかなか庁舎の問題であるかとその内容についてなかなか一本化というのは難しいっていうのは御理解いただきたいと思ひます。それから保育所についてですが、民間、私立の職員の雇用年数等につきましては、私の方は把握をいたしておりません。

それから保育料、税制改正等々が保育料の区分等にどう市として独自のものをさせないかというような御質問だったと思ひますが、今までに定率減税が廃止されたとき等々におきましても国の方の徴収基準がその辺を配慮しての改正になっております。ですから、次にいろいろ制度の改正がある場合にも恐らく反映されるだろうと思ひますし、もしまあ出てきての時にはまた考える必要があるのかなとは思ひます。それから、移行の際の準備期間、それから合同保育とかいうお話がございましたが、できるだけ短い期間でありますけれども、できるだけその移行の期間を取りたいと思っておりますし、当然その中では合同保育であるとかいうことも考えております。それから、職員の採用を今年2名考えたわけですが、先ほど答弁の中で申し上げましたように、ただ今正規の職員が3割、臨時職員が7割というような状況になっております。統廃合の民営化を進めましてもですね、これが私どもの計画がそのまま完遂しますとほとんどが正規職員で賄えるというような状況になるわけですが、その間のやっぱり新陳代謝もございまして、そういう形で採用は考えていかななくてはならないと思っております。

それから、高齢者の医療制度について、市の体制としてはスケジュールを見て間に合うのかという御質問でございましたけれども、これは議員言われたとおり間に合わせなければなりません。そうお答えするしかございませぬ。それから、特定健診のそれから特定保健指導等々の結果でペナルティと言ひますが、そういう調整交付金等々の減額というような部分につきましては、これは私どものだけの問題ではありません。広域連合としても、それから国全体の問題でもございまして、そういう中で話を議論をしていきたいと思ひます。大体以上であったと思ひます。

議長（児玉忠義） 高司政文君。余り時間がございませぬので、時間内でお願ひします。

35番（高司政文） 再々質問です。まず保育所ですね関係一つだけですが、答弁ですね大体今7割が臨時ということですが、民営化もしですね、これはまあ私も今ね民営化いいですよと言ってるわけじゃないんですけど、もし民営化されたらですね、今臨時の方ねできるだけ雇用をそのままということをおっしゃいましたけど、私は是非ね一つね正規雇用をね進めてほしいというような要望でねしてほしんですよ。と言うのは、保育士さんというのはやっぱり専門、一つの専門家ですからね、公立でですねずーっと保育をされた方が退職をね民間の方にですね働いてる方もおられるしね、そういうまあ専門家の養成という意味でもですね、ちょっとこう使い捨てみたいな形じゃあなくてね、やっぱり正規の雇用としてね安定して働けるということですね是非要望をお願ひしておきたいなあと思ひますので、考えがあればですねお願ひします。

それから、後期高齢者医療制度ですけど、これはやっぱり制度がですね複雑でまだ分からないことが多いだけにですね、情報交換が非常に必要ですので、対象者が1万3,000人いますのでね、やっぱりこの対象者の方には十分ね周知をすると同時に、できたらですね、こうい

う方たちを集めて説明会をね1万3,000人もいるから大変でしょうけど、説明会をするとかね何かやっぱりね手だてをしないと4月になって、5月ですかね大体請求ね保険料がくるのがなりますわね、そのくらいになったときに初めてねこれは大変な制度じゃというふうに気が付くちゅうんじゃねやっぱ困りますので、そういう情報公開と説明をね市民の説明を周知をどうするのか、その点だけね最後にお聞きします。ついでに広域連合ですのでね議長始め佐伯からも議員さんなられてますので是非ですね、広域連合の中でもですね減免の問題とか保険料を抑える問題を是非お願いをしたいと思いますので、以上で再々質問を終わります。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 保育士の臨時の保育士できるだけ正規雇用ということでございますが、私どもが今民営化等々進めていこうとするのは、こういう臨時職員が多くなっているというのが非常に正常な形ではないということで進めておるわけですから、今度移管先の法人にはですね、正規の職員がなるべく多い形で運営をしていただきたいという要請といたしますか、そういうことはやっていきたいと思います。ただ先方の事情もございましょうし、すぐに正規職員が増えてという形にはなるかどうかというのは問題があるかと思いますが、私どもの希望としてはそういう要請をきちんとしていきたいと思います。

それから、後期高齢者制度の周知等についてですが、私どもこれ大変な問題であるというふうに考えておりました、今年タウンミーティングにおきまして、この当時分かっておるだけでもすぐに出していこうということでパンフレットを配りながら、できるだけの説明をしていったところでございます。市報やそれからホームページ、そういうもので周知するのはもちろん、どのように市民に周知していくかということについては、また具体的に検討していきたいと思います。

議長（児玉忠義） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

次に37番、河野周一君。

37番（河野周一） 37番議員の河野周一です。2点質問をさせていただきます。最初に、佐伯市におけるバイオディーゼル燃料の将来性についてです。この質問は過去2人の方が質問されていますが、時代の流れと言いましょうか、私の考えを入れて質問させていただきます。さて、今年去年に比較すると異常な猛暑である。全国の地域によっては、過去最高気温の40.9度という所もあった。マスコミでは何何ニョ現象とかフェーン現象とか、はたまた太平洋高気圧、チベット高気圧の影響と言われているが、いずれにしても地球全体の温暖化現象が現実的に我々の生活を脅かしてきているということである。その原因である生活の中で排出されるCO₂温室効果ガスの一つを各国が排出し過ぎるのである。それで、世界各国は温暖化防止のため1997年の京都議定書に温室効果ガスの排出量を削減する目標を定めた。目標達成のための計画の中にはバイオ燃料を積極的に利用することが盛り込まれている。しかし、目標は定めたものの各国の足並みがそろわず、かえって増える傾向にあるのが現状である。バイオ燃料とは、皆さん御存じのように牧草や木材、菜種油等の生物資源を利用する燃料であり、地球に優しく地球全体に普遍的に存在している。そして、太陽がある限り枯渇しない原料である。それに対して石炭・石油などは化石資源と言われており、一定の国に点在しており、枯渇するおそれがある。しかも、輸入に頼っているので価格が負担でCO₂を多様に排出する地球温暖化の直接的な原因になる。そういう世界的な背景があってバイオディーゼル燃料が見直されているのである。我が佐伯市でもその一助として3年前から廃食油を

利用してバイオディーゼルを精製している。まだまだ試験的な段階ではあるが、将来、佐伯市は元よりその周辺の市町村に普及されることを望むものである。ちなみに、京都市は日本でもバイオディーゼル燃料取組の先駆的な存在であり、現在ごみ収集車220台と市バス95台が健全に運行している。最後に、地球温暖化防止と循環型社会の形成のために価値創造をしながら地域振興策として進めていこうではありませんか。ここで質問に入らせていただきます。まず、バイオディーゼル燃料の精製と利用はどの程度進んでいるのか。2番目が、軽油代替燃料としての効果はあるのか。3番目が、学校給食センター以外には廃食油をどこから回収しているのか。4番目が、この事業を大きく展開していくのなら廃食油だけでは不足すると思うので、農家の休耕田に菜の花栽培を補助金を付けて奨励するつもりはないか。5番目が、市民にこの事業効果を広く知ってもらうために菜の花プロジェクトマップの作成はどうか。最後6番目が、県下に先駆けてバイオディーゼル燃料に直接取り組んでいる行政機関は佐伯市だけということであるが、将来はどのような方向を目指しているのか。

2点目に入ります。鳥獣害対策について、面積903平方キロメートルのうち約87%の山林を有し、山林都市、森林都市と言われても過言ではない堂々たる構えの8万都市佐伯市。その中では人間と鳥獣の食糧争奪戦が展開されていると、大げさですが。相手はサル、イノシシ、シカ、カラス等である。特に、中山間地域に植えている野菜は狙われやすい。被害にあっている中山間地域の方はそれこそ野菜が獣害に食べられるものですから店で買うような状況です。そういう人もおります。いろんな対策を立てて防いでいるがもう一步も二歩も対策を探すべきではないかと思う。不況でなおかつ税金等が高く格差社会の厳しい風が吹く中、中山間地域の方は交通は不便で年金等の現金収入が先細り、一生懸命育てた野菜等が被害にあえば苦労も水の泡に水泡に帰して泣くに泣けない状況である。県の資料によれば、特にシカを例に挙げれば、大分県内に8万匹おるそうです。そのうちの3万匹がここ佐伯市の山林に住んでいるということである。私も夜間行動をするのでよくシカに遭います。また、本匠では昼間サルに出会うことがある。シカはかわいいし、サルは人間に近いので銃で撃って駆除することには抵抗がある。何かいい方法はないものかと模索するものである。そこで質問に入ります。1番は、ソフト対策とハード対策とあるが、それぞれどのようなことをしているのかお尋ねします。2番目が、これは県に関する質問ですが、2006年、平成18年の4月に導入された森林環境税、これは個人が大体年額500円、中には700円、800円もあります。は、どのように使われているのかということをお尋ねします。以上でございます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員の1、佐伯市におけるバイオディーゼル燃料の将来性についてと2番目にあります鳥獣害対策の二つの御質問の中で、私の方から鳥獣害対策について全体的なお話と今取り組んでおりましたことについて答弁をさせていただきたいと思っております。議員がおっしゃるとおり、鳥獣害対策非常に大きな被害が出ておりますが、現在佐伯市が実施している対策は、大きく分けて柵などを設置する被害防止対策事業とイノシシやシカ等の鳥獣を直接捕獲する有害鳥獣捕獲事業があります。有害鳥獣捕獲については、これは5月に佐伯市猟友会の総会がありまして、こうしたところについては全面的にお願いをしているわけでございます。特に、その総会の中で、私はイノシシ以外については全般的に減少傾向が今年度あっております。しかしながら、先ほど議員がおっしゃいました非常にかわいいと、シカの被害が依然として増加の傾向にあっているところでございます。これについては、捕

獲について猟友会の時にもお願いをしておりますが、これについてはまた6月に佐伯市流域林業活性化の協議会についても県との席上で、こうした対策の中で現在県が行っている鳥獣害対策については生ぬるい部分があるのではないかとということで発言をし、そのことを早速県の方で対策を取っていただきました。議員も御存じだと思いますが、大分県の広報である新時代大分広報、これは一部コピーなんですけど、こうした中で新たな鳥獣害対策という形で狩猟期間の規制の緩和とかですね、休猟区の区域の緩和とか、そうした新たな政策を今年から対策を取っていただいております。こうしたことの対策という形でございますが、その他ソフト面等につきましては、担当の方から答弁させていただき、私の方では、現在そうしたことで推移をさせていただいていることを御答弁申し上げたいと思っております。その他につきましては、担当部長に答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 河野議員の御質問が二つございますが、そのうちの一つの佐伯市におけるバイオディーゼル燃料の将来性についてということで6点いただいておりますので、順次御答弁申し上げます。1番始めのバイオディーゼル燃料の精製と利用につきましては、現在廃食油の回収を佐伯市全体の学校給食センターと小学校計15施設を対象に毎月1回約800リットルの回収に当たっております。年間約9,600リットルということになります。その廃食油を精製しますと毎月約680リットルのバイオディーゼル燃料ができますので、年間約8,000リットルを見込んでおります。利用については、清掃のリサイクル車1台、蒲江の給食配送車3台、ほか公用車6台、農耕機2台に使用しております。回収量が決まってくるので精製した燃料が余るようになれば随時公用車を増やしていく予定でございます。次に、効果についてでございますが、先に述べましたように、昨年度から市の公用車で試験運転を行ってきました。一番走行した公用車で約1万キロメートルを走っておりますが、軽油と比べてほとんど変わりなく運行してきました。車内には排気ガスによって天ぷら油の香りがするというぐらいで後は問題もなく、効果はあると考えております。試験データも燃焼排出される成分は全項目軽油に比べ削減されています。馬力については、若干落ちると聞いておりますが、普通走行では感じられません。次に、回収につきましては、昨年度は佐伯地区の学校給食センターと小学校計6施設を対象に回収、今年度より佐伯市全体の学校給食センターと小学校計15施設を対象に回収を始めましたが、まだそれ以外の回収は行っておりません。次に、菜の花の奨励と補助についてでございますが、この事業の今後については、現在方向性を定めているところでございます。菜の花の栽培については、従来景観形成や地力増進による作付けが多く、種子をまき花が終了した時点ですき込むといった簡易な作業で終わっていましたが、本プロジェクトのように種を取り、油まで搾るとなると生産経費等が掛かります。転作における産地交付金との兼ね合いからみても交付額が少ないため面積の拡大が大変難しくなっているととらえております。今後は農地・水環境保全向上対策事業等によりまして、集落の取組の中で作付け推進を図っていくことも有効な手だてと考えておりますので、生産費等のコスト低減を行い、採算性のある菜の花づくりも検討していかなければならないと考えております。次に、プロジェクトマップについてでございますが、昨年度本事業によりバイオディーゼルカーを作成し、春まつりで試乗会を実施し、市民に事業のPRをしたところでございます。今後も各種イベントに参加するとともに環境問題を意識した新エネルギーを広く市民に市報やケーブルテレビ等でPRしていきたいと考えております。最後に、

将来の方向につきましては、精製機には処理能力があります。現行の精製機を十分活用しての範囲にとどまるか、佐伯市全体の廃食油リサイクルの取組にするのか、今後の検討課題として十分な方向性を定めることが必要だと考えております。現在、内部検討委員会を設置してそれらを検討しているところでございます。

次に、2番目の質問の鳥獣害対策についてでございますが、これも2点ございますが、まず1点目の鳥獣害対策のソフト事業とハード事業についてお答えをいたします。ソフト事業には有害鳥獣捕獲事業があります。この事業は、有害鳥獣の捕獲等を行い、個体数の調整を行うことで被害防止を行うもので、シカは8,000円、イノシシは6,000円、サルについては3万円の捕獲報償金を出しております。また、県と協働で行っている有害鳥獣対策チームによる集落診断等において、鳥獣の近づきにくい集落づくりに取り組んでおります。ハード事業につきましては、有害鳥獣被害防止対策事業を実施しております。この事業は農地等に鳥獣侵入防止波柵を設置する場合に市の補助金による助成を行う事業であり、シカネットや電気柵、トタン柵等があります。2番目の森林環境税の用途についてお答えをいたします。現在及び将来の県民が享受する県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に森林環境を保全し及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するために要する経費の財源を確保するというので、平成18年度から5か年間取り入れられた直接税でございます。平成18年度実績は、2億3,500万円の税収が大分県から報告をされております。税収の用途につきましては、四つの施策の柱があります。1番目には、県民意識の醸成として、森林に対する意識の高揚や森林ボランティア活動等で約20%程度、2番目に、環境を守り災害を防ぐ森林づくりに50%程度、3番目に、持続的経営が可能な森林づくりに30%程度、4番目として、遊び・学ぶ森林づくり事業に使われております。具体的には、佐伯市ではNPO法人サンサンドリームが実施主体で、海岸の流木を回収して炭にする炭焼き体験や椎茸づくりを鶴見で環境税を利用した事業を行っております。さらに、里山づくり支援事業として、海崎中野地区桜と椿を守る会によりまして、里山林資源の利活用事業を実施しております。また番匠川流域ネットワークが城山にて子どもの森林体験活動支援事業を行っております。平成18年度環境税事業は、主に県下で12市町村で事業を展開しているところでございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 河野周一君。

37番（河野周一） あのですね、先ほど答弁を受けましたが、軽油代替燃料の効果ですけどね、市の車はバイオディーゼル燃料用に特別に仕立てた車ですかね、それとか、そしてその車に故障はないのか、それをちょっと質問したいと思います。そしてですね、これはまあちょっと効果を知ってもらうために市民にちょっと分けてディーゼル車で試してもらうということではできないのかどうかお尋ねします。それと回収のところで、外食産業とかですね、食品工業とか、そういう廃食油の回収はできないのかどうか。それと市民全域ですね、これ京都市で行っているんですけどね、ポリタンク方式というのが、回収ちゅうのがあるんですけどね、そういう回収ができないのかどうかですねそれをお尋ねします。

それとですね、あとは鳥獣害対策のところで、先ほどハード対策というのは結構話されたんですけど、ソフト対策というのがちょっと言われなかったんでもう一度ちょっとそこを言ってください。お願いします。それとですね、それ1番ですね。2番は、その森林環境

税、県のお金ですけどねその一部をですね鳥獣害対策事業に充ててもらいたいと私は思うんですが、それを県に働き掛けることはできないのかどうかお尋ねします。その例としてですね、これ滋賀県ではですね、本年度から新たに森林税を設け20年計画で野生獣が生息している山や森林の整備を推進することになりましたと。そして里山の力を復活させるとともに人と野生獣が本当の意味で共存できるようにしていきたいもんですと。こういうふうなことでですね。だから、人とその野生獣とが住み分けて暮らしていくというふうなことに県の方が使うわけですね、森林環境税というのは。要するになぜ里に降りてくるかと言いますと、地域全体で野生獣にとって魅力のない里をですね作っていくことが大事だということをここでは訴えております。そして、それには森林税を使っております。そういうことでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 河野議員の再質問にお答えいたします。最初にバイオディーゼルの関係でございますが、軽油に代わる効果はどのくらいあるかということで、その中に今使ってる車がそれ専門の車かという御質問のようにありましたが、それは今までのディーゼル車を今度のバイオディーゼル燃料で利用しているというそういう状態で特別に仕立てた車ではない状態だと思います。それと故障はどうかということでございますが、多少フィルターといますか燃料がちょっと粘度があるもんですから詰まり具合はあるというふうな話は聞いておりますが、別段それで大きな故障になったとかそこまでの話は現在のところは聞いておりませんで、かなり市内でも先ほど申し上げましたそれぞれの職場の車が順調に走っている状態だと認識をしております。それから、バイオディーゼルの燃料を市民の方に分けて試しにもらえないかということでございますが、これはそれぞれ税法の問題とか販売の問題とかいろんな状態がありますので、その辺のところちょっと確認をした上でないとちょっとお答えできませんので、ちょっとその辺は調べさせてください。それから、外食産業を含めた回収をとということとポリタンク方式の回収についてということでございますが、これは先ほど申しましたように、来年度からこのバイオディーゼルについて佐伯市がどう取り組むかということで、今庁内で検討委員会を設けて鋭意検討している状況でございます。その中にこうしたことも当然出てまいりますので、そういった中で総合的に今後の方針を検討していきたいと考えております。

それから、次に鳥獣害対策のソフト対策ということで、先ほど鳥獣の捕獲についての補助金を申し上げましたが、恐らく河野議員が思われているのは山、里山、民家といったそういうルート、地域のこと含まれていると思いますので、そういった山、里山の方においては緩衝地帯になるとか鳥獣害に対する生息のためのえさ場になるような所をなるべく防ぐとかそういった方法もやっぱり考えていく必要があるのではないかと思います。それから、森林環境税を鳥獣害対策の被害の対策として充てることはできないかということでございますが、現在は直接こういった方向でこの森林環境税が使われるということには今のところなっていないようでございます。主に森林を守り育てるという方面のことと啓発事業になっておりますので、これは議員さん言われましたように、私どもとしましては鳥獣害被害の方に使われるようになればそれが一番いいことでございますので、そういった働き掛けは県の方にやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 河野周一君。

37番（河野周一） 要望になると思いますが、ちょっと説明させていただきます。あのですねソフト対策というのははっきり言われなかったもんですから、ちょっと言いますと、これに書いてますように農地のえさ場の価値を下げるということのように書いてます。ちょっと読んでみますとですね、例えば収穫を終えた農作物の残りかす、トウモロコシやブドウの皮などや生ゴミなどはそのまま放置しておくのと野生獣に対するえづけと同じ結果をもたらします。稲を収穫したあとに2番穂、ひこばいですね、再生し再び穂を付ける場合があります。この2番穂は人にとっては無用の物ですが、野生獣にとっては米そのもので、放置するとえづけ行為になってしまいます。ということですね。こういうのがソフトでね、また墓参りの供え物ですね、これもやっぱり持ち帰った方がいいと思いますね、これもやっぱりソフト対策ですね。そしてあとは農家の意識を変えることが肝要。こういうことがソフト対策になるんですけどね、ちょっとハードの方が主だったようにありますんでちょっと一言。それと要望があるんですけどね、検討委員会という先ほど言われたんですね。これはバイオディーゼル燃料だけの検討委員会ですか。それとも、例えば、ここは山林都市ですからね、木質バイオマスとかそういうのもやっぱり検討されているのかどうか、そこをちょっとお聞きします。その1点。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 河野議員の再々質問でございますが、鳥獣害被害のソフト対策としては、河野議員の御提言があったような点についても十分啓発等を進めていきたいというふうに考えております。

それから、バイオディーゼルに関する庁内の検討委員会のことでございますが、これは佐伯市の菜の花エコ・プロジェクトで設置しましたバイオディーゼル関係の事業について今後どうするかということ、そこに的を絞った検討委員会でございます。大きい意味では、その佐伯市全体のバイオマスということになるといろんなバイオマスの資源がありますが、それはまた別の機会になると思います。現在は、検討委員会はバイオディーゼル燃料についての検討委員会でございます。よろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

次に19番、村尾清一君。

19番（村尾清一） おはようございます。19番議員、米水津選出あまべ会、村尾清一。通告に従い次の大きく2点について再度伺います。まず1点目、認定こども園と子育て支援について、少子高齢化対策の一環としての子育て支援について、国は認定こども園の制度を定め、県も認定こども園の条例を制定し、市長は一般質問の答弁でみずから米水津地域をモデル地区として認定こども園の設立を考えていると答弁しているが、その後詳しい説明もなく1年近く経過しようとしている。また、最近になって延長保育という形で説明に行きましたが、その点について伺います。まず、市長は認定こども園の設立について、今後どう対処していくのか。1年が経過しようとしている中で、今になってなぜ延長保育なのか。また、これは延長保育とは関係ございませんが、病院経営は民間の施設であります。最近豊後大野市や臼杵などの市外でお産をしていると聞きます。安全で安心してお産ができる施設が市内には必要ではないか。遠く市外まで行くと余分な費用もかさむこととなります。赤ちゃんを産むことから子育て支援の第一歩が始まるのではないかと考えています。その点について対策は検討しているのか伺います。

次に、国土調査と改良工事について、この質問は以前米水津選出の渡邊議員が行い重複する点もありますが、当時、桑原建設部長、木原農林水産部長が答弁を行っていますが、その時点では国土調査事業は行っていませんでしたので改めて伺います。現在、木立大野周辺の国土調査を行っているが、いつごろまでに完成するのか。また2番目に、期成会で色宮港木立線の改良工事について陳情に行った折に、県の説明では国調が終わり、登記すべてが完了するまでは工事には着手できないと説明がありました。その点について、過去もそうであったのか。また、工事に早期に着手する対策はないのか伺います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村尾議員さんの御質問にあります認定こども園と子育て支援について、また国土調査と道路改良工事についてでございますが、私の方からは、認定こども園と子育て支援について御答弁をしたいと思っております。認定こども園については、質問の中で1と2に分けております。市長は認定こども園の設立について今後どう対処していくのかということでございます。それから2番目に、1年経過しようとしている中で、今になってなぜ延長保育なのかということでございますが、これについては併せてお答えを申し上げたいと思っております。米水津地区に放課後児童クラブが地元の有志の方によって立ち上げられた経緯や他の自治体が認定こども園の設立に慎重であること等から、これまで庁内協議を重ね関係部局との調整を行ってまいりました。米水津地区における認定こども園の設置要望につきましては、議員御承知のとおり、今年の5月1日に米水津幼稚園保護者会の代表者と、また5月14日には期成会の方々と話合いを行ってきたところです。皆様方の御意見は、既に生活のために働いている保護者にとって、幼稚園が終わったあとの児童の過ごし方が一番心配であると、安心して子どもを預けられる環境の早急な整備を要望するものでした。この要望事項の中において、認定こども園の実現に時間を要するようであれば一日でも早く幼稚園での預かり保育を実施してもらいたいとの申し出がなされたことです。御案内のとおり、認定こども園は幼稚園や保育所などにおいて一定基準を満たす施設を知事が認可するものです。許可幼稚園であるよのうづ幼稚園では、保育に欠ける子や保育に欠けない子を対象とした預かり保育が実施されれば、幼稚園型こども園の機能を有することになります。米水津地域をモデルとして今年度中に幼稚園での預かり保育を私は実施したいと考えております。しかし、米水津以外にも幼稚園、保育所のいずれかの施設がない地域もあります。そうした地域も含め総合的に勘案する必要がありますので、全市を対象とした認定こども園の実施については、他の子育て支援策との検証を行い進める中で必要があると思っておりますので、早急に対応するということで、今回は延長保育という形での私の方の予算を出させていただきました。その他につきましては、担当部長に答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは私の方から、産婦人科についてお答えをいたします。医師不足は今や全国的な問題となっております。とりわけ産科を始めとする特定の診療科における医師不足は深刻化してきており、医療提供体制に支障が生じている地域もあります。医師の確保は医療機関の運営に大きくかかわることでありますが、市としても誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりは極めて重要であると認識しております。佐伯市には現在、産科の診療を行う医療機関はございますが、更なる医療提供の充実のため県と積極的に協議を行うとともに医師会等の意見を聞く中で医師の確保に向け最善を尽くしてまいりたい

と思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 村尾議員さんの御質問のうち、2番目の国土調査と道路改良について、木立の国土調査の完了についてお答えをいたします。今年度から新規に大字木立地区の国土調査に着手したところでございます。今年度は木立大野周辺1.33平方キロメートルの一筆調査と測量を行います。一筆調査は一筆ごとの土地について関係者立会いの下に所有者、地番、地目、境界の調査を実施いたします。平成20年度は面積測定と地籍図を作成し、仮閲覧、本閲覧を行います。そして、平成21年度に県及び国の認証を受け、地籍簿と地籍図を登記所に送付いたします。これにより登記所において登記簿が書き換えられるとともに不動産登記法第14条の地図が備え付けられます。国土調査は着手してから登記されるまで3年掛かりますので、木立大野周辺は平成21年度に登記が完了いたします。以上でございます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議員御質問のうち、県道色宮港木立線道路改良工事についての御質問にお答えします。御質問の県道色宮港木立線改良事業は、御存じのように大分県により進められておりますが、浦代トンネルの木立地区側が字図と現地が整合しない、いわゆる字図混乱地域となっており、分筆や所有権移転の登記ができないため、現在事業が中断している状況でございます。そのため、国土調査により用地境界の整理を急いでいるところです。登記が完了するまで工事には着手できない、過去もそうであったのかとのことですが、公共事業用地について過去には登記を後回しにして工事を着手してきた事例はありますが、結果多くの問題点の要因となったり、未登記物件としてその処理に大きな労力を費やしているところです。これらの反省から、現在では事業着手については所有権移転登記の完了を条件としているところです。この方針は県も市も同じ扱いでございます。これらのことから、県では現在市が実施している国土調査による字図等の整理ができ次第事業に再着手したいとのことであります。市といたしましても、地権者の方々の御理解と御協力をいただきながら、平成21年度中には国土調査を完了し、事業再開に向けた環境整備に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 村尾清一君。

19番（村尾清一） ではまず、菅部長に伺います。最近では、救急搬送中に病院から受入れを拒否され妊婦が死産したと新聞で報道されていますが、このような悲しい事故が起こる前に医師の確保に努め、安全で安心してお産ができる施設を早急に市内にできることを強く要望しております。

次に、国調についてですが、3年掛かり、またその間工事の中断ということでは、工事の中断があれば予算も恐らくなるのではないかと思います。改めて予算を計上し、それから用地交渉をしてると工事の再開は何年も先のことになるのではないかと思います。それよりもそこで伺いますが、現在平成19年度の公共事業実施計画の策定作業に着手していると伺いました。その中で、基本方針に時限立法である合併特例債に充当できる事業を積極的に取り組む方針が示されています。また、大分県総務地方行政局が示している合併特例債の対象となる事業の中に、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共施設の整備として、最初に旧市町村相互間の道路、橋梁、トンネルなどの整備が取り上げられています。この際、見通しの立たない県道改良工事ではなく、合併特例債を利用して市道佐

伯木立港色宮線の新規路線として整備することはできないのかをお伺いいたします。なお、この事業着手に当たっては、用地と単道整備の問題が考えられますが、全区間の9割以上はトンネルのため用地の問題はほとんどなく、残土処理につきましても、米水津地区の住民がほかの地区と違って海岸の埋立てには協力していただける体制が整っていることを申し上げて伺います。

それから、認定子ども園なんですけど、いろいろな問題がある中で、我々としてはやはり最初に言ったように、せっかくこのようにいい制度ができたのに、今まで保育園もなく幼稚園では12時から最長午後2時までとなっており、仕事に行っているお母さんたちは職場を早退して迎えに行っていたが、認定子ども園ができれば夕方5時半まで幼稚園で過ごせるので、一日安心して働けると喜んでおります。また、認定子ども園はいろいろなタイプのある中で、幼稚園型になれば保育士など有資格者も少なくなくてよく、しかも3歳から5歳までということで大いにしていたのにいまだによい結果が出てないのは残念であります。また、最近では宇目の小学校統合の中に、幼稚園舎も建設して認定子ども園といううわさもあるようですが、何も宇目にできるのが悪いというのではないが、モデルケースとして設立を考えると発言して何もできてない状態でなぜ宇目で検討を行おうとしているのか、この件についてもお伺いします。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私の方から一部答弁を申し上げて、詳細については教育委員会の方から御答弁させていただきたいと思っております。この認定子ども園につきまして、当日要望がありました時に、放課後とかですね、またそれに対して臨時的な職員を雇用するので、延長保育に対する保育料をですね私の方は皆さんに示したわけです。全く無料ということはありませんよと。そうしたことが一応非常に大きな問題になって前に進まない現実がっております。そうした中で、また教育委員会としてもその政策についていろんな中で地域との同意ができないということで事業が遅れてるとというのがこうした経過の中の一端だと思っております。詳細については、担当より説明させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） ただ今、村尾議員の方から御質問のありました認定子ども園の件についてお答えいたします。認定子ども園という制度そのものができましたのが、まだ大変新しい制度であります。それで先ほど市長の方からも申し上げましたように、それについては慎重に各自治体は踏まえております。米水津の方からは先に子どもたちの保育について、保育所の建設っていうところから入ってまいりました。ちょうどその時に国の方から認定子ども園、幼稚園と保育所を一体化した認定子ども園という制度ができましたので、その認定子ども園を是非というお声がありまして、認定子ども園の方でうちの方も検討してまいりました。ただ、正式な認定子ども園という形ではなく、認定子ども園を踏まえた現在の米水津の子どもたちをどうするかということで、期成会の方々またお母さん方とお話した時にですね少しでも一番実現を早める方法として、今の幼稚園の預かり保育ということが一番その実現に近いところでありますので、それについての形を今作って御相談を申し上げているところです。先ほど宇目の方でその認定子ども園という形が上がっているということがありましたけども、そういう話は起こっておりません。宇目の統合小学校の建設の中ですら、幼稚園をどうするかという形があります。現在、宇目には幼稚園はございません。保育

所が2か所ありますので、そこで就学前までの子どもたちの保育に欠ける子どもたちを預かっておりますので、そこと今度の幼稚園についてはどうするかというのは検討は重ねておりますけども、それが認定こども園ということではございません。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 県道色宮港木立線道路改良事業に係ります再質問にお答えいたします。合併特例債事業制度があるうちにこれを活用して早く事業を進めるべきではないかとの御意見でございますけれども、確かにこの制度を活用していくことについては意義があるかと思っております。県事業ではございますけれども、県事業としても合併特例債事業があるとお伺いしておりますので、極力我々としてもこの要望をしていきたいと思っております。とは言いますけれども、まずは用地境界の確定ができなければ事業はできません。ということから、国土調査の推進をしていくことにまず第1として考えております。全体区域といたしまして42ヘクタールぐらいの調査が必要だと聞いておりますので、かなり面積も広うございます。こういったまず用地境界確定を優先的に進めていく中で事業再開の早期再開に向けても努力していきたいと思っております。県ともども協力してやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 村尾清一君。

19番（村尾清一） 次長の説明はよく分かるのですが、幼稚園、認定こども園についてはもう少し時間が必要なので預かり保育という形で示してくれました。幼稚園の預かり保育の実現が早いし、父兄の意見の中で預かり保育の声もあったので具体的に詰めてきたと先日説明しております。また、これまで午前中で終わっていたのが5時半まで預かってくれることは父兄の皆さんも大変評価をしておりますが、それは確かに先日の話の中でお母さんたちの意見や要望や矛盾した点もありますが、ただ説明の中で延長保育は実施しますが、しかし保育料は全額親の負担ですよ。また、幼稚園教育は午前中で終わりますので、延長保育の園児の送迎は行わないと、いきなり説明されるとやはりお母さんたちは反発な意見が出るのじゃないかと思っております。また、そういう中で預かり保育は初めてのことなので、今後の全市のことを考えて行うと言っていたが、今回は最初であり、またモデルケースとして言ってるのですから、運営していく中で欠点は修正しながら検討を重ね、全市の良い形を付き合わせてそれから全市のことを考えていったら良いのでは、最初から完全なものではないと思えますが。また、お母さんたちの意見の中には、児童クラブは200万円の助成があるのになぜ延長保育にはないのかという意見もありました。以上のことについて伺います。

最後に、この件は通告をしておりますませんが、要望として発言いたしますので、答弁ができるようでしたらお願いいたします。県道色宮港木立線の木立大野付近の道路に側溝がないため雨水が道路上を流れ、直線道路なので車がスピードを出して走り、水しぶきが飛び散り道路脇の民家に大変迷惑を掛けているが側溝はできないのか。また、同じ路線に佐伯市の下水道マンホールではないかと思いますが、マンホールのふたと路面に段差があり車が通るたびにショックを受ける箇所が何箇所もあり危険です。そのために若い人たちはマンホールをよけて通るため大変危険な状態になっております。何気なく通る場所の安全確保は大切なことだと思います。そのために管理職はもちろん、職員も住民サービスのために常にその程度の配慮をもっていたきたいと思えます。これで私の一般質問は終わりますが、答弁ができればお願いいたします。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 実は昨日、預かり保育について具体的な案を持って米水津のお母さん方、期成会の方々とお話をしてまいりました。今議員がおっしゃいましたように、金額のこと、それから送り迎えのこと、具体的なところでなかなかまとまったところについておりません。今後この預かり保育の実施に向けては、私たちも積極的に取り組んでまいりたいと思います。ただ、これにつきましては市長の答弁にもございましたように、米水津の子どもたちだけではなく、佐伯市全市の子どもたちのことも考えていかなければなりませんので、どうぞそのところも皆さんの御理解をいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 木立の大野東地区の県道の路面排水について御要望と申しますか、お答えいたします。以前から地元地区の方からも改善の要望が市経由で出ております。市からも県佐伯土木事務所の方にもお願いをしております。地区の環境改善のために側溝の設置について、また改めて県に要望してまいりたいと思っております。また、道路面とマンホールに段差があるとのことでございますけれども、このマンホールは多分農業集落排水で設置したマンホールではないかと思っております。一応、そちらの関係部署と現地調査をしながら改善に向けて進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、村尾議員の一般質問を終わります。

これより、昼食のため休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に29番、染矢玉夫君。

29番（染矢玉夫） こんにちは。29番議員、あまべの会所属、染矢玉夫です。私は通告に従い3点について質問をしてまいりたいと思います。早いもので合併後2年と6か月、市長あなたは、市長就任以来行財政改革を最優先させ行政を進めてきたところですが、現状をどのようにとらえ、今後どのように取り組もうと考えているのか。そこでまず1点目といたしまして、防災無線についてお尋ねいたします。数年前からよく言われております東南海・南海地震に対応の防災無線についてであります。防災無線が設置されていないのが私の知るところでは、旧佐伯市、鶴見、上浦と聞いておりますが、間違いはないのでしょうか。事実とするなら、この空白地域の防災無線の今後の取組について説明を求めておきたいと思っております。

2点目といたしまして、最近振興局の分室について見直し論をよく耳にするんですが、分室を設置いたしましてまだ1年と6か月ということで早くも見直し論があるとすれば、分室に何か無理があったのか、それとも職員を削減したことで分室を置いておくことが無理となってきたのか説明を求めます。

3点目といたしまして、入札制度と事業費について、入札制度について現状の制度でよいと考えておるのでしょうか。入札制度の見直しの考えはないのか。18年度分の市の発注金額と19年度分の発注予定についてを質問してまいりたいと思います。これで1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 染矢議員さんの御質問の中で行革という形の中で、防災無線について、また行財政改革について、入札制度と事業費についての御質問でございます。その中で、私は防災無線についてちょっと述べたいと思っております。合併時の新市の計画では、防災面から災害時の迅速な避難を実現するために防災無線の整備を、加えて緊急通信・緊急医療・福祉などの各種生活関連の通信システムの構築が計画されていまして、しかし、こういった各無線を個別に構築していくとなると場合によってはばく大な経費を要することから、これからの個々の通信システムを一元化した無線網を構築するという目標に向けてこれまで慎重に検討してきたところでございます。また、一部振興局管内で利用中の告知端末の廃止が予定されており、これに代わる新たな情報伝達手段としての構築も緊急の課題であるため、関係する防災課、情報推進課及び担当課を構成員とするプロジェクトチームを設置し、より効率的かつ機能的な設備の構築を目指して具体的な検討を重ねることとしております。その足がかりといたしまして、現在佐伯市は非常に面積も広く森林面積の割合も多い市でございます。本庁舎から市内各地への電波の伝播状況を把握し難いことから、本年度にまずこの伝播調査を実施するため情報推進課において必要額の補正予算を今議会に提案したところでございます。また、この情報については今アナログからまたデジタルへと替っておりますので、そういうところを見ながら、この辺のについての調査をする予定でございます。その他につきましては、担当部長に答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 合併後2年目の平成18年度から施行してまいりました分室体制には振興局に一定の職員を確保できること。それから、分室のある所は地域に密着した迅速な対応ができるというメリットがある反面、人員が分散することで事務の効率が悪いこと。それから、各分室間で仕事量にアンバランスがあること。もともと不足気味の技術員が分散してしまい、全体的に技術力が低下すること。それから、住民対応が地域振興・教育課と分室とで二度手間になり、決裁や事務の執行に時間を要すること。さらには、本庁との仕事のすみ分けが分かりづらいこと等々のさまざまなデメリットが浮上してまいりました。もとより、行財政改革の基本的な課題の一つに職員数の縮減と併せて組織体制をより効率的かつコンパクトにしていくことがあって考えております。さて合併後、これまで3年間の事業展開にはとかく旧市町村ごとの個別事業の積み上げによる新市建設計画の事業が主体となっていく傾向がございましたが、これからは新市としての広い視点に立ち、将来を見据えた事業を構築し展開する必要があるという今認識を持っているところでございます。つまり、事業を構築していく機能面や効率面からも今の分室のあり方が問われているところであります。また、現場の職員の間でも兼ねてから分室不要論が浮上している状況もございまして、来年度は農林水産分室と建設分室の二つにつきましては、統合集中化の方向で具体的な検討を重ねているところです。また、福祉保健分室については、地域住民とより密接なつながりがございまして、今後の制度改正や施策の状況を見守りながら慎重に組織のあり方を検討していきたいと考えております。上下水道分室については、農林水産部と建設部の状況を見ながら併せて検討したいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 染矢玉夫議員の入札制度につきまして御答弁いたします。入札制度は現状で良いのか、見直しの考えはないのかとの御質問でございますが、まず、普通地方公共

団体契約締結の方法は、基本的には一般競争入札を原則とするよう定められております。佐伯市では極一部を除いて政令の定めに基づき公共工事契約の締結につきまして指名競争入札の方法をとっております。指名競争入札の参加資格の資格要件につきましてですが、大分県が認定した等級格付けを用い、佐伯市が発注する工事請負契約に係る指名基準を定めて、その指名基準を基に佐伯市指名委員会において競争性、公平性及び透明性を確保しつつ、業者指名を行っており、適正に推移していると判断しているところでございます。今後は更なる改善を図って、更なる競争性、公平性及び透明性を確保するために契約締結の原点に立ち返り、一般競争入札の適用範囲の拡大を進める考えも持って取り組んでまいりたいと存じます。次に、市の事業費についてでございますが、公共事業としての事業費のとらえ方もさまざまありますが、ここでは一般会計における投資的経費の額で、平成18年度と19年度の額を申し上げたいと思います。平成18年度の決算統計ベースでは95億5,833万7,000円でございます。平成19年度の当初予算ベースにおきましては83億3,625万6,000円でございます。以上です。

議長（児玉忠義） 染矢玉夫君。

29番（染矢玉夫） 質問にはまる前に、私あの行財政改革については進めていかなければならないと考えておる者の1人でございます。その中でですね、いろんなことがあろうかと思えますけれど、どうやって活性化をさせるかということの基本と考えております。そのためには、市長あなたが進めてきた行財政改革、もうこれも限界だと私は認識をいたしております。このような進め方をしておると行政は残っても市民は、事業者はなくなっていくんではないかと危ぐをいたしております1人でございます。そのような観点から今申し上げました3点について質問をいたしたところでございます。今御答弁をいただきましたまず防災無線についてでございますけれど、私は先ほど質問の中で申しましたこれは通告にはなかったんですけど、防災無線の設置されていない地域は旧佐伯市、鶴見、上浦ということでしょうか。そういう受け止め方で、いいですかそれで。あのですね、それ以外の所は防災無線が設置をされております。それも一般的な防災、それからについては今の防災無線設置されておる防災無線で間に合うと思うんですけど、緊急時、特に言われております東南海・南海地震の場合、これはこのような今設置されておる防災無線では間に合わないと考えております。やはり、今いろんなやり方が、聞いて見ますとあるようでございますが、このことに金を予算を財源を惜しむべきではないと、これこそ思い切ってやってほしいと願っております。この辺市長、これまでに検討してきたということでございますけれど、余り深くは申し上げにくいんですけど、やはりですね、このことについてはしっかりね銭が何十億要っても私はいいと思っております。そのくらいの思いでないかということではできないと思っております。その辺を再度答弁を求めておきたいと思っております。

それからですね、分室について、私の創造しちょっとおりの答弁が返ってきたところでございますけれど、やはりこれも先ほど申しました。どうやって活性化をさせていくのか、パワーアップ事業を見れば一番よく分かるんですけど、すべてソフトと、すべてとは申しませんが、ソフトで活性化が図れるんかということになるかと思っております。もうそれもやらなきゃいけない部分かと思っておりますけれど、もうそういうことは置いちゃって、もうできしこでいいじゃないかと、そういうことよりかハードの部分に力を入れてもらいたいと思っております。それからですね、そのような考えがないのかどうか。当然先ほど申しましたよ

うに、分室について見直しをやるということであれば、我々の住んでおる郡部から見たら、もう行く先そう遠からんうちに窓口にだけになってくるんじゃないかと、そういう思いでこのことを見ております。

それから3点目の入札制度と事業費についてですね、ちょっと分からない部分があったんですけど、極一部を除いて現状は適正に推移しているということでございます。極一部を除いてという、その極一部とは何を指して言うんでしょうか。御答弁を求めます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 染矢議員の再質問に御答弁申し上げたいと思います。私先ほど最後の方です、今本庁舎から各市内への伝播の状態を見るですね調査費も上げてるわけです。これは防災無線をですね設置するのに大体総額で約20億と言われております。これに別に消防無線が同じように掛かります。その電波塔をですね各地区にあれこれ建てるわけにいかないから、そうした設置が今佐伯市そのもの谷間とかそういう形を調査するのに昨年から一部試験的にやったんです。それを本格的に調査し、そうした無線も配置しなければいけないということ。これは今電波がですねアナログという電波で流れております。特にデジタル化ということになれば、全部機器をやりかえなければいけない。そうした意味での効率化をするために今年度、担当部課署いわゆる答弁申し上げましたように、情報推進と防災課そしてまたそうした部分が連携をしながらですね作っていかねばならない。それから防災ということになりますと、今消防署の関係をですねやっております。これに対してもやはり中核的というよりも、そこから基地管理ですねなって各自に一齐指令ができるようにですねしていかなければと考えております。特に、こうしたことについては、いろんな中で非常に情報通信が発達しておりますので、的確な対応をですねとってやっていきたいと思っておりますし、これについては私も安心・安全な中で予算については十分なる配慮を考えていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 始めに防災面なんですけども、私も先般からケーブルテレビの住民説明会にずっと25か所ほど回っておりまして、地域によりましてはケーブルテレビはともかくとして防災の面で非常に不安なんだがというような声をかなり聞きました。もちろん鶴見の方でも聞きました。議員がおっしゃる件なんですけども、多分防災無線だけでは外からの声ですので戸を閉めてしまった場合に個人個人がそれをキャッチできないという。それでは避難時に勧告が耳に通らんではないかというようなことじゃないかと思えます。個別受信機という方法がございまして、家庭の中に個別受信機を全部付けていくというそういう方法ができないかということをおも検討してるんですけども、これがデジタル方式になりますと1機につきまして5万円から6万円掛かります。単純に佐伯市全世帯にこの個別受信機を付けるとなりますと18億から20億近くのお金がいるということですので、大変な費用が掛かるということで、御意見のように防災面で命を守る観点から言えばお金はもう掛けてもいいじゃないかという御意見でございますけども、その点については私も同感なんですけども、その辺あたりをですねとにかく生半可な額じゃございませんので、今後どういった方法があるのかということをおも十分に検討していかなければいけないということで今協議してるところで、その辺は御理解いただきたいと思えます。

それから、分室についてでございますが、この分室は私去年弥生振興局長におってです

ね、1か月か2か月もたたんうちからもう職員間で不評でした、この分室は。それはなぜかといいますと、私が先ほど申したような理由だと、あとから整理するとそういうことになるんだと思うんですけども、一番問題があったのは御存じのように分室というのは、例えば本匠と弥生に例を取りますと、本匠と弥生で一つの分室ということになりまして、ある分室が弥生にもございますと、そのどうしてもその分室が弥生の分室っていうようなとらえ方を、職員はそう思ってないんですけども、そういう形になるんですね。そこで、非常に変な意味で不公平感が出てくるというような傾向がほかの地域でもあったように思います。いろんな問題が分室の中にはございまして、去年からずーっと1年以上掛けてですね職員の間から御意見を聞きながら行革の方もヒヤリングを重ねながらやってるんですけども、仮に私が先ほど言いましたように、統括、集中化してもですね、例えば本庁に集中化してもサービスを変えなくてできる方法というのが私はあるかと思えます。やっぱり地域振興・教育課を充実させるとかですね、いろんな方法で住民サービスを決して低下させない方法というのを考えながらやらないとですね、まず第1に職員の数に限界があります。どんどんもう毎年50人以上減ってるというような状況で今行革やっておりますから、限られた職員の中でどう効率的に行政運営をやっていくかというところが一番の今課題でございますので、それだけでなくやっぱりですね集中化してやった方がいろんな意味でいいんだというような御意見もたくさん内部からいただいておりますので、そういった観点から集中化ということですねやりたいなあというふうに考えているところですので、いろいろまた周囲の皆さんの御意見を聞きながら、よりいい方向に持っていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 染矢議員の再質問にお答えをします。先ほど極一部を除いて政令の定めに基づき公共工事の締結につきまして指名競争入札をというふうに申し上げた部分かと思えますが、これは極一部を除いたという除いた部分は一部一般競争入札を導入してある。これも要件設定型ではございますが、一般競争入札を導入しているため全部が全部指名競争入札ではないという意味での極一部でございます。そのほかは規則どおりに適正に推移していると判断しております。以上です。

議長（児玉忠義） 染矢玉夫君。

29番（染矢玉夫） 市長あの先ほど今の答弁の中で、その言葉が出てきたところでございますが、安全・安心とこの2年半言い続けてきたあなたが一番感じておるところではないかと、何を持って安全・安心かということになってくるとやっぱりその辺だと思っております。そういった意味ではですね、銭が何ぼ掛かろうとやってほしいと願っております。それとですね、アナログからデジタル化に移行していく。23年ですか、ということでありましてけれど、それはそれでやむを得ないところがあるかと思えます。ただ、このケーブルテレビの電話ですね、これある所とない所もあるようでございますけれど、地域のお年寄りにとって非常に活用されてある。無料ということもありますけれど、友達との連絡調整、どげえかえ元氣はええかええという、おれは元氣がええんじゃがのう、手前どげえかえと、そういうためにですねこれは非常に使われてある。そういった意味ではですね、今はこの電話は造っていないと、造られてないと、予備のやつを修理しながら進めてあるということのようですが、でき得る限り先に延ばして使用できるようにしていくのがいいのではないかと考えております。

そういった意味から、安全そういうことも市長、安全・安心の一環ではないのでしょうか。特に、周辺部については隣が遠いので、年を取って特に一人暮らしの老人が歩いて行くこともできないような友達とそういうことを通じてですね連絡を取っておると、確認し合っておるといような事実でございます。そういう意味から、きちっと調査をし20億掛かろうと30億掛かろうと是非この件についてはやってもらいたいと思っております。

それからですね、集中化を図りたいという答弁でございますけれど、正にそうかと思えます。それでもですね地域に帰ってみると振興局長は、そうじゃあないんですけれど前町村長の代りじゃなという認識で受け止めております。それとやはり分室のある所とない所があるんですけれど、どうも私どもが建設について尋ねて行くとすれば、鶴見の振興局に行っても分からず米水津まで行くと。これはもうやむを得ないと思うんですけど、そういうことを含めてですね、私はよほど部長うまくですね意見を集約してですね、これでいいんかえちゅうぐらいまで調整をして、今後のあり方を探ってほしいと思っております。もうこれでいいじゃねえかとやったらまた変わりますよ。そういうことのないようお願いをしておきます。

それから、今部長から答弁がございました。ここにあるんですけど読み上げませんけれど、建設業者AからDまでの皆さんの数字がここにあります。それからこれが金額です。本当にこれはこういう金額でやっておって本当にこの人たちは生き残れるのでしょうか。私は心配になっております。これもできるものならむとうなことはそれはできませんけれど、何とかですねここはひとつ一踏ん張りして地域の活性化のためにですねやってもらいたいなと。確かに大変なのは私どもも分かります。行財政改革もやらないけん、一方では地域が疲弊してしまったんでは何のことやら分からんわけで、その辺は当然市長はきっちり把握しておると思うんですけどですね、どうも私に言わせたら本当で確かにせなあいけんのは分かるんですけど、地域の現状をどのくらい落ちこんじょるか分かってるのでしょうか。もうそりゃあ周辺部はかわいそうですよ。今佐伯の市内で景気のいいのは造船だけということじゃあないですか。以上で、再々質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 染矢議員さんの再々質問の中で、行財政改革ということでございます。私どもも合併してですね非常に行政が悪いということで私も最初取り組ませていただきました。現況の中では、まだ一部では財政もよくなってきておりますが、借金額にしても同じ類似団体で76ある中で悪い方から考えて1番目が2番目なんです。そういうような非常に厳しい財政を持っております。だけど、私どもが内部的に活性化するのにどうするんかということで、私も先般、今年の後半と来年のマル公、要するに公共事業計画について各振興局から要するに投資的経費、実態があんまり上がってきてないと、逆に私からハツパを掛けてる次第です。これは4月の部長会にはですね、もっと事業について振興局、担当部も積極的な事業展開をね国や県の補助事業もあるんだから、いろんな中でやるべきだということで何回も言っただうしてもですからね、先般私は部長会でそうした指示をしております。特に、地域に関係のあるいわゆる公共事業でいえばC級、D級などですね、一番関係のある事業については、そうしたことを積極的に出しなさいということで私は指示をしておりますので、その経過というのはまた別の方が質問がありますので、その時に御答弁申し上げようと思いましたが、先に議員から言われましたので。

それから、ケーブルテレビにつきましては、現在私どもの総務の方が聞き取りをしております

す。確かにケーブルテレビ、最初にいただいたのが鶴見、米水津地区でございました。ところが、現在もうそのケーブルそのものが劣化をしております。電話は悪くなっております。当時は補助金でできておりますが、これを今度補助金外で対象で工事をするということになると非常に大きな状況が出てきます。そうした部分について、現在皆さんに聞き取りをし、どうしたことがいいのかと。それから、こうしたケーブルをうまく使う方法ということで冒頭の最初の答弁で申し上げましたように、緊急通信、また救急医療・福祉ということもこれもケーブルに関係あると思います。こうしたこともしながら全体的な立ち上げをですねどうすればいいかということで各方面からやっております。ただこれをするのも行財政改革をし、それだけの基金を持たなければ幾らやっても佐伯市の体制ってというのはとっていかれないと思っております。そのような形で今取り組んでおりますことを答弁させていただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 入札制度に絡んで事業の発注ということにつきましては、先ほど事業の今後の発注に対する公共事業への取組につきましては、基本的に先ほど市長が申し上げたことが基になると思います。そういったように、これまで2年間は正に合併後の財政を立て直す2年間だったと思います。お陰様をもちまして議員の皆様方あるいは市民の皆さん方の御理解と御協力によって何とかその財政も好転の兆しを見つつありますので、ただ締めるばかりがまた能ではないということもおっしゃるとおりだと思います。それで、今後は特にまた合併特例債の期間も限られてますので、そういうものを活用漏れのないように、特に必要な事業はやはり打って出るべきじゃあないかということで市長の命を受けて全庁的にそういうふうに取り組んでおりますので、財政面においてもそういったトーンを重視しながら組んでいきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 以上で、染矢議員の一般質問を終わります。

次に22番、下川芳夫君。

22番（下川芳夫） 22番議員、自民党会派の下川芳夫でございます。お盆が過ぎても連日30度を超す真夏日が続いています。何かが狂ってしまったかのような異常気象ですが、地球温暖化によることなのでしょう。そうしたら地球温暖化対策は、もはや国家単位ではなく我々一人一人が身近なことを地区単位で考えるべきことなのかもしれません。未来の子どもたちのためにも今からでも我々にできることから始めなければいけません。しかし、今はこの残暑に負けない体力をつくり頑張って仕事をしていきましょう。

それでは、質問に入ります。今回は1点に絞って質問をいたします。それは議案として出されている家庭ごみシール制の移行についてであります。ところで、執行部のシール制への移行に向けた考え方やメリットを強調した資料をもらいましたが、この資料に対して私見を述べたいと思います。まず最初の見解は、執行部がごみ袋の原料となる価格の動向、海外、主に中国の労働者の賃金水準の動向や為替相場などに左右されることから袋の製造価格が安定せず、袋の制作費が上がると言っております。これは行政側の考えであって、よく考えてみれば市販されるごみ袋も同じ原料で海外で作られています。つまり、行政から市民の側に立った見方をしますと、市販されるごみ袋も原材料高やもろもろのことで値上がりし、シール制に移行しようと市民負担の軽減にはならないと思います。また、石油資源の枯渇や温暖化問題などに地球環境に配慮した環境施策を展開することが必要であり、ごみの減量化は地

域における身近な問題として今後の重要な課題だと言っております。これは、何もシール制に移行しなくても今の指定ごみ袋でもごみの減量化を図っていかなければならない課題であります。二つ目として、レジ袋は今うち袋としか利用できなくシール制に移行すればごみ袋として利用できると言っております。しかし、レジ袋は平均して15リッターの大きさしかなく、シール単価は一律15円としています。現在の有料ごみ袋は45リッターで30円ですが、レジ袋を利用し45リッター分のごみを処分する場合、シールが3枚必要となり合計で45円となり、実質値上げになるのではないのでしょうか。3点目は、デメリットとして言っておることなのですが、有料指定袋を現在上灘の旧清掃課車庫に保管しているようで、広い場所や警備や配送に伴う運搬費が必要であるとしております。しかし、1か所に保管しなければいけないということはなく、危機管理の面からも分散した方がよいのではないのでしょうか。なぜなら、もし火事でも起きてごみ袋が焼失した場合、すぐには指定ごみ袋を調達することができず混乱が生じるからであります。そして、各振興局へごみ袋を分散したならば、警備や運搬費の軽減になるのではないのでしょうか。また、袋に入らないごみには指定袋をくりつけて出すように指導しているが、この方法に対し無駄であるとの苦情も多いと資料に書いてありました。これこそシールを取り入れて行えばよいのではないのでしょうか。以上、私の見解を述べましたが改めましてここから質問に入らせてもらいます。まず第1の質問は、現在使用している指定袋の保管や管理は何課で何人体制で行っているのですか。また、配送や集金はどのようにしているのでしょうか。二つ目は、シール制に移行した場合、レジ袋や市販の半透明の袋でも破れやすい袋でも何でも構わないということではありますが、そうしたとき、以前のように収集日にカラスの大群が集積所に集まって来るのは明らかであります。私は黄色のごみ袋でなく、なくなることによって再度カラスが押寄せてくるのが一番おそれていることなのです。そこで質問ですが、シール制に移行した場合、カラス対策をどのように考えどう対処するのかお答えください。3点目は、資源ごみに関して、以前から私は無料にしなければいけないと考えていました。それはペットボトルならばペットボトルの袋に、空き缶ならば空き缶の袋へときちんと分別をして出さなければいけないからであります。これは明らかに市民へ負担を掛けることになりますので、せめて無料にするのが礼儀ではないのでしょうか。そこで、シール制に移行しなくても資源ごみの収集を無料にすることができないのでしょうか。お尋ねします。最後に、我が家では大分合同新聞と読売新聞を購読しております。大分合同新聞では家庭ごみシール制で値下げに、読売新聞ではごみシール方式にと大文字の見出しで書いてありました。ある主婦の方から今までの指定ごみ袋を廃止してシール制に移行するのですかと聞かれました。見出しだけ見て記事内容をよく読んでいない人から見れば、シール制に移行したと受け取られかねません。これはまだ議案であって議決したことではなく、これから決めることなのです。このことは新聞記事の書き方が悪いのか、それとも市長がマスコミに対し記者会見を行った時にこのような発言をして新聞記事になったのでしょうか。その時のことをお尋ねします。以上。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 下川議員の御質問でございますが、この質問について一言お断りをしたいと思っております。シール制の移行については、今議会に予算外議案として上程をしておりますので、本来としては常任委員会に付託され、そうした中での質疑を受け答弁すべきものと私は考えております。特に、会派制度というのは、会派の代表がその委員会におればその

会派の代表の意見として委員会での審議ということが私は前そうした中での考えをとってま
すし、そのことについて特に議会側から今回の一般質問について、この点について答えられ
る範囲でということですので、委員会に対する問題等で私については総論的な部分
と答弁できる範囲でお答えさせていただきたいと思っております。そうしないと委員会無視という
状態をですね、この本会議上でやることはどうかと思っておりますので。

では、ごみ袋の導入につきましては、私も去る6月議会です。一般質問について一応考
え方を述べさせていただいております。そうした中で市長就任時、ごみ袋の有料化について
はいろんな中で、この議案というのが私が聞いた範囲では議会議決をしていない議案だと聞
いております。それは合併前にそうした中で、また市民を入れた十分な議論がなされなかつ
たという声も市民からも聞いておるようですが、これについては私は現時点ではその答弁に
ついてはですね、それはあくまでもそういう話があったということですが、基本的には新市
においては佐伯市廃棄物減量等推進審議会において、もう一度そうした中でごみの有料化に
ついて、ごみの減量化ということについて審議をいただいております。これは昨年5月に最
終的な報告を受けたところでございますので、その点については9月議会にその審議会につ
いて提案をし、上程を出しましたが、議会の方では現行での制度ということで否決された経
緯がございます。私にとりましても、先ほど議員がおっしゃいました地球温暖化というこ
とを考え、いかにごみの減量化をするかということについて提案してるのは、今回について
のシール制でございます。制作費の低減ということで、財政的な面という形で前回の時にはそ
の金額が非常に下がるということですので、市民の負担ということと両方考え合わせた部分
について行政での負担、どちらも十分いける方法という形でシール制を取らせていただきま
した。シール制の中では、特に燃えるごみ、燃えないごみ、有価ごみ、特に有価ごみにつ
いてはこれは無料という形で取らせていただいておりますので、こういうところについては、
要するに買い物でいただいたレジ袋等については、有効にそのまま出せますので全く市民の
負担はないものだと思っております。また、ごみ袋については、一部そうした袋も使うことが
できますし、また安いごみ袋で排出することができます。ただこれにはシールを貼っていただ
くということでございます。そうした対策の中で、この環境問題というのは全体的にどうす
るかということで、私はこの資源ごみの収集について無料化とすることで市民の皆様は今ま
で以上に資源ごみの分別をすると、そうした中でも少しでも市民の皆様がすることによっ
てコストが下がる。要するに、市民軽減が下がるということとを考え、ごみ袋のシール制を考
えたわけでございます。特に、廃棄物の3Rが、先ほど議員も指摘いたしましたように、こ
うした地球温暖化の中で一市民としてまた市として循環型社会の構築を図っていくというこ
とが大事だと思っております。現在ではそうした中で、ごみ袋私も朝晩見ておりますと黄色い
袋の中の半分は資源ごみが燃えるごみとして入っております。燃えないごみというのはほと
んど満杯で入るということは少なく、有価ごみというのはほとんど排出されてない現況が現
在とられて、私の通っている時間帯で見てるごみにはそういうように目に写っております。
そうした中で、やはり資源ごみを出していただきたいと。そうした中の措置としてこのよ
うに考えさせていただいております。これについては、また委員会等でも御審議いただき、是
非とも御理解を賜りますようお願い申し上げたいと思っております。それから、シール制
に関する記者会見の件でございますが、これについて全員協議会を開いたのが8月27日ご
ざいます。その時に28日の朝には地方紙に載りました。これは記者会見をしておりません。

それから29日の記者会見に行いましたが、議案の説明と当日の全員協議会で配った資料を記者クラブの方に配布しております。あくまでもそうした状態で掲載されたものだと思っております。他については、私の方の担当の方から御説明を申し上げたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは下川議員の御質問のうち、まず1点目の指定ごみ袋の保管や管理状況の御質問についてお答えいたします。現在の指定ごみ袋の保管・管理から配送・集金等の業務は、本庁清掃課庶務係また各振興局市民サービス課市民サービス係の所管となっております。本庁につきましては、清掃課庶務係8名の係員のうち、主に2名が他の業務との兼務しながらこの業務に当たっております。また、振興局につきましては、同じく他の業務と兼任で1名が担当しております。配送及び集金につきましては、取扱店からの注文に応じて担当職員が配送しており、配送実績を月末締めしたものを納入通知書により翌月請求する方法となっております。次に、2点目のカラス被害対策に関する御質問でございますが、市内中心部の集積所につきましては、道路等の関係で収集ボックス等を配置することができない集積所が多くございます。合併前の佐伯市におきましても、そのような事例が多々あったことは事実でございます。集積所の管理につきましては、基本的には住民の方々をお願いしているところでございますが、前の夜からごみを出すなどのほんの一部の住民のごみ出しマナーの不徹底さがカラス被害等の問題を引き起こしていたということもあるようでございます。今後とも、ごみ出しマナーの徹底をお願いするとともにクリーンなまちづくり事業の予算額について再検討を行いまして、補助制度を活用したカラスよけのネット等の整備による対応を検討してまいりたいと考えております。最後に、シール制に移行しない場合の資源ごみの無料化についての考え方がありますが、今回提案しております議案では、シール制と資源ごみの無料化等を一体化した改正案となっておりますので、シール制に移行しなかった場合のことににつきましては、現時点では考えておりません。以上でございます。

議長（児玉忠義） 下川芳夫君。

22番（下川芳夫） それでは、再質問をさせていただきます。最初に市長がですね、議案に対して一般質問はできないようなことを言いましたけど、私も議案に対してですね一般質問はしないという申合せは知っておりました。しかしながら今回はですね、会長会ですか、それをもって皆さんの一般市民の方が非常に関心を持っているということで、この一般質問でもできるということを聞きましたのであえて行いました。そこは勘違いしないようにしてください。そしてですね、まず第1のごみの配送とですね集金ですけど、これは1か所に置いとくから遠くなってる。各振興局にごみ袋を1か所に集めないで置くことはできないか、その点をお尋ねします。それとですね、このことは何も役所の段階でしなくてもですね、民間に移行すねことができないかどうかその点二つお尋ねいたします。2番目のカラス問題なんですけど、私は野岡区長をしておりまして、以前白い半透明の袋であった時には、本当収集日にはですねすごい数のカラスが来ておりました。このネットをしようがしまいが必ず来てました。私はネットをしとったんですけどね。だけど、この黄色の有料指定袋になりましてからカラスがぱったり来なくなりました。これは現実でございます。もし黄色い袋でもってカラスが来ているということがあればですね、その場所を是非教えてもらいたいと思えます。3点目ですけど、資源ごみに対して無料化できないかということ聞いたんですけど

も、シール制とタイアップして資源ごみの無料化を考えてるので、今は無料化にするということは考えていないという部長の答弁でございましたけど、これは私は資源ごみ、ごみっていうのは減量化が一番の目的でありますから、資源ごみを優先して無料化にして市民の方に分別をしてもらってですね、収集すればですねごみ自体がですね、今現実にペットボトルは燃えるごみ袋の中に入れておると思います。ですから、そういうのもすべて分別してですね資源ごみとして出せばごみの減量化は図れるのではないかと私は思っております。4番目の記者会見については、市長がそのようにおっしゃったんだから多分新聞の書き方が私は悪いと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 下川議員に一応3番目のですね、資源ごみに関してという形でシール制に移行しない場合でも無料化にするつもりはないかということ。これにつきましてはですね、昨年度この点で提案をしたつもりでございます。そして、ごみ袋20円を下げるということで、そうした中でこの論議も私はされたと思っておりますが、それは否決をされております。その時の提案は、現在あるごみ袋を20円にし、それから有価ごみに対する分については無料という形で提案された。そうした中で受けまして、今回シール制という形の移行の中で、これについてそういうような形でですね提案させていただいております。以上です。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは再質問にお答えいたします。まず、ごみの配送の問題ですけれども、実は現時点でもですね各振興局にはそれぞれ必要な量はもう既に配布はしております。振興局の職員が地元の販売先から要請があった場合にそれを配送するというシステムを取っております。したがって、必要最小限ですけれども、事前に配布はしているということで御理解いただきたいと思っております。それから、同じく民間に当初から委託はお願いできないかということですが、これはやり方によっては可能かと思っております。ただ、大体国外で生産をしまして、大量一遍に船なんかでコンテナなんかで運んでまいりますんで、当然それを運ぶ時にですねコンテナを開けて小分けするということではなくて、ほとんどがもうそのトラックに満載して来るような状況でございますんで、これを当初から振興局に配布しますとそのトラック全部回って歩かなきゃいけないということになりますんで、1回やっぱ降ろさなきゃいけないと、必要に応じて振興局に配布するという方法になろうかと思っております。あとは費用的な問題だろうと理解しております。それから、カラス対策の問題ですが、確かにですね黄色いごみ袋については、カラス対策について有効というのは、私も十分承知しております。なぜかといいますと、これはどこかの大学の先生がちょっと今ど忘れしましたがけれども、非常にカラスの権威がおられまして、普通人間の目は色は三色の色しか見えないんですが、カラスは四色見えるそうで、その一定の黄色の光の色をカラスの目に写すと視覚が混乱して見えなくなるということのようでございます。それも非常に特殊な黄色の色ということで全部が全部効果があるということではないようでございます。たまたま佐伯市が今使っている色については、ある程度の効果があるというふうには理解しております。ただ、もう一つ問題があるのはですね、実はカラスと併せてネコの被害も結構深刻でございます。カラスというのは非常に学習効果がございますもんですから、ネコが前の晩から出しておいした物を食い散らかすと結局それにカラスが寄ってきて、結局それで学習効果が出てくるというふうなこともあったようでございます。そういったことをもろもろ勘案しながらですね、

これについてはもうちょっと検討してから、カラス被害については検討の余地はあろうと思います。それ以外については、市長が答弁いたしましたので、これで終わらせていただきます。

議長（児玉忠義） 下川芳夫君。

22番（下川芳夫） それでは、再々質問をしたいと思います。それは市長にですね、どうしてですねシール制とリンクして資源ごみの無料化を上げてくるんですか。別々にしてもいいかと私は思っております。やっぱり資源ごみはですね、これからは絶対に大切なものですからそれを独立して、どうしてシール制は私は余りいいアイデアではないと感じておるわけですよ。ですから、だけど資源ごみに関しては無料化っていうのは絶対必要だと思っておりますので、そのところをもう一度答弁をお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再々質問に御答弁申し上げます。前回の議案否決のない、議案をですね否決した場合、その無料化については、一言も触れておりません。結局一緒になった否決として私もはっております。そうした中で、現状の袋を変えるということになれば、やはりシール制と一体化とした提案をやっていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、下川議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 分 休憩

午後 2 時 47 分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会を開会いたしましたけど、まだ結論には達しておりませんので、もう一度議会運営委員会を、またこの定例会の間に議会運営委員会を開会し結論を出したいと思っておりますので、引き続き一般質問を行います。

次に17番、肥後四々郎君。

17番（肥後四々郎） 大変長らくお待たせいたしました。17番議員、あまべの会、肥後四々郎でございます。通告に従い質問をいたします。1点です。行政改革と市民のくらしっていうことにつきまして市長に、市長に3点お伺いいたします。平成17年8月にですねスタートしました行政改革も市長始め担当部局のですね職員さん、もちろん市民の皆様もそんなんですけど、御理解の下にですねこの成果が上がりつつあるというふうに速報で聞いております。現在改革途中ですが、現状を見たときに市長はどのように現状をとらえられるのか1点お伺いします。それから2点目にですね、これは市民の方からの声が主になりますので、具体的にですねここがどうじゃねえかちゅうふうな質問内容でないことが大変申し訳ないんですが、それは1回目の答弁において小出しにしていきたいがなというふうに思います。行革の成果は上がっているように聞いております。しかし、合併からですね行革っていうふうなことに入りまして、一般市民の方に対しますと行政改革ちゅうのをやりよるんじゃけど市民に関しては何にも答えが出らんあってということから、合併に関しましては、合併すれば何とか希望の灯が見えるかなというふうな気持ちがあったのにもかかわらず、その効果は一向に見えないっていうふうなですね非常に厳しい。これは私に限ってかも分かりませんが声が届いてまいります。合併しても、行政改革しても即それがですね市民の生活の向上につながると

は思っていないと思いますし、私もそういうふうに思っていますけど、各振興局をタウンミーティングで市長が回る間にですね、こういう声も届いたのじゃあないかと思います。そういう状況を市長はどのように受け止めておられるか。そんな中の一つにですね、これはこういう席で言うのは非常に言いづらいことでもあるんですけど、市長は何しようとしよるんか分からんのよなあという御意見がですねよくこのごろ耳にします。決しておろそかにしとるんじゃなしに一生懸命まい進してますよというふうなことのお答えはしとるんですけど、残された期間にですね市長のこれだっていうふうなものをお示しになるべきだろうと私は考えております。3点目にですね、これは染矢議員の質問に対してですね市長が若干触れておりましたが、行革の成果は上がりつつある、まあ非常に厳しい状況であるけど幾らか余分な財源もできるかなということ、染矢議員の質問に対して投資的事業が何か考えんか、特例債を使って何か事業を起こすように担当部局に指示しとるというふうなことを聞いておりますけど、市長はどのような事業展開をしようとするものか、まあ振興局だとか担当部長に指示してそれを聞き取って判断するのだろうと思うんですけど、どのようなお考えか、どのような事業展開をしようとするのか。それと併せましてですね、これは合併特例債が適用できるかなというふうな疑問もありますけど、地域ですね建設業者はもちろんですけど、小規模の建設業者、非常にですね冷え切ってしまうと厳しい状況に追い込まれているというふうに聞いております。そのような対策をですね行革の先にどういうふうなものがあったのかなというふうな市長のお考えをお伺いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 肥後議員よりの質問でございますが、行財政改革と市民のくらしってことです。総体的に1番については、総体論がございますので、これは一応報告程度また改革の途中ということ、現状ということでそれを踏まえて2番目と3番目に答弁させていただきたいと思ってます。市民の中で合併して何もよいことはないとお声をどのように受け止めておるかという質問でございます。御存じのとおり、私が市長に就任した時は、合併直後の非常にまあ厳しい財政状況の真ただ中でございました。また今後、市としての真っ当な存続すら危ぶまれるような状態でしたが、もともと私が市長選に立候補したのは、このような新市の現状を見てですね何とかしなければという強い思いがあったわけですが、そうした中でこの任期のちょうど今2年目の折り返しということですが、将来に向け市民に安定的な行政サービスを提供していくために何が何でもこうした中では健全なですね行財政基盤の回復をすることを目指して、そして懸命に行財政改革に取り組んでまいりました。そうした短い期間の結果ですが、合併時の平成16年、これは合併後旧町村も入った数字ですが102.6という非常に極めて危険な数値であった経常収支比率が、平成17年度には92.3、また18年度これは今決算の速報値という形で決算カードでは18年度には91.2に好転するというので、本市の行財政基盤はかなり改善されたと思っております。この過程で多方面にわたりいろいろな痛みをですね分かち合うことについて御理解を今までお願いをしてまいっております。しかしながら、もともとこの合併はですね、九つの市町村のままで将来お互いが生き残りが非常に難しんではないかということの中で私は合併があったと思ってしております。そうした途中でございますので、したがって、新市の財政状況の厳しさは合併協議の段階からですねある意味では分かっている部分もあったと思ってしております。市民の皆様には行革の取組がですね決して避けて通ることのできないものであることを是非とも御理解をしていただきたいと思います。

てます。さらに申し上げれば、九つの市町村が合併し、新市が誕生してから既に2年半が経過しておりますが、これはもはや後戻りではできないような状況じゃございません。合併が良かったか、悪かったかという合併の是非論は、そろそろこの辺で置いていただきですね、市民の皆様には合併して何もいいことがないという他力本願的な発想ではなくてね、ある意味ではまず自分から自助という立場の中での精神も必要だと思っております。市もそうした中でですね一緒にやっぱり新市の将来をですねやっていかなければと考えております。そのように、私も自助・共助・公助という形で今年のタウンミーティングはさせていただき、やる気のある所、そしていろんな発想な所についてはということで御意見を賜った状態でございます。以上、申し上げましたように私の任期の前半は2年半、行財政改革に専念しましたが、今後は行財政の取組はやはり堅持していかなければ、この10年間、合併の10年間は特例措置がありますが、10年後については議員も御存じのとおり人口数も減り、交付税も減りその時点では非常に厳しい財政状況になるのが現状ではまだ脱却はできてないと思っております。そうした中で、現状で今やれる範囲は、そうした行革を維持しながらその一部の成果ですけど、新市のまちづくりにこうした中を許される範囲に一層積極的に取り組んでいきたいと思っております。では、どうしたまちづくりが考えられるのかということでございます。基本方針の一端を申し上げればですね、まず産業の振興ということと雇用の場をつくるということがこれは最大の使命だと思っておりますが、地域に人が残り、生計を立てていくためには、地元においての収入の場があること、これが不可欠だと思っております。こうした観点からですね、企業の誘致や既存事業の支援、また地域における特に一次産業を中心としたですね起業家育成、支援などをね、これについては積極的に進めていきたいと考えております。次に、安心して子どもたちが育つまちをつくるということですが、未来を担う子どもたちがですね安全に育つために地域と子どもたちの交流の促進や学校環境の整備、これはいろんな今やっていますがこういう施策を進めていきたいと思っております。次に、地域コミュニティの活動と促進と支援を行うということですが、広い佐伯市を活性化するためには、地域の自治力をより一層高めて、その活動を促進させる必要があると思っております。そのための必要な施策というのやはり押し進めなければならないと思っております。次に、安心・安全なまちをつくるということですが、自主防災組織の育成や支援、緊急時の情報通信網の整備、医療体制の充実などさまざまな面でまだ遅れている分がありますので、こうした施策も進めていきたいと思っております。それから最後に、これだけ広い地域ですので、地域資源を生かしたまちづくりというのがこれは必要だと思っております。豊かな海・山・川の自然の中から生まれる地域資源を最大限に生かし、食を拠点としたツーリズムの推進などにより、交流人口の増大を目指したいと考えております。これらは、現在策定中の作業も進めております総合計画においても重点項目として位置付けるとともに、今後公共事業等実施計画において肉付けをしてまいりたいと思っております。3番目には、行革の成果を受け、投資的事業の指示をということで各部に出しているのかということですが、どのような事業展開をすることかということです。従来、健全な行財政基盤を回復するために、行財政制度の取組の中で、いわゆる公共事業についてもこれも一定限にある程度抑えてきたのは事実でございます。今後こうした行革の姿勢は維持をしていきたいと思っておりますが、真に必要な事業については、積極的に推進してまいりたいと思っております。その際、財源としては補助金のほか、優良な起債を積極的に活用し、事業を組み立てたいと考えています。特に、合併すれば

特例債というのが付くということで多くの皆さん方が期待をしておりますが、これについても平成27年度3月までの期限が付いた点であります。この点を考慮して、この点の活用については、いわゆる振興局管内また振興局と振興局を結ぶこうした道路整備とかですね、そうした部分について新市の全体の視点に立って特に積極的に活用するように今回は指示をしております。財政的には非常に厳しい状況にある地域の小規模事業者への対策ということで議員があえてお伺いですが、これについても合併特例債等も有効に活用した事業をですねもう1回調査しなさい。そして、その中で展開するものについては、行革の実施とともにねん出された財源をですね効果的に必要しながら地域事業にも充当することなどにですねよりまして、投資的事業を拡大して地域経済の活力、これは投資的経費ですけど、そのように考えていきたいと思っております。また、この点について各部長及び振興局長にはありとあらゆる事業をとにかくやってみなさいと。そうした中で、ヒヤリングをし、今の財政の中で効果を生んだ分について、投資できる分については、これを振り向けていきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 肥後四々郎君。

17番（肥後四々郎） 市長の思いがですね届きました。そういうことははっきり聞きたいもので、その中でですね行革を行ってきてですね、合併うんぬんというようなことは当然しなければならぬし、各振興局が生き残ろうとすればですね、すべきこと私は推進派だったものですから、あえてそれがどうだこうだというつもりはありません。その中でですね、行政改革これも必要だろうと思えます。かなり職員、議員もそうなんですけど、皆さんそれぞれ地域住民の方々も痛みを感じながらあえてそういうふうな、ここにきてですね一番吹き出したというのは、ほかの地域は分かりません。鶴見におきましてよく聞く話なんですけど、タウンミーティングで回っていただきまして決してプラス要素の話じゃないんですよね、どちらかって市民からすると何かが増えるぞ何かがなくなるぞというふうな市民のサイドからすると旧鶴見町の人たちはそういうふうなことが多いに敏感なところがあります。これは後段また申し上げますけど、端々ですね鶴見大体自宅から、私の吹浦というところですけど、下梶寄まで約30キロ近くあるんですけど、その集落の合間に御老人がですねいらっしゃるわけです。そういう人たちの御意見を1週間1回大概遊びがてらずーっと日曜日に回ってみますとケーブルテレビの説明会があって以心伝心しながらですね、役員さんがこれはこうなるんやあなるんや、それはきちっと執行部の思いがですねそれだけ伝わるかどうかという問題もあるんですけど、非常にこれに危機感をもって、あれが出たからこっちにですねかなりそういうふうなですね不満というよりも不安ですね、もう年寄りには切捨てられる、いろんな情報も飛ばんごとなるんじゃないだろうか。染矢議員も多少触れましたけど、そういうふうなことがですねずーっと吹き出してるのが事実です。で、またこれあと提案として具体的にですねこれをやらんかということを上げてませんから、後ほど提案として上げてまいりますけど、先般これは事実私がある時、診療所でですね医者に行っった時にもろにですね、今までの鶴見であつたらこうなんだけど、市になったらこうなんだというふうなことを、もちろんそれは私も鶴見に住んでおりますから肌を感じております。鶴見はどちらかというところで、過剰的に住民サービスが行われたのも事実です。そういうなのがどんどんどんどん削られてきてですね、ここにきて自慢だったケーブルテレビの情報伝達というふうなことがかなり厳しくなる。ここで一気に吹き出して、結局は議員お前たちがつまらんのやというふう

なことで話は終わったんですけど。はい、つまりませんから申し訳ありませんってお断りしたんですけど、その話の中でですね、やっぱりお年寄りの心配というふうなことが随分あります。市長の話の中に地域コミュニティのうんぬんというのがありましたけど、是非こころはですねまたのちほど提案しますけどお考え願いたいかなというふうに思います。そういう中ですね、これは事実ここに商工会の会長さんもいらっしゃいますけど、頑張る商工会ってこれはもう大分合同新聞さんがですね連載で載せてます「頑張れ商工会」を今連載しております。これ宇目の商工会ですね、合併前に買い物サービスしようじゃあないかということで現在1万5,000回、会長私も友達なもんですからいろんな電話で御指導願うわけですけど、正に高齢化率佐伯新市の中で1番高い宇目地域がですね、事前にこういうふうなことをしたっていうふうなことは、やっぱヒットだったかな。それで、いろんな事業展開する中で、今県におきましてこれも一つの材料だろうと、頑張る商工会には支援しようじゃないかというふうな動きが出てまいります。こういうふうなことの連携をしながらですね事業計画も組んでいただきたいなあというふうなこと。先ほど市長のお話の中に、企業、産業の振興これはもちろんそうですね、企業誘致だとかいうふうなのは、企業誘致であるとか留地であるとかですね、お話がありました。今若い人の中でですね、新市になって大きくなると仕事場ができるかって、非常にこれは市長に期待したところがあるわけです。行革しながら新しい仕事場ができる。そうすると親元におれたり、佐伯におれたりっていう、これですね、地域ほど異常に期待したところがあります、現実には。そういう中でですねちょっと先行きが見えないなということで、若い人の取り方としましてね、どちらかというとならぬ不満げなんですね。このケーブルの改革が悪いので、ケーブルはそういうふうにしなければならない。一部はですねある程度でも辛抱して行政が思うようにじゃなくてある程度はゆるめながらですね、お年寄り対してはこれ不満を不満じゃあなしに今度お年寄りに対しての不安を与えとるんです。地域にずーっと点在しとる人たちに。そういうふうな状況の中でですね、企業誘致、誘致だとか留地だとかケーブルテレビだとかのは最終日ですかね、なんちゅうか菅原議員がまた具体的に質問があると思うんですけど、発端はそういうふうなことでですね非常に不安がってる方がいらっしゃる。先ほど申しましたように、お年寄りの不安がですねどういふふうなものかっていうふうなものもいろいろあると思うんですけど、これ一例です。これ材料をですね振興局じゃなく本庁の中で分析しとる数字がありますから、のちほどいただいて見ればですね地域コミュニティをどうすればいいかというふうな問題点がここに浮き彫りになってくるだろうと思います。高齢化率が一番高いのはですね藤河内ですね、これ行政区ごとでいきますけど藤河内、一番ですね100%ですね、高齢化。次がですね、市長お持ちのようですね、日向泊ですね74%。それぞれその数字を見ればわかりますから高齢化率の高いところ。今度一番低いところからいきますと、弥生の深田の団地、これ人数にもよりますけど0%です。ベスト10でいきますと、一番いいのは深田の団地が121人で誰も高齢者はいませんね。それから10番目がですね、中飛びますけど、10番目が新女島、ここは大世帯ですね1,993人いらっしゃいまして14.24%、大体それをつき並べて見た場合に佐伯市の高齢化率が28%かなっていうふうな。これ行政区ごとに出てるのを市長の方ではお手元にあると思いますんで、そこらを分析しながら地域コミュニティはですね是非再考を願っていたきたい。先ほど話を元に戻りますけど、宇目のですね宇目商工会、いろんなボランティア団体だとか地域の活性化事業を何とか取り組もうという団体もあろうかと思いますが、森竹会長

の言葉を借りますと高齢化は避けて通れません。しかし、高齢者が元気で長生きしてくれば地域が活性化する。商業振興、医療費抑制にもつながるっていうふうな大きな夢を持ちながらですね商工会は頑張ってるわけで。ですから、何が言いたいかといいますと、県から出てくる事業と相乗りしながら市もですねそれに取り組んでいただけたらなというふうに思います。先ほどですね市長が地域の中でっていうよりも小規模の事業者に対してもまたいろんな事業者に対してもですねできるだけ支援をしていきたいなというふうな目標として産業振興だとか、企業だとか、一次産業だとか、学校だとか、地域コミュニティだとか、地域資源の再開発、すべてこれはお金の掛かることで、そういう中でですね振興局部長若しくは振興局長も部長ですから、指示を出した4月に出した、その次に6月に出した。今回はかなり厳しい態度で臨んで出せよというふうなことで言ったんかも分かりませんが、受け取る方としてですね、おおほんなら市長がやれちいうからやろうかちいうてさっときたものかちょっと時間が掛かるとるようにも感じます。どういうふうに伝わったんかなという疑問もあるわけですね。これ言うとはですね振興局がまた叱られるからどうか発言控えたいところがあるんですけど、現実にとると過去の行財政改革これはもう致し方ないんです。しなければならぬ、市長の言うとおりになんです。本体が飛んでしまったら何にもならぬわけですから、それが市民サービスを良くするためにそういうふうなことをやる中でですね、振興局のトーンが落ちた現状があるんじゃないかと。例えば、予算請求しようかなと思ったり、補正予算をかけるようかなと思ったり、気持ちの中でどうせ切られるかも分からぬ。じゃったらやめとこうかというふうな、要するにマイナストーンが働いたんじゃないかなというふうなことが考えられるわけですね。ですから、今回はこれを皮切りにですね、我々も過去を振り返ることなく前を向いてですね何をすべきかということをお願いしていくつもりですけど、こういうふうなことがあって議員お前たちは何かちゅうふうなことはですね決しておしかりになることはなく、やる気にさせていただきたいがなというふうに特に思います。そういうふうなですね、過去の行財政締め付けが激しくてその激しいのがどの程度で激しさというのを感じるのか分かりませんが、そういうふうなマイナス要因がなかったのかどうか、そこからちょっと時間がですね4月に出し、6月に言ってまた今回も言ってていうふうなことで事業展開が見えないというふうなことがあればですね、多くの市民に対してはマイナスかなっていうふうに思いますんで、その点が再質問で1点ですね。それからですね先ほど市長の中で、これは是非っていうふうなことの中に地域コミュニティの役割、これだけ高齢化しますとやっぱりお互いに見守りする地域っていうふうなものもやっぱり必要だろうと思う。ボランティアだとか有償ボランティアで駆け回っている方もいらっしゃいますけど、それにもやっぱり限度があります。となると地域コミュニティの再生っていうようなことが必要だろうと思います。そこで、地域審議会っていうのがあるわけですけど、この地域審議会を活用してですね、過去合併してこちら新市になって地域において心配事があれば愚痴の一つも二つも出るかも分かりませんが、いろんなことを話してそれを市長の方にフィードバックする。市長がこういうことに対して審議してみませんかって、審議会というのに自分たちからあんまりこれがあるがっていうふうなことが言えないような本来は組織でしょうが、市長から諮問されてその審議するっていう部門でしょうから、仮に審議会が本来の過程をすればですねもう2年たちましたんで、ここで検証する意味も含めてそういうふうなことをやるべきでないかなというふうに思います。振興局の受け取り方、また各部長の受け取り方、それと

これは提案になりますけど、合併後の地域課題、こういうふうなものを地域コミュニティの再生を目指してどういうふうにするのかっていうふうな市長のお考えをお願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほど私の考え方を総体的に申し上げたわけですけど、全体的には地域との協調を図るため私もタウンミーティングはですねそうした中でしたと。特に、2年間というのはもう議員御存じのとおり、行革1本でいったといってもうそではないと思ってます。また、地域審議会においてもですね、これは地域地域によって対応が違ってあります。ある地域では、建議という形で上げてこれについての意見をもらいたいとかですね、そうしたのをやはり一元化しなければなど。私は地域審議会についても市長からの指示っていうのではなくて、やはり地域の声はですね地域の声を出していただきたい。こちらから問題があるっていうことは逆に地域にとってはマイナス部分もあったりするもんですから、そうした中で地域審議会のあり方は私の方があんまり関与せずに、そのところに担当部と連携をとっていくということも大事じゃないかと思ってます。また、それ意外に区長会の皆さんにもこの振興局管内で区長会の皆さんにもお招きいただきましてですね、そうした中で話をしたりですねしております。地域によっては、全く御案内のない所もございますが、そういうような形でコミュニティはとっていくかなど。非常に本会議とかいろんな公式の場っていうのがなかなかとれない部分がありますので、そうした場合は私の方も市長への手紙という形でいろんな御意見も地域から頼まれておりますし、また区長会等もそういうことの時間があればですね私も出かけて行き、また地域審議会もそうした中でですね会合等がありましたら出掛けていきたいと思ってます。昨年はタウンミーティング以外に市の職員の若手の会とか地域における団体の会とかですね、そのようなお話もさせていただきながら、今の現状を私なりにしてるわけですけど、何分私も一人という中で全部は把握はできておりません。そうした部分については、やっていただきたいと思えます。また、振興局に対しては、冒頭に申したわけですけど、受け止め方っていうのはどうしてもそれぞれ違ってありますし、今年度は特に振興局長さん、出身者ということは2名だけしかおりません。あとは多くの方が異動で入っております。そうしたことがまた今までと違った中での風通しのいい分ができてくるんではないかと思っております。あとについては、ちょっと今について何か補足がありましたら、よろしゅうございますか。

議長（児玉忠義） 肥後四々郎君。

17番（肥後四々郎） 審議会につきましてはですね、市長が申されましたように本来はそういうふうなのが審議会なんでしょうけど、聞いてますが、お二人さん。自発的になっていうところなんですけど、やっぱり指示の出し方だとかっていうのは本来の審議会という名前からするとですね、やっぱり招集されそれを審議するっていうようなことが大前提でございます。本来はまちづくり委員会的にですね自分たちの地域はこうあるべきだということがですね市長に直訴できるような状況であればいいんですが、なかなかどうかな、それは区長会であるとかそういうふうなところからの方が多くなっているふうに思いますんで、そこらは整理していただきながら地域の中でですね我々もそういう方と会えば是非頑張りたいっていうふうなことを。それからですね、受け取り方、振興局の職員の受け取り方っていうふうなことなんですけど、先ほど本格的にあんまり嫌なことなんですけど、指示したけどひょっとすると切られるかも分からんけん上げてもしようがねえわなちいうふうな考え方が出たと

するならばですね、多いにこれは疑問視するところ。本当にそうなんだろうか、また本当に指示が市長の思いが届いての指示なんだろうかっていうようなことがあります。最後のですね3点目の分に対しまして、小規模のですね事業者、これ事実なんですけど、先般4号、5号の台風が来ましたよね。そうしたときに小規模の方々、D級の方々は鶴見で現実にあった話ですけど、半島を一巡りした。ということはどうか災害がないかなと、あっていいわけではないんですけど、山崩れがないか、崖崩れがないかな、あってですね人災があったりすることは決して誰も望むわけじゃないんですけど、現状を事業を支えろうとするとですね、やっぱりそこまで冷え込んでるかなという、これいろんな状況があるからですねそのすべてが対応できる問題じゃないと思いますけど、非常に厳しい状況ですから今一度です、振興局の方に担当部指示を出していただきまして何かないか、その代わり財政的に優位に立てるもんがあるんじゃないかというふうな細かいことまで指示をいただければですね助かるかな。まず聞くことは本音で聞いていただいて頭からですね100万でできたもんを50万付けてあと50万ばっさりというふうなことでは事業効果っていうのはないわけですから、そこらもお考えになっていただきたいと思います。それで最後の質問になりますけど、その振興局に対しての市長の指示、そういうふうなもんがどういうふうに届いたかというふうなことを市長の方で取り方、取り方っていうふうなことですねお話を締めくくられてはどうか、もう1回市長のお考えを。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再々質問ですが、私にしてみれば逆にショックのようなことです。私の指示が振興局管内、また末端まで届いてないというのは行政的なこととして大きな問題だと逆に思っております。それから、予算が通らないから上げないということはですね、やる気が全くないと同じで、やはり予算を通そうと思えば、私はこれ振興局長の中でも部長級ですからいつでも市長室においでくださいということは言っております。これはある部長ですけど、振興局長ですけど、自分の予算が通らないと副市長のところに私に来てそれをしたことまございます。やはりそこにやっぱりやる気っていうことが必要だと思っております。なかなかそん中ではここまで前は声を掛ければすぐおったんだけど離れてる分、そこまで行くのはどうかかなということですが、それについてはそうした中での人事異動し、やはり風通しのいい方向に持っていかなければならないと思っております。また、高齢者につきましては、佐伯市そのもの全部含めこれからなる限界集落ということですね、単に地域じゃなくていわゆる旧市内のこの中で大入島を始め言われていきましたが、地域地域に掲げた高齢化対策っていうのは非常に大きな問題です。こうしたことについては、いろんな中での政策をやっていかなければならないと思っておりますが、これについては非常に大きな問題を抱えております。そうした対策っていうのはこれからも大きな形でやっていくためには私はタウンミーティングの中で自助・共助・公助という形でそれぞれまたアイデアを出してくださいと、それが一体となってこれだけの広い範囲ですので、皆さん方とともにやっていかなければという具合に考えております。それからあと、台風の時もですね私もマリンカルチャーで海の記念日がありました。その時に、逆に私は心配しまして蒲江から帰る時には畑野浦を回り、そして小浦を通り米水津に降り、そして鶴見を回って帰りました。午後の時には、翌日朝出てきまして、これも鶴見から上浦まで全部どういう状況になっておるかということですね、どういう被害だとか、そうした中で流木等のですねあつた災害が上浦の方が多いということであ

って、それについての対策もしなければと、私どもも地域がやはり旧市内ということだけでなく、大きな意味で特に被害が大きそうな地域については、積極的にやはり自分の目で見て歩くことが大事だと思ってます。そうした中で、地域の方と話して翌日もすぐ市長が来るということについては、そうした中での連携が必要だと思っております。いろんな中、まだ合併して2年ですが、通常企業でも合併して10年掛かって人事交流ができて成績が上がると言われております。非常にこうした中でまだまだ私どもも全体的に聞く耳を持ち、そしていろんな情報を得るということをやっていきたいと思っておりますので、今後ともいろんな中での情報や御提言をよろしくお願いします。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、肥後議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時25分 散会

平成19年 第5回

佐伯市議会定例会会議録

第3号 9月12日

第5回 佐伯市議会定例会会議録（第3号）

平成19年9月12日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	村松	田一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	清孝
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務務部	長長長長長長長長	西木塩武大久三田菅川河	嶋許月田鶴保原崎人野	泰政厚隆直成信俊宣伸	義信博己太行誠邦行生	上教消上弥本直宇鶴米蒲	下浦生匠川目見水江	水道部防興興興興興興	長長長長長長長長長長	戸川高大加御手曾安戸高児	高島橋鶴藤洗宮藤高治玉	公ふみ安宗隆廣一和	人え忍信義二清美德郎康
-------------	--------	----------	-------------	------------	------------	------------	-------------	-----------	------------	------------	--------------	-------------	-----------	-------------

議事日程第3号

平成19年9月12日(水曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成19年第5回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、柳井二生君、2番、三浦渉君、3番、清家好文君、4番、矢野精幸君、5番、矢野哲丸君、6番、浅利美知子さん、以上の順序で順次質問を許します。

23番、柳井二生君。

23番(柳井二生) おはようございます。本日のトップバッター、直川選挙区の23番、南風会の柳井二生です。通告に従って質問いたします。1点目の合併後初の民生委員・主任児童委員の一斉改選についてお尋ねいたします。今年は3年に一度の民生委員・主任児童委員の一斉改選の年であります。現在の委員さんの任期が今年11月末をもって満了いたします。合併によってさまざまな委員の数が大幅に減っております。例えば、極端に減ったものを例にとりますと、教育委員は市町村に5名ずつ合計45名であったのが新市では5名になりました。また、選挙管理委員会委員は市町村4名で36名が4名というようなことでいろいろな委員会等の委員が減っております。その中であってこの民生委員・主任児童委員につきましては合併前と同じ233名であります。今日の資料配付ということで、皆様方にこういう地区ごとの数字をお配りしております。ということで合併前と同じ233名であります。そのうちに主任児童委員が28名であります。少子高齢化の進展、家庭機能の変化等の社会環境の変化に伴い住民の福祉ニーズは複雑多様化しております。こうした状況の中で、民生委員・主任児童委員の果たす役割はますます重要となっております。こうしたことから民生委員・主任児童委員はその地域の実情に精通し、社会奉仕の精神に富み、人格、識見ともに高く生活経験が豊富で円満な、常識を持ち責任感が強い人が適任者と言われております。そこでお尋ねいたします。として、今回、新佐伯市では17地区で委員推薦となっておりますが、本庁管内9地区、前は本庁は11地区でありましたが、今回は合併して9地区になっております。振興局が8地区でございますが、一つの市として統一した推薦方法で選出していたのかどうかお尋ねいたします。として、8月23日に推薦委員会が開催されておりますが、その席で233名全員の推薦ができたのかどうかお尋ねいたします。もしできなかったとすれば、その後の処

理はどのようにされたのか併せてお尋ねいたします。 として、委員の年齢要件が今まででは新任は65歳未満、再任は75歳未満という枠組みでありましたが、今回は推薦作業の終盤になって新任・再任とも75歳未満ということになりましたが、この年齢の引き上げの要因は何か。主任児童委員の年齢要件は55歳未満ということでありましたが、これも引き上げられたのかどうかお尋ねいたします。また、新任で65歳以上の人は何人か。男女別の比率はどのようなになったのか併せてお尋ねいたします。

次に2点目として、市営バスの運行についてお尋ねいたします。少子化・高齢化・過疎化やマイカーの普及により利用者の減少で民間路線バスの運行が減便されております。現在、佐伯直川の横川線に1週間に月曜日から金曜日までの5日間は1日3往復で運行され、土曜日は朝はお客を積んで来て、その便がそのまま回送車ということで、お客を積まなくて佐伯にとんぼ返りしておりますのが朝1便、昼は横川行きにお客を積んで、それがそのままとんぼ返りで回送車ということで変則的な運行がなされております。日曜日・祝祭日には路線バスが運行されておられませんので、地区民にとりましては大変不便を強いられております。同じ直川に民間路線バスの運行されていない大字赤木地区に市営バスが運行されております。1週間に月曜日から土曜日までの6日間1日5往復、赤木の字吹原から直川振興局前まで運行されております。その市営バスを土曜日だけでも直川振興局前までの運行を横川地区の字井取まで延長運行することはできないかお尋ねして質問を終わります。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 皆さんおはようございます。今日もよろしく申し上げます。それでは民生委員・児童委員の改選についてお答えをいたします。柳井議員には、直川地域の自治委員会会長として改選に大変な御尽力をいただきました。誠にありがとうございました。

さて、今回の改選は御質問のように合併後初めての一斉改選でありましたので困難が予想されました。そこで地域に密着した人選を行うには、従来各市町村が行ってきた方法により、振興局ごとにこれを行うこととしたもので、市全体を統一した選出方法はとっておりません。御指摘のように、8月23日の推薦委員会には233人中6人未定のまま推薦をお願いすることとなりました。関係者には大変御迷惑をお掛けいたしました。9月4日にはその6人の人選も終わり、推薦委員会の承認もいただくことができました。233人全員の推薦調書を県知事あて進達したところでございます。選任の年齢要件についてですが、7月24日に新任・留任ともに75歳未満の者を選任するよう努めることに改正される旨、大分県地域福祉推進室から通知があったものであります。改正理由については、県は厚生労働省からの詳細な通知はないが、65歳未満は働いている人が多く、また65歳以上であっても元気で活躍できる人が多い。また、以前から65歳未満の制限を解除してほしいという自治体からの要望が強く、これを厚生労働省が受け止めての判断であろうとの見解です。作業終盤での通知でしたが、早速反映された地区もございました。なお、主任児童委員の55歳未満という年齢要件はそのままでございます。また、今回の新任87名中、65歳以上の方は男性9名、女性9名であります。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） おはようございます。企画商工観光部長の三原でございます。それでは、柳井議員の御質問にお答えしたいと思います。現在、直川の赤木地区と振興局との間を運行している市営バスを路線バスの運休日に横川の井取地区まで延長できないかと御

質問にお答えをしたいと思います。現在、井取地区までの路線バスは休日等には土曜日に1便が運行されていますが、日曜日には運休となっております。このような状況に照らし、昨年度策定しました地域公共交通計画、これは今年の初めに全地区を回って地域懇談会を開催しております。地域の実情や住民の意見等を計画に反映させたものであります。この計画では、既存のサービスを有効に活用するという観点から、現行の市営バス路線の井取地区までの延長を検討することとしております。御質問の趣旨は、路線バスの運休日に移動手段を確保してほしいということにあると思われまます。今後は土曜日だけではなく、日曜・祝日も含め、路線バスを運行している民間バス事業者と協議するとともに、市営バスの延長運行につきましては、地域住民の需要を十分調査しながら検討を行ってまいりたいというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 柳井議員。

23番（柳井二生） 再質問いたします。民生委員さんにつきましては、おおむね分かったんですが、その中でですな、先ほど8月23日の日に推薦委員会で6名の方がまだ推薦できなかったという、そのもし大まかなですな理由が分かればお聞かせ願いたいと思います。それとですな、民生委員さんの活動費は恐らく月額四、五千元ではなかろうかというそういう気がいたしますが、今はやっぱりケガをしたり、高齢者で入院したりいろいろあって、やっぱり担当地区の民生委員さんは病院等にお見舞いに行くことが多々、お見舞いというか、状況把握にですな、お見舞い方々行くことが多いかと思いますが、度々行けばですなやっぱり田舎の場合は手ぶらでは行かれない部分があります。やっぱり出費がかなりかさみますので、そういう面も含めてですな、民生委員さんに旧市町村部ではなり手が少ないかなという、そういう気がいたしますが、そこら付近は民生委員さんの活動費をですな、実際どのくらい出しておるのか、出してないのかですな、純粋なボランティアかどうか分かればお願いいたします。それと民生委員さん12月1日付でありますので、厚生大臣からの委嘱状の伝達式は恐らく佐伯管内でも大々的というとなればあれかも分かりませんが、一緒に伝達式があるんじゃないかなという気がいたします。一方、辞めていく人、任期満了で辞めていく人にですな、もう11月末で任期が満了したので各々の地区で何か例会のときにもう御苦労さんでしたということで終わるのか、全体を集めてですな、何か感謝の気持ちを市長はするのとかどうかですな、何かそういうようなセレモニーをするのとかどうかお聞きいたします。というのはやっぱりこれから先、3年先、6年先、3年ごとに改選があるんですけど、やっぱり年々民生委員さんになり手がですな、ないというか非常に選任するのに苦労するんじゃないかなという気がいたしますのでですな、やっぱり何かの折り目の切り目をですなぴしゃっと付けて、民生委員になったら最後は市長が出てああいう何か感謝状かお礼のセレモニーがあるんじゃないかなという。まあ何かそういう面も踏まえてですな、何かすればいいかなという気がいたします。民生委員さん今から10年も20年も前は地域によっては名譽的などころがあってですな、結構なり手が多かったんです。委嘱状が厚生大臣ということですから、ところが今はもうそういう風潮もございませんし、もちろん勤め等いろいろあってですな、なかなかなり手が無いというのが実情でございますので、そこら付近、活動費の問題と辞めていく人にですな、もうそのまま御苦労でございましたということでもいいのかどうか、併せてお聞きいたします。

それから、市営バスの運行については、今部長から前向きな答弁がありましたので、是非

ですな、日曜・祝祭日も合わせて前向きにひとつ早く検討していただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 民生委員さんの、あとで選任いたしました6人の内容につきましてはですね、それぞれのあれがございますので控えさせていただきたいと思いますが、旧市内が5地区、それから鶴見が1地区でございます。それから活動費につきましてはですね、事務局を社会福祉協議会に設けておまして、そこから各民支協ごとに配分するという形になっておまして、ほとんどボランティアでやっていただいております。それが今の現状でございます。それから感謝の気持ち、そういう部分でございますが、確かに今民生委員さんの果たす役割というのは大変大きくなっておまして、おっしゃるとおりでございますが、今のところ全体の大儀とかそういうことは考えておられないような状況ですが、検討していきたいと思います。それから今回改選をするに当たりましてですね、いろいろお話をいただいておりますので、各振興局の担当等を集めまして反省会をやっていきたいと思っております。そういうものを集約して次の3年後の改選等には役立てていきたいと思っております。いずれにしましてもですね、民生委員さん、今地域で活動していただくのに大変なこういう社会情勢といいますか、その中で非常に大変な役割になっております。それぞれの233人の方それぞれがですね、個別の事情を抱えながら今回引受けていただけました。この方たちにこの重大な役目を今からやっていただくのに、皆様ですね温かい御支援をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 柳井議員。

23番（柳井二生） 要望を兼ねてまあ1点お願いいたします。主任児童委員は28名であります。これは年齢要件は前のまま55歳未満ということですが、もしですな、その内訳55以前の方がおるのかおらないのか、おっても別に差し支えは理由書を付けてすればいいと思いますが、参考までにですな、どのくらいの割合が分かればお願いいたします。それとですな、民生委員の改選期にはいつもこれから大変になると思いますので、是非ひとつ何か市として統一したですな推薦方法、国・県の方では民生委員準備会等を立ち上げてですな、すればスムーズにいくのではなかろうかという、そういう指導も確かあっておると思いますのでですな、そういう面も含めてひとつこれから3年先、6年先を見据えてですな、何かいい内規等を作ってですな、スムーズに推薦委員会ができるように要望しておきます。もし55歳の関係が分かれば答弁お願いします。もう要望で結構でございます。

議長（児玉忠義） 以上で、柳井議員の一般質問を終わります。

次に1番、三浦渉君。

1番（三浦渉） おはようございます。1番、南風会所属の本匠小選挙区選出、三浦渉でございます。今日は建設業関連の質問を。6月から建設常任委員長を拝命されましたけど、建設常任委員長がその質問に立っていいのかという御批判もあろうかと思われませんが、私は20年間県南商工会の協議会長として多くの建設業者が8か町村に会員としております。切実な思いを常々聞かされるわけでございます。あえて今日は答弁者が財務所管、総務所管ということでございますので、建設関連の質問、そしてごみ問題の質問を2点させていただきます。9月定例会において議長の許しをいただきまして一般質問を行います。9月とはいえ元気な長寿を祝う敬老の日を目前にこのまちを、この国を社会国家のために働いて、働いて、働い

て、まちが成長続けてきたのも敬老会対象者の皆様がいるからでありましょう。今年の佐伯市の敬老会対象者は1万8,159名と聞いております。まず、1万8,159名の敬老会対象者の皆さんにお祝いを申し上げながら一般質問へと進みたいと思います。

まずは西嶋市長、今定例会に初めてごみ袋のシール制を議案として提案しておりますが、提案書の中には現行30円の袋を廃止して、1円で作ったシールを市民に15円で買ってもらうというような説明であるが、その説明の中には在庫を入れる場所がないとか言っているが、シール制にした根拠は何か。2年前市長選に出た時の公約のチラシの中に、ごみの有料化は凍結といったチラシを全市民に配布しております。当選して、西嶋市長が当選すればごみ袋は有料が凍結して無料になると1票を投じた主婦も佐伯市内には多いと聞いておりますが、その凍結無料に近づけるために1円で作ったシールを15円で配布するんですか。市長の公約に近づければ市民の負担はどうでもよいのか。市長として、市のメリットや市民のデメリットがあると思いますが、説明をお願いします。それとシール制の説明は議会には8月28日に全員協議会で説明があったが、市長は以前、どなたかの質問の中にこのシールやごみ袋は審議会を立ち上げて真剣に論議をしたうえで議会に掛けますと言った議事録も見た覚えがありますが、議会に協議会に提案した時は、審議会に掛けたのか、8月27日まで審議会は何回シール制の話をもって審議をしたのか、この点を聞きたいと思いますが、よろしく願います。それと市長、ここにごみ袋を用意しておりますが、ごみ袋の厚みは全く提案理由にないが、幾ら薄くてもいいのか、市民のデメリットは考えないのか、その辺をお聞かせをいただきたい。昨年議会に掛かった時は、半透明あるいは黄色い加工しなければカラスが来ると、こういった説明がカラスやネコが来てごみを探すのでという説明があったが、今度は自由にスーパーで袋を買ってもよい。大きかろうと小さかろうと市の1円で作ったシールを15円で買ってはればいんだという説明のようにありますけれども、カラスはもうこの袋をつつなくなかったのか、県南には一匹もおらなくなったのか、昨年の提案とちょっと違うようにありますので、部長でもいいがその点を説明をしていただきたい。それとクリーンで分かりやすい政治の実現という市長、あなたの後援会じゃないですか、佐伯の未来にしら真剣の会、こういったチラシが2年半前県南に配布されております。私どもも持っておるわけですが、これにはごみ袋の一時凍結を見直しましょうとこう書いております。どなたかの質問の中に、このチラシは後援会が勝手に作ったんだ。こういうふうなことを市長は答弁したことがありますけれど、1、2、3とこう書いてありますが、1のタウンミーティングはこのチラシのとおりにしておる。2の事業予算書もこのチラシのとおりにしておる。3番目のごみ袋は勝手に後援会が作ったんだと。それはちょっとおかしんじゃないかなと、2枚持っておるから1枚あげます。その点の答弁をひとつお願いします。

次に、公共工事、入札の件でございますが、市長あなたが発注する佐伯市の公共工事、何を根拠に何を基準に業者を選定し、指名通知を建設業者に出しているのか。まずは、佐伯市建設工事指名競争入札参加資格要領といった資料がありますが、平成17年3月3日、告示70号と記載されている。この文章は大分県が13年3月29日に作成し、また19年の3月30日に見直した改正文書を丸写ししたものであります。私は市長、市が発注する公共工事は基準はこの県の審査要領を基準にするしかないんじゃないかなとこのように思っておりますが、市長の方で選定基準はまだほかにあるんだと、俺の好きな人を入れるんだとか、俺の選挙をした人を入れるんだとか、俺の後援会から入れるんだとか、選定方法がまだあればちょっとお聞

かせをいただきたいと思っております。それとですね、契約の方法、検査の方法、そういったものは県に合わせるが、指名通知書は指名委員会で決めるんだと、市長部局で決めるんだというようなことがあるならばお聞かせをいただきたい。本日皆さんの机の上に資料を配布しておりますが、資料1、資料2と書いております。資料1が市長、佐伯市長の管理の様式です。資料2が大分県の様式、その1から2枚目はほとんど大分県と同じ様式である。3枚目を見てください。この3枚目が問題でございます。下の方に佐伯市の方は七つの枠が真っ白、白紙であります。大分県はずっと上から下まで枠が詰まっております。この白紙の部分はなぜ白紙なのか。そういった点も答弁をお願いをしたい。県に準ずるということで県の基準を丸写しして市の方で指名を組むのであれば、こういったところも県の方に準じてやるのが公平性・透明性の入札ではなからうかなと思っております。もう一つは、佐伯市高落札入札調査制度の撤廃の願いが、要望が地元建設業界から来ておると思いますが、落札率が94.9であればその場で落札を決める。95%以上であればその場で落札を言わずに調査して、そののちに落札か不落札か決める。何かこの4月1日からこれを使用しておりますが、94.9%と95%以上ではこれに大きな意味があるのか、これを撤廃したら市の方が年間幾らかメリットがあるのか、当初予算で議会に示した単価、積算以外に出費が出るのか。この辺を詳しくお聞かせをいただきたい。地元建設業者は市長正に地元で生まれ、地元で育ち、これは市長がいつも言うように、地産・地消ではないかなあ、何も地産・地消は本匠の因尾茶とか、番匠川のアユとかが地産・地消じゃなくて、やはり建設業の営んでおる方々も地産・地消という意味から市長からかわいがっていただかなければ。誰もが言っておる今日まで国土の均衡ある発展は建設業者の大口納税者のお陰ではないかと。これは国土交通省も農林省もどっこも言っておるお言葉であるが、佐伯市長は違うんですか。なぜこのように地元建設業者をいじめるようなことをするのでしょうか。市長の考えは全く理解できません。大分県と同じ入札参加要領をこれからも使用するのであれば、すべて指名選定まで大分県に準じた指名選定でなければ、市長が個人的に何かあるのであればその辺を詳しく、いや県と一緒ににはできないと、最後俺が決めるんだというのであれば、それを明確に答弁をお願いしたい。佐伯市高入札率、入札調査制度の導入は4月1日導入しているが、市長4月1日から今日まで調査制度を導入してみてどうでしたか。何かありましたか。私たちの議会に予算で議決をした以外に工事の工事金が出たんでしょうか。予算議案の説明をした工事金は現場がすべてこれだけ掛かりますよと、100万の現場は100万掛かりますよと、95%じゃないですよと、そこに5%残すような、また5%何か揺さぶりを掛けて残さなければいけないような、威圧感を感じるような5%というものを取って置かなくても、議会にちゃんと提案して議決が認めただから、事故のないように工期内に工期を切らないようにちゃんときちんとした仕事をしてくださいよと言うて99%を工事金を支払うように、威圧感も何もなくて支払うようなことはなぜできないんですか。目的が何か違うのではないですか。宮崎はこういったお金を残してですね別にプールをしてですね、目的が違う方向に考えておった。官製談合で上がりました。佐伯市もこういった目的や何かがあればひとつお聞かせをお願いしたいと思います。このようですね、95%方式というのが大分市がですね一時使用したんですけど、半年で撤廃しました。やっぱ悪いということで撤廃しましたので、4月1日から導入してもですね、今農林水産大臣でも1日しか机に腰掛けなくて辞めるといったようなそういった重要なことは国がやっておるわけですから、市長がこれは撤廃しようと言えればいつでもできるような問題です

から、国の大臣がですね、1週間おったり、10日おったり、2日おったりというようなことで辞めるようなことです。何か意味が大きければひとつ詳しく説明をしていただきたい。1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員さんより二つの質問を受けております。一つは、ごみ袋のシール制は何か。また、佐伯市発注工事における入札の公平性についてということでお伺いしております。ごみ袋のシール制につきましては、昨日、下川議員にも御答弁申し上げましたように、私どもにしてみてもこれについてはやはり地球環境の問題ということでもあります。特に佐伯市は分別というのをやっております。こうしたことから、それについての論議を重ね地球温暖化ということにして皆さん方に分別収集にしてはと。先ほど選挙のことを言われておりましたが、凍結等について、またそれについての見直しはということですが、そうした後援会の活動の中でやったものだと思っておりますが、それについてはやはり真しに耳を傾けながら私もやっていく部分があると思っております。そうした中で凍結というのは、基本的には私は4月1日からあれは燃えないごみですか、等についていろいろ見合わせたら非常に無理だと、そうした条例の中でせめて9月までにそうした論議をやっていきたいということで審議会というのも上げました。ごみ袋についての見直しというのは本当の論議がどのようにあるかということで、昨年5月にそうした形の中で廃棄物減量等推進協議会において御議論をいただき、昨年そうした中でひとつの方向が出ましたので、昨年の9月に提案をさせていただいた次第です。そうした中で、現在これに対してのごみに対する考え方、やはり改めていかなければならない部分がございます。そうした中でシール制をもった新たな地球温暖化環境汚染といった深刻な課題を認識しながら、循環型社会の形成に向けて安定した制度の構築や地球規模での環境保全に配慮した施策の展開が必要と思っております。またシール制1円にということですが、これは昨年の議会の中で非常に財政が厳しい中、そうした部分については市としては財源留保の必要があるんじゃないかという議決の結果を得た部分もございます。そうした中で、やはり一部については負担をしていただかなければ、そうした差額等についてでございます。他の詳細につきましては、担当部長の方より御説明申し上げますが、こうした修正の導入を契機として市民の皆様の御協力を得ながら積極的に3Rの推進を図りたいと思っておりますので、是非とも御理解の方をお願いしたいと思っております。

また、入札制度のことにつきましては、これはまあ担当部の方で御説明させていただきますが、先ほど質問の中に私的的な関与があったんかということをお願いしておりますが、これは全くございません。あくまでも私はそうした中で、職員の中で、いわゆるボトムアップという形の考え方をとっておりますので、それについては職員のどなたに聞いても結構でございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは三浦議員の御質問のうち、私の方から通告にございました、市のメリットと市民のデメリット、それから審議会の意見はどうだったのかということについて御答弁申し上げます。シール制に移行した場合のメリットでございますけれども、今までも昨日も少し申し上げましたが、ごみ袋に比べシールの制作費が安くすみますので、市の財政上の負担が軽減できますことから、ごみ処理手数料の引き下げが可能となります。した

がって市民負担が軽減できることでもあります。また、保管場所の確保、それから配送に掛かる手間が容易なこと、製作期間が短縮できること等により、さまざまな事務処理上のメリットも大きいと考えております。一方、デメリットとしましては、ごみを出す際にシールをはるという手間がかかること。それからシール自体が小さく紛失等の恐れがありますので、複数のシールを印刷したシート形状等の検討が必要であろうと考えております。それから、審議会に対して説明をしたのかという御質問についてですが、先ほど市長が申しあげましたように、平成17年7月28日に合併後の審議会を立ち上げまして、延べ10回にわたって審議をいただいております。昨年5月に審議会の報告をいただきましたけれども、その内容の大きなものは二つございまして、まず1番目は、ごみ処理手数料については引き下げを含め再検討をすること。それから2番目は、資源ごみの手数料は無料化の方向で検討をすること。といった内容でございました。市としまして、この審議会の報告を真しに受けとめまして、今回さまざまな方法がありますけれども、さまざまな角度から企画・検討した結果、それぞれに一長一短はあるが総合的に判断してシール制がよいのではないかとということで今回改正条例案を上程したことでございます。それから、ごみ袋は幾ら薄くてもよいのかということでございますけれども、現行のごみ袋は厚みが0.03ミリでございますが、市販の袋には当然それより薄い物もございます。今回そのシール制にもし移行した場合については、当然厚みの指定をする考えは今のところございませんけれども、もしそういった問題があれば今後研究してまいりたいと考えております。それから、黄色のごみ袋につきましては、昨日御答弁申し上げましたが、佐伯市においてもこの黄色のごみ袋によってカラス対策はある程度効果があったことは認識しております。徹底的にやっておりますのは臼杵市でございますが、臼杵市の場合は特殊な袋を使用しております、非常に製作費も高いようでございます。これを普通の透明若しくは半透明のごみ袋に移行した場合につきましては、そういったことも当然対応として考えていかなければいけませんので、昨日申し上げましたように、ネット、シート、そういった物をかけることについて補助制度等も含めながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。それでは、今年の3月に全員協議会において議会の方にも御説明いたしましたが、その同じ時期に第10回の審議会におきましてですね、同じ資料で御説明を申し上げております。ただ、その委員の任期が今年7月まででございましたので、さらに8月になりまして新しい委員の方に委嘱を交付いたしました。したがって、新しい委員の方には9月の10日に改めて御説明を申し上げます。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 三浦議員の指名業者選定の理由と高落札率に関する件についてお答えいたします。指名業者の選定につきましては、昨日、染矢玉夫議員の御質問にもお答えしましたとおり、佐伯市は公共工事の契約締結において指名競争入札の方法をとっており、指名競争入札の参加資格の資格要件につきましては、大分県が認定した等級格付けを用い、佐伯市が発注する工事請負契約に係る指名基準を定めて市の指名委員会でその指名基準を基に競争性、公平性及び透明性を確保しつつ業者指名を行っているところでございます。指名業者選定の際には、格付けの等級ごとに工事場所などの地理的要件、地域性等、指名の回数などを勘案しながら業者選定をしているところでございます。また、御質問の指名業者の選定後の理由公表につきましては、工事発注担当課の窓口におきまして、指名業者選定理由書を閲覧方式により公表しているところでございます。その公表の仕方についての御質問ですが、内容が

不十分であり、県と同様に記載すべきではないかとの御質問につきましては、指名業者選定の理由書はいわゆる市の入札や契約に関する事項の公表理由の様式に基づいて記載、公表されているもので、基本的様式としては県もほぼ同様なものでございます。ただ市では、その指定理由を一括して文章で記載しているのに対し、県では幾つかの指名基準に沿って基準ごとに絞り込みの過程を記載しているようでございます。市においても実際の選定の際には、県とは全く同様ということにはなりません、業種や等級から地理的要件、指名回数、その他の事項を勘案しながら選定しております。したがって、これを記載して公表することは特に支障のあるものではございません。現行の公平性を期した指名委員会の選定の過程の透明性を情報公開という意味で詳しく記載することはむしろ望ましいことだと考えております。御指摘もいただいたこととございますので、先ほど申しましたように、県と全く同様とはならないかと存じますが、項目等の検討をしたうえで記載する方向で取り組んでいきたいと考えております。次に、高落札率の件につきましてでございますが、指名競争入札では地域経済振興に配慮して市内業者を指名するわけでございますが、発注工事、業種、格付けによっては予定価格に対する落札率が著しく高く、ほとんどの等級、業種において落札率が99%を超える例が出ております。競争性が十分確保できているのかということが一つのこれまで課題でありました。平成18年度の議会の一般質問にもこの点につきまして出されまして、これを改善すべく試行として平成19年度から取り組もうということで、先般、去る今年の2月の全員協議会でも御説明申し上げましたとおり、他市の例を参考にしながら高落札率入札調査制度が導入されたわけでございます。試行開始後は、今年1件調査対象になりましたが、それ以外は95%未満で推移しているところでございます。もちろん、95%を超えると失格になるというようなことではなく、あくまでも調査対象になるということで、調査の結果、積算等が適正に行われ、不正行為等の疑いがなければ入札は成立するわけでございます。現在、試行という形で行っておりますので、御提言もありましたが、その効果、影響等を十分に検証し今後の対応を柔軟に考えていきたいと考えているところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 田崎部長、議会にね提案したのが8月の27日、市長はこういったものはすべて審議会を立ち上げて審議会の中で審議をしていくと、審議会を開催したのが9月の10日、審議会にシールのことは掛けてないじゃないですか。審議会の出席した方に詳しく聞いたらシール制はもう市長が議会に提案しちよんのじゃから今日審議はせんでほかのことを審議してくれと。こういうふうに説明をしておるじゃない。審議会ってあってないようなもんじゃないですか。審議会にそういったものを蒲江の主婦の方が審議会に入っちゃんじゃないですか。現行でいいんじゃないですかと。というようなことも言ったと聞いておりますけれども、全然違うじゃないですか、そのシールのお話を審議会に掛けたと。審議会でも真剣に論議をして、そして議会に提案をしますということであった。そして昨年黄色い加工をした時には、カラスが来てどうもならないから、この加工をお願いします。じゃあ若干カラスも来るかも分かりませんと、いい加減な説明をしてもらっちゃ困るわけで。薄い袋もあるかも分かりません。それはまた指導していくと、どういうことですか。これはシール制が決まったあとから0.3ミリですか、厚い袋を買いなさいって、また市民に負担を掛けるんですか。シールをはってもはらなくても4円か5円しか違わんのじゃないですか。口をきびるヒモもない。シールをどこにはっていいか分からない。じゃあシールとかこの45リッターの袋を訪問販売が

来たときはどうするんですか。高く買う人もある、安く買う人もある。だまされる方もある、訪問販売辺りのことも考えておるんですか。どういう方がこのナイロン袋を仕入れて南郡8か町村、1市8町これに全部に売って歩こうというようなシールと一緒に売ったら30円が50円、60円になるかも分からない。ばあちゃん、じいちゃんだまされるかも分からない。市民の負担はそこまで考えておるんですか、市長の公約のただに近づければいいんですか。市長公約、じゃあそれは後援会がしたんだというけど、三つも四つも公約しとるけど、それだけは後援会がしてあとは知らない、タウンミーティングなんかも書いてる。それはちゃんと公約どおりやっておるわけでしょ。そういったいい加減な答弁はほかの人には通用しても私には通用せんのではないかな。

それと久保田財務部長、99%、100%であれば談合のおそれがあるというように聞こえたんですが、先ほど私が95%というこの数字が威圧感を感じる、1件調査に掛かったと、業者は威圧感を感じて99、100で見積ができたけれども94.5で入れようかと、入札に行こうかと。その95以上というのは高落札率というのが威圧感という言葉になるわけです。それじゃあ95、99、98じゃったらあんた今談合のおそれがあるからというように聞こえたんですが、この定例会で19年度5回佐伯市議会定例会、予算外議案の概要という資料をあんた持つとるでしょうが、これは消防関係ですが、日本消防設備落札率97.59、日本消防設備が二つ取って1個は99.79、2,445万4,500円、それとトヨタ自動車2,299万5,000円、落札率99.1、これ皆談合しちよるんですか。そして、こういう高入札制度っていうものは、建設業者、地元建設業者だけに縛りを入れて、佐伯市に本社もない会社には縛りを入れてないんですか。市長どうですか。何で地元の建設業者だけに高落札率という縛りを入れて、2,000万、3,000万のトヨタ自動車とか消防ポンプとかこういった物、2,000、3,000万で99.79、これも公金で正規の入札をしとるんでしょうか。みんな持つとるでしょ予算外議案、市長も持つちよるでしょう。この中には、これどうですか95%超えたら談合っていうようなことを市長、財務部長は今言うって縛りを入れておるという聞こえたんですけど、市長もそういう考えですか、これはどうして、もうちょっと突っ込んで言いましょうか。これはですね、トヨタ自動車が2,299万5,000円で落札率99.10恐らく財務部長これはトヨタから2,299万の見積りを取って、その見積りに合わせて入札設計書を作って、その入札設計書がトヨタがそのまんま数字を入れたから99.10になっちゃんのやないですか。これは正に官製談合ということになるんじゃないんですか。ここにマニュアルをちゃんと持ってありますが、ちゃんと載ってますよ。そういったものは官製談合、このマニュアル、公正取引委員会が出したこのマニュアルね、本来ならトヨタが見積りを出したんであればトヨタは見積入札に入れられない。それが入れてその数字を入れたということは正に官製談合100%。どうして地元の先ほども言ったように地産・地消、佐伯で生まれ佐伯で育って佐伯で経営をしてきた大口納税者、均衡ある国土の発展は建設業のお陰ですと、どこの知事もどこの市町村長も言っておるのに、佐伯だけがどうしてそういうところを縛りを入れて小さい業者を威圧感を感じるような、正に威圧感と言ってもいいような財務部長の発言じゃあなかったですか今は。95%以上の1件ありましたと。談合成立を認めちゃんじゃないですか。どうですか、市長も同じ考えですか。市長の部下です。部課長の質問の答弁は市長がした答弁と同じやというように議会は認識をしておる。その辺については田崎部長もう1点、あんたはもう簡単に言ってください。あと時間がありませんのでね。簡単に言ってください。よろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それではまず、審議会のことについて簡潔に申し上げます。審議会は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、市町村において設置することができることとされておりまして、その審議会の内容は廃棄物の原料とか、処理、収集に関して審議をし、それを市長に報告することができる。報告するというふうな内容に定められております。したがって、先ほど申し上げましたように、昨年5月の報告を受けまして、市としては今回のシール制を提案したということでございます。それから、袋の販売方法について心配があるということでございますが、これはもし、そのような懸念が生じるような事態になればそれなりに商店、若しくは販売店に対してお願いをしておきたいと思っております。それから黄色の袋の件でございますけれども、ちょっと私、昨年の説明を承知しておりませんが、確かに先ほど申し上げましたように黄色の袋のガラス対策に対する効果はあるようでございますので、もしシール制に移行すれば、それに代わる対策を考えていかなければいけないと認識しております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 再質問にお答えします。95%という設定はこれは他市の例、先進の例等を参考に定めた数字ではございますが、じゃあそれ以上だったら談合をしてることになるのかという向きの御質問のようですが、そういうことを申してるわけじゃなく、その調査の対象とするということでございます。威圧感があるのではないかということは確かに調査対象になれば調査の手續等で業者の方にも一定の負担を掛け、それでいわゆる頭を痛めるようなこともあるかと思っておりますが、こういった業界に対してもある程度の影響が出ていることも承知していないわけではありません。これも試行したばかりでございますので、こういった影響等も地域の経済の影響、財政的効果等の両点から十分検証しながら柔軟に今後対応していきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 木許副市長。

副市長（木許政信） 私も今回の副市長に赴任して2か月ほど経過しました。建設業界の方々ともですね、お話し合いをする中でですね、95%の部分についてはですね、非常に御不満があるという話は伺っております。それでじゃあ問題なしかということにはならないと思っておりますね、当然業界の方がおっしゃるわけですから、それについてはですね、私どももこれはこの制度が持ち込まれたというのは、議会の一般質問の中にもですね、いわゆる落札率が高止まりになっているという話が確実にありまして、それに対して全協でもですね、当時の工事検査室の方がこういう対応を図りたいということで議員の皆様にもですね御説明をして、そこで制度を始めたことでございます。4月からそれを試行してるわけございまして、その試行がですね、試行内容が若干矛盾が出てるとか、御不満が出てるとことは承知しております。それで制度というのはですね、持ち込んでいろいろやっている中には、当然議会の方々にもですね御意見を制度を変更するとなればですね、ただ指名委員会だけの判断ではいけないと思っております。市民の方々にもですねそういう制度を持ち込んでいるということをごさね当然周知してるわけですから、そういった意見をですね総合的に判断してですね、この制度を変更するという方向にですね動かなければいけないのかなあというふうに考えております。よろしくお願ひします。それと、建設業者以外の者は95%の縛りはないのかということについてはですね、いわゆる私どもは公共工事入札基準で指名委員会というものを構成して

い。何か関与しちよるようにこう言葉が重たかったら聞き取れるでしょ。関与してなかったらこう県に準ずるといふこと、大分県に準じてやれば何人も人からいろいろ、業者から言われることもない。この点を明確にできるのかできないのか、説明を答弁をお願いしたい。それと関連で市長、関連です。ね。県南1市8町村の建設業者ものすごく冷え込んでおります。崖っぷちからせり落されたような行政改革、建設業者にとったら。16年度の決算が150億、市長もう言わんでも分かると思いますが、いきなり17年度で100億、18年度で99億、今年の当初予算が66億、崖っぷちからせり落されるような業界の痛みじゃないんですか。これについては市長、ちょっと市の行政指導も冷たいんじゃないんでしょうか。これだけ大きな行政改革やっておるといふことを建設業界にも膝を交えて説明したら分かると思います。2年間待ってください。1年間待ってください。こういう改革をやりよんだからと、いきなりにほっとけばいろいろ話が出てくる。やれ商店街もそう、木材業界もそう、生コン業界もそう、市長が市のトップですから大型行政改革をやりよるんですから、これをやらなければ夕張と同じようになると、1年間待ってくれないか1年半待ってくれないかというような膝を交えた建設業界に説明はできないのですか。それは是非ともやってくださいよ。それとですね、合併特例債、合併特例債が400億あるから500億あるからといふことで、建設業者も潤うなあといふことで合併を皆賛成してきた。27年の3月31日にこの特例債が切れる。使ってしまうんですか市長これは。今から5年間で使ってしまったも別にどうちゅうことはないじゃないですか、5年間で使えば今の予算に60億ずつ出せる、7年間でいけば50億ずつ出せる仕事が、どうしてこの特例債を使った救済措置を考えないんですか。25年、26年になって使えんから総務省に返すんですか、それとも何か大きなものを建てるから取っておくといふことですか、その辺については市長プロだから当選したんですよあんたは。3人のうちあんたが一番票をようけ取ったから当選したんですから。この辺の温もりある行政指導っていふのはできないですか。職員の経験のある副市長を迎え、行政の経験のある塩月副市長を迎えてこういう三役会議はしないのですか。建設業者にどうしてもっと温もりあるね、もうちょっと待ってください、市長は公共工事を増やしていこうといふだけじゃだめじゃないですか。20年度からどのくらい増やすんですか、99億、100億ていふのは、これは去年、おとしの当たり前のペースや、この100億に20億、30億ぐらゐは追加があるんですか。このうちの有名な建設新聞の見出しに、公共近く防災・災害協定を破棄する。こういう見出しも大分県下ずーっと出とる。県庁の土木部長に私はこの資料を取りに行った時に話をした。そんなこと全国でありますよ、したら困りますよと、市長にそう言うてくださいよ。何が原因で防災協定を破棄すると、そういったものもやはり膝を交えてですね、温もりある指導をしたら、地元の建設業者、地元で生まれ地元で育て地産・地消と、先ほどから言いよるように、何か分かるんじゃないですか。どうして早くこの合併特例債を27年の3月31日が来ないと、5年間で佐伯市は使ってしまったと、業者の救済措置をやったぞといふようなことはできないんですか塩月、あんたは行政の経験のあるといふこと、そして8か町村の営業マンとしてあなたを私たちは賛成して認めたんや2年前に。それともう一つ、あと7分ありますが、佐伯から北川まで東九州高速自動車道、これについて国土交通省の発注、これについては地元建設業者に下請けにやるようにと市長か副市長か営業部長になってそういうこれは官じゃないから、民じゃから別に何も違反にはならないし、下請けですから、ゼネコンの下請けを地元建設業界にやれませんか、少しでもやってくださいといふそういった審議はし

ないんですか、昼はやらんでも5時から先やってくださいよ。塩月副市長どうですか、その辺については、営業部長になってゼネコンを走り回って全部下請けを北川まで、上岡から北川まで150下請けをすべて佐伯の建設業者にもろうてやろうという、そういう温もりある考えはありませんか。ちょっと6分でさっきの答弁をお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員の再々質問の中で、私を真剣に見ながらいろいろと御提言をいただきました。特にこの5%の問題についてはですね、私の方は昨年9月議会の時に、非常に入札が高いという形の中で、議会の全協にも御相談して試行という形でやらせてます。試行というのはこれが永久に続くんじゃないで、まず今年度実施してみてその経過はどうあるんかと、これは必要な時点において見直していくことは考えていただいて結構だと思っております。それから行財政改革ということで非常に150億16年、これ逆に私は多かったと思えます。そうした状況が続いたから逆に今バッシングというんですか、厳しさがある。なぜその時に平均してですね130億ぐらいで続けるようなことができなかつたんだろうかと、そうしたことであるんで、私はそのために行財政改革をしなければ、この状態が続けば佐伯は大変なことになるということで立候補させていただき、そして市民の信任を得たと私は思っております。そのためにこの2年間、ある意味ではタウンミーティングをしながら皆さんにいろいろ説明しまして、昨日の議会では逆に縮し過ぎると、し過ぎると、それについては各担当部ももっと積極的な公共工事やいろんな政策をですねやるように指示をしたところで、これは余りにも縮すと、やはり地域における経済活性というのが特に県南の場合多ございます。全国的に見ますと、佐伯の8万の程度で公共事業に対する投資というのは大体30億から40億が全国の平均なんです。76都市あるうちに佐伯市はワンかツーなんです。おまけに借金もワンかツーなんです。みな公共事業の借金です。これも払っていかねばなりません。そしていろんな対策もしなければならぬ。それで昨年3月に佐伯市の整備計画、公共行財政計画がきて、現在の公共事業については90億を一応基準としている。これについては昨日言いましたように、そうした行政効果が現れればいろんな施策も必要だし、また、そうした公共整備も必要性を見ながらやっていかねばいけないと思っております。あくまでもこれ税金というのは、市民のためにどう使うかということと、また議会の皆さんとも議論をし、そうした中で私はやっていけると思っております。今後ともよろしく申し上げます。私の方ですね、基準については一応指名委員会の中で全部が全部どういう状況かというのはですね、もう1回確認をしまして検討させていきたいと思っております。できるだけそうした前向きに検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 御質問の件でございますけども、西嶋市長もですね公式の場で高速道路の下請け等々につきましては、地元の建設業者をよろしく申し上げますと発言しておりますし、私も土木事務所長にお願いしておりますし、民と民であればですね、議員御指摘のように営業できると思っておりますので、私のその腹は持っておりますので、頑張りたいと思っております。ただ、ある業者が入ってある業者がとれないと誤解もありますので、そこを御理解いただきたいと思っております。そこらを注意しながらですね業界の方も御理解のほどお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

次に10番、清家好文君。

10番（清家好文） こんにちは。優しい10番議員の清家好文であります。それでは通告に基づきまして一般質問をいたします。まず始めに、本市では本年度に入りましてますます不況が深刻化し、地場企業、特に公共事業に依存しております建設関係の会社の倒産が相次いでおります。このような事態が発生することは、合併後の新市の予算編成の中から当然読み取ることができたわけで、その危険性を指摘していた市民の方も大勢いたったわけであります。すなわち、新市の予算編成では行財政改革に取り組むことを目的化し、投資的経費等を極端に縮小する緊縮する予算の方向に導いたことであります。行財政改革を推進するために予算のありようとして縮小均衡財政は結構なことではあります。投資的経費等の縮小を急激に実施するのであれば選択と集中あるいは行政運営を行うにつれ、執行者としての佐伯市民に対する伝ぱん的な細部にわたる政治的配慮をもっとすべきであったかと思うわけであります。そして、経済は生き物であります。縮小財政の後遺症として今後も企業倒産が多発するのではないかと懸念しております。しかしながら、企業倒産が頻発するこのような現実の中、市執行部は対岸の火事のごとく静観し、これらの諸問題に積極的に取り組む姿勢に欠け、従来の机上の理論を振り回す政策を行っております。今現在、まちに悲鳴と不安が流れ、そして流血している状況であること。そして、その痛みと血を流している人は我らの佐伯市民であることを肝に銘じてもらいたい。経済問題は自由競争の原則で動き、行政側がこれに関与することは好ましいことではありませんが、しかし私は、市長や議員は政治家の端くれと認識しております。したがって、市長は佐伯8万市民の幸福と福祉の増進を図るために、これらの経済問題を政治的課題としてとらえ、そして政治的判断と決断をもって行政を誘導し指導していただきたいと思っております。ところで、行財政改革の方法論として投資的経費の抑制や不急不要な事務や事業の整備、また嘱託職員、臨時職員の削減、経費の節約などが考えられます。そこで私は、今回市民に優しく市民思いの行財政改革としての経費の節減という視点から、大きい第1点といたしまして、オープンソースソフトウェアOSSについて質問いたします。なぜ市民に優しいかといいますと、市民には一切負担を求めないからです。職員の皆様は多少パソコンの操作に慣れるまで苦労をするかもしれませんが、うまく対応することができれば年間の経費を1,000万単位で削減することができる可能性を秘めているものであります。そこでまず小さいといたしまして、佐伯市の情報システムに係る1年間の経費とその内訳。といたしまして、の経費のうち、OSSに置き換えることができると考えられる経費は幾らか。といたしまして、OSSの導入を提案しますが、どのようなお考えを持っているのか。以上をお尋ねいたします。

続きまして、大きい第2点といたしまして、蒲江振興局の庁舎についてであります。蒲江振興局は私の自宅の前の港を挟んで対岸にあるのでありますが、7月の終わりごろだったと思うのでありますが、自宅の2階から振興局を眺めておりますと、振興局前の一般駐車場が工事用と思われる車で一般車両の駐車ができないように規制する状態が見えたのであります。近年この時期になりますと元猿のマリーンカルチャーセンターに大勢の人がやって来るために元猿が度々水不足になりまして、蒲江振興局前から給水車を出すという光景が見られましたので、今年も水不足かなあと懸念しておりました。ところが、数日たちますと工事用のネットが振興局の全面に張られましたのが目に入りました。何をしているのかなあと懸念しておりましたところ、そのうち、工事用のネットも外されて普段の振興局のたたずまいとなり

ました。数日後振興局に用事がありましたので振興局に出向き、2階の局長室を訪ねようとして旧蒲江町時代の応接室前を通過しようとしたところ、応接室の床の床全体にブルーシートが敷かれ、その上に幼児が使用するミニプールが置かれておるのが目に入りました。現在の蒲江振興局の局長が早朝熱心に公園の草刈りなどに精を出してる姿を見聞きしておりますので、これは保育園の園児でも呼んで社会教育の一環で、庁舎内を見学させてその後、ここで水遊びでもさせるのかなあという思いが一瞬頭の片隅をよぎりながらも局長室に入り、ミニプールの訳を尋ねたところ、近年、雨の日は雨漏りがひどくかっぱを着て、そして、その上、傘をさして執務している状況という冗談めいた言葉が返ってきました。そこで先ほどの応接室のありようや先日の工事用のネットの意味がのみ込めたわけであります。そこで改めて庁舎内を観察してみますと、旧蒲江町時代には余り気がつかなかったのでありますが、至る所に雨漏りのした跡があり、そして庁舎前の道路、大型車が通れば部屋が振動するなど老朽化が目立って危険な庁舎と呼ぶべき状態に陥っておることを実感したのであります。佐伯市の本庁舎、この庁舎でございますが、老朽化と合併後の組織再編のために昨今、庁舎の建設が叫ばれ建設日程も具体化されようとしておりますが、この蒲江振興局の庁舎も早々に建替えを検討すべき課題であると思っておる次第であります。そこでお尋ねいたします。まず小さい点としまして、蒲江振興局の庁舎は築後、何年経過しているのか。といたしまして、この庁舎は災害時に地域防災拠点として十分な機能を発揮する建物と認識しているのか。といたしまして、防災機能を備えた蒲江振興局の庁舎を新築する計画はあるのか。といたしまして、合併特例債を活用して蒲江振興局の庁舎を新築することは喫緊の課題と思っておりますが、どのようなお考えをもっておるのか。以上明確な答弁を求めます。以上をもちまして一般質問を終わります。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） まず、佐伯市の情報システムに係る1年間の経費とその内訳についてでございますが、これは医療制度改革や法改正対応などで変動しますけども、平成18年度は3億8,501万4,000円となっております。その内訳はソフトウェア分として、3億364万6,000円、ハードウェアいわゆるはん用コンピューター、サーバー、パソコン、プリンターなどの周辺機器の経費として8,136万8,000円となっております。2点目のオープンソースソフトウェアに置き換える場合の経費についてですが、OSSはプログラムの元となる仕組みが公開され、誰でも自由に利用し、改造し、配布することができるソフトウェアでありまして、近年急速に機能や性能、操作性が向上し、無償で入手できることから、民間、国、自治体でも採用が広がっているところでございます。現在、佐伯市の情報システムのうち、佐伯市のホームページのシステムはOSSを利用しているところでございます。昨今、財務会計などの内部情報はOSSを利用したものが多くなってきており、基本的に置換えは可能であると考えております。しかしながら、基幹業務などは外字や住基ネットとの連携などの問題があることから、他の自治体でもまだ導入事例が少ない状況がありまして、現時点では置換えは考えておりませんので、その経費については申し訳ございませんが算出してはおりません。3点目のOSSの導入に関してですが、昨年から行財政改革推進プランにより現行情報システムの経費削減を目指し、情報システム調査・評価及び調達支援業務の研究・検討を始めているところです。したがって、今後システムを再構築していく中で、その一部についてはOSSを利用したシステムの導入も可能性は十分あると考えております。さて、職員が利用する

内部事務のためのマイクロソフトの基本ソフトであるウインドウズ、ワード、エクセルなどや基幹情報などのメーカーの基本ソフトは、その仕組みが公開されていないため、利用者が改造はできません。したがって、価格についても売り手次第ということになっています。一方、OSSの方は基本的に無償ですので、これらで構築されたシステムを導入することにより、経費は違ってきますし、コスト削減につながっていくことは間違いございません。しかしながら、国や県とのデータのやり取りについては、多くはマイクロソフトの製品でございまして、マクロなどの機能に互換性がないなどの問題もありますので、今後は国・県の動向を踏まえて検討していきたいと考えております。また、基幹業務、内部事務、市民情報、共通業務などのシステムについてもシステム再構築時に十分検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 清家議員の蒲江振興局の庁舎についての御質問にお答えします。細かく4点ほどございますが、蒲江振興局はまず1点目の築年ですが、昭和33年7月に建設され、築後49年が経過しております。次に、地域防災拠点として機能を果たしているかとの点でございますが、何分にも御指摘のとおり建物が老朽化しておりますので、大変心配している状況でございますが、災害時に防災拠点としての位置付けはしておりませんが、またそうとは言い難いと認識しておりますが、災害時に局内での災害の情報収集や消防団への指示など、佐伯市の災害対策本部の蒲江支部としての役割は現在果たしておるところでございます。次に、防災機能を備えた庁舎を合併特例債を活用して新築する考えはないかとの3番、4番についての御質問でございますが、現在、蒲江振興局内に局舎建設検討委員会を設置し、内部の意見を取りまとめているところでございます。今後、この意見等を踏まえながら本庁の庁舎等建設内部検討委員会で研究、検討を重ねていきたいと現在考えているところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） 総務部長、早急に導入するという考え方なんでしょうね、これを再度聞きます。それと今言う、いわゆるクライアントの方の導入を積極的にしたらいいんじゃないかと私は思ってるんですよ。部長分かります意味が、端末いわゆる端末、先ほど言ったでしょ。これは市長がものすごく詳しいと思ってるんですよ、だから市長は自分が一番得意にするところですからね、ここのところを導入するちゅうのが一番大切だと思うんですよ。これはさっき国の動向で言ってますけれどね、いわゆるウインドウズ、エクセル、ワードもうこれは国は変えませんよと言ってるですよ、これ出てるんですよ。もう導入しませんよと、もうオープンやないから導入しませんよと言ってるんですよ。もう既に部長そういう情報が遅れてるわけなんですよ。私はこれ1年前ぐらい言ってるはずなんですよ、これを取り込んだらどうですかと。今ね実際に取り組んでいるところが、沖縄では浦添市っていうところがやってるんですよ。これがいわゆる端末1,000台、いわゆる机の上に置いてるパソコンですよ。パソコン1,000台をリナックスに移行するということにしてるんですよ。だからこれできないことないんですよ。逆にね、ただなソフトなんですよ、オープンソフトちいう、オフィスで、ただなソフトやからそれを導入せないいけないんですよ。ただ、職員の方がなれないからね、導入することにためらうわけなんですよ。財務部長にお尋ねしますけどね、これ行革なんですよ、導入することが目的じゃあないんですよ。手段ですから、これで経費がね数

千万円浮く可能性があるんですよ、市民にねしかも市民には負担求めないんですよ。その辺のところを財政的なところはどのような考えを持ってるのかというのを一つお尋ねします。市長にもお願いしたいんですけど、市長がこれ詳しいと思うんですけど、導入をどのように考えておるか。いわゆる端末のところですね私が言っているのは、端末のところを特に力を入れたんがいいんじゃないかと思ってるんですよ。これが手っ取り早いちいうんかね、組織的には、その点を市長にお尋ねしますと。それと財務部長にはそういう意味では、行改革のためにもそういうのをしたらどうですかと言ってるんですけど、それをお答えを。それと総務部長は早急にこれ、これはねすぐに実行できないと思うんですよ導入してもね。だから早めに取り組まんと二、三年はかかると思うんですよ。実際に稼動するまでにはですね、それでね私はこう一、二年前からこれに関心を持ってですね、関心持ってちゅうんか、どうしたら楽しくね費用を安くして、合理的に仕事ができるかというふうに常に考えてやるもんでこれを考え出したんですけど、今年の夏、雑誌にですねおまけで、付録で付いとるんですよねOSが、これを今使ってる事務所のパソコンを使うというわけにいかないもんですから、全然システムが違いますんでね、パソコンを1台買って、私はパソコンプロやないんですよ、仕事上使うぐらいだからあまり知識はないんですけどね、雑誌の付録を買ってそれに現実にソフトをインストールしてみたら動くんですよ簡単に、しかも今いうオフィス、お金出して買うオフィスね、ワードとかエクセルこんなもん皆ただで付いとるんですよ。だからそういうのを導入しようと、その難しくはないんです。ただ早めに研究していかんとですね対応できないと思うんですよ。その辺をもう一度お答えをお願いします。そして教育長、学校、学校でもパソコンはものすごく入ってると思うんでね、多分小学校・中学校やったら98かXPちゅうのは入ってないんじゃないですか多分ね。そういう新しいもの入ってないと思うんですよ。教育用にもですね現実にこれを入れてるとこあるんですよ。古いパソコンでもね動くんです。そこがこのリナックスのいいとこなんです。だからその辺を学校の古くなったやつを破棄処分するよりは、そのソフトを入れ替えるということになれば十分利用できるわけですよ、予算がないないち言うよりはね、その辺をどう思っているか。お尋ねします。

庁舎の件が一番大事なんですけど、庁舎は先ほど、昨日からでかすね市長が合併特例債を使って振興局活性化のために大いにやれと言われたわけですから、これはやるつもりなんですか。建替えるつもりなんですか。それとですね先ほど今、支部として機能してるという話をしたですよ、支部として機能してるんですけど、機能私はしてないと思うんですよ災害時になったら、それ現時点です機能してるんです。仮に東南海地震とかいうのがあったときにそれが持つかなと思っとなですよあの建物自体が、職員は大変ですよ。ねえ生命にかかるとですよ。で、それでそこがやられたら旧蒲江浦、特に人口が多い所ですからね、どこで災害に対応できるのかなあと思うんですよ。その辺がちょっと認識が足らんのかなあ、やっぱり地元は地元の特色がありますんでね、そこをちょっと考えてほしいんですよ。総務部長も財務部長も海崎ですかね出身は、あちら方面ですね。直川、だから、総務部長は海崎ですよ、私は海崎ってあの近所が海崎だなという感じなんです。だからそういうもんでね地元の人やないと分からんところがあるんですよ、だから極力地元の人からそういう意見を聞いてやらないとね。その辺をもう一度お願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員から御指命でございますが、担当課でと思ったわけですが、現在です。私どもは市のはん用コンピューターの考え方をですね、オープンシステムに移行する作業を進めさせております。そうすることによって各端末、いわゆるクライアント、そうしたものについていけるかなど、これについては先般、いろんな中で特に新たな指示の中で教育委員会の方から相談がございましてですね、サーバーを使ったソフトの運用とかですね、そしてこれはOSSではなくてマイクロソフトのアカデミックライセンスの中の一員ですね、無料ソフト的なものがございます。これについては教育委員会ではこうした無料ソフトの対応等をしながら、いわゆるエクセルとかワード機能を持った部分では現に採用をしております。そして今言われるリナックス等非常に言葉が専門家になるわけですけど、そうしたいわゆるメールというよりもインターネットで送られてくるソフトという形で安易に取り組んでいる部分ではいけないと思っております。リナックスはある程度そういう具合になつてくるわけですけど、議員も御存じのように、無料で簡単にできるソフトという中で、今非常に問題になってるのがウィニーなんか一つです。こうしたのはファイウォールとかに入っているりするものですから、そうした部分も勘案しながらこれについてはそうした研究もさせ、また必要部分については導入をすることによって1台当たりの端末機、ソフト料金が2万、3万かかれば議員が言われるように、1,000台あれば3,000万の違いだということを指摘して思っておりますので、そういう点については十分協議をさせて、必要については対応させていただきたいと思っております。他のことについては、担当の方に御答弁させていただきま。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 清家議員の再質問につきまして、ちょっと庁舎の件と先ほどのソフトウェアについての財政的見地からということで御質問ありましたのですが、OSSのことについて私まだ本当に素人そのものでございますが、こうした役所というところ現状を変えることに大変おっくうなと言いますか、そういったことがあるわけですが、今後はそういったことはかなり度外視していいもの、安くて効果の上がるものは、やはりそれに果敢に取り組むべきじゃあないかという意味で大変いい啓発をいただいたと認識しております。ちょうど、これは私事ですが、私の友人がこういった方面に大変好きな者がおりまして、メールでやり取りする中で、財政のことであればこういったことにも取り組んだらどうかというような余計なようなありがたいやり取りをする中で、ちょうどこれに、これと全く同じじゃありませんが、通信機能だとか電算処理についてのことはちょっと書いておいたことをちょうど今思い出しました。折りしもそういうことがありまして、そういうことも含めまして、新しい取組というのは財政的に効果があるんであればやはり積極的にやっていかなきゃいけないということ。今後大いに勉強させていただいて、その辺も認識を含めていきたいと考えております。

それから蒲江庁舎の件につきましてですが、この大変老朽化して耐震的にも危険じゃないかという認識はしております。防災機能というか、支部としては当然置かれておるわけですが、この本庁舎同様にいざ大きな地震等あった場合どうなるんかということは大変危くしておるところでございます。御指摘のように地元の意見を大変大事だということで現在、局内で、先ほど申し上げましたように検討委員会を立ち上げていただいて、先般局長さんと私どもと財政の担当課長以下担当者と現地を見たり、また周辺の所も見たりして協議した結果、

一度去年市内の内部検討委員会に上げた経緯があるんですが、その後再調査しようということまでなっておりますが、近々に蒲江の地元の方でまずは素案をまとめていただいてそれから内部検討委員会に上げていこうということに考えております。当然、もしも合併特例債を使うとなれば、当然年限もあるわけですが、それ悠長にしておれる時期ではございませんので、その辺も忘れないように加味しながら鋭意検討していきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 現時点でOSSを導入した場合には、国や県とのデータのやり取りなどいろいろな不都合が生じる可能性があるということを聞いておりますし、そういったこともあります。今後は情報推進課の方に十分に研究させまして、今後は前向きにその可能性を求めまして情報推進の構築の委員会の方にも上げて検討してまいりたいと思います。導入が実現すればコスト削減になることは間違いございませんし、そういった意味もありますし、積極的に可能性を追求していきたいと、そのように考えています。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 手元に資料ありませんし、私もパソコンについてはそんなに詳しくはないので、答えられる範囲で答えさせていただきたいと思います。確かに新しい導入にかかわっては学校教育課で今研究はしておりますので、そういうこととしていただければと思います。それから、パソコンについては今年度から切り替えになっておりますので、新しい形に導入を切り替えていきたいと思います。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） 財務部長ありがとうございました。総務部長もう1点、遅滞なくやなくて速やかにやなくてただちにですね、組織を立ち上げてほしいということです。

それともう1点、蒲江振興局については市長にお尋ねしますが、市長、蒲江振興局建替えるんですね。最後のお尋ねです。

議長（児玉忠義） 西嶋市長、答弁できますか。

市長（西嶋泰義） 再々質問ですが、それについてはですねやはり十分に市内ですら検討していかねばと思っております。蒲江振興局についても耐震調査等ですね、やっぱり見ていく分もあると思いますので、十分検討させていただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に11番、矢野精幸君。

11番（矢野精幸） 11番議員、矢野精幸でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は、大きく分けまして3点質問したいと思います。まずその1点目は、市道臼坪脇線の道路改良工事についてであります。この路線は城山の裏を通りまして、鶴城高校の第2グラウンドの横を通り抜ける道路で、総延長はそう余り長くないようではありますが、現在のところ工事がストップをしているところであります。そこでまず1点目の質

問をしたいと思います。この路線は都市計画道路事業と聞いていますが、起点、終点はどこからどこまでなのかお尋ねをいたします。その2点目としまして、この事業年度はどのようなになっているのでしょうか。もう工事が中断をしてから6年以上たっていると思われます。また、事業費はいかほどなのか、その中で国や県の補助金はそれぞれどれくらい付いているのかお尋ねをいたします。その3点目としまして、鶴城高校の第2グラウンド付近では墓地の移転を伴った大変大掛かりな事業のようであります。この墓地移転対象者は84件と聞いております。今まで移転された方々から苦情やそれに伴うトラブルが起きていないのかどうかお尋ねをいたします。その4点目は、移転対象者の中で、移転されていない方が2名あるようであります。それによりまして長い間事業が中断をされております。残りわずかというところで事業完成に至っていない状況のように見受けられます。先日現地に行ってみて様子を見ましたが、車の通行量も意外と多く頻繁に通っているようであります。朝夕のラッシュ時は数倍の通行量と思われます。現状の道路では道幅も狭く、思うように離合もできかねます。大変不便な状況だと思われます。一日も早い完成を待たれると思いますが、このような状態をいつまでも放置しておかれるのかどうか、また2件の方々と今も話し合いをされているのかどうか。何か話がこじれているように伺っていますが、それはどのようなことなのか詳しくお聞かせを願いたいと思います。その5点目としまして、不幸にして家の人が亡くなりますと、墓を建てたいと思った場合、墓地がない人は墓地用地をまず探しますが、しかし簡単に買取りはできません。手に入れたい場合は、通常ですと永代使用料という形で取得をされます。ですから所有権の移転登記はできないのであります。しかし、この城山墓園につきましては、持分登記を既にされております。どのような理由でそのようにされたのかお尋ねをいたします。

続きまして、大きく分けましての2点目であります。国道217号線バイパス工事に関する件であります。駅前から小田に抜ける路線で高速道の開通に併わせて今急ピッチで工事が進行しています。もう既に貫通されている鶴望トンネルの出口に工事用取付道路があります。この道路は火葬場の前を通り、道路及び道路に面した墓地に大量の産業廃棄物が埋まっているとの件で、現在警察が捜査に入っていると聞いています。最近の話であります。これは事実なのかどうか確認の意味でお尋ねをいたします。

次に、大きく分けましての3点目であります。中心市街地活性化事業についてであります。今までに議会ごとに一般質問で取り上げさせてもらっております。昨年8月にまちづくり三法が改正をされ、施行されて早1年が過ぎました。この1年の間、全国を見渡しますと、他市では中心市街地の活性化に向け1日でも早くとの思いで取り組んでいるようであります。もう既に13市が基本計画を国に申請し承認をもらっております。事業化に向け着々と準備を進めているようであります。当市も基本計画等をつくるべくいろいろと協議、努力はしていると思われますが、現状の進ちょく状況はどの程度のところにあるのかお聞かせを願いたいと思います。その2点目としまして、基本計画案を作成するには、専門的な知識を持ったアドバイザーとなる有能なコンサルタントが必要だと思われます。それについてどのように考えているのか、そのような予定はあるのかどうかお尋ねをいたします。その3点目としまして、事業を展開するに当たりまして、特に地元の方々の協力と意思の統一がなくては事がスムーズには進まないと思います。事前の綿密な話し合いが不可欠だと思われます。我々地元の構想案としまして、中心市街地活性化推進協議会が昨年10月5日に市の執行部に提

案をいたしましたコンパクトシティ構想案があります。その後、3月に執行部より構想案の提案がありました。この構想案に基づき先月22日に地元の皆さんと十分な話し合いを持ちたいとの思いで市の企画商工部の部長以下5名と地元の中心市街地活性化推進協議会との意見交換会を長時間にわたり開催をいたしました。大変有意義な会合だったと思われれます。その中でさまざまな意見が出ました。30年、50年先を見据えた前向きで建設的な意見案であったと思います。その中の一つ一つどれを取りましてもすばらしい提案だったと私は思います。今後もこのような機会を事あるごとに持ち続けたいとのことでありました。この協議会の提案、または要望を今後どのように取り上げ、基本計画案の中に反映させていくつもりなのかどうかお聞かせ願いたいと思います。第1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 市道臼坪脇線の道路改良工事についてお答えします。この路線は昭和62年に都市計画上、中心市街地が西側周辺部へ拡大を図るため、街路網計画を見直し起点を字臼坪家の下3076番、終点を大字鶴望字川田518番で、都市計画道路臼坪脇線として新規認定されました。しかしその後、国道217号佐伯弥生バイパスの計画に関連して平成8年8月により効果的な整理検討による都市計画道路の計画変更がなされ、本臼坪脇線が都市計画道路から除外され、現在はこの一部が市道臼坪脇線として残されているところです。この市道臼坪脇線の整備については、平成7年度から11年度に掛けて地方道路整備臨時交付金事業で行ってきており、また別途併せて地方特定単独事業として、平成8年度から12年度に掛けて実施してきたところです。これらの総事業費は7億2,600万円であり、このうち国庫補助費が2億3,200万円となっております。この事業による墓地の移転に関して、過去にトラブルが起きていないかどうかという御質問ですが、現在残されている2基の移転について話し合いを続けておりますが、現時点ではまだ事業に対する御理解を得られていない状況です。ほかの移転済みの方々については特にトラブルは聞いておりません。周辺交通環境の改善のためにも、市道臼坪脇線の早期全面開通に向けて、今後も引き続き話し合いを続けてまいりたいと考えています。城山墓園について、市は持分登記をしている。どのような理由でそのようにしたのかとの御質問ですが、城山墓園については、墓園を管理する管理組合が城山墓園管理組合でございます。しかしながら、当管理組合は法人としての登録がなされておらず、管理組合の名義で登記ができないため、組合と協議のうえ持分登記を行ったとのことでございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは、鶴望トンネルの出口の工事用取付道路で、火葬場の前を通るこの道路に面した墓地に産業廃棄物が埋まっているとの件で、警察が捜査に入っていると聞いたが事実かどうか確認したいとの御質問にお答えいたします。産業廃棄物に関する監督官庁は大分県であり、佐伯市としましては産業廃棄物を取り締まる立場にないことから事実関係については把握いたしておりません。また、現時点で佐伯警察署及び佐伯県民保健福祉センターからお尋ねの場所に産業廃棄物があるとの連絡も受けておりません。以上でございます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは矢野議員の3点目の中心市街地活性化事業についての御質問にお答えいたします。まず、中心市街地活性化基本計画の策定作業の現在の進ちよく

状況についてお答えいたします。御存じのように、改正後の中心市街地活性化法に基づく新基本計画は中心市街地活性化協議会の協議を経て策定することが必要となります。また、この中心市街地活性化協議会は、必ず商工会議所とまちづくり会社等を2本柱として設立することとされております。そこで新基本計画策定に向けての研究を行うために、去る7月商工会議所と市が中心となりまして、中心市街地活性化研究会を立ち上げたところであります。この研究会では、まちづくり会社の設立についても支援も行き、最終的には商工会議所とこのまちづくり会社を中心にしながら中心市街地活性化協議会を設立し、来年度中に新基本計画を策定するとともに、国の認定も受けることを目標に取り組んでおります。次に、基本構想案作成のためのコンサルタントについてですが、基本構想の作成委託業務は、今年度の発注を予定しております。現在、その業者の選定方法を検討してるところでございます。最後に、地元の推進協議会の提案、要望の取扱いについてでございますが、地元の提案、要望等は現在進めております1案への絞り込み作業の中で、大手前地区の活性化に必要な機能をいかにして充実するかという観点から十分に検討、考慮をさせていただきたいと思っております。また、今後絞り込み作業を行った案につきましても地元推進協議会との意見交換を行うとともに、まちづくり協議会を開催するなど、広く市民とのコンセンサスを図りながら、今年度中に最終構想案をまとめたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 矢野精幸議員。

11番（矢野精幸） 再質問を行います。先ほどの城山墓園につきましてでございますが、今の部長の答弁の中に、トラブルが起きてないという話であったかと思っておりますが、実は私、この質問にあたりまして何人かの市民の方から要請がありました。あそこの道がですね、墓の所から行き止まりになっているということで随分あれは長くなるんですが、どうなっとんのかなあということで話がありましたもんですから、今回質問をさせてもらいました。それで実は先ほどのまだ移転をされてない2件の方にも私はお会いをしました。十分に話を聞いてまいりました。大体のことはまあこれは墓の所有者の話ですから、これがすべてとは言いませんが、大体のことは聞きました。で、その中で一つ重大なことがあるんですが、移転をもうしました84件のうちの82件の方のある人の中から、移転先の墓地が地盤沈下をしているということでもあります。で、地盤沈下もこれは埋立地ですから若干の沈下はあろうかと思っておりますが、かなりひどいそうでございます。で、過去にですね、この墓地の所有者が市の担当の職員と話をしたそうでもあります。そうしましたら、その墓地の所有者は90センチの長さで6センチ地盤が沈下していると言うんですね。ですから90センチの6センチですから、随分これは傾いております。ですから墓地は大体、普通の墓地ですとあそこはどうか知りませんが、2坪ぐらいかと思っておりますけど、その地面を大概コンクリートを張りますよね、で、水が前の方に流れるように若干こう配をして、その墓地の中には水が溜まらないようにすると思っております。しかし、現実には水が溜まるそうでございます。それもその坪数が今言いましたように6センチのこう配、90センチに対して6センチのこう配ですから、これ随分の傾きがあると思っております。ですから当然水は溜まると思っております。で、そういうことで市にもそういう話をしましたが、市の担当者の返事はですね、これは許容範囲の中だという、許容範囲内だというふうな返答があったそうでもあります。これあの常識的に考えましても、それは許容範囲内かどうかちゅうのは大体皆さんが考えれば分かると思っておりますけど、そういうある人に言われますといい加減な返答だったという。という話を私はお聞きしました。これにつきましてで

すね、この先ほどの2件のまだ移転をされていない人たちもそういうことに対する不満があるようであります。ですから、将来いずれは自分たちも入る墓がですね、そういう場所に移るのはやはり自分として納得いかないというようなことも一つの要因だと聞いております。ですからその辺につきまして、担当の方、どういうふうにそれを今後対策を考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

それと中心市街地の活性化事業でございますが、先ほど三原部長の答弁ですと、活性化研究会を既に立ち上げておるといような答弁だったかと思っております。で、私もちょっとこの辺を調べてみましたら、研究会じゃなくて研究会の研究会だと、研究会の準備会ですかね、そういう組織づくりではないかなあというふうには私は認識をしております。研究会になりますと、会議所が主体になってこの研究会を運営していくわけなんですけど、もちろん市と会議所とそれにまあ民間も入るし、いろんなそこに何と言いますかね、顔ぶれが入るといことのようにありまして、いろんな分野からですねそういう人を選任してから県議会の委員会の中に入れ込むということではありますが、まだ今のところは会議所と市の担当部署だけのように私聞いておるんですが、その辺のことをもう一度御返答お願いしたいと思っております。それとまちづくり会社の件ですが、これもまあこの研究会が移行しまして、法定の活性化協議会の方に移ろうかと思っておりますが、まだこれは先の話だと思っておりますが、さっき部長の答弁では、19年度中に構想案を大体練り上げたいと、そして来年度中には基本計画を国に申請をしたいといような話の答弁であったかと思っておりますが、このまちづくり会社を立ち上げる場合にも、これまた会議所が主体になって民間主体でやるようになるかと思っておりますが、この辺のですね大体めども付いておるのかどうか、そこ辺も一つ御返答お願いしたいと思っております。それと先ほどの最後の質問の中で、地元の協議会の話し合いを今後いろんな折りに話し合いをして持っていくということでありました。この前の時も本当に長時間にわたり、本当のきたんのない皆さんの地元の意見として、私たちが今まで約2年ほど活動してまいりました中で、いろんな面で勉強もしてまいりました。その中で、やはりいろんな人からのアドバイスもありまして、今回の地元との市の担当者との協議会があったわけではありますが、その中で本当に地元も正に深刻な問題と思っております。これは地元だけの問題じゃなくてですね、私もかねがね言っていますように、やはり新佐伯市の将来がかかっておる極めて私は重大なこれはことだと思っております。それ故にですね、この3年や5年や10年のことでなくてですね、やはりもう本当に30年、50年、オーバーに言うと100年先というぐらいの気持ちでですね、まちづくりを考えないかと私は思うんであります。やはりその何かをやるといひますと、そのいろんなやっぱり反対・賛成それはもういろいろあるかと思っておりますが、この反対をですね怖がっててはですね、本当に私はいい街はつくれないと思っております。やはりその場合に、ある面では困難も伴うかもしれませんが、それは市の担当者も大変だと思っておりますが、ひとつその辺はですね、十分頭の中に入れまして、事に当たってもらいたいなと思っております。これも十分私が言わなくてもそういうことはもうお考えの中にあるかと思っておりますけど、ひとつ重ねてその辺もお願いをしたいと思っております。ひとつそういうことでよろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 城山墓園の沈下に対する御質問でございます。城山墓園につきましては、この造成が平成10年ごろされております。それから現在までに約9年経過しておりま

す。年数が経つとともに埋立地ですから沈下というのはどうしても避けられないところがございますけれども、平成14年から定点を定めまして定期的に沈下量の測定をしてきております。そのデータを見ますと沈下の一番激しい所で71ミリというのが1か所ございます。それ以外は大体50ミリ以下ということでございますけれども、現在平成17年からあと、最近についてはちょっと沈下量を調べたデータがございませんので、また新たにそういう調査をして今後の対応策を考えていきたいと思っております。9年経過するとある程度沈下量の進度は若干治まってきているのではないかと思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。まず1点目の中心市街地活性化研究会の関係でございますが、現状は商工会議所の職員、あるいは私どもの企画の職員が中心になって構成をしておりますけれども、今後は民間団体等々、地域の住民を含めて参加をしていただきながら更に研究を進めていきたいというふうに考えております。それから、2点目のまちづくり会社のめどにつきましては、この研究会は7月の11日に立ち上げておりますけれども、今月の18日には第2回の研究会を開催する予定になっておりまして、その議題の一つとして、まちづくり活動メンバーの代表者などが参加をしていただきながら意見交換をすることになっております。立ち上げについては、会議所あるいは市の支援がかなり必要と思われまますので、もう少し時間が掛かるのではなかろうかというふうに思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 矢野精幸議員。

11番（矢野精幸） 再々質問を行います。先ほどの中心市街地の活性化事業の中で、コンサルタントを選任をする予定はあるかなということでお聞きしたんですが、実はこのコンサルタントと申しますとですね、16年から18年度まで都市再生機構がこのまちづくりに対しましてのコンサルタント業務をしておったかと思えます。これまで約3年間で2,000万ほどのお金が必要とおもいますが、これも私3年間見てみますとですね、私たちとお会いしたのはその中でもほんの何回しかなかったと思えます。で、地元のそういう御意見というのをですね、あまり聞いとったんかどうかなあというある面では心配をしております。なおかつ確かあの会社のメンバーが佐伯の担当者が四、五名おったかと思えますが、この中の2名か3名かですね、わずか1年か2年の間に転勤をいたしております。一つですねそういうプロジェクトを組んでやる場合にですね、わずか1年、2年の間に転勤をするようなことでは到底まちづくりに対しての私真剣さがどうかなあという感じがいたしております。その中で、これまでもって佐伯市をほとんど知らない方でないかなあという感じがしております。もちろん、佐伯に生まれて、佐伯に育ったもんでないとはですね、佐伯の本当の状況というのはお分かりにならないと思えますが、特にこの都市再生機構の場合は、東京の会社でありまして、まず今回の仕事が佐伯に来るのが初めてかなあという感じがしてございました。ですから、そういう形でまた転勤もするということですね、そういうそのコンサルタントではどうかなあという感じが私はしております。やはりそういうまちづくりというのは、本当にこれは今のようにまちを知り尽くした人でないとはですね、私はある意味では本当の意味のコンサルはアドバイザーはできないんじゃないかなあという感じがいたしてます。そういう意味から、私は実はこの名前を挙げてどうかと思うんですが、私たちのこの構想案の中に、アドバイスをしていただいた、団塚栄喜さんという方が佐伯の大入島の出身の方でありまして、こ

の方と私たちも1年半以上のお付合いをさせてもらってます。しかも私たちのこの構想にですね、ボランティアで全く無償で本当の佐伯市を思うが一心にですね私たちに協力をさせていただいた経緯がございます。今も一緒にさせてもらっております。実はこの方がですね、今月の16日の日曜日といいますと、来週の日曜日になるんですが、日曜日の夜の11時から情熱大陸という番組がございます。これはOBSで放映をされますが、この情熱大陸という番組で30分間あるんですが、この中に今度全国放映をされます。というのが、専門が環境デザインということで、この分野では日本で一、二の有識者ということであるそうであります。それが故に今回全国放送で放映をされることになりました。で、先日益過ぎでしたかね、その東京から本人も帰りまして、またテレビ局も取材にまいりまして、私たちもあっちこっちと案内をさせてもらいました。ということで、こういう方はですね、佐伯の出身であるんですね。で、私もたまたまこの今回のこの事業を一生懸命に私たちの協議会の中でやってく中で、たまたまこの人と知り合ったわけであります。市長ももう既に御存じだと思います。私たちも市長に一度お連れしまして面会をして話をさせてもらっております。そういう形で、こういう本当に素晴らしいですね、もう本当に佐伯市を思い、自分の育った佐伯を何とか昔のにぎわいのあるまちにしたいなあというその一心でですね、この方も一生懸命に私たちと一緒にこの佐伯市の活性化に向けて応援をさせていただいております。ですからやはりこういう方をうまくですね、私は活用させていただきましてですね、この佐伯市のまちづくりに何かの形で応援をさせていただいたらどうかなあという感じがいたしております。是非ひとつその辺をよろしくお願いを、私のお願いといたします。ひとつその辺市長、最後にひとつ。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） はい、それでは矢野議員の再々質問にお答えしたいと思います。個人的な方の御紹介もいただきました。地元精通の方のそういった考え方も非常にすばらしいと思っております。私どもの担当課の方では、現時点では一般的に指名競争入札という形をとっておりますけれども、提案書を提出してもらいながら、公正に評価をし設計者等を選定するプロポーザル方式をひとつ考えたらどうだろうかということで今のところ考えているところでございます。詳細にあたってはこれからの詰めになろうかと思っておりますけれども、参考にさせていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 以上で、矢野精幸議員の一般質問を終わります。

次に、12番、矢野哲丸君。

12番（矢野哲丸） 12番議員、宇目選出、南風会、矢野哲丸でございます。通告に従いまして、総合運動公園についてお尋ねをしたいと思います。その前に、先般大阪で開催されました世界陸上では、日本勢はあまり振るわなかった。その中でメダルを獲得したのは、マラソンの土佐礼子選手のみだったのですが、それでも我が佐伯市出身の成迫健児選手の400メートルハードル競技での活躍には皆さんがかたずをのんでテレビ応援をしたのではないかと思います。惜しくも0.01秒差で決勝進出はなりませんでしたが、来年の北京オリンピックに出場し活躍されますことを期待いたします。

さて、大分県で2巡目の開催となります第63回国民体育大会の開催まで残すとこあとはいよいよ1年になります。関係部署等ではリハーサル大会、本大会の準備に追われていることと思っております。また、この国体を盛り上げるために小・中学生を含め直接かわられるボランティアの方、また側面から応援いただくボランティアの方と数多くの市民の方々の協力

をいただいていることに感謝を申し上げたいと思います。総合運動公園では、レスリング、軟式野球、弓道の3競技が行われ、国体に引き続き行われる全国障害者スポーツ大会では、市民総合プールで水泳競技が行われます。こうした中、全国から選手・役員、応援の方とたくさんの方々が佐伯市にやってきます。佐伯市をアピールするには絶好の機会だと思えます。市民みんなで盛り上げていかなければいけないと思えます。時間を余分にいただきましてありがとうございます。そうしたときに、現在のところ市内から総合運動公園までの案内標識は数が少なく非常に分かりにくいように思います。合併後の市民にとっても総合運動公園内にある子どもが利用できる遊具広場、また市民プールにはウォータースライダーあり、温水プールありというように、市外まで出ていかななくても立派な施設があります。どういう施設があるかというのは、それぞれの施設入口まで行かなければ分からない状況です。しかも全体で48ヘクタールもある公園内の施設はそれぞれが離れており一望できなく、野球場入口から山の向こう側にある弓道場、テニスコート、総合体育館市民プール等の入口までは市道、この市道はパークウェイ線と言うそうですが、これを野球場入口から400メートルほど行かなければならないだけ離れております。総合運動公園の案内板は野球場入口と400メートル先の遊具広場等の入口前に設置しておりますけど、これがだいぶ以前のもので、野球場周辺部分しか描かれていません。旧市内の人たちは利用もして分かっているのかも知れませんが、旧郡部の方たちや市外から訪れる人から見れば総合運動公園の場所も施設の配置も非常に分かりにくいようにあります。こうしたことが解消されれば国体開催時の利用者の利便にもつながるのではないかと思います。施設案内は市のホームページには詳しく出ていますが、これを小・中学校、保育所、幼稚園に遊具広場、プール等の写真入りのパンフレットを配布すればまだまだ利用者も増えるのではないのでしょうか。そこで、国体に向けての対応として質問いたします。 として、総合運動公園までの国道・県道に案内標識が少なく非常に分かりにくいのが、標識の増設をすべきではないかお尋ねします。 として、総合運動公園内の施設は離れていて全体が分かりません。新しくできた施設を含んだ案内板の設置は新しいのをするのでしょうか。県道佐伯蒲江線の入口から、いわゆる市道パーク線の野球場入口までの間で、公園内にはこのような施設があるのだという標示は全くありません。そこでその入口から野球場までの間ぐらいに文字で表わした標識は設置できないかお尋ねします。 として、総合体育館と市民プールまでの道路のことですが、通告書には市道と書いていましたが、これは市道ではなく、園内道路だそうですので訂正をしておきます。この園内道路ですが、総合体育館と市民プールの入口が同じで案内標識も車の誘導線もなく、しかも下りこう配で入口には何かの機械庫が建っておりまして非常に狭く、入りにくく、交通事故が心配になりますが、この入口の改修はしないのか、このままか、また体育館前に入ると駐車場にプール方面に行く車の案内誘導線表示がないのですが、これを設置したらというふうに思いますので、その点についてもお尋ねします。次に として、総合体育館についてお尋ねします。総合体育館の中のスポーツ部門、市民栄誉賞ブースの中、入って右側に市民栄誉賞ブースというところに展示してるんですが、野球選手では広島監督だった阿南準郎さん、1992年のバルセロナオリンピック監督の山中正竹さん、沢村賞を取った川崎憲次郎さん、ゴールデングラブ賞の野村謙二郎さん、バルセロナオリンピック銅メダルの若林重喜さんの5名の方の野球選手、それと水泳ではバルセロナオリンピック競泳の監督青木剛さんが1名、レスリングでは1993年モントリオールオリンピックフリースタイル金メダルの伊達治

一郎さんと全部で7名の方のレリーフと言うんか、レリーフみたいな顔写真入りの楯が飾られています。この7名の方々、我々佐伯市民の誇りと思える人たちですが、これは合併前に市役所の入った所に飾っておりました。これをそのままこのブースに移しているようにあります。この度、市民栄誉賞条例が新しく制定され、今後もスポーツ部門では市民栄誉賞に該当する方が出てくるかと思いますが、条例では国際的な活躍をした者、又は国内で特に優れた業績を上げた者に対して贈ることができるかとあるが、この該当基準があるのでしょうか。例えば、どういう国際大会でどのような活躍をしたとか、国内の大会ではこういう活躍だったというようなことがあるのか、そういうところが決まっているのかお尋ねします。次にとして、8月2日に台風5号で総合体育館の屋根のとい、木の葉っぱが詰まって大量の雨漏りがメインアリーナとサブアリーナの間の階段の所に雨漏りがあった。雨漏りも大量の雨漏りですが、のちに床が盛り上がったそうでございます。この体育館は今年の3月に完成したばかりでまだ一冬もたっていませんので、といに落ち葉が詰まるようなことはないと思うんですが、といに葉っぱが詰まって雨漏りがしたと、そして床が盛り上がったというようなことですが、これを今後どのように処置するのでしょうか。以上5点についてお尋ねします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 矢野議員さんの御質問に対して、総合運動公園についてということで五つほど質問をいただいておりますが、私の方から特に今回、4月15日に落成をいたしまして、総合体育館が台風5号による雨漏りということで、これについては市民の皆様を始め、議員の皆さんに大変御心配を掛け、御迷惑掛けましたこととお詫び申し上げたいと思っております。また、この総合体育館の雨漏りに関しましては、議会の方の皆さんにつきましては、先月の24日、建設常任委員会での報告をしております。その中で、原因は台風の風により飛来した木の葉がメインアリーナ、サブアリーナの縦といの集水口をふさいだため、箱といの水位が上昇し、といと屋根の接合部から雨水が浸水したことによるものです。雨漏りの修理は補修完了までに再度台風が来ても漏水しないように応急処置を8月10日に完了しております。その後、設計・監理業者、施工業者と補修方法について協議をし、9月5日から雨漏りの補修工事に着手しております。天候にもよりますが9月末には工事を完了する予定です。また漏水により一部床が膨らんだ部分がありますが、この補修も引き続いて行いたいと思っております。ほかにつきましては、担当部の方から御説明を申し上げたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 御質問のうち、市民栄誉賞の基準についてお答えいたします。佐伯市民栄誉賞条例は、特に顕著な業績により、市民の誇りとして尊敬され、佐伯市の名を高めたものに対し、その栄誉をたたえることを目的とし、去る6月議会において制定、これに伴い施行に関する規則を定めたところでございます。御質問のスポーツ部門の基準は、条例において国際的な活躍をした者、又は国内で特に優れた業績を上げた者に対して贈ることができる。と定めております。特定の大会においての優勝者、あるいはプロ選手の一定レベルをクリアした者などの詳細な基準は設定していませんが、表彰審査会に諮問し意見を聴くこととしております。なお、具体的なレリーフの7名の方々の御紹介をさせていただき予定でしたが、御質問の中でしていただきましたので、繰り返しませんけども、このような方々と今後も同程度のレベルからの表彰対象であると考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 公園内道路の改修等についての御質問にお答えします。総合体育館入口付近までの公園内道路の拡幅については、敷地の状況から駐車場側に広げるか外側法面側に広げるかしがありませんが、駐車場の一部をつぶすわけにいかず、また外の法面側が外周計画線ぎりぎりとなっており、拡幅については難しいと考えています。車などへの誘導線表示については、現地を詳査しながら他の案内標識等と併せて分かりやすく表示していきたいと考えています。以上です。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 御質問の中の総合運動公園までの案内標識とそれから公園内での標識についてお答えいたします。総合運動公園までの案内標識の増設予定についてですが、国道10号及び県道津久見佐伯線方面から総合運動公園までの案内標識の設置状況は、JR跨線橋を降りた正面に最初の標識があります。国道217号バイパスの桁形橋手前、杉谷診療所の前のところです。それから城南町を通過し、池船町の市道駅前佐伯大橋線との合流点、佐伯大橋の下久部側及び県道佐伯蒲江線の総合運動公園入口に設置されております。全く地の利のない方には案内標識が頼りでありますので、総合体育館等で多くの大会を開催していただくためにも、標識の充実は必要と考えておりますが、このように鶴岡方面から総合運動公園までの経路で導線と思われる経路の分岐点にはそれぞれ設置をしておりますので、現在のところ増設は考えておりません。しかしながら、今後国道交通省佐伯事務所等、関係機関と標識設置について協議していく必要もあるのではないかと考えております。また、運動公園内の案内板についてですが、現在、野球場入口付近に平面の案内板とサイン標識を設置しております。しかしながら、議員御指摘のとおり、案内板の内容は古い物で新しい施設の情報が入っておりません。また、総合体育館、テニスコート、プール等の施設はこの野球場入口付近から一望できない位置にありますので、この野球場入口を過ぎて弓道場前の大きな駐車場までの案内が十分でないことを認識しております。したがって、初めて総合体育館等を利用される方にもスムーズな案内ができますように案内板等の標識設置を早急に取り組みしてまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 矢野哲丸議員。

12番（矢野哲丸） 再質問させていただきます。通告の答弁が順番ではないので、私は通告の順番に再質問をさせていただきます。今、川島次長の方から案内標識の件で答弁ありましたが、確かに10号線の方から来ればですね、それと脇の方の津久見線の方から入って来れば、あそこの跨線橋を越えた降り着いた所、そこから今言われたとおりにあります。緑の看板、立派なものが入っております。大体あちら方面から来れば分かるかなあいうところがありますが、あの中にですね方向だけ示されております。佐伯市総合運動公園と書いて矢印があります。ただ距離があとどのくらいあるかというのは一切書かれておりません。あそこからずーっと来てあとどんくらい行けばあるんだろうかな、こっちですよ、こっちにいけばまた運動公園の案内はあるけど、あとどのくらい行けばいいんかなというのは分かりません。これ書く余地があるんですまだ、書けばですね書けますから、その余地にできたらあと1キロとか、2キロとかいうのを、あとを入れなくても1キロとか書けば分かると思います。大橋を渡ったところにですねあります。大橋を渡った所にあと3キロの表示があります。これはですね、緑の標識ではなくて白の通常佐伯市が使っている表示です。この部分はあと3キロが入って

おります。そして上堅田小学校の前にですねあります、小さいのが。これもあと2キロかなんか入ってます。1キロか、あと1キロが入っております。緑の立派なのを造っておりますけど、その部分にはあと何キロが分かる標示はありません。それとですね、10号線の方から来たらしいんですけど、国体ともなれば当然四国からフェリーで来る人もあるかと思えます。フェリーを降りてですね、見たらあそこに佐伯市観光案内図があります。そこに総合運動公園の文字が入って野球場と陸上競技場の絵も入っております。どういうふうに行ったらいいのかなあというその地図を見ると、388を通過して行くようになって、新大橋を渡って右に行くと、佐伯蒲江線の県道に行く案内になってますそれは。ただ、その降りてその観光案内図を見るだけでそれからさあ出発して行きかけたらもう駅前に行って標示は一切ありません。388に入ってもありません。だから、どういうふうに行けばいいのかという案内標示は総合運動公園の案内は全くありません。それで388を通過して新大橋を渡って右に行くか真っ直ぐ行くか、それも分かりません。ただ右に行けばそのうち案内標識が出てくるというところ、非常にですね案内板というのは、車を運転する者にとってはそのまちが親切だなあというように感じる場面に度々出会います。そうしたときに、佐伯市それだけの国体があればかなりの人が来る、そうしたときに案内板があればまた佐伯はなかなか親切なところだなあと、まあ仮設の道路標識とか案内板は当然国体時には設置すると思えますけど、常日ごろの案内板がどうかああと、案内標識設置したらどうかというふうに思います。その辺で今のところ、次長が言われたように10号線方面からならばOKですが、フェリーの方はどうかという部分がありますので、それは考えてないのかどうか。先ほどは設置する考えはないということだったが、その辺のところも併せてお尋ねします。それとですね、総合運動公園の中の標示は当然新しいのをすることになるのでございますので、そのような方法をお願いします。それで建設部長、園内道路の件ですが、園内道路の改修はプール、体育館、入口が一緒なんですけど、その改修はできないということなんですけど、改修は難しいのかできないのか分かりません。当然、これは園内道路ですから道路構造令とかそういうものは関係ないと思えます。ただ今まであそこで事故がなかったのかなあというふうに思うんです。非常に入るのに厳しい所ですあそこは、通常体育館に行ったときにですね、これが体育館、プールの入口かなあというような、当然子どもも一緒に、あのプールなんかは夏休みなんかだったら子どもを乗せて行く親御さんも多いと思うんですけど、これを改修は左の駐車場を削るへんにはいかないと、右はもう一杯だというようなことなんですけど、ずーっと行って広くなってですねそのまま入り込めばいいんですけど、急に極端にぼっと狭く今度降りる道がなるとるわけですが、このままでいいのかなあまあ思うんで、その辺のところをですね、交通事故があってからでは遅いんですよ。もう少しこれは考えないといけないんじゃないかというふうに思います。市長もその点、行って何にも関係なくずーっとプールに行く気持ちで行ってもらえばすな、あーこれこれでもいいのかなあというような感じがすると思えます。佐伯市の施設に行くんだというんじゃないで、ほかのよその県ですね、よその市の施設に行ったつもりで入ってもらえばすな、よう分かると思うんです。あそこ非常に厳しいです。それで交通事故が起きないうちに改修をすべきだというふうに思いますので、もうしないのならばない。交通事故もあってもいいですわあと言うんならそれでいいですけど、重大事故が発生したあとからではいけないので、その辺のところをもう一考お願いしたいと思えます。それとですね、市民栄誉賞の件ですが、市民栄誉賞のブースですが、あそこは栄誉市

民、あ一何と書いちょるか、榮譽市民受賞者ブースと書いております。榮譽市民受賞者ブースこれは多分、前佐伯市合併前の佐伯市の時の榮譽市民賞とかなんかという条例があったんかしれませんが、そのまま榮譽市民受賞者ブースとなっております。今回の条例は市民榮譽賞の条例を設置しております。制定しております。今後ですね、市民榮譽賞に該当する人が出たときに、あそこの榮譽市民賞のブースに入れるのか、別個に入れるんだというような考えをしてるのか、その辺のところを榮譽市民と市民榮譽似たようなもんじゃないかということもかしれませんが、もしこれから先、市民榮譽賞をあげる方ができてもしあげたときに、あそこのブースに行ったら市民榮譽賞と書いちょるけど、榮譽市民賞、どっちが本当かと、榮譽市民か市民榮譽かというような感じで、そこ辺が心配になって、もしそういうような方がおられたときには、こう何か失礼に当たるとような感じもいたしますので、あそこは榮譽市民のブースだと、今度改めて市民榮譽の分は造るんだというようなこと。まああそこは国体もあるし、佐伯市からこういうスポーツ選手が出てますよというのに大変いいブースだというふうに思っております。ただ、合併前の分をそのまま持ってきておりますが、合併前の南郡の旧郡部の町村にはそういう人はいなかったのかなと、そこ辺のところは調査されたのかどうか。その辺のところもお尋ねしたいと思います。それと市長が体育館の方の答弁をいただいたんですけど、体育館の雨漏り、これについては今9月5日から補修工事に着手してるということでありまして、この屋根の補修、また床の補修にも入るということですけど、補修をするのはいいんですけど、費用はどこが負担して補修をしているのか、また床等もどこが費用負担をするのかという部分、そういう設計はよかったのかとか、そういうようなところを併せて再度お尋ねします。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） フェリー基地からの総合運動公園までの道路標識につきましては、貴重な御提案をいただきましてありがとうございます。緑の標識への書き込みも併せまして、国土交通省や県土木などと今度標識について協議してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 総合体育館前、それと市民プール前の入口付近が特に通行しにくいとの御意見でございます。ここにつきましては、場所は同じでありますけれどもそこよりの入口の所が不具合であるということでございますが、拡幅するとなると駐車場ほどの程度影響されるのかを再度現地を詳しく調べてみたいと思います。それで駐車場の数も減らすということも出てくるかもしれませんが、どこまででき得るか精査しながら再度検討してみたいと思います。また、誘導線についても併せて検討したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それと総合体育館の修補工事、これはどこが費用負担するのかということでございますが、雨どいの修理につきましては、設計・監理業者の負担、それとといからあふれ上がった天井等のすき間の工事、雨どい工事につきましては施工業者の負担ということで協議は終わっております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 再質問にお答えします。旧佐伯の時から榮譽市民でなくて市民榮譽賞でございました。あそこが看板がですね、佐伯市榮譽市民受賞者うんぬんとなっているはずで、佐伯市榮譽市民受賞者という表現を使ってますね。榮譽市民受賞者、これはこれで間

違いじゃあないんですけれども、本当は旧佐伯市栄誉市民賞受賞者ってこう書けば一番すっきりしたんじゃないかというふうにちょっとまあ反省をしております。合併前にはですね実はこういった市町村の栄誉賞関係の規定を持ったところが旧佐伯と旧鶴見町だけでございまして、旧鶴見町は漫画家の富永一朗さん、それから歌手の鳥羽一郎さんが対象でしたけど、こちらは文化の関係者ということで、佐伯の方は先ほど紹介いただきました7名の方のほかにダブりますけども漫画家の富永一朗さんが入ってございましたけども、この総合運動公園の方はもうスポーツ関係者だけということですのでしております。このスポーツ関係者の7名の方は皆さん自他共に認める素晴らしい実績を上げた方々ばかりですので、もし今度新たにこういった対象者が出た場合はですね、佐伯市のここにはこんなにすごいスポーツ関係者がいたんだよということアピールする意味でも同じ場所に置けたらいいなあとは個人的には思っておりますけども、そういうちょっと協議をして検討していきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 矢野哲丸議員。

12番（矢野哲丸） 標識についてはですね、よろしくそういうことでお願いします。もう佐伯市が親切かどうかという部分が川島次長の総見にかかっておろうかと思っておりますので、そういうふうな国交省との打ち合せ、県土木との打ち合せを強く行っていただいて、標示をしていたらいいというふうに思っております。それと建設部長の方も道路については、もう事故があっては遅いということでもありますので、何とか狭くなるという標示もありますけど、誘導線もこっから体育館、市民プールがここ入口ですよという字を書くとか誘導線、テニスコートのところは上に上り口にテニスコートというように書いております。だからあそこの道路は園内道路ですから、道路に字は書けると思っておりますので、体育館、プール入口とかというような標示をしてもいいかなと思うので、それもお願いをしておきます。それと体育館の雨漏りの件につきましては、市の負担はないということでもありますから、そういう方向でやってもらえばいいかなというふうに思います。今後とも管理の方がですね、台風時には常に誰か待機しておくとか、そういうようなことも当然、当日は8月2日は平日だったんで職員もおったと思いますが、もし平日じゃないときでも、それぞれ警報が出たら待機ということは、当然してると思っておりますので、その辺も早めに雨漏りが分かたら手を打つというような方向でお願いをしたいと思っております。それと体育館の栄誉市民賞ブースの関係ですけど、佐伯市栄誉市民受賞者スポーツ部門展示ブース、これが本当のあそこに表示してるのはそういうふうに表示しております。ただこの中に入れろかという栄誉市民、市民栄誉そこ辺のところはどうかという部分がとか、ちょっと心配になったので、そういうことでもあります。もし該当するのが一番近いのは成迫選手ではないかと思っておりますので、そのときはまた考えていただきたいと思っております。もうあと答弁いりません。これで終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、矢野哲丸議員の一般質問を終わります。

これより15分間の休憩をはさみまして、午後2時半から開会いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時32分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に36番、浅利美知子さん。

36番（浅利美知子） 皆さん大変お疲れ様でございます。36番議員の浅利美知子でございます。私は今回大きく3点について御質問させていただきます。早速、始めさせていただきます。まず始めに、保育所に関する行政の対応についてと題しましてお伺いいたします。記録的な猛暑となった今年の夏は岐阜県多治見市、また埼玉県熊谷市では気温40.9度を観測し、国内の最高気温の記録を74年振りに更新いたしました。佐伯市においても36.9度と宇目地域で過去最高の暑さを記録したそうです。全国各地では熱中症が原因と見られる死者も相次ぎました。そして、この猛暑の中、北九州市では無認可の保育園児が送迎用の車に取り残され、熱射病の疑いで死亡するという衝撃的な事故が発生いたしました。人員点呼という基本的なミスが大切な尊い命を奪ってしまいました。二度とこのような事故が起きないことを本当に心より願っております。そこでこのような事故を受け、佐伯市としても保育現場への指導を更に徹底し、子どもの命を守る保育を再確認する必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。保育園児の保育環境充実のために保育室へのエアコン設置が望まれております。特に今年のような猛暑の中では、体温調整が十分できない園児には必要ではないでしょうか。そこで現在佐伯市での保育所のエアコン設置状況と今後の設置予定についてお伺いをいたします。厚生労働省が今年6月から7月にかけて全国の公立・私立の認可保育園の保育料滞納状況を調査いたしました。その結果、保護者が納付すべき保育料の1.9%に当たる89億7,000万円が滞納となっております。また、全体の3.7%に当たる8万6,000人の滞納者がいるということになります。滞納の理由といたしましては、保護者の責任感、モラルの問題、また収入の減少等が主なもので、支払する能力がありながら払っていない保護者が圧倒的に多いそうです。我が市ではどうなっているのでしょうか。佐伯市での保育料滞納状況とその対応についてお伺いをいたします。

大きな2番目といたしまして、住宅用火災警報器の設置についてお伺いをいたします。住宅火災による死亡者数は近年増加傾向にあり、建物火災による死者数が約8割から9割を占めております。熟睡していたであろう真夜中、早朝であったりと高齢者や若い命が奪われ、また子どもだけの留守番中に起きた火災で幼い命が奪われるという大変悲惨な火災もありました。住宅火災による死者の約7割が発見の遅れによるもので、その中の約6割が65歳以上の高齢者です。今後高齢化に伴い更に火災による死者が増加する可能性があります。このような状況から火災の発生を早期に知らせ、住宅火災による死者をなくすため、平成16年6月消防法が改正され、全国一律に1戸建住宅やマンション等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。そこでお伺いをいたします。住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、個人住宅ではどのように対応すればよいのでしょうか。市の財産である市営住宅への火災報知器の警報器の設置計画はあるのでしょうか。

次に、大きな3点目に入ります。介護サービスの利用についてと題してお伺いをいたします。介護福祉用具の購入や住宅改修費のサービス料の1点についてお伺いをいたします。介護保険の被保険者が腰掛け便座や入浴補助具などの福祉用具の購入をする場合、これは限度額10万円となっております。また、室内の段差の解消、手すりの取付けなどの住宅改修を行う場合、これは限度額が20万円となっております。被保険者はこのような介護給付を受けることができますが、費用は償還払いになっているため、費用の全額を販売業者や施工業者に全額払ってから後に市へ申請し、約2か月後ぐらいに自己負担額の1割を差し引いた9割が戻ってくるようになります。これでは一時的に利用者に大きな負担が掛かります。そこでこ

れを軽減するために保険給付の受託委任払い方式を導入していただけないでしょうか、お伺いをいたします。以上3点についてお伺いいたしました。執行部の皆様どうぞよろしく願います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 浅利議員の質問のうち、3点いただいております。1は、保育所に関する行政の対応について、2番目は、住宅用火災報知器の設置について、3番目は、介護サービスの利用についてということでございますので、3番目の介護サービスの利用について、私の方から御答弁申し上げたいと思っております。本市では、福祉用具の購入と住宅改修費について、利用者が費用の全額を一旦事業所に支払った後、後日、市への申請によって9割の払い戻しを受けるとい、いわゆる償還払い方式を行っています。大分県では九つの市町村で利用者の経済的負担の軽減のため、利用者が事業所に介護給付費の受領を委任した場合、利用者は費用の1割だけを支払い、残り9割は事業所に直接支払う受領委任払いの方式、議員が御指摘をしたとおりでございます。こうした福祉用具の購入については、県の指定を受けた事業所からでの購入でなければ保険給付ができません。しかし、住宅改修費においては県の指定制度はありませんが、市が独自で事業所の指定を行う必要があります。そうした指定を行うということを考え検証し、整備を進めていけば、受領委任払い方式へは移行できると思っております。これについてはそうした方向で検討していきたいと思っております。他については、担当部長より答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは保育所についてお答えをいたします。市内には市立、私立合わせて21の保育所があります。国が定めた保育所最低基準、それから保育所保育指針などに基いて運営を行っております。年に一度、県の指導監査もあり、保育現場では十分に注意しながら保育を行っております。北九州市の件につきましては、大変痛ましい事故でありました。園児の安全に気を配ることが最も大切であることを再確認させられたことであります。佐伯市では、月に一度保育所長会議を行っており、北九州市の事故後も保育現場では児童の安全について再確認を行いました。今後も安全管理については保育現場への指導を徹底していきたいと考えております。次に、保育所については冷暖房をエアコンで対応している園と、クーラー及びボイラーの組み合わせで対応している園があります。浅利議員の御質問は特に夏季、夏場の保育環境のことと判断しましたので、エアコンとクーラーの設置状況について報告いたします。市立保育所16園のうち、全室冷房が導入されている園は9園です。九つです。冷房未設置の部屋がある7園は、本匠東保育所と蒲江地域の6園ですが、本匠東保育所は子どもたちが過ごす保育室にはすべて冷房が入っており、特に問題はないと考えております。蒲江地域の保育所は、子どもたちの体温調節能力を育てるという面から、余り冷房設備を設置してこなかった経緯があるようですが、昨今の気象状況を踏まえ、子どもたちの安全管理の面から順次エアコンの設置を進めているところであります。平成19年度は、蒲江保育所、西浦保育所、森崎保育所にエアコンを設置しており、今後も計画的に設置していきたいと考えております。次に、保育料の滞納額は、過年度分で906万2,180円、現年度分、18年度分は240万6,900円で、徴収率は98.94%となっております。保育料は、保育の翌月10日まで口座引落とし、または納付書で支払いをしてもらっておりますが、引落としができなかった場合や未納者については保育所をとおして引落とし不納通知や未納通知書を手渡しており

ます。それでもなお未納の場合、電話などで納入をお願いし、未納が3か月になれば保育所や窓口で直接本人に会って納入を促すほか、夜間の個別の訪問を行っております。また、過年度分について、一括納入が難しい場合は、誓約を交わして分納を促しております。個別面接や訪問については、給料日等の時期を考慮しながら行っており、できるだけ納入しやすくなるように工夫をいたしております。

議長（児玉忠義） 高橋消防長。

消防長（高橋忍） 住宅用火災警報器についての御質問ですけれども、先ほど少し御紹介をいただきました。平成16年の6月の消防法等の一部改正により、すべての個人住宅、共同住宅及び店舗付住宅の住宅部分において火災警報器の設置が義務付けられました。それを受けて当市においても火災予防条例の一部を改正をし、その設置義務を明確にしているところです。これも先ほど御紹介いただきましたけれども、建物火災による死者の約6割が65歳以上の高齢者ということになっておりますし、死亡原因の約7割が火災に気付くのが遅くなり逃げ遅れたということになります。最も高齢者に限らず、早期に火災に気づき、素早い避難や初期消火など適切な処置をするためには、火災警報器は必要不可欠な火災予防機器だというふうに考えております。なお、平成18年6月の1日から施行されましたけれども、そののち、住宅を新築あるいは増改築をする場合には、もちろん同時に火災警報器を設置をしていただくということになりますけれども、平成18年の6月の1日以前の既にある既存の住宅については、5年間の猶予期間がありますので、平成23年の5月の31日までに主な寝室及び階段の天井部に煙式の住宅用火災警報器を設置をしていただくということになります。幾つか機種はありますけれども、例えば、今日こちらの方に持ってきましたけれども、煙を感知をしたときに、これ一番ポピュラーなスタンダードな形ですけれども、感知をすればこういう形です警報するということになります。大体これが5,000円から6,000円の値段で購入いただけるということになります。それから、これが同じような形ですけれども、これ音声になってまして、煙を感知をすると、こういう形のものです。あの耳のですね、御不自由な方もいらっしゃると思いますので、その場合には光でお知らせをするというものもありますし、あるいは台所などに設置をしていただく熱式のもので火災警報器などもあります。この手がですね大体1万円前後ということですから、いろんな種類ありますけれども大体4,000円、5,000円から1万円前後でお買い求めいただけます。市内の電気店、あるいは量販店で御購入をいただければというふうに思っております。ただですね、火災警報器、消防本部の方では販売のあっせんはしておりませんが、例えばどこに設置をするかと、天井に設置をする場合には壁の部分から60センチぐらい離れた方がより効果的ですよだとか、あるいは壁に設置をする場合には、天井から50センチ以内に付けてくださいとか、こういう位置・場所などについては消防の方で御相談に応じさせていただくということになっております。これまでも既に2回ほど市報でお知らせをしましたし、今後とも引き続いて市報あるいは各種講習会などで設置義務について御理解をしていただきたいということで広報もしてまいりたいというふうに思っています。いずれにしても、みずからの財産・生命についてはみずからが守っていただくという自己責任の基本に立って是非御協力をいただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 私の方からは、市営住宅にかかわる住宅用火災警報器の設置計画についてお答えします。佐伯市管内の市営住宅戸数1,660戸のうち、平成16年度以降に建設されま

した126戸については既にすべて火災警報器が設置されております。未設置分の残り1,534戸につきましては、平成20年度から平成22年度の3か年ですべて設置するよう計画をし、現在地域住宅交付金の申請を行っているところであります。以上です。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） 御答弁大変ありがとうございました。まずは消防長にですね、本当大変ありがたいというか優しいですねお心遣いいただきまして、実際にですね私も実際警報器見たのが初めてでして、チラシとかですねそういうので見たことはありましたけれども、実際音も聞かせていただきまして、本当にありがとうございます。本当に火災はですね、本当にここ最近特に何か私たちも新聞報道などでですね見るような気がしまして本当に悲惨な火災だと思っておりますので、一日も早くですね皆さんが各家庭ですね、平成23年6月1日からということでしたけれども、少しでも皆さんが早くですね取付けられるようにまたしていただけたら一番いいんじゃないかなあとと思います。そして今、消防署の方からですね販売はされないというお話がありましたけれども、どうしてもこういうのがあるとですね、悪質な業者というのが入り込むっていう可能性が大いにあります。それで先日ですねちょうどテレビを見ておりましたら、高齢者の方が悪質な業者にですね、ほかのものでしたけれども8万そこそこぐらいで通常買えるものですね、30万ちょっとでですね実際購入されていました。どうして購入されたのかということですね、結局その情報が入らないためにですね世間から、ひとり暮らしだとか、高齢者情報が入りませんので、このくらいのもんだと思って買われてる方、そしてまた本当にていねいに親切に説明されますので、どうしても断りきれない。そういう理由が一番多かったようにありますので、市報にもですねちゃんと掲載してるということですので、皆さんお分かりかとは思いますが、特に高齢者の方々ですね、再度消防署からはこういう販売はしないんだということと、各自がですね買っていただきたい。そしてまた金額もですね、今5,000円から1万ぐらいですかね、これで購入できるということでしたので、その部分をですねまた徹底していただきたいと思います。またこういう高齢者の方たちがそういうだまされないようにですね、またいろんな方法をとっていただきたいと思いますので、地域にも消防団の方とかですねいらっしゃると思いますので、その方たちにも特に高齢者の方々にはですね注意深い配慮をお願いしたいと思います。

それと介護サービスの件ですね、本当市長からは前向きな御答弁いただきました。本当に今までですね、私も市のどれだけ1年間利用されているかって表を見せていただきましたけれども、かなりの方が利用されております。そしてまた、どうしても高齢者で、また介護を受けている方になりますと、本当に皆さん年金の生活になりますのでね、限度額が10万とか20万とかありますけれども、それを全額払うということは大変なことです。これが1割になるということですね、本当に負担が軽くなると思いますので、是非ですねこの点は早急になっていかですね、できれば早い時点でしていただければと思います。また、いろんな福祉器具を設置したりとかですね、改修される面でもケアマネージャさんらがついてらっしゃると思いますので、その方々がですねきちっと分かってらっしゃると思いますので、そういう方々に相談をされてですねきちっとまたしていただきたいと思います。少しでも介護度がですね進まないようにですね、介護予防に努める意味でもこういう部分ですね、本当に求めやすくなるような、これも市民サービスの一つかと思っておりますので、そういう点でも是非委任払いですね、していただきたいと思っておりますので、この点はよろしく願いいたします。

それから保育所の件ですけれども、本当に大変北九州市ですねこの悲惨な事件が起こりました。本当にこんなに尊い命がですね奪われたということを本当にこの親御さんにとってみたらですね、本当に私たちには計り知れない思いがあると思います。実際の保育の現場で働いている保育士さんたちですね、本当に大変なお仕事ではないかと思います。乳幼児からですね預かっていらっしゃるわけですから、それにまた一人一人の子どもさんのですね健康状態だとか、また顔色だとか、傷はないかとかですねいろんなチェックもされなきゃいけないだろうし、そしてまた保育用具にしてもですね危険はないだろうか、また外に園の外ですね、外にしても本当に危険な物はないだろうかとかいろんなですねところに気を配らなければならないと思います。そういう意味では本当に保育士さん、朝ですね子どもさんを保護者の方から預かり、またそして夕方ですね、子どもさんをまた親御さんにわたす。それまで本当に気を抜けないお仕事じゃないかと思います。また、本当に北九州のこれは本当に基本的なミスですね、人員点呼という基本的なミスですけども絶対に許されないことですので、本当に現場では本当に常に注意がですね必要であるかと思います。いろんな意味でのチェックが必要だと思しますので、本当にこれからまた保育士さんたちは大変な御苦労もあるかと思えますけれども、大事な未来の子どもたちですので、またよろしくお願ひしたいと思えます。そしてエアコンの件ですけれども、実際佐伯市蒲江ですかね、蒲江の6園が実際まだ保育園についてないということと、そしてまだこれから予定があるということでしたけれども、実際私も保育所をちょっとのぞいて見ましたところ、本当に保育士さんが本当にタオルをですね首に巻いていらっしゃるいました。そして窓は全開ですね、そういう状態の中でした。子どもさんは本当に何と申しますか、体温の調節というのがまだ本当にうまくできないんじゃないかと思えます。そういう意味でも合併しまして実際エアコンが設置されている所、設置されていない所があるということはやっぱり不公平にもなるんじゃないかなと思えます。子どもさんが本当により良くですね、いい環境の中で過ごせるっていうのも保育の一つの条件ではないかと思えます。そういう意味では、また保育士さんはですね、気温の調整そしてまた湿度とかですね、換気そしてまた光の当たり具合とかですね、すべての面をですねチェックをしなければなりませんので、この点はですね十分御配慮の方よろしくお願ひしたいと思えます。また地球温暖化ですね、また来年もまた本当に段々暑くなる可能性っていうのは大いにありますので、できればもう来年ですね、夏には間に合うようによろしくお願ひしたいと思えます。それと滞納の件ですけれども、佐伯市もやはりないとは思ってませんでしたけども、やはりあるようですので、一つ再質問をさせていただきます。この保育料の滞納をですね、滞納がですね今皆さんが努力されて家庭訪問されたりとか、催促っていうかですね、また新たに納入をお願いするということは実際されているようなんですけれども、私が一つお聞きたいことは、本当に払えるのに払わない方ですね、そういう方に対してですねどのような対応をされてるのかですね、改めてまたお聞きたいのとですね、それと例えば、子どもさんが園を卒園しますね、そのときにですね、滞納の状態にあった方、そういう方っていうのはですね、さらにそれから以降もですね、卒園以降も徴収をされるのかどうか、そこの辺りですね、実際してくださるのか。そこら辺りですね、何か新聞報道とかですねそういうのもう5年が経過すればもう時効になるんだとかですね、実際支払わない方がいっぱいいるから自分たちもいいんじゃないとか、いろんな考えの方がいらっしゃるようですので、その点市の方も徴収できないということになると、5年たてば不納欠損ということになりま

すのでね、少しでもその点を減らすことにもなると思いますので、まずはその卒園した方が
すね、あとどうやって支払いをされているのか、また実際納入してくださってるのかです
ね、その状況をお伺いしたいと思います。お願いします。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 滞納整理についてお答えします。昨年度よりもですね今年度の方が徴
収率がちょっと上がってきております。ちょっと力を入れておりますので、昨年が97.75%
だったのが、今年は98.94%になっております。それはですねなるべく保護者と接触の機会
を持つと、それから特に園、現場で接触を持つとかですね、そういう努力をしております
ので、そういう面で少し入ってきたのだと思うんですね。それから卒園されたあと等々につ
いてもですね、もちろん徴収事務は行ってありまして、督促はもとより訪問したりしてで
すね、それも先ほど言いましたように給料日の前であるとか、すぐ直後であるとか、そう
いう時期を選んで伺ってみたりとかですね。それから直接お会いしまして、どうしてもとい
う方がいらっしゃるわけで、その中でできるだけ払っていただくように分納、誓約書を交わし
てですね、分納をしていただくような形も取っております。なるべく払いやすいような工夫
をしながら、そういう具合に行っておるところでございます。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） それではもう再質問ではありませんけれども、要望に代えさせていただき
たいと思います。滞納の部分はですね本当に努力されているということですので、やはり本当
にまじめに払ってる方が本当にバカを見るっていうかですね、正直者がバカを見るようなこ
とがないようにですね、しっかりですね、徴収の方はしていただきたいと思います。これは
私が今回保育料のことだけを取り上げて見ましたけれども、給食費とかですねそういう分も
ありますので、十分ですねこれは滞納整理の分はですね徹底していただきたいと思います。
そして最後にですね、ちょっと保育料の徴収の仕方というかですね、それでちょっとどうい
う例をしたら成功してるとかですね、それがちょっとありましたのでちょっと御紹介したい
と思います。今菅部長も言われましたように、保育所の方からですね直接お話するとい
うことが一番何か徴収率をですね上げているようです。これはちょうど私調べておりましたら、
長野県ですね大町の方なんですけども、やっぱり滞納があるんですが、保育園のですね園
長さんを通じてですね直接徴収をお願いをですねされてるそうです。そうすると保護者の方
もですね常日ごろもう園長先生、また保育士の方には本当にお世話になっているってこと
ですね、徴収がですねうまくいってるところがありますのでね。是非とももちろん徴収に
行かれる職員の方もいらっしゃるかと思うんですけれども、やはり現場のですね園長さん、
そしてまた、保育士さんのですね声掛けが一番効果があるんじゃないかと思っておりますので、そ
の点をですね十分また徹底していただきたいと思います。さらにですね、また子どもさんの
保育にかかわる方々っていうのは本当に大変な思いをされると思いますけれども、保育にか
かわっている乳幼児のですね保育所っていうのは本当に乳幼児のですね一番人間形成ってい
いますか、そういうのを培うですね一番そういう時期に当たりますし、その保育所で過ごす
時間っていうのがですね、大半を占めるんじゃないかと思っておりますので、そういう意味では保育
士さんの質、質って言ったら大変失礼かもしれませんが、そういう保育の向上をですねさ
らにですね研修ってかですね、そういう形をお願いしたいと思っております。昨日、部長の答弁の
中にありました正の職員の方が3割、そして臨時の方が7割というお話がありましたけれど

も、保育にかかわる方は正職員だろうと臨時だからと、このくらいでいいんだということは、そんなことがないと思いますけれども、そういう点をですね本当に十分に研修っていうかね、そういう形でしていただきたいと思います。臨時の方であろうが、正職員であろうが保育にかかわる方は本当に責任を持ってですね、子どもさんをですねお守りしていてもらいたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。じゃあこれで終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後3時6分 散会

平成19年 第5回

佐伯市議会定例会会議録

第4号 9月13日

第5回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成19年9月13日（木曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	村松	田一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	清孝
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務部	市長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水道部	部長	戸川	高島	公ふみ	人え
副教	市市育	長	木塩	許月	政厚	信博	教消	浦生	道防	長	川高	島橋	忍	信
総財	務部	長	武大	田鶴	隆直	博己	上弥	振振	局局	長	大加	鶴藤	安宗	義二
企市	務部	長	久保	田原	成信	太行	本直	匠川	局局	長	御手	洗宮	隆	清美
市福	商工	長	三田	原崎	信俊	行誠	宇鶴	川目	局局	長	曾安	藤高	廣一	徳郎
建農	生活	長	菅川	野	俊宣	邦行	米蒲	見津	局局	長	戸高	治玉	和	康
	保健	長	河					水江	局局	長	児	玉		
	設部	長						振興	局局	長				
	水産	長						興	局局	長				

議事日程第4号

平成19年9月13日(木曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成19年第5回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、吉良栄三君、2番、榊田穂積君、3番、村松講一君、4番、井野上準君、以上の順序で順次質問を許します。

34番、吉良栄三君。

34番(吉良栄三) 皆さんおはようございます。一般質問も3日目、今日は4名の質問者ということで、本日第一走者目を務めさせていただきます。このたび、議席番号と同じ年齢になりました34番、吉良です。よろしく申し上げます。今週末より第60回の県民体育大会が開催されます。天気の方がちょっと心配なんですけど、佐伯を代表して出場する選手皆様の健闘をお祈り申し上げまして一般質問に入りたいと思います。

それでは、通告に従いまして今回大きく2点について質問をいたします。まず1点目は、出産祝金制度について、今後制度化は考えられないかお尋ねをします。この出産祝金制度につきましては、皆さんも記憶に新しいと思いますが、先般の6月議会で戸山議員が質問をしております。その時の執行部の答弁は、合併協議会では新市になったら第1子に3万、第2子に10万円、第3子以降に20万円の祝金ということで調整をしておりましたが、平成17年度からの県の補助金が廃止となるため全額を市の単費で賄うのは非常に厳しいといった答弁がありました。簡単に言いますと、財源がないから厳しいだといった答弁だったと記憶をしております。私も自分の議席から聴いておまして、ただお金がないからできませんといった答弁に一抹の寂しさを感じまして何とか制度化ができないかといろいろと考え、私なりに調べて見ました。そうしますと、合併協の話に戻りますが、合併協の調整事項、第1子に3万円、第2子に10万円、第3子以降に20万円の祝金として調整をしていたと。しかし、17年度から県の補助金が廃止となったため、また再協議をされ結論といたしまして、合併初年度については実施を見合わせると、そして翌年度以降については存廃を含めて検討をすることというふうな調整を行いまして、いわゆる新市になって考えてくださいといった調整であったということでもあります。そこで執行部にお尋ねをしますが、新市になって2年半が経過をしました。この件について協議又は検討はされたのでしょうか。そして、今後の方針、市の考

えについて出産祝金の制度化はできないでしょうか。ということでお聞きをしますので、御答弁をいただきたいと思います。また、私としてもどうかできないかなあと考えまして、財源を何とか確保する方法はないかということで、以前の泥谷議員の質問をヒントにしたわけではありますが、財源確保の考え方として、また手段として、例えば公共工事を行う場合、あるいは備品を購入する場合に入札を行うわけでありまして。入札を行うということは予定価格が設定をされまして入札を行い、低い価格で落札をされた金額で落札ということで、そこには差額が予定価格に対しての差額が生じるわけでありまして。その差額の一部を積立てをして、例えば子育て支援基金又は出産祝基金といった、仮称でありまして、そういった基金を積み立てて財源にできないかなあと考えました。この入札制度につきましては、今いろいろと議論をされておりますが、とにかく入札をすることで差額が出るんだというところでお聞きをさせていただきたいと思います。しかし、こういった事業については国・県の補助事業とかいろいろあります。制度的にそのようなことが可能なかというところで疑問等もありまして、そういったところをちょっと調べてみました。そうしますと実際にそういった差額で基金を積み立てた自治体の例がありました。これはガバナンスという地方自治体の事例集といういろんな事例の載っている特殊本であります。この中に、茨城県^{かみす}神栖市の事例がありましたので、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。入札差額で共同まちづくり基金を設立、茨城県^{かみす}神栖市、ここ人口が約8万9,000人でありまして、一般競争入札を拡大したことで生じた入札差額をもとに、共同のまちづくり推進基金を設立した。同市は平成17年度まで3億円以上の事業に限って一般競争入札を行っていたが、18年度から1,000万円以上の事業も対象とし、平均落札率が17年度の96.5%から、18年度には73.2%に低下、約5億3,300万円の入札差額が生じた。このうち3億8,700万円で基金を創設し、地域コミュニティ活性化を進める組織を補助することになっている。また、一般公募を含めた検討委員会でそのほかの活用法についても検討をするということでありまして。私もこの本を読むだけであまいの部分もありますし、分からない部分もありますので、視察には行ってないんですが、直接その町に電話をしまして担当課から市民協働課と財政課であります。いろいろと話をお聞きしました。工事等になりますと市の単独事業より、国・県の補助事業が金額的に大きいと思うんですが、幾ら入札によって差額が生じても補助金を別の事業等で使うのは目的外使用になるのではないかと考えましてお聞きをしたんですが、神栖市の答えとしては、交付決定通知書で補助金の決定額が決まるので対応ができると。県とも協議をする中では、県は有効利用する用途ならばそういったことも構わないということで、基金創設の財源として使用することは問題ないという回答でありました。また、先日西嶋市長も各部に必要なことは出しなさいと指示をしていると言っておりました。神栖市も必要な公共事業については、すべて当初予算で計上をしているということでありまして。そういった他市の事例等も調べ、裏付けの中で財源確保の手段として可能ではなからうかなあと考えまして質問をします。執行部の見解をお聞かせいただければと思います。

続いて2点目として、地元経営、商店等の活性化対策についてと題しまして質問をします。近年本市ではコスモタウンを含め大型店の進出が進んできました。そのことによりまして、市の振興、発展、また雇用の確保といったメリット、効果等が現れていると思います。しかし、その反面で昔からの商店街や地域の商店などについては厳しい経営状況を強いられているのが現状ではないかと考えますし、そういった声も耳にします。また現在では、イン

ターネットによる買物等もできますし、今後高速道路の開通による市外への流出も考えられ、これまで地元で頑張ってきた地元商店にとってもますます厳しさが増すものと予測もされますし、実際にもうお店をたたむといったこともお聞きをしています。そこで、執行部にお尋ねをします。昨日も地産・地消という言葉が出ておりました。昔からこの佐伯のまちで営んでいる商店街や地域の商店などに対しての活性化策は、行政として何か考えられないでしょうか。また、考えていないでしょうかお尋ねをしたいと思います。そこで、これにつきましても私なりにいろいろと模索をしてみました。その対策の一つとして、これは例であります。商工会や商工会議所などと行政が連携をしまして、ポイントカードを発行すると、そして買物等によって地元で買物をする事によってたまったポイントで市の納税に、いわゆるそのポイントを納税に還元するといったような取組はしてみたらどうかなあと考えました。そういった取組ができないか、行政からそういった提案をしてみてもどうかかなあと考えますので、見解をお聞かせいただければと思います。以上、2点につきましてお聞きをしますが、執行部の方より、そんな提案、そんな手法よりまだより良い考え、対策があるんだといった、またこうした方がまだまだ佐伯はよくなるよという答弁も私は期待をしております。よろしくお聞かせいただければと思います。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。まず、出産祝金の制度についてお答えいたします。6月議会でも戸山議員から御質問があり、県の補助金が廃止となったため、単費での対応は厳しいとお答えをいたしました。県は祝金の支給が出生率の上昇に直接結び付いていないのではないかと理由で、この補助金を廃止したものです。このことを踏まえて検討した結果、一時的な助成よりも子育てにかかわる支援を行うことが少子化対策にもつながっていくものとの考えから、より長期にわたる支援を行うことといたしており、今後もこういった方向での支援の拡大に努めていきたいと思っております。次に、財源の確保についてですが、工事等の入札残は補助事業であれば補助金が、起債事業であれば起債が関連することから、すべてが一般財源ではなく、年度末にこの一般財源を集積して積み立てることは困難であると思われれます。しかし、議員御指摘のとおり、子育て支援策や少子化対策事業を行うためには財源の確保は基本的な問題であります。そのためにも財政改革を推進していかなくてはならないと考えております。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） おはようございます。それでは吉良議員の大きい2番目の質問、地元経営、商店等の活性化対策についてお答えをしたいと思います。まず1点目として、現状と今後の対策案についてでございますが、中小企業や商店の振興策につきましては、商工会議所及び商工会が専門的機関として指導・助言に当たっているところであります。佐伯市としましては、会議所会員へは商店街等活性化補助金を、商工会へは地域振興事業補助金として支援をしております。大型店の郊外進出対策につきましては、現在中心市街地の活性化計画を立案中であります。また、商店主や小規模事業者向けには資金の貸付制度を設けており、保証料の助成も行っているところでございます。次に、買物等によってたまったポイントを納税に還元する取組をという御質問でございますけれども、この制度はこれまでも各種の商店街や商店独自のスタンプ制度に取り組みされてきたけれども、自然消滅する形でなくなってきております。ポイントカードにはさまざまな問題点もあろうかと思

ます。加えて、税に充当するということになりますと、整理しなければならない課題も多くあると思います。さらには、商工会議所と商工会とでは構成内容や運営形態も異なり、連携を図っての導入には事務処理はどこがするのかといった新たな問題点も生じるものと思われます。以上のことから、吉良議員が言われる市内共通のポイントカード制の導入には厳しいものがあるかと思えます。以上です。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 実施に向けて検討していくという答弁をいただければ、もうこれで終わろうと思ったんですが、ちょっと状況が違うようでありますので、ちょっと長くなるかもしれませんが、よろしく願います。部長の方から出産祝金制度について答弁をいただきました。約2分の答弁をいただいたわけでありましたが、前回の答弁と同じように、県の補助金がなくなったという中で、市単独では厳しいだというふうな答弁で、今回もそうだったなあと思っております。また県の方は、出生率につながらないからこの制度を廃止して違う形で子育て支援をするというふうな、そういった答弁だったと思います。県の方は確かにそういう形でやると、祝金に対しての補助金はなくして違う形で県としては子育て支援をしようと。子育て支援と祝金の整合性は何かということにもなりますが、もうそれは県はそうかもしれませんが。でも佐伯市として、一つの自治体としてやはり佐伯にお子さんが生まれると、去年は608名でしたかね、お子さんが生まれて、そういったお子さんに対してお祝いをしてあげようと、何らかのお祝いをしてあげようと、そういった私は姿勢ができないかなあということで質問をさせていただいたわけでありまして。財政状況うんぬんという言葉がありました。が、本当市民からしてみれば、佐伯市は400億以上の予算を組んじよってその部分がねん出できないのかと、そういった予算は組めないのかなあ、財源がない、財源がないというけど、実際は400以上も予算を組んでいるじゃないかと、なのにやっぱそういった部分はやっぱり行政はしてくれないのかなあという、やっぱりそういったとらえ方もできるんじゃないかなあと思えます。ですから、確かに行財政改革をする中で、財源が厳しい中で、そういった行革、経費節減という取組も必要ですが、やはりこういった部分、そんなに金額も私は掛からないんじゃないかと思えます。前回、部長の答弁の中では、約数千万掛かるというふうな答弁をされてたと思うんですが、それはですねその合併協の調整事項、1子が3万、2子が10万、3子以降が20万という金額で、まあ見たときにはやはり数千万のお金が掛かる。ちょっと私なりに試算をしてみました、この件について。これはですね17年度ベースの人数、558人の方が生まれたということで、18年度の詳細をちょっと確認したんですが、ちょっとそれはまだ出ないということで17年度のデータをいただいております。17年度は1子が260人、2子が212人、3子が69人、第4子が14人、第5子、5人目の子どもです、5子が3人ということで558人の子どもが佐伯市で生まれております。その中で、合併協の金額で試算をした場合には、合計が約4,620万円掛かるということでありまして。約5,000万の財源がいるということでありまして。私は何もですね、財政の厳しい中、じゃあ合併協のそういった3万、10万、20万に私はこだわる必要はないんじゃないかと思うんです。じゃあ、それが佐伯市の現在の状況を見たときに、じゃあそうでなくてもいい。例えば1子が3万、2子が5万、3子が10万とちょっと金額を下げてみよう、そうしたら予算化はできないか、制度化はできないかということで、そうした場合には約2,700万という財源になります。さらに、それでもまだ厳しいと、まだそれでも佐伯にとってはそれだけの予算をねん出するのは厳し

いというのであれば、県の方が補助金がなくなったといいますが、17年度以降も大分県内でも取組をしている自治体があります。すべてではありませんが、そういった自治体もあります。それぞれの自治体で出産祝金を出してる事例があります。その中で一つ杵築市の例を言いますと、杵築市はもう一律3万円だということでありまして。じゃあ一律3万円の場合、佐伯市で17年度で見たときには約1,600万、2,000万あれば可能であるということでありまして。それでもまだその2,000万も厳しいと、佐伯は財源がないというのであれば、仮に一律1万円にした場合、558人でありまして一律1万円にした場合は558万円の財源で済むということでありまして。じゃあその558万円もじゃあ厳しいのかということをお私に言いたいわけでありまして。その何とか工夫をして何とか工面をして何とかできないかなあという、やはりそういった姿勢をお私は今回見たかった。だけど、財源が厳しいからできませんというふう、財源が厳しいんなら何か工夫ができるんじゃないのかということで、お私は先ほどの入札制度の話もしたわけでありまして。じゃあ仮に入札制度でそういった財源を確保しなくても違う方法も考えられると思います。それが駄目と言うんなら違う方法も考えられると思います。まあ例えばですね、地域福祉基金というのがあったと思います。それが12億4,000万の基金の積み立てがあると、それは果実運用型で利息を使うということでありまして、じゃあその部分を今もう条例としては高齢者に対してという縛りがありますが、じゃあ今少子高齢化の中で子育て支援に対してもこの基金を使おうということでお条例を変えてもいいわけですよ、変えられることはできますよね。そういった対応もできると思うんですよ。それと合併特例債で積み立てて果実運用型基金、40億を積み立てました。その利息、国際利息として約1,400万が毎年一応利息として見込まれるということでありまして。じゃあそういった一部の財源を活用できないのか、又は以前、お私、時間外手当を指摘させていただきました。1年間で2億円以上の時間外手当があると。じゃあそういうのはまずいだろうということでお行革プランの中で5,000万の削減を達成しようということでお取り組まれて、じゃあその削減した5,000万のうちから活用もできるんじゃないかなあおそういったふうにも考えるわけでありまして。さらには、ほかの自治体の例をちょっと参考にちょっと上げさせてもらいますが、島根県の離島があります。海士町^{あまちょう}という町であります。今ここの町もですね大変財政状況は厳しいと、夕張のようにならないように取り組もうというふうな大変厳しい行財政改革をしておりますが、そここの町長の施策としては、やっぱり取り組むまちづくりとして、安心して子どもが産める環境づくりを目指そうということで、大変財政状況の厳しい中、結婚祝金が20万円、出産祝金最高100万円、保育奨励金、妊娠・出産に掛かる交通費の補助などの制度を行っているということでありまして。じゃあそういったお金はどこから出るのかと、大変厳しい行財政改革をしてる中で、じゃあそういう財源どこからねん出しとるのかなあというところで、実はですね、ここの町の財源は一体何かといいますが、町長ほか全職員の禁断の給与カットをしたということでありまして。それは未来への投資という名目・目的を持って職員と協議をして、職員皆さんに理解をいただいて実現できたということでありまして。いろんな工夫をしてみれば、この出産祝金もできない話じゃあないんじゃないかなあおお私は思います。ただ県の補助金がなくなったからできません。一般財源を充当するだけでは厳しいですというふうな答弁ではちょっと納得できない。やはり工夫をしながら何とかできないかという姿勢を行政がお私は見せてほしいと思います。先ほど答弁いただきましたが、単純に言えばこういう制度は佐伯市は必要ありませんということであれば、そこまで考える必要はないと思うんです

が、その辺がですねじゃあ一体どうなんですかと、執行部に対して必要ないんですかと、必要だけど財源がない、財源がないけど工面をしませんと、工面をしていますというふうな取組を私はしていただきたいと思います。もうちょっと言いますと、敬老祝金というのが佐伯市の制度であります。敬老祝金88歳が1万円、100歳が10万円ですかね、そういった制度があります。じゃあこれは県の補助金があるんかと言ったときに、市の単費ですよ、すべて。市の単費でこういった事業をしております。当然お祝金であります。じゃあそのお祝金をもらったなら長生きできるかというふうな先ほどの部長の出産祝金をもらってもそれが育児にその子育て支援につながるかというまあちょっとこじつけてしまいましたが、それなら敬老祝金を長生きはできるのかという観点から見たときにどちらも補助金はない、市の単費でやる。じゃあ敬老祝金はやって出産に対してのお祝いは何もしませんというふうな市の姿勢であれば、私はやっぱりこれから少子高齢化、佐伯市もどんどん子どもを生んで佐伯市の人口を増やしていただきたいという中で、その中で市として出産おめでとうというふうなそういった気持ちをですね金額うんぬんとしてやっぱり表わしていただきたいと思います。いろんなことを言いましたが、取組はできないでしょうか。再質問をさせていただきたいと思います。それと入札制度の件につきまして、部長の方から、財務の方から答弁があるかと思ってたんですが、福祉の部長から答弁をいただきました。非常に部長が答弁するのはどうかなあという内容でもあったんですが、実際にですね、そうやって取り組んでいる自治体もあるんです。じゃあそういうのが本当にできるか県と協議をされましたか、県と。じゃあそういうのができないでしょうか、有効利用はできないでしょうかといった協議を県とされたでしょうか。そういった取り組んでる自治体はきちんと、そういった県とも協議をされた中で取り組んでいるわけでありまして、それで、この入札制度についてはいろいろとありまして、私はやはりこの入札に掛かる、工事に掛かるこういう予算はやはりそういった工事に關することで使いたいというそういった姿勢の答弁をいただければそれは致し方ないと思いましたが、ただちょっと制度的に無理という答弁であるのであれば、ちょっとそれはいかなものかなときちんと県と協議をした上でそういった答弁をされてるのか、確認をした上でされてるのかというのを非常に疑問に思うわけでありまして。この部分はちょっとまあ所管がちょっと代わってきますね、もう部長その辺はまあ受け止めておいて、財務部長いただきたいと思います。

それと、次の地元経営、商店等の活性化対策についてということで再質問をしたいと思えます。部長より3分の答弁をいただいたわけでありまして、非常にこのスタンプ制度については、しりすばみをして自然消滅をすると、厳しいということで答弁をいただきました。また、いろんな手間暇が掛かるがゆえに、なかなか非常にこういうことを実施するのは厳しいと、また商工会には活性化の補助金も支援も、いわゆる補助金支援をですね、商工会、商工会議所等にはしていると。じゃあその結果として、じゃあこの佐伯の現状を見たときに、じゃあそれが満遍なく佐伯の地元の商店の皆様、地元で経営する方々にとってプラスになるのかなと、当然いいことだと思います、必要なことだと思いますが、それが行き届いて佐伯の地元の経営されてる皆さんに行き届いているのかなあという部分で、この制度だけで果たしていいのかと、今の現状を見たときに。それでポイント制という私は提案をさせていただいたわけでありまして。このポイント制ですね、私もただそうすればいいじゃないかと頭の中で思って言ってるわけじゃありません。これもちょっといろいろ調べてみましたら、実際

にそうした取組をしている事例があります。ちょっと紹介をします。宮城県南三陸町、町であります。ここではリアスカードという共通のカードを作りまして、地元商店街で7万円以上の買物をしたときに350ポイントが付くと、その中でその350ポイントで約1,000円の金額換算をして商品券と交換をします。そのカードを出納室で商店街から預かっている小切手と交換をして税金に使えるようにしているということでもあります。税金の対象は町県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険料ということでもあります。実際にそういった取組ができて自治体があります。さらに、合併をしない町宣言をしました矢祭町、ここもそういった取組をしているということで、やっぱそういった事例を参考にしながらこの南三陸町もそういった取組をしてるということでもあります。そういった事例を御存じでしょうか。調べてますでしょうか。その辺をですね、ただもう制度的に厳しい、ちょっと事務手続的に厳しいというだけではないかなものかなあと、私は通告をしておりますので、そういうのを調査する、審議する期間もあったと思います。それなのにそういうのもしないただ厳しいというふうな答弁では、せっかく通告してるのに非常に残念な答弁だったと私は思っております。それはですね、商工会議所、商工会ということを行いました、別にそういうところに縛る必要もないと思うんです。例えば、商店街ほとんど地域の一部の商店街だとか、飲食店組合だとか、買物だけじゃなくですね、例えば散髪をしたとか、車検をしたとか、車の整備をしたとか、工事をしたとか、そういった部分でもですね共通に使えるようになれば理想じゃないかなあと思います。要は結局そういうのを行政が考えて提案できるかということでもあります。じゃあ、それができるのであればもう行政の役割としてはそういうのを税金で対応しましょうと、税金としてポイント対応しましょうと、そうすれば非常に収納率も低いと、税金の滞納も多いという中で、そういうのが一つの税金の滞納対策にもなればいいかなあと私も思いますし、やはりそういうことでやっぱ地元の商店を活用しようと、それで税金が少しでも還元できるなら、まあそれは徳だわなあと、要はメリットの部分を出してあげればやっぱ地元で買うというふうな姿勢もどンドンどンドンできてくるんじゃないかなあと思います。大型店、小売店のやはり長所・短所ありまして、メリット・デメリットもあると思います。その中で、いかにそういった小売店のメリットを出してあげるか、またそこで買う消費者のメリットを出してあげるかというところで、そういった部分が取り組めないかということで質問をさせていただきました。実際に取り組んでる自治体もあるというところでお聞きをしておりますので、その辺、今の再質問を聞いて今後の対応をどのように考えているかお聞かせいただければと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 出産祝金を廃止したことにつきましてはですね、私の答弁が舌足らずになったようですが、財源ばかりではなく、その効果といいますか、県が補助金を廃止した理由等々を検討いたしましてですね、もっとほかの長期的な支援、子育て支援とかそういう方向での施策をとりたいということで行ってないわけございまして、例えばですね、それに代わるといいますか、市長からも子育て支援に関しては強い指示をいただいております、私どもそれを考えてまいりましたのが、乳幼児医療の自己負担金の部分、3歳未満児まではもう既にやっておりますが、これについては来年度に向けて就学前まで広げたいというようなことも今検討しております。まあこれ具体的にはやっていくことにはなると思いますが、それであるとかですね、例えば放課後児童クラブ、これも特に旧佐伯市が大きな問題で

あったんですが、昨年度急に幼稚園児に対する補助金がカットされました。ただ佐伯市につきましては、大変大きな問題で、特に旧佐伯市では小学校に幼稚園が併設されているという形になっておりまして、保育所に通っておった子どもも、幼稚園の年齢に達しますと幼稚園に入って、そして小学校に上がっていくという、そういう形態を取るようになっております。したがって、幼稚園の放課後といいますか、その部分が幼児を養護するところがないというようなことになって大変な問題でございますので、私どもここに単費を入れまして継続することといたしております。それでありましてかですね、昨年度まで子育て支援課の子育て支援係の中に家庭児童相談室事業として、一つの事業としてですね、家庭児童相談室がありまして、担当がほかの業務と兼任という形で事務分掌一つという形で運営してきたわけですけれども、昨今の状況等で大変厳しいとかがございますので、この家庭児童相談室を独立させまして、係長を置きまして、そこに家庭児童相談員を4人、それから母子自立支援員を2人、それから最近の子どもを取り巻く情勢大変いろいろございますので、臨床心理士も1人雇っております。8人体制で今動いておりますが、こういうふうですね、できるだけそういう子育て支援という別の方向をですね、先ほどの答弁で申し上げましたように探っております。それなりにですね、こなしてきたつもりであります。福祉に大変造けいの深い吉良議員でございます。その辺の施策方向とか内容について御理解をいただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは吉良議員の再質問にお答えしたいと思います。先ほど福島県の矢祭町、それから宮城県の南三陸町の事例をいただきました。私どもそのほか、兵庫県の香美町、それから長野県の野沢温泉村の事例をちょっと確認をしました。いずれも町内の商店街が中心になって発行しているポイントカードでありまして、それを住民税であるとか公共料金の納付に利用するというような仕組みになっております。そういった中でですね、どうしても問題になってくるのが、税ということになりますと、現金でという形になっておりますので、その換金する仕組みをどういった形にもっていくのか、あるいは商店街、商工会、会議所との連携も必要になるかと思っておりますので、以前そういった制度がなくなった状況等の原因究明をしながら、そこからちょっと少しひもを解いていきたいというふうに考えております。そういった軸の中で何か一つの方向、あるいは商工会、商店街等が取り組める状況になればですね、少し考えて見る必要もあるかと思っております。ただ、これにつきましては、税金に還元できるということになりますと、住民の納税意識の向上であるとか、税収のアップであるとか、先ほど議員も言われましたとおり、店の利用者が多くなりまして売上げもアップするというような状況も生まれてこようかと思っておりますので、少し時間をいただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 再質問が長くなりましたので、再々質問は短くいきたいと思っております。まず、子育て支援の方、菅部長から答弁をいただきました。先ほどと同じように祝金であれば、そういった子育て支援にはつながらないというふうな、県と同様の考えをしているということでもあります。それで大変言われることはよく分かります。違う形で何とか子育て支援ができないかという形で今、市としても模索をしているということでもあります。私としてはですね、やはりこの出産祝金をできればできないかなあと思っております。その財源の部分もあるかもしれませんが、先ほど言ったようにやっぱり金額を見直すとかが、やり方を見直して何とか佐

伯の子どもが生まれた子どもに対して、家族に対して市の方からお祝いをする、金額が少なくてもいいと思います。そこに市長のお祝いのメッセージ等を一言添えて差し上げればやはりうれしいんじゃないかなあと思います。敬老祝金の話もしましたが、敬老祝金、18年度決算が確か約500万ぐらいでしたかね、まあ一般財源、単費でねん出をしてるということでもあります。じゃあ子育て支援金についてはできないかなあというふうに非常に思うわけでありまして。そういうふうに敬老祝金については市長がよく家の方に訪問はされているようですが、出産祝金については別に市長じゃなくてもいい、訪問とかいうよりもやり方を変えてですね、そういった形で何とか市長検討はできないかなあと非常に思うわけでありまして。もう再々質問でありますので、もうすばっとお聞きをします。もう出産祝金、これはもう市としては、佐伯市としてはもう必要ないと、もう今後もしないというふうなことで受け止めて、もう今回この質問をすることに対して、そういうふうな答弁であったと受け止めてよろしいんでしょうか。その部分を再度確認をさせていただきたいと思います。祝金だけでなく、臼杵市であればですね、肌着セットをやっていると、豊後高田市であれば市の指定ごみ袋を上げていると、また豊後大野市では祝品等を差し上げるというふうないろんな工夫をされた取組をされております。その中で、やっぱり佐伯市としても何とか生まれた子どもに対して、佐伯市からおめでとうという姿勢を是非見せていただければありがたいんじゃないかなあと思いますので、その辺、市長の考えをお聞かせいただければ助かります。よろしくお願いします。やる気がもう、する気があるのかないのかという部分で、もう必要あるのかないのかという部分で、明確な答弁をいただければと思います。

そして、三原部長の方から、一応検討の余地はあるというふうな答弁だったと受け止めさせていただきたいと思います。担当課の方もいろんな事例を調べているようであります。要はですね、私は税務の方からの答弁もいただければなあ、制度的なものもありますので、いただければなあと思ったんですが、企画商工の方からの答弁であったということでもあります。市の方がですね、要はやろうと思っても市がそういった対応ができない。窓口を開けなければできないわけでありまして、本当にじゃあどうなのだろうかと、その部分をですね税務の方とも協議をして、市がそういう窓口を開けばああそういう手法をすれば税で還元できるんじゃないかというふうな取組ができるんじゃないかなあと思いますので、その辺も踏まえてですね、やっぱりそうやってオープンにすると、もっとやりましょうというふうなそういう姿勢をですね是非検討をしていただいて、見せていただければと思います。私が最初の質問の最後に言いましたように、私が提案するよりももっとすばらしい取組、もっとすばらしい佐伯にとってよいことになるというそういう答弁を聞かせていただければということも言っておりましたので、その部分が聞けなかったのかなあと思うんですが、特にその辺は考えていないんでしょうか。最後の質問とさせていただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。吉良議員から再々質問ということで、本来なら部長の方でも結構ですが、3月議会の時に御記憶がなかったでしょうか。お祝いといたしまして、佐伯市としてはですね、ブック、絵本をお祝いとして出しておるということですね。各市はごみ袋もあったけど、私どもはやはりそうした中でのことをさせていただいておると。そうした中で、私どももそうした中の祝いの態度をとっておりますし、また今一番大事なのがやはり子育て支援っていう形で、先日高司議員にお答えいたしましたように、私の

方では一番やはり医療というものが掛かるだろうと、それから今一番私どもが考えていかなければいけないのが産婦人科の問題、こうしたお医者さんに対する逆に補助をですね入れて、安心して佐伯で生んでいただけたらとか、そうした大きな意味でのですねことを考えていきたいと。現状では今のそういう形を取らせていただいているということで答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは吉良議員の再々質問にお答えしたいと思います。現時点で具体策は持っておりませんが、この前市長の指示ということで普通建設事業の大幅な活用という形で合併特例債の活用を指示されました。そういったことの中で、今回の行革で生まれた財源等をそういった地域に還元できるように事業の組立てをとということでありますので、そういった点で地域経済の活性化につなげればというふうに思っております。具体的なものにつきましては、これから勉強させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

次に18番、榊田穂積君。

18番（榊田穂積） おはようございます。18番議員、榊田穂積です。昨日は、中央では安倍総理が辞任を表明されて大騒ぎをしておりますけれども、この佐伯市はしっかりと地に付いた政策を進めていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。まず、獣害対策についてであります。この件につきましては、一昨年、17年度に12月に江藤議員、それからまた昨年9月には、きのう、おととい質問しました河野議員がそれぞれやっております、これはまあいかに皆さんがこの件について困っているかということの一つの表われではないかというふうに思っておりますので、再度私もこの件につきましてお伺いをしたいと思います。今まで獣害対策につきましては、いろいろと対策が取られてきました。しかし依然として、サルとかシカ、イノシシによる被害が絶えない現状であります。これまでも再三にわたって今言ったように一般質問されましたが、その答弁の中にですね、いろいろと期待すべき内容がありましたので、この点につきまして今の実態を報告していただき、今後の具体的な更なる取組をお願いしたいというところであります。まず1点目が、昨年9月定例会の答弁で、職員がイノシシのくくりわなの免許を取ったということで、緊急時に対応できるようにしたいというふうなことを言っておりました。同時に来年度は銃の免許も取ってそのようにしたいというふうなことになっておりましたが、この点についてどうなったかお聞きします。2点目が、イノシシ、サル、シカの被害状況を各地区ごとに報告してほしい。これはいずれの年度も報告がありましたけれども、やはりこの実態を把握するということが対策の決め手になりますので、最新の情報をお願いしたいと。3点目が、有害鳥獣保護等の事業についてでありますけれども、これは個体数を調整するというようになっておりますので、この点について、現状はどうなっているかということであります。4点目が、1地域のみでの駆除だけでは効果が上がりにくいので、複数区で協力して取り組むことも実施したいとしておりました。具体的には、例として、例えば灘と鶴見が同時にやれないかということも言っておりましたけれども、実際にこれがやれたのかどうかということであります。5点目が、野生鳥獣被害防止事業の取組状況についてであります。これは具体的には、例えば1,000平方メートルぐらいの広い範囲を網で囲ってですね、シカであれば20頭、30頭と具体的に大きな頭数を捕獲してし

まうという取組でありますけれども、この状況がどうなっておるかということでもあります。6点目は、宇目地区の取組について、サルの被害実績です、平成13年度がピーク、この時の被害ヘクタールが5.4であります、最近では0.5まで減っているということになっておりますが、これも一昨年の答弁であります、最近ではこの状況がどうなっておるかということでもありますので、この点についてお伺いをしたいと思います。

大きな2点目は、蒲江振興局本庁舎の問題についてであります、昨日清家議員から詳しい質問と答弁をいただきました。ただその答弁の中でですね、まだ検討するという段階のところまでしか聞いてないわけでもありますけれども、この点はですね、清家議員も言っていたとおり、実に私も状況を見ましたけれども、昔で言えば傘を差して、家の中で傘を差して仕事をしているというような状況と言っているぐらいの状況であります。しかも築後50年近くということになっておりますので、これを具体的にやりますけれども、どういうことで検討しているということまで言っていないかですね、いつやるのかということが分からないですと、これが私としては本意でありませぬので、何とかこの点についてやるというお答えをお願いをしたいと思います。以上2点であります。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 榊田議員の御質問のうち、1番目の獣害対策について6点お答えをいたします。まず、1番目の佐伯市職員による銃免許の資格取得等についてということでございます。佐伯市猟友会の高齢化対策の一環として、昨年度は職員数名にわたる免許を取得させましたが、銃の免許の取得までには対応できておりませぬ。取得については、必要性は十分認識しておりますが、現在の人員配置の中では職務上、銃の免許取得を強制的に取得させることは難しく、希望する職員があれば取得させたいと思っております。しかし、極めて困難な状況でございます。2番目の有害鳥獣による各地区の被害状況についてお答えをいたします。イノシシ、シカ、サルによる被害報告があったのをまとめたところ、以下のようになっております。旧佐伯地区で494万3,000円、上浦地区は2万3,000円、弥生地区で128万4,000円、本匠地区が188万8,000円、宇目地区が437万4,000円、直川地区が72万4,000円、鶴見地区が154万4,000円、米水津地区が316万4,000円、最後に蒲江地区ですが113万5,000円で、合計の被害額は1,907万9,000円となっております。3番目の有害鳥獣捕獲事業の個体数の調整についてお答えいたします。個体数の調整については、現在大分県の方で特定鳥獣保護管理計画を策定しています。大分県の調査によると佐伯市に生息するシカは5年前には推定2万頭、現在は推定3万頭弱というところでございます。大分県としては、わな設置に対する規制緩和や猟期の延長など、狩猟による捕獲数を増やす対策を講じております。佐伯市といたしましても、有害鳥獣捕獲事業を行う上で、許可期間を延長するなど、広域で許可し、捕獲効率を上げるなどの対策を取っております。4番目の有害鳥獣駆除の複数地区による取組状況についてお答えをいたします。毎年9月から10月に掛けての時期は、農作物の収穫期でもあり、例年被害も多いため、現在、上浦地区を除く佐伯市全域で有害鳥獣捕獲を行っております。次に、5番目の野生鳥獣被害防止事業の取組状況についてお答えをいたします。佐伯市が現在実施している有害鳥獣対策としては、有害鳥獣捕獲事業と有害鳥獣被害防止対策事業を行っております。昨年度は、有害鳥獣捕獲事業でイノシシ152頭、シカ756頭、サル133匹を捕獲しております。鳥獣被害防止対策事業については、イノシシ電気柵の2万6,000メートルに設置に対する補助金204万円、鉄線柵の2,000メートル設置に対する補助金84万6,000

0円、トタン^{さく}柵1,600メートルに対する補助金104万1,000円、シカネット3,550メートルに対する補助金143万5,000円を設置者に対して補助し、事業を展開しております。最後に、6番目の宇目地区のサル被害の詳細についてお答えをいたします。サルの被害については、シカのように宇目地区全域で発生するようなことはなく、奥地の木浦内地区に集中をしております。特に、シイタケの時期には群れでほだ場に侵入し、シイタケの食害、ほだ木の損壊などの被害を発生させております。シイタケ・野菜を中心に被害実績を調べてみますと、平成14年が0.2ヘクタールで58万3,000円、平成15年が0.7ヘクタールで32万9,000円、平成16年が0.51ヘクタールで63万2,000円、平成17年が0.12ヘクタールで20万円、平成18年が0.25ヘクタールで27万円、本年度は8月末現在の数値でございますが、0.1ヘクタールで23万円となっております。以前に比べまして減少傾向となっておりますが、昨今の自然環境の変化などにより、宇目地域にかかわらず多大な被害が発生することも予想されます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 榊田議員の蒲江振興局の庁舎についての御質問にお答えいたします。先日、清家議員にもほぼ同様の御質問が出ておりまして答弁いたしましたので、内容はほぼ同様なものになるかと思いますが、蒲江のこの庁舎は御存じのとおり、築後、昨日申し上げましたとおり、築後49年を経過しておりまして、鉄筋コンクリートの耐用50年にほぼ近づいているという老朽化していることを十分認識しております。現在、このことにつきまして振興局内の局舎建設検討委員会と本庁の庁舎等の建設内部検討委員会で互いに情報交換しながら協議を重ねておるところでございます。特に先般、きのうも申しましたが、蒲江の方にも出向いて局長さん方とも協議して、まず地元の考え方をあげていただくということで現在進めておるところでございます。それでやるのかやらないのか、いつやるのかというような御質問でもありましたが、必ずこれはもうほっておけない状態であることはもう言うまでもありませんで、特にまた一定のもし合併特例債等を視野に入れるならば、一定の年限もあるわけで、早急に何らかの方向を出していきたいと考えております。それとなお、雨漏りにつきましてですが、この8月にですね屋上に設置した防災無線の機械室のシロアリ等による被害が原因であろうということが分かりまして、現在機械の移設も終わり、撤去して防水処理を終わったところでございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） 獣害対策についてでありますけれども、これは種類によって対応がそれぞれ違うと思います。例えば、イノシシにつきましては2年前、3年前の大きな台風ですと大変減っているということが報告されております。これは私たちが実際に見て回ってですね、実感するところであります。というのは、あの当時、猟師さんたちがイノシシを取ってもやせかけて食べられないと言ったことを思いだしまして、そのことがやっぱり一つの原因であったのかなということで、個体数がかなり総個体数が減ったと、そのために被害も若干減っているんじゃないかというふうに思っております。しかし、地域によってはやはりひどい所もあると思いますので、この点の把握をですねやはりしっかりとやるのが大切じゃなからうかと思っておりますので、この辺の今後の対策もしっかりお願いしたいと思います。それから、このことですね、やっぱりシカについてですが、これはやはり総個体数が多すぎているというのが皆さんの実感ではなからうかと思っております。これもかなり個体数を減らせばですね、今のような暴れ放題の被害ということにはならないんではなからうか。これはやはり山林

においても畑においても、もうミカンについても何でも葉っぱを食べるということで、そのことが被害を大きくしているし、生産者の意欲を減退させるということにもなっておりますので、何とかこの点について具体的にですね、よしやるんだというふうなことをですね御答弁をいただきたいと思います。それと地域によってはですね、それぞれ営農っていうかそれで生活している方であれば補助金の一部負担とかいうふうなことも考えられますけれども、一般の農民がですね、自分の小さな畑でやっているという方については、補助金をやって困ってですね、それからまた一部負担をしてくれということではなかなか防護柵^{さく}なんかを造る場合でもうまくいかなんじやないかというふうに思いますので、この辺のこの補助金のあり方をもう少し丁寧な仕方でやれないかなあというふうなことをひとつ伺いをしたいと思います。

それと庁舎関係でありますけれども、認識はしているということですが、絶対やるというところまでまだきておりません。しかし、これは絶対やっていただきたいと思います。同時にですね、この庁舎はただ単に建替えるということではなくて、まちづくりの一環としてとらえていただきたい。ということは、今までまちづくり交付金事業で3年間やってきましたけれども、いろいろなことで予定したところできてない部分があります。そういうこともありまして、この本庁舎といわゆる蒲江の振興局庁舎関係を含めて、あの場所、あるいはまた中学校もそのままになっておりますけれども、これをまちづくり交付金事業で何とかまた再生等ができないかということ、これ通告にないんですけれどもお聞きをしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 榊田議員の再質問にお答えいたします。私どもの農林水産部、特に林業課の方に獣被害、鳥獣被害としてかなりの相談・苦情が寄せられているのが事実でございまして、確かにそういった被害に遭われた方を思いますと、この対策は何かならないかなという気はいたしております。ただ現状では、この対策はあくまでもやはり対処療法のような対策がほとんどでございまして、根本的にはもう私どもの今の現在の生活様式も一つの気になっているということもありますので、なかなか抜本的にどうこうするというような非常に難しんですが、その今の対処療法のうちの方策がかなり出ております。先ほど言われましたイノシシ、シカの個体数を減らすそのやり方としまして、今年度から猟期の拡充、それから1頭当たりの捕獲の頭数をもう制限をしないとか、いろんな方策も今立ててきておりますので、現状よりは狩猟会の皆様方へお願いすれば個体数も減少していきつつあるんじゃないかというふうには思います。また、次の補助金のあり方についてでございますが、これも先ほど申しましたように、やはり、それぞれの施設をすることについての補助金のあり方しかなか今現状が難しいところでございますが、これの利用の幅もかなり今広げてきておりますので、当面は、本当先ほど言いましたように、対処療法になろうかと思いますが、そういったことでできるだけ農林業者の方がこういった鳥獣被害に遭いにくいような施策をしていく必要があると思いますし、また集落全体で、火曜日の河野周一議員の質問にありましたように、こういった鳥獣、イノシシ、シカ、サルのあるいは住みにくいような環境設定もしていく必要があると思います。そういった面で、全体的に進めていく必要があるというふうに今のところ考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 梶田議員の再質問についてお答えします。蒲江の庁舎もちろん認識していることは先ほど申し上げましたとおりですが、建て替えるだけ、先ほどの御質問では建て替えるだけでなく、まちづくりの観点からもいろんな地元の方では計画なり、構想なり考え方があるということのようですが、確かに地元の方でもこれは漏れうかがうところですが、いろんな位置的なもの、あるいは形態的にもいろんな意見があるやにうかがっております。今後ですね、行財政改革を進める中で、当然各蒲江に限らず振興局のあり方、規模等も当然関係してきます。そういうことも総合的に勘案しながらですね、位置、形態、規模等をどうあるのがいいのかというのを総合的にこれは検討していかなくちゃならないことだと思いますね。かといって、そうそう時間も掛けられる問題ではありませんので、早急に詰めながら、またそれなりの方向性なりが出るにつれ、またいろいろと御相談もしながらお知恵もお借りしたいと考えております。以上です。まちづくりの交付金の計画といいますか、案があるということですが、それはちょっと今すべてについて私どもの部署で掌握しておりませんが、関係部署ともそういったことがあれば協議しながら進めていきたいと思っております。何分にも総合的にと考えていかなくちゃならないのでここで何とも申し上げられませんが、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 梶田議員。

18番（梶田穂積） 獣害対策、なかなかこれ難しい答弁のとおりでありますけれども、先般新聞報道によるとですね、大分県は本年度、鳥獣害集落診断カルテというのを作成することに着手したということで、モデル地区を県内12か所で数回の実地調査をするということになっておりますけれども、これは佐伯市は該当はないんでしょうか。それと私のところもですね、住民から何とかサルはできないんかと、シカはどうなってるんかというふうなことで役場の方に掛け合ってくれないかというふうなこともあります。なかなか一般の方がですね、よほど困らないと役場まで行ってこういうことだというのは言いにくい状況にどこの地区でもあろうかと思っております。そこで、ある住民が役場に行った場合ですね、やはり気持ちよくそういう被害状況なりを受け止めて実地にですね、現場に出向いて行っているいろいろな対策を講じることを勉強していただきたい。それはやはり心の問題だと思います。予算がないからできないという部分も含めてですね、そういうことを真剣に職員の方が説明したり、冷たくあしらうんじゃないですね、そういう心のもった対応によってある程度納得のいく部分があるかと思っておりますので、どこの地区に限らず、そういう真剣な取組状況をみんながつくっていただきたいと、そのことをお願いをしたいと思います。

それと先ほど、まちづくり交付金事業というのが終わりましたけれども、私はやはりこれを再度ですね打っていただいて、これによって今の庁舎も含めて合併特例債も含めて活用すれば何とか負担の軽減もできながら、まちづくりも同時にできるというふうなこともございますので、この点についてはお願いをしたいと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 梶田議員さんの再々質問でございます。19年度から、先ほど御質問がありました指導体制の強化の中に、鳥獣害集落診断カルテの作成というのがございます。特に佐伯市については、そこまで私がちょっと把握してませんが、計画している段階ではないようですが、ちょっとその辺は再度再確認をさせていただきます。それから、もう一つは鳥獣害に対する職員の相談体制ということのようでございますが、これは佐伯市全域からそれぞ

れ鳥獣害対策に対しての御相談等を承っておりますが、ここ近年、特に蒲江地区がやはり一番相談が多くて、私どもの職員も対応に苦慮しているのは事実でございます。私ども職員もできるだけ地元の方々の御意見をお聞きしながら、それが防止につながるようにということで努力はしてと思っていますので、その辺も十分また担当の方と調整をしていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（児玉忠義） 以上で、榊田議員の一般質問を終わります。

次に39番、村松講一君。

39番（村松講一） 39番、あまべの会、蒲江選挙区、村松講一でございます。ことのほか暑く長い夏も過ぎ、残暑お見舞いのころとなり、朝夕は涼しく、天高くスポーツの秋となりました。15日から始まります県民体育大会での佐伯選手団の御健闘をお祈りいたしますとともに、あわせて市議会代表のソフトボール、陸上競技の出場の皆様の御健闘もお祈りをいたします。さて、国政は参議院選以来、不運急を告げる局面でありましたが、きのう安倍総理の突然の辞任によりまして、なお一層混迷の度を深めております。片や我が佐伯市においては、行革の論功人事か木許さんと、どこかで聞いた三役、四役体制にひな壇も整い、西嶋市政残り1年半、いよいよラストスパート、期待の後半戦に入ってまいりました。多士済々の一般質問佳境に入る中日3日目であります。

私は今回の一般質問、公共事業減による建設不況対策、ごみ問題を主とした環境対策、水産業の振興策の3点を用意いたしました。まず最初に、公共事業費の削減による建設不況対策についてお聞きをいたします。このことについては、きのうの一般質問、三浦議員と重複するところもございますが、お許しをいただきたいと思います。この渦中におられる方々の心情を考えますと発言もはばかられますが、小泉内閣から始まった公共事業費の削減、全盛期から見ますと約50%ほどに落込んだことによる全国的な傾向の中で、佐伯市も例外に漏れず、企業努力の限界を超えた状況での倒産や破産や廃業が相次ぎ、佐伯市にとっては土木・建設業は基幹産業の中核であっただけに市全体の経済の地盤沈下は避けられないと思うところであります。県内での比較によれば、ここ3年ほどの佐伯土木事務所の事業費の落ち込みは他と比べて大きなものがあり、かてて加えて企業間の過当競争も一因であろうかと思っておりますが、工事が消化できず、工事費の返還となった港湾事業費の20億円余や返還することへの当然予想されるペナルティ等、この事業が順調にいけば何社かは生き延びられたのではとの思いもいたしますが、現在考えておられる不況対策又は救済策等お聞かせいただきます。関係従業員や家族合わせますと、数多くの市民がその渦中で不安の日々を暮らし耐えている現状を考えますと、市として手だてを尽くしていると思っておりますが、どのような対策を取っておられるのかお聞きをいたします。佐伯市発注の工事はできるだけ地元業者へいつも議会では言われていることではありますが、市内で行われる工事はできるだけ地元業者にとるのが人情であると思っております。先ほど港湾工事での工事費の国への返還の話をしました。今は港湾工事以上の大型公共事業、高速道事業が佐伯蒲江間、蒲江県境間に大きな事業費が注ぎ込まれようとしています。これらの事業の地元建設業者への受注工作は市としてどう取り組んでおられるのか。ここはひとつ不況挽回のために官民協力して地元業者への取組に御尽力いただきたいと思います。現在の状況をお聞きいたします。また、公共事業の削減が打出されて以来、国・県は農業組合等の異業種の参入を進め、県内では高齢者福祉事業への参入も見られ、これは形を変えた公共事業であると、取り組んだという成功例の建設業者の報道も目にいたし

ました。本市においても近くにこうした事例を見ることもできます。パイが限られた業界で過当競争するよりも違う業界での御苦労があるでしょうが、一步先んじて踏み込む英断に敬意を表するところでもあります。市として、こうした異業種分野の参入や転向に積極的にかかわり、このことを官民協力して取り組む課題と考えるが支援策などお考えをお聞きいたします。

次に、環境対策、ごみ問題についてお聞きいたします。きりり大分、ごみゼロ運動キャンペーンの県のポスターがあちこちに目につきます。大分市は日本一美しいまちづくりを目指してギネスブックにも挑戦したりと何かと注目を浴びています。本市においても環境審議会を設け、基本計画の策定に向けて協議中と聞いておりますが、住民調査の結果も周辺の静けさ、満足度73%と高いものの、市民の環境に関するモラルでは良いと答えた24%に対し、倍近い46%が悪いと答え、たばこやポイ捨てはやめようというのが圧倒的とのことです。都市では、たばこのポイ捨ての禁止から街頭での禁煙地域を制定したりと年々厳しい規制が進行しております。空き缶やペットボトルを始め、ごみのポイ捨ては市内至る所に見られ、郊外の道路脇には見るに堪えないような場所もあります。時には、県や市の職員を始め、ボランティアの方々の清掃作業も見かけ、46%のモラルのなさを見る思いであります。空き缶と一緒に心を捨てますか。ポイ捨ても地球にとってはいじめだよ、そのごみが心と町を汚すもと等の看板を見るにつけ、罰則付のポイ捨て禁止条例を九州一美しい佐伯市を目指して是非制定してはと思いお尋ねをいたします。ごみ袋のシール制への移行のことについては、前回も何人か質問があり、今回また下川、三浦議員の強力な質問がありましたが、どちらかと言えば、今のままとの意見が多いのではと思って聞いておりました。1枚30円のごみ袋制度は旧町村はもとより、旧市内の市民にも定着の感があり、大方の市民はシール制15円、大歓迎といった思いの方は少ないのではないかと声を聞いております。市長として値下げを公約なのか公言なのかした以上、あとに引けない事情もお察しいたしますが、何よりも現行ごみ袋制度よりシール制でなければならないという真剣な思いが見えず、担当課からも伝わってきません。このあとは、教育民生常任委員会での審議、本会議での採決となりますが、前回のごみ袋も値下げせずに市民にも少しの負担をしていただき、ごみの減量にも協力していただくという議会の大半の思いでありました。この議会の思いは市民にも理解を得られ、受け入れられているものと思っております。資源ごみの回収については、でき得る限りのリサイクルに努め、資源の有効活用に市が率先して取り組んでほしいものであります。

次に、水産業の不況対策・振興策についてお聞きいたします。佐伯の殿様浦でもつと、その昔言われておりました。今、どうなのでしょう。その浦々に住む1人として今は殿様に何とか手助けしてほしい、何か打つ手はないものかとお願いをする心境でもあります。漁業者を取り巻く経済的な環境もまた、自然の海の環境も年々厳しさを増しているのは、市長以下執行部の皆さん御承知のとおりであります。本年6月、全国71か所の閉鎖性海域の健康診断結果が海洋政策研究財団から発表されました。お手元にお配りしております資料であります。このうちの90%が赤潮や有害物質汚染等、何らかの問題があり、精密検査が必要だとする内容であります。県内では別府、津久見、佐伯、入津湾の4か所であり、佐伯湾、入津湾を見ますと、生態系の安定性と物質環境の円滑さの2分野について計13項目をA、B、Cの3段階で評価、底質環境が悪く、底生魚介類の漁獲量がC判定、赤潮の発生頻度はB判定とありますが、近年の赤潮発生状況や佐伯湾内での養殖魚の被害等を見ますと、現在もそうで

すが、今後の漁業経営には極めて厳しい診断結果であります。漁業者にも実態を認識していただき、今後の対策を講じていただきたいが、お考えをお聞きいたします。また、本年は7月始めから、佐伯湾に赤潮が発生いたしまして、被害も陸上養殖もヒラメを始め海面養殖のブリ、カンパチ、フグ、タイ等、その後の台風の被害と合わせれば市内全体では実際の被害額届出で公表された何倍かになるほどの額ではと思っております。被害に遭われた方々には御見舞い申し上げ、今後の力強い事業の継続に期待いたすところでもあります。今般、大分県養殖協議会の津田会長から育てる漁業、養殖業界の危機を訴え、何とか支援の方策を検討してもらいたいとのこともあり、漁業共済制度のことに加えて質問をいたします。エサが高く油も高く、魚価は上がりず正に今養殖業界は開びやく以来の危機的状況であります。担当課の方々には執行部にも資料として出しておりますが、台頭著しい中国経済のあおりを受け、エサとして使われておりましたサバが中国に食用として大量に買われるようになりまして、ここ2年ほどで60%値上がりし、魚粉も同じく50%の値上がり、燃油は3年で約60%値上がりいたしました。片や養殖魚のブリ類は5年前と同じ値段であり、最盛期の半分ほどになっております。外国産の輸入魚に押されての値下がりでもあり、浜値は原価割れの状態にあります。赤潮や台風の被害に遭えば、持ちこたえきれない体力のない経営体が多く、現在それぞれの経営努力ではいかんともしい難い限界であります。大分県はブリ類の生産高全国3番目、ヒラメは全国1番であります。このうちの70%がヒラメは100%近く、佐伯市での生産であります。年間、推定売上高200億円であり、海のまち佐伯の基幹産業であります。今正にこの養殖業、危急存亡の時であります。この事業を持続的可能な健全な産業にするべくヒラメの陸上養殖への共済制度の新設や災害に備えての海面養殖魚への共済加入の促進、加入への呼び水となるような補助金制度の検討等をお聞きいたします。昨日の三浦議員の質問に比べますと、傍聴席も寂しいんですが、関係者はテレビ機材で真剣に聞いておられますので、意義のある御答弁をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは村松議員の1点目の質問でございます公共事業減による建設不況と対策についての御質問にお答えをしたいと思います。まず倒産・破産等廃業に追い込まれる業者の多い中、不況対策はということでございますけれども、国・県・市町村ともに財政状況の厳しい中、公共事業費も前年対比以下でその予算が余儀なくされてまいりました。現在、非常に厳しい状況にある地域の建設業者への対策につきましては、今後合併特例債等を有効に活用した事業を積極的に展開するとともに、行革の実施によりねん出されました財源を必要かつ効果的な地域的事業等に充当することなどにより、投資的事業費が増大し、地域経済の活性化につなげたいと考えております。次に、大型工事の地元業者への受注工作に市としてどう取り組んでいるのかという質問でございますが、高速道路の本線などの大型工事につきましては、トンネルや橋梁などの高度な技術を始めた資格が必要であり、市内業者の参入は困難なものが多いと考えられます。本線以外の関連する付帯工事につきましては、地元業者を率先して入札に入れるよう配慮いただき、工所用道路などは数社の地元業者が受注をしております。また、下請け工事等には地元の業者をできるだけ使っていただくように、市長を中心として機会あるごとをお願いをしてくれているところであります。これまでも一部ではありますが、下請け企業として高速道路の建設工事に参入をしております。次に、3番目の市内業者の異業種への参入支援策はないのかという御質問ですが、異

業者への参入支援策としましては、参入しようとする業種ごとに補助金制度や融資制度が国や県の制度として設けられており、市独自の支援策はありません。しかし、国や県の制度を利用するに当たって、市の意見などが求められた場合には、法令に基づくことは当然のこととして、配慮助言を行っていきたいと考えております。これまでの転換例としましては、議員御指摘の高齢者福祉事業では、介護保険法の適用を受けております。農業への参入では、平成17年度に農業経営基盤強化促進法が改正され、農業法人以外の法人がリース方式により農地の権利を取得することが可能となっております。それに伴い、今年の6月25日に佐伯豊南農協で、佐伯市担い手育成総合支援協議会、これは会長が市長でありますけれども、それと大分県南部振興局が主催をしまして、農業への異業種参入研修会を開催し、農業経営に関心を持つ市内の建設会社や食品会社など30社が参加をしております。この参加企業に対しまして、今後視察研修などを行いながら、農業への参入を促すこととしております。また、林業への参入では特別な支援制度はありませんが、他市ではシイタケ栽培や木材搬出業分野への参入の事例があります。その他の製造業等への参入は、企業誘致に該当する場合に税の軽減制度等があります。以上でございます。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは、村松議員の御質問のうち、2番目の環境対策について御答弁申し上げます。まず1番目のポイ捨て禁止条例を制定してはどうかとの御質問についてお答え申し上げます。近年全国的にポイ捨て禁止条例の制定など、環境美化への取組が活発に行われているところでございます。地元の大分県では、県民総参加により全国に誇れる環境に配慮した、美しく快適な大分県づくりを進めるため、平成15年から、ごみゼロおおいた作戦を積極的に展開しております。また、合併前より市民の間では、最も身近な問題であるまちの環境美化について関心が高く、各地区において自主的な清掃活動などが行われておりました。こうした状況の中で、平成9年4月に佐伯市環境美化条例が制定され、新市発足以後も継承されているところでございます。この条例は申すまでもなく、我がまちは我が手で美しくを基本理念としており、行政、事業者及び団体等がお互いに協力し合い、清潔で美しい佐伯をつくることを目標として制定されております。したがって、本条例の条文中には、空き缶やたばこの吸い殻、飼い犬等のふんを公共の場所に捨て、放置する行為をしてはならないことを市民や事業者の責務として定めております。罰則等の規定は設けられておりませんが、違反者に対する助言・指導・勧告、その他必要な処置を執ることができる旨を定めておりますので、大分市のポイ捨て禁止条例に代わり得るものと考えております。今後とも、大分県のごみゼロ作戦の推進と協働しながら、市民の意識向上を図るとともに、環境美化条例の実効性を上げるための活動を積極的に構築し、また展開してまいりたいと考えております。続きまして、2番目の環境対策のうち、現行ごみ袋制度についてでございますが、事前の通告で大方の市民になじんでおり、シール制への移行は収集業務に混乱を招き、市民の負担軽減にならないのではないかと。そういうことでございましたので、まずその件についてお答えを申し上げます。シール制への移行は収集業務に混乱を招き、市民負担の軽減にならないのではとのことですが、先進地である佐世保市の状況を確認しましたところ、シール制導入前後でごみの取り残しや収集時間の遅れなどの収集業務に関するトラブルはなかったと伺っております。シール制へ移行した場合には、市民の皆様方の御協力をいただきながら、また収集業務を委託している業者への指導を十分に行いながら円滑な収集業務に努めてまいり

たいと考えております。また、市民負担の軽減ということでございますが、昨日、一昨日も申し上げましたように、手数料の引下げに伴う経済的な負担の軽減、また現行4種類の袋から1種類のシールへ移行することで負担軽減は図られるのではと考えております。また、一方では市民の方々はシールをはるという手間が増えてまいりますけれども、総合的に見て負担軽減につながるというふうに判断をいたしております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 村松議員の御質問の3番目の水産振興策について2点御質問をいただいておりますので、順次お答えをいたします。まず、佐伯湾等閉鎖性海域の今後の対策について御説明をいたします。議員御指摘のとおり、この6月に海洋政策研究財団によって全国一斉海洋環境評価が実施されており、この結果が、平成18年度海の健康診断として公表されております。その内容は、全国71の湾などの閉鎖性海域のうち、90%に赤潮や有害物質汚染など何らかの問題があり、人間で言えば精密検査が必要な状態だというものでございます。本市の海域におきましては、佐伯湾と入津湾が評価対象となっており、入津湾では六つの評価項目のうち、生物組成、底質環境、底生魚介類の漁獲量の三つが要精密検査であるC判定、佐伯湾では七つの評価項目のうち、生息空間、海水交換、底生魚介類の漁獲量の三つがC判定となっております。漁場環境における水質や底質の改善は高度経済成長期より連綿と続く全国的な問題であり、その対策として、一般的には下水道の普及や環境に配慮した養殖業の推進、底質改良材の散布、海底しゅんせつ、藻場の造成といった事業が行われているところでございます。本市におきましても、こういった環境評価結果を真しに受け止めながら、漁業者や地域住民の要望を踏まえて漁業環境の改善に役立つ事業を国・県・漁協等の関係機関と連携の上、計画していきたいと考えております。次に、赤潮被害対策として、養殖共済への加入を助成する制度を設けてはどうかという御指摘についてお答えいたします。養殖共済は、自然災害や疾病により養殖中の養殖生物が死亡、流出した際に受けた損害を補償することで漁業経営の安定を図るという制度でございます。特に、赤潮被害対策としましては、赤潮特約という特別契約が設けられております。この特約は、本契約加入者に限り加入することのできる制度ですが、現在、赤潮特約分の掛け金は国と県が全額負担しており、養殖共済に加入すると自動的に赤潮特約に加入することになるという助成策が既に行われております。市といたしましては、被害リスクを軽減するため、漁業共済組合を始めとした関係機関と加入促進のための協議を重ねているところでございます。今後、農業共済制度との整合性や国からの掛け金助成との調整などを勘案しつつ慎重に検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） それぞれ御答弁いただきました。1、2、3とありますが、一つずつ再質問をいたします。建設業者業界の不況対策、それから異業種への分野の取組等、それぞれ答弁がありましたが、異業種参入の件で近くにそういう事例があります。見ますと市内では介護サービス事業への転入例として、これは名前が出ておりますので申し上げますが、小野明組、そのつかさというのは、そこにおられる議員さんのところかと思えます。そのほかにもう一つはそれらしい業種もあるんですが、ほかには見当たりません。小野明組の例のディサービスセンターのことなんで、これは今裁判中でありまして、19年6月に小野明組が市を相手取って裁判を起こしておりますので、この辺については答弁も質問もいかなものかと思

いますが、少しだけ触れさせていただきたいと思います。市民の感覚で申し上げますと、福祉業界の仁義なき戦いかなというような風評も聞かれておりました。それほどまでにどちらもということかなあとと思いますが、何となしそういう意味で聞いておりましたし、異業種参入からみれば建設業者がそういうところに入って行くのは私どもは賛成で、執行部もそれはいいだろうということであったんでしょうが、結果はそういう結果であります。現状はどうかお答えできればその辺もお聞きしたいと思います。ほかにそういう建設業者があれば応援するということがあります。異業種への参入は、こういう福祉事業にかかわらず、農業・林業、そういうところでも参入して手助けをするということでもありますので、それはそれで奨励してほしいと思っております。ただ何となしすっきりしないような形になっておりますので、福祉にかかわる人がそういうことなのかなあという大方の市民はそういう思いがありますので、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

それから、ポイ捨て禁止条例については、条例はあるのはあるんですが、条例があるというのも市民には分かりにくい。それから、先ほどポイ捨て看板の標語を申し上げましたが、蒲江の環境美化条例で制定した標語でありまして、大きいところで目立つような所に建てておまして、大変効果があると私は思っております。そういうものをあっちこっちに、九州一美しいまちをつくるんだという標語を建てていただけたらと思っております。あいさつ運動なんかで、子どもの小学生の標語が来る道すがら木立地区で見かけられます。ああいうもので結構だと思います。車から見えるようなものを整備していったらどうかなあと思っております。それから、資源ごみの回収については、シール制のことについて、シールに移行すれば資源ごみが有効活用できるということでもあります。蒲江のエコセンターでは既に取り組んでおまして、蒲江町時代から取り組んでおまして、ペットボトル、缶、ビン、全部分別して収集をしておまして、その実を上げております。ですからその辺に見習いに、見学に行ったらいいんじゃないかなと思うほどであります。

それから3番目の赤潮、それから入津湾・佐伯湾の診断結果であります。底質環境がC、底生魚介類の漁獲高がCというのは、底質が大変悪くてヘドロで魚が住めませんよという状況なんです。これは海の汚れは、これ海を使う漁業者が一番汚すのだと思います。その次に家庭からの雑排水、こういうものが不幸作用して赤潮の原因になったりヘドロになったりするわけです。そして無酸素もガスが発生したりということでもあります。これは佐伯湾でもC判定で佐伯湾もそうでありましたから、佐伯湾は上浦、旧佐伯、鶴見と家庭雑排水の処理は進んでおります、処理率は、公共下水道、それから地域特定環境なんか、そういうもので進んでおりますが、入津湾はそういうものが大変低いにもかかわらずまあ佐伯と同じぐらいかなあというのは、沖うけで環境が、太平洋を受けとっていいのかなあと思いますが、これもやっぱり何とかして漁業を助けるような方法、海を助けるような方法を講じていただきたいと思います。入津湾につきましては、入口の掘削を20年ほど前にしております。これは塩月副市長のお父さんの時代でありましたが、大変これ効果がありまして、今それによって湾内がもってるわけなんです。幅100メートル、上ですが、幅100メートル、下は60メートルですが、最干8メートルで干潮時に8メートルの深さで200メートルほど掘っておまして、その先はなだらかに浅くなっております。これ素堀でありますので今これ崩れております。私も直接この水路を歩いていけすを引っ張り、出したり入れたりするわけなんです。所々いけすが底を当たるような所もありますので、こういうものをもっと改良し

ていただきたい。素堀りですからもうちょっと広げて、もうちょっと深くすれば湾内の海水の交流は良くなる。そういうことによって湾内もまた生まれ変わるのではないかとそういうふうにも思っておりますので、是非検討をしていただきたいと思っております。それから、魚類の養殖の掛け金、共済のことなんですが、ハマチ2年魚で申しますと掛金40円です、年間。40円で1,000円から3,000円の月によって、大きさによってですが1,000円から3,000円の補償があります。これは赤潮特約が付いておりますので、この金額には含まれておりませんが、漁業者はこれだけ負担をして共済に入るわけなんです。これの加入率が私は低いと思っております。漁協や要するに協議会が啓蒙するわけなんです、どうしてもエサが高い、油が高い、そういうのが高いのにこういうのを出さなあとという感覚で加入数が低いという現象があります。これは事実であります。そういうものをもうちょっと加入率を高めるために市が1匹に1円でも2円でも市が助成しますよという態度を見せれば、漁業者も災害に備えての共済制度ですから、そういうものを利用するというふうに思っておりますので、是非、これは市長にも検討していただきたいなあとと思うわけであります。先ほど申しましたように、佐伯管内で養殖される漁獲高は約200億、これは私がかさ上げした数字ではないと思っております。上浦から佐伯、鶴見、米水津、蒲江まで各浦々で生産されておるヒラメ、ブリ、カンパチ、タイ、フグ、そういうものでありますから、海を見ればすぐ分かりますし、それだけの基幹産業であります。それに資料をお渡ししておりますが、ここ3年、5年の燃油、エサ高、そういうものによって養殖漁家は大変今危急存亡の時だというふうに養殖協議会の津田会長から、そういうたつての要請がありまして、是非窮状を佐伯の執行部の皆さん知ってほしい、そして何らかの手だてを講じてほしいという要望でありますので、そのことも一言市長からお答えをいただきたいと思っております。あんまり時間もありませんので、再質問はそれで。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員の再質問で、議員からいただきました資料、これ通告前にいただいておりますが、私もこれなりの答弁をさせていただいて、特に議員が言われましたように、佐伯市っていうのはやはり海っていうのは非常に大事でございます。そうしたわけでですね、私も昨年国に行きました時に、水産省から今、来ております森水産次長の話を、特に国とのやっぱりそうした直結の中で、これからの水産業のあり方っていうのは考えていかなければならないと。特に、昨年が漁獲が低いということで、地域でもいろいろ回った時に、非常にこれは厳しいんだからどうかできないかと、私はどちらかといえば水産の方に非常に知識がないもんですので、そうした農林水産省との対応をしながら今のブリの状態、またサバについては、私もこれは見ておりまして、大連の会社が東シナ海で直接ですね買い付けできるかという形で、飼料になるサバそのものが上がってくるなあとということは実感しております。そしてまた議員からいただきましたこれに対する要望についても十分検討しながら私どもにとりましても重大な産業でございますので、これについては今後ともまた関係各位、また議員、また津田さん、いろんな方々に相談して、できる限りの要望を行っていきたいと思っております。そのことだけは、私の方から答弁させていただきたいと思っております。あとについては、担当の方から答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは、再質問にお答えいたします。先ほど議員がおっしゃ

いましたように、私どもも福祉分野への業種といたしますが、の分はつかんでおりますけども、その後の異業種への参入の業者はつかんでおりません。現状では、市独自の支援策はありませんので、今後問合せ等がありましたら、県あるいは他の部署との連携を図りながら可能な限り指導・助言を行ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは、再質問にお答えいたします。まず、環境美化条例の内容を市民にもうちょっと周知徹底すべきだという御質問だったと思いますが、おっしゃるとおりであると思います。実は環境美化条例には規則が定められておりまして、5月30日これはごみゼロということで、佐伯市環境美化の日というのを定めております。過去これに関連したいろんな今イベント等もなされておるようでございますけれども、ほとんどがですね環境美化イメージポスター展とか、あと小学校において清掃活動をしていただくとか、トキハインダストリーでポスター展を開催するとかそういった内容でございます。これのですね、取組を実はもうちょっと来年度から積極的にやっていきたいというふうに考えておりまして、議員御指摘いただきましたように、標語等も定めて、公募して定めてですね、立て看板、それからのぼり等もですね設置するような対策を考えていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。それから、資源ごみの件について再度ということでございますが、蒲江の工場も私現実行してみましたし、佐伯のエコセンター番匠は実は建設にタッチしておりましたんで、かなり内容的には詳しくでございますけれども、佐伯の資源ごみの回収ラインはですね、実は缶とビンと一緒に処理するように造っております。だから、同じ袋に缶とビンと一緒に集めてですね、それを一つのコンベアラインに流したときにですね、缶は自動的に回収し、ビンについては実はさつき園の園生の手でですね3色に分類しております。今年度既に工事に入っておりますけれども、来年の4月1日からペットボトルを同じくその袋に入れてですね回収をして、それもその処理ラインの中で一緒に回収できるというふうなシステムで今準備をいたしております。そのほかに、新聞・雑誌・段ボールの紙類の回収もやっておりますし、綿を素材とした古布ですね、布の回収も行っているところでございます。問題はその燃えるごみの中に入っている資源ごみの比率を私どもとしては限りなくゼロにしたいというふうに考えておりまして、この施策の視点として、資源ごみについて、この収集費、要するに処理料、これについて無料にしたいと、それによって市民の方にもうちょっと分別をお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 養殖業の歩留りの方は良くなったと把握しておりましたが、マッシュがこんなに上がるとは知らなかったですね。本当に魚価の低迷が原因でですね、生えさの高騰、またその原料であるマッシュ等の値上がり、大変なことだと思います。先般ですね、農林水産省に行った時に、古くから長く付き合いしている人に御相談したところですね、安いえさでどのくらいの味が確保できるかという研究もやってみたらというアドバイスもいただいておりますので、また改めて担当部を通じてですね、御相談させたいと思います。共済の件なんですけども、私が町長の時に要望を受けた記憶がございます。当時、合併前ですね新しい制度をですね合併の時に持ち込むのはいかがなものかという考えと、もう一つはですね先ほど河野部長が答弁したように、ほかの第一次産業との整合性等もありまして、要望を聞くことができなかつたんですけども、再度ですね状況、赤潮等の特約等も入っております

ので、加入率等も考えてですね研究させていただきたいと思います。入津湾の素堀りの調査ですけれども、もうひとつですね掘ったらいいということで、行政がそういう作業をすると、もし養殖業に被害があったときにですね、濁り等で補償等がありまして、当時漁協にですねお願いした記憶がありますけれども、そこらも再度調査しまして20数年前に掘ったですね所の崩れ度とか調査してですね、また報告させていただきたいと思います。本当は入津湾がですね息を持っているというのはですね、掘削のお陰というのは私も聞いておりますので、再度財政等も相談しながらですね取組をできるかどうか検討してみたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 再質問ではありませんが、少し要望して、最後の副市長が答弁していただきました入津湾の掘削のことなんですが、これは行政がやっていたただかなければしゃんとした工事はできないという意味でお願いをしてるわけです。漁協がということでありました。業者は無償で村の皆さん、漁業関係者が聞いてくれて結構なんですが、業者と契約しますとやっぱり業者はどうしてもいいところだけは取ると、砂なんですが、泥とかそれから石の部分は取らない。そういうところが残る、それでは何もならない。湾の平均して深い所を、浅い所も深い所もないような、潮がスムーズに流れるような方法で取っていただきたい。水路を開削して延長していただきたいという思いがありますので、行政主導でそれはやっていただきたいと、そういうふうに思っております。漁協も何だかんだ言いましても、なかなか自分たちの手ではやりにくいという事情がありますので、よろしくお願いをいたします。いろいろと御心配や御迷惑を掛ける勇み足のところもありますが、漁業者はそれなりに頑張っておりますので、御支援の方よろしくお願いいいたします。終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、村松議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時10分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に20番、井野上準君。

20番（井野上準） 皆さんこんにちは、本日のラストバッターとなりました20番議員の井野上準でございます。気合いを入れてですねやりたいと思いますので、執行部の皆さん、歯切れのよい答弁をよろしくお願ひしたいと思います。今回大きく2点についてお伺ひいたしたいと思ひます。

まず、大きな1点目でございます。税金の滞納についてお伺ひいたします。我が国の経済環境は、やや明るさの兆しが見えたといえるものの失業率、所得の減少、個人消費の不振等は相変わらずの状況であり、これは民間や国の財政ばかりでなく佐伯市においても深刻な税収不足、財政難に陥っている原因となっております。このような状況下で、税金の徴収につきましては、大変難しい時代に来ていることも事実です。そんな中、佐伯市平成18年度市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の滞納見込額1億5,796万8,980円、平成17年度までの累計5億8,472万7,208円、また国民健康保険税、平成18年度滞納見込額2億308万6,764円、未納件数2,012件です。平成17年度までの累計5億4,830万7,160円、平成18年度までの

滞納者を合計しますと約15億円近くなります。また保育料、水道料、その他の滞納金額を合わせますと約17億円です。これは膨大な金額であり、いくら職員が集金をしたところで追いつくようなものではありません。税金が消滅時効になってしまうということは結果、払わない者が得ということになり、身を切る思いで税を支払う者にとっては、やりきれない不公平さを感じる行為であり、納税の意識の低下にもつながります。税金未納はやむを得ない事情がない限り決して許される行為ではありません。納税する能力がありながら滞納している人に対しては、市としても強い姿勢を示すべきではないのでしょうか。地方税の滞納というのは自治体に自力執行権が認められているため、裁判所の許可はなく差押えすることができます。自治体には税金を徴収するための強力な権限が与えられているということです。そこで質問に入ります。小さな1点目としまして、平成17年度、18年度の収納率は幾らか。小さな2点目としまして、平成17年度、18年度の不納欠損額は幾らか。小さな3点目としまして、税金の滞納者に対しての昨年度までの取組についてお伺いいたします。小さな4点目としまして、滞納者ごとの支払い能力は把握をしているのか。小さな5点目に、今後の徴収対策はどのようにするのかお尋ねします。

続きまして、大きな2点目でございます。高校改革についてお伺いいたします。社会が大きく変化する中で、中学校卒業者の急激な減少は、県内に多くの小規模校や廃校を生み出すことになっています。そしてまた、子どもたちの生き方や物の考え方も変化してきています。このような状況の中で、県教育委員会では何よりも真に子どもたちのための学校づくりはいかにあるべきかを念頭におき、10年後の高等学校のあるべき姿を見据えながら慎重に審議を重ねてきました。その中間まとめによります説明会が、平成19年8月30日、県の教育審議官の先生により和楽で報告がありました。高校再編整備実施計画、平成18年度から平成21年度までは第1、第2、第3、第5通学区域が決まっています。例えば、平成18年度は第5通学区域の三重高校、三重農業高校、緒方工業高校、竹田商業が総合選択制高校へ、統合して三重総合高校となりました。平成22年度から26年度に掛けまして、この第2期高校改革プランが実行されます。第4通学区域である佐伯地区の県立高校3校をそのまま存続することは困難であります。なぜならば学校の適正規模を最低4学級から8学級、1学級を40人としているため生徒数の減少、当然クラスの減少となるためです。総合選択制を含めた新しいタイプの学校を県教育委員会は考えているようです。つまり、佐伯の県立高校3校を進学校と実業系の高校2校にする計画が濃厚となっているということです。学校の生徒・保護者に対し、求む、あなたのアイデアとして望む学校や学科についてのアンケート調査を9月ごろ行う予定としてます。また、中学生がこの地域に残っていける地域に信頼される高校を責任を持ってつくっていく。この平成22年度には新しい高校改革が提示をされます。提示をされてしまえば、県教育委員会の言うとおりにしなければなりません。この高校改革推進計画は、県教育委員会の一方的な改革プランの押しつけではなく、地域住民の声を十分反映した民主的な原案づくりを進めるべきだと思います。そこで小さな1点目の質問ですが、佐伯市教育委員会は、どれくらい高校改革推進計画を把握しているのですか。小さな2点目としまして、今佐伯市は、高校改革に対して何をしなければいけないのか、一日も早く高校改革再編検討委員会の立ち上げが急務ではないのでしょうか。小さな3点目としまして、時間はないけれども今年度中までに佐伯市の高校改革に対する要望書又は答申案を作成し、県教育長へ提出することが大切ではないか。以上です。執行部の前向きな答弁をよろしくお願いま

す。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 井野上議員の御質問のうち、税金の滞納についての部分についてお答え申し上げます。その前に、井野上議員には日ごろから税の収納、滞納整理につきまして、いろいろと御助言もいただいております、この場をかりて厚くお礼申し上げます。

まず、収納率についてでございますが、平成17年度の市税は、現年度分が97.54%、滞納繰越分が8.64%、国民健康保険税の現年度分は92.66%、滞納繰越分が10.01%となっております。また、平成18年度分につきましては、市税の現年分が97.74%、滞納繰越分が9.43%、国民健康保険税の現年度分が92.85%、滞納繰越分が12.04%となっております。次に、不納欠損額でございますが、平成17年度は、市税が8,901万1,275円、国民健康保険税が2,522万4,371円でございます。平成18年度につきましては、市税が1億1,593万7,631円、国民健康保険税が6,781万1,161円となっております。次に、昨年度の滞納整理の取組についてでございますが、基本的取組といたしまして、督促状を発送したのち電話催告や臨戸訪問によりまして催告状、さらには未納通知書や催告書の送付及び口座不能者には不能通知書の送付を行ったほか、窓口での分納相談や口座振替の推進を行ってきたところです。また、市税特別滞納整理対策としまして、このほかに管理職による特別徴収を昨年12月と出納閉鎖期間の今年4月、5月に実施したところでございます。次に、滞納者ごとの支払能力の把握についてでございますが、住民税課税台帳により勤務先や昨年度所得の状況及び家族構成を把握するとともに、面接等により現在の経済状況の聞き取りや場合によっては勤務先への給与照会、また長期・高額滞納者については資産調査や銀行への預金照会などにより把握に努めております。今後の徴収対策につきましては、従来の滞納整理であります電話催促や臨戸訪問、督促状や催告書等の送付による徴収の強化に加え、納入が困難な生活困窮者に対しましては、分納の相談等の対応を行ってまいりたいと考えております。特に、高額滞納者や徴収困難な事案に対しましては、今年の7月から実施しております県・市の連携によります地方税徴収強化対策により、県の徴収専門職員とともに滞納整理に当たる中で実務的な指導も受け、実施を始めたところでございます。また、この取組と合わせまして、職員1名を県に派遣し、専門的知識や徴収技術向上のための研修を受け、実務に結び付けようとしておるところでございます。さらには滞納整理に詳しい元国税の職員によります滞納処分についての指導、研修を受けながらより知識を高め、県との連携による徴収対策と併わせて滞納整理を進めていこうと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 井野上議員の高校改革についてお答えしていきたいと思っております。まず、高校改革推進計画についてであります。議員御指摘のように、大分県教育委員会では、真に子どもたちのための学校づくりはいかにあるべきかを念頭に置き、平成17年3月29日に高校改革推進計画を策定しております。計画の策定に当たりましては、県民アンケートや地域別懇談会・説明会等を通して、多くの県民からの意見を聴くとともに特色・魅力・活力をキーワードにした10年後の高等学校のあるべき姿を見据えながら、慎重に審議を重ねた上で決定された経緯があることを佐伯市教育委員会としても承知しております。また、佐伯管内でもPTA関係者や小・中学校校長、進路指導担当教員等に対する説明会等が開催され周知が図られてきたところであります。大分県教育委員会が行う高等学校の再編計画につきまして

は、まずは生徒の減少が著しい地域から再編に取り組むとの立場から、平成18年度から平成21年度までの前期、平成22年度から平成26年度までの後期として位置付け、推進していくと聞いております。現在は、前期の再編整備が進行中でありますので、県南地区の佐伯市を始め、津久見市、臼杵市の各県立高等学校は後期、つまり平成22年度から平成26年度までの再編整備計画の対象となっております。今後の佐伯市を含む後期再編整備計画につきましては、まず今年の10月までに小中高の教職員や中高校生を対象に意見募集を行ったのち、高等学校再編整備懇話会を県教育委員会が立ち上げ、再編整備対象地域の課題や再編の考え方を県全体を見渡して検討します。その後、対象地域の高校のあり方等について、具体的な意見交換を行うための地域別高等学校再編懇話会や地域別説明会を必要に応じて開催しながら、平成20年の10月ごろをめどに後期再編整備計画を決定すると聞いております。次に、佐伯市としての高校改革検討委員会等の立ち上げの御提案であります。議員御指摘のように、高校の再編整備に当たっては、佐伯市のまちづくりの観点や市民のニーズを反映した計画策定が重要であると考えております。一方で議員御承知のように、県立高等学校の設置者は大分県教育委員会であり、高校再編に当たっての佐伯市教育委員会の立場としては、意見・要望にとどまることを御理解いただきたいと思っております。したがって、議員御提案の高校改革検討委員会等の組織の立ち上げには、教育委員会といたしましても大いに賛同するものであります。自治体が主導で立ち上げるといっても、市民運動としての機運を高め、市民レベルの声やニーズとして佐伯市に要望書として提言していただきたいと考えております。現在、佐伯市PTA連合会が中心となって、高校改革についての検討委員会を立ち上げる動きがあるとも聞いておりますので、検討委員会立ち上げの折には、教育委員会といたしましても積極的にサポートしていきたいと考えております。続きまして、佐伯市の今後の高校改革に対する答申案を作成し、県教育長に提出する必要があるかとの御指摘であります。教育委員会といたしましては、先に述べましたように、まず高校改革検討委員会等の市民組織から佐伯市に対して要望や提言をいただき、続いて佐伯市から大分県教育委員会教育長に対して佐伯市民の総意として重ねて意見・要望等を強く訴えていくといった手順が有効かつ効果的ではないかと考えております。その際、佐伯市議会の決議などありますと市民の総意として具体性を最も強い形で訴えることとなりますので、議員の皆様方の後押しを是非お願いするところであります。よろしくお願いたします。

議長（児玉忠義） 井野上議員。

20番（井野上準） それでは再質問をいたします。まず、税金の滞納についてなんですけど、滞納金額が総額です。17億あるということで、私も調べてビックリしているんですけど、これを今日聞いたです。佐伯市民はまだビックリしているんじゃないかなあと聞いております。国保につきましては、徴収率がですね92%を切るとペナルティーが与えられるということで、平成17年度は5,000万ほどのペナルティーが与えられております。これは国からの補助金が削られると考えた方がいいんじゃないかなあと聞いております。18年度の国保に対しての徴収率がですね92%ぎりぎりということで、やはりですね今後この92%をクリアするのはですね非常に疑問に私自身思います。なぜならばですね来年もですね、国保は上がるんじゃないかなあと、まあ上がると聞いておりますので、この不景気の時にですね、また国保が上がればますますこの92%クリアすることができなくて、やはりペナルティーをですねまた4,000万も5,000万もということになれば、昨年度市役所の税務課の職員が中心となり、また

管理職が集金を12月、4月、5月に徴収した総額がですね、約3,700万と聞いております。こういうふうにくら集金をしてもですね追いつくわけないんですよ。こういうふうにペナルティーがあつたりすればですね。そういったことで92%の本当国保に対してクリアできるのか、その策があればですね是非答弁をしていただきたいと思います。それから、不納欠損額につきましては、平成18年度市税だけでですね1億1,000万円ほどあるということで、ほかのを足せばですね多分1億9,000万ぐらいの不納欠損があるんじゃないかなあと考えております。また、不納欠損を落した中にもですね払える能力のある方はたくさんいるんじゃないかなあと考えております。この不納欠損というのはですね、例えば、機械屋さんが機械を売ってお金がもらえなくて5年間経過して時効になるということです。結局、お客さんにただで機械をやったようなものなんですけど、これはですねやはり商売をしていけばこういうことは付きものだと思いますけど、当然この未収金が多くなれば会社としてはですね、黒字倒産ということも考えられます。当然倒産するわけなんですよ。今この不納欠損につきましてはですね、市役所の職員はですね、ちょっと意識が低すぎるんじゃないかなあと思います。会社の場合はですねそういうふうには未収金が多くなれば、会社が倒産すれば当然給料をもらえない。明日からの生活はどうしようかということになるわけなんですけど、やはり自分の腹は痛まないわけなんですよ。給料は確保されております、公務員ということでですね。やはりそういう面ではですね、もう少しですね危機感を持ってですね職員にいただきたいかなあと考えております。本当にですね真剣に働いて、汗を流して働いて税金を納めている人にはですね、ばかばかしくてですね、本当にやってられないというのが本音だと思います。この不公平さというのをですね、どのように考えているのか、これも答弁ありましたらよろしく願いいたしたいと思います。そして、先ほども言いましたように、管理職の方が頑張ってますね、年3回ほど集金をしているわけなんですけど、17億円というですね膨大な金額がありながら3,700万か4,000万ぐらいですね1年間に徴収していても当然追いつかないわけなんですよ。しかし、この集金と申しますか徴収はですね、当然やっていかなければいけないと私も考えております。この徴収をやりながらですね、ほかの対策というのもしやっぱし考えていかなければいけないんじゃないでしょうか。今までのですねマンネリ化の徴収方法では、はっきり言ってだめということです。先ほども言いましたようにですね、自治体には自力執行権というのがあって裁判所の許可がなくてもですね差押えができるという自治体のすごい大きな権限があるわけですよ、払える能力があるのに、払えない人にとっては私としては当然この差押えをやっていかなければ佐伯の将来はないと考えております。差押えをですね是非やっていただきたいと考えております。それから、県の方からですね今2名ほど委託職員の方が来て指導しているわけなんですけど、どういうふうな指導をしているかと言いますと、帳簿の整理です。今までの帳簿の整理というのは、私はよく分かりませんが、ただ数字合せの帳簿の整理をやっていたんじゃないかなあと考えております。今帳簿の整理をどういうふうなことをやっているかといえばですね、高額のですね滞納者のいる順番から多分どうして払えないのか、財産はどれだけ、不動産はどれだけ持っているのか、本当に払えないのか、払えるのかというふうなですね、非常に厳しいチェックリストをですね作成しなければ、担当課の部長・課長は年々々々入れ替わるわけなんですよ。この帳簿をまあ台帳と申しますか、チェックリストを見れば毎年、部長・課長が替ったときもですね、この帳簿を見れば一発で分かるかと言いますか、一目瞭然というふうなですねチェックリストを今

作りかけてる段階でしょう。7月からそういう帳簿を今作りかけてる。それじゃあ今までの帳簿はなんだったんかなあって大変疑問に思うわけです。それぐらい厳しい帳簿、差押えをする準備段階の帳簿というのはですね、本当に早急に今作っているなら、まだまだピッチを上げてですね作っていただきたいと思います。そのためには、今その委託の職員が月に5回しか来てないんですよ。5回じゃ間に合わないでしょ。これだけの滞納金額があるわけです。滞納者も多いわけです。月5回じゃあなくてですね、やはり週2回ペースでまあ8回か9回くらいそういった指導者の方に来てもらってもいいんじゃないでしょうか。そういった指導者の方を雇ってもですね何百万もいるわけじゃあないでしょ。5回のところをまあ8回、9回にしたところで何十万か増えるくらいで、その何十万か人件費を使った分はですね、そういうふうに差押え、例えばした場合はですね、10倍も20倍もなってはね返ってくるということなんです。聞くところによりますと、督促状をですね出すのに昨年度は416万ほどですね督促状を出すだけで使ってるんですよ。こういった無駄遣いをですねするくらいだったらこういった人件費に使って、この人件費の何倍も返ってくるようなですね有効な使い方をですね私はしていただきたいと思います。先ほどからですね、差押え、差押えと言いますけども、これは私は最終的な手段を執らなければいけないと思っております。しかしですね、職員はこの差押えをする以上はですね、非常に多くの知識、情報量がなければ差し押さえできないと思います。なぜならばほかの今、市で中津、日田、由布市等でやっておりますけど、非常に税務課の方にですね怒鳴り込んで来る方が多いんですよ、滞納していながら。滞納していながら強いと言うたら悪いんですけど、そういうふうな怒鳴り込んで来たときにですね、その滞納者に対して、お宅はこうこうこうで、こうなってますというしっかりした説明をして、理解をしてお金を払っていただく、税金を払っていただくまでの説明ができるのか、そういう人材をですね、そういう職員が今、市役所にいてできるのか、その辺がですね大変不安でたまりません。そういった対応ができる人材を発掘するために、先ほど言いましたように研修の方を1名ですね、派遣したりして専門職みたいなものをつける。将来的にですねつくるといふようなことだと思いますけど、そういったときの対応をですね一回一回、来るたびにどうしたらいいかということを手電話で大分の専門家の方に電話をして聞いているような状況では困りますので、しっかり勉強等をですねやって情報を多く入れて対応していただきたいと思います。そしてもしですね、今滞納整理をやっているわけなんですけど、今後私が最終的な手段として差押えをしなければ佐伯市の未来はない不安だということをおっしゃるんですけど、これは佐伯市民も思っていることだと思います。やはりですね、今後もし差押えを本当にやる気があるのならですね、あるのかないのか、そしてもしやるとしたらですね、いつぐらいからやるのか分ければ、計画があればその辺もお聞かせいただきたいと思います。

それから続きまして、高校改革についての再質問をいたしたいと思います。この県の教育委員会というところはですね、なかなか私は情報を公開しないところだなあと思ってですね非常に不思議でたまりません。中間報告ですということ、ある程度もう決まったところではーんと中間まとめみたいな形で紹介をするわけなんですね。パソコンを開いてみてもですね、そういうふうな中間報告しかございません。やはりですね、佐伯の教育委員会の方がですね県の教育委員会の方に随時ですね情報をどのようになっているのか、どういうふうな方向でこの高校改革は進んでいくのかということをおっしゃる、随時ですね聞いて、その情報とい

うものをPTAの役員なり、そのPTA会員ですね、の方にですね随時教えること。そういったサポート役をすることがですね今の佐伯市の教育委員会の私は仕事ではないかなあと考えておりますので、この情報をですね随時送っていただきたいと思います。中間報告だけでは非常に遅すぎます。もうですね臼杵市の場合は、6月に検討委員会を立ち上げて月1回の開催で検討委員会を行っております。そして、そのほかに勉強会をちよくちよくやり、この前ですね9月6日の日は臼杵市のその検討委員会のメンバー7名いるわけなんですけど、7名で臼杵市内の高校、そして津久見高校、そして三重総合高校等ですねもう視察など行ってですね着々と今年度中、12月末にはこの答申案を出す準備をやっとるわけですよ、臼杵辺りは。聞くところによりますと臼杵の教育長とですね武田教育長同期ということなんで、いろいろですね先進的に臼杵はやっておりますので、その辺の情報も入れながらですね、やはりこの検討委員会を立ち上げる今準備をしているということなんですけど、まだ立ち上がってないんですよ。正式には立ち上がってない。準備をしているというよりもですね早急にですねそういった検討委員会の道筋っていいですか、段取りと言いますか、そこまでは教育委員会の仕事で、旗振りをするのはですね、それからPTAの役目だと思いますよ。だから、そのとっかかりの部分スタートのそこまでは教育委員会がですね是非その道しるべというものをサポート役をして早急に立ち上げていかなければ来年の10月にはもう決定です。県の教育委員会から、はい佐伯は進学校とこの高校になりますと決めたらもうそれでいかなければいけないですよ。そのために今年度中に最低遅くても私は佐伯市民の要望を聞いて、その答申案なり要望書をですね是非作成して佐伯市民の本当の熱意といいますか、こんな学校が欲しいんだ、こんな学科が欲しいというのをですね、教育長にぶつつければ、教育委員会も一方的にやるはずはないですよ。佐伯のやっぱ地域性・環境ね、いろいろな面で総合的に考えてこういうふうな高校改革の方向でいきますというそれは聞いてくれると思いますので、指をくわえて県の教育委員会が言うとおりに私はする必要はないと思っております。その辺よろしくお願いしたいと思います。それと市長にちょっと、市長ということはないんですけど、このですね私は県の教育委員会の方に要望書を出すときにはですね、ただこういう高校で欲しいというよりも一番大事なことはですね、やはり佐伯のトップが今佐伯のまちをこうしたい。佐伯のまちづくりは、こんなふうにしたいんだという大きなビジョンがあって、そのためにはこういう人材が必要だ。こういう人材が必要だからこんな学校が欲しい、こんな学科が欲しいというのがですね、その辺をですね強く教育委員会に訴えなければ、教育委員会の一方的な私は改革プランになると思います。例えばですね、市長が佐伯は福祉のまちにしますということになれば、ああ佐伯は福祉科があったり、看護科があったりすればいいんだなあということも思えるし、またそういったところをですね、実業高校を卒業すれば今福祉の関係、病院等もですね大変大きなところもありますし、佐伯市内に就職することもできるし、また大分県内にもですね残りたいという高校生も多いので、その辺はですね地元に残ることが可能ではないかなあと考えております。また例えば、佐伯市は食観光で行きますというふうなことになるれば、ああ佐伯の学科の中、今ない調理科とかですね、観光科を誘致して佐伯、よく市長が言いますブルーツーリズム、グリーンツーリズム、こういったこともですね、大いにノウハウをしっかりと身に付けておけば大変おもしろいような学科と言ったら悪いんですけど、すばらしい佐伯がまた私は見えて来るんじゃないかなあと考えております。今、漠然としたですね例えで話をしましたけど、市長の今まで行革については

私もよく数字の上でも出ておるし、分かるわけなんですけど、このまちづくりビジョンについてはなかなかですね、はっきりとまだ理解をしておりません、市長の。だから、その辺をですね市長、もし私はこういうビジョンを持っていますというのがあればですね、まちづくりについて答弁をお願いしたいと思います。こういった市長の大きなビジョンによってですね、今後の高校改革の、例えば再編の検討委員会を立ち上げたときには、これは大きな参考資料に私はなるとお思いますのでお願いしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井野上議員の再質問でまあ急に学校のことを振られてきましたが、私もですね、ちょうど平成5年、6年、市P連の会長をしておりました。その時に、大分県の総合選択制という形で今まで大分辺りが選抜制度ではなくて振り分けしよった、その反対と佐伯市の高校改革ということでちょうどその年度に立ち会いました。その時に私もこれをどうするかということでですね、市P連に掛けいろんな会議をしたわけです。PTA連合会で夜の2時まで会合をし、いろんな方々の話を聞く、それぞれ個々の思い出があった記憶があります。そうした結果、私の方がPTAとしての主導を持ってですね、それを全部あたらしてきました。行政には頼らず、そして教育委員会にも頼らずやりました。その中の結果で議会の方に当時在籍しておりましたので、議員の皆様に対しまして意見書の採択をお願いしました。これは佐伯市において編成については、豊南高校等については総合学科を導入しなさいと、生徒たちが行きたい学校じゃなくて、行きたい学校をするべきだということで現在豊南高校の総合学科がスタートしております。その総合学科というのは、県下でも初めてのことで取組がなかなかできず、最初にできたのは日田の三隈高校、それから日出の暁谷高校という形で、豊南高校は3番目にできました。その中の科は今議員が言われましたその時代に合った科をですねいつでも設置できるわけです。例えば、鶴城で体育科がありました。現在ありません。類した科を豊南が今持っております。だからニーズにあった学科をつくるということがするのが総合学科なんです。現在、日本文理大学附属高校、これは当時古い時には造船学科というのがありました。現在ありません。だから、それぞれの状態の中で私立と公立がやってたわけなんですけど、現在の鶴岡高校が土木科がないのと同じような状態で、そうした学科をいかにするかということで先を見た10年前、10年以上の話ですが、そうした形で総合学科をつくったということはこれからの成果になると思ってます。まちづくりについての考え方をということですが、先般、肥後議員に総体的な論を述べておりますが、じゃあ佐伯市は今どういうまちづくりになるんだろうかといえ、私は食でこの持った地域自然をいかに生かしていくかということしか現在ないと思ってます。非常に広い地域ですので、各ブロックについてはいろいろ違いますが、午前中村松議員にも答弁いたしましたように、海岸部についてはやっぱり水産を中心としたまちづくりだと。その当時も水産に対するいろんな話があったわけなんですけど、県の方では水産高校は臼杵にあると、当時市P連の私の立場の中で、宇目の高校を存続するためには、ひとつその当時の町長さんをお願いしたんですけど、なかなか実行できなかったんが、鶴城高校の体育科を残して宇目に体育科高校をつくってくれと、郡Pの方でひとつ運動してくれんかと、我々もやるんだということだったんですけど、これは全然運動にも至らず現行の状態になったと記憶しております。ちょうどそれが10年前の再編成いろんな中の状態の話でございます。その後、経過といたしまして、宇目、蒲江の学校が閉鎖という形になり今の学校に統合されてきております。非常に行政という形に

私は逆の立場になりましたが、これは一体感となった高校の存続をかけてやらなければならないと思ってます。以上です。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 井野上議員の再質問であります。高校改革検討委員会という名称の立ち上げでございますが、今、市P連と協議をしながら早急に立ち上げていきたいと思っております。今現在協議は詰めております。それから確かに情報の収集が教育委員会の役目だと言われるのは十分私もそういうふうに認識をしております。そういうようなことであります。実際議員が御指摘のように県教委に直接お話を聞いても情報はなかなか習得できないのが現状であります。いろいろな情報をできるだけ、可能な限り情報をキャッチしながら市P連と協力しながら検討会議を立ち上げていきたいと思っておりますし、立ち上げたのちには、できるだけ回数を早急に、回数というよりも早急に考え方をまとめていくために回を重ねてまいりたいというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 井野上議員の再質問にお答えします。まず、国保税につきまして92%を割った場合にはペナルティーが科せられるということについてですが、18年度は税務それと保険課の連携によりまして、正に辛うじて92%クリアできたという形になっております。ペナルティーは何とか避けられたわけですが、おっしゃるように19年度につきましても、国保税直接ではございませんが、住民税の増額、特に低所得層への増税の形になった関係で、また国保税の収納率にもそれなりに影響があるかと心配してるところです。現に今8月末での集計におきましても、必ずしもいい経過で進んでおるわけではなく、今後は更に私も引き締めていかなければならないと今肝に銘じておるところでございます。国保税のペナルティーを避けるためには、特に現年度分をしっかりといただいていかなきゃならないということになります。過年度分が先ほどおっしゃるようにこれだけ残っている中で、やはり過年度分が消えないことには保険証のまた短期証だとか資格証という本人にとっては不利な状況になっていくということで、どうしても過年度分を納めていただいてということになります。またその辺は保険課の方との連携も十分図りながら、より納税者に納めやすい形もとりながら何とか現年分をおろそかにならないように早めに対応していきたいと考えております。それから、不納欠損にかかわりまして、納税の能力なり財産的なものを把握しているのかということですが、合併前の旧佐伯市の形で見ますと、それぞれ個人のカルテに当たるようなカードを持ちまして、その交渉の状況だとか、貯金の状況まで書き込んだものをそれぞれが管理しておりまして、ほかの担当の職員も見ろうと思えば見れる状態で担当職員が不在のときには代理の者が対応して納税相談に応じているということですが、この合併前に一定のシステムを入れたわけですが、この合併でそのシステムが現在なかなか調整がリスト的と言いますか、思うように行っていない状況もございます。これは今後改善していきますが、その中で現在の状況では、それぞれ個人個人の担当者が管理しておるわけですが、先ほどおっしゃるように上司の者あるいは他の職員が見てすぐに一目瞭然で分かるようになってないのが現状でございます。それを早急に改善していかなくちゃならないなあとというのが大きな課題でございます。この辺を改善していこうというのが、先ほど言いましたファイルにとじていくという国税のやり方に倣っていこうというのが正に緒についたところでございますので、これをいいところを多に取り入れてその滞納の状

況、あるいは経済状況等もすぐ分かるようにして、財産等の把握もできるようにしながら滞納処分、差押え等を視野に入れた処分に当たっていきたいと考えております。それから差押えをするのか、あるいは職員がそういった方面でのノウハウを早く身に付けなくちゃいけないのではないかと。そういう意味でまた指導者の投入も必要ではないかということですが、現在、国税のOBの方に県に、その方は県に出ている方なんですけど、今年度7月から県の職員との交流する中で、一、二度来ていただく中で、これはもう是非その方にも毎月来ていただいた方がいいなあとということで、県の方に切にお願いして何とか無理を言って通していただいて、今現在、月に数日来ていただいているわけです。これでは確かに十分とは言えませんが、今、緒についたばかりで、この方法で精一杯、来ている間に身に付けて教わりながら、また今後のことについても他のOB等も模索しながら是非導入しながら、そのノウハウを身に付けていきたいと考えております。また、そうしていけば当然差押え等の執行あたりも出てくれば納税者との大変厳しいやり取りが生じてくることも予想されます。それにつきましても、その差押えに至る、あるいは差押え後のどういったふうな法的手続をすればいいのかというようなことは、十分にやはり職員も身に付けて当たらないことには本来の目的は達せられないと思いますので、その辺を早く身に付けていくように担当課には指導してるところでございます。それから今後の滞納処分差押え等のスケジュール的なものについてでございますが、現在7月から、先ほど言いましたように派遣していただいてノウハウをひも解きながら教わっている中で、そういった教わる中でもう既に預金等の照会等を相手の就業先の預金等の照会等をする中で、それに即応してやはり納税者からの反応があっているというような一、二例そういう実はありますので、また予告等差押えの予告等も発する中で確かにやはりそれまでとは変わった反応も見られておりますので、こういった意味では法に照らしながら、厳正に対応していきたいと思っております。いつごろ実際の差押えが始まるかというのは、ちょっとここでは申し上げられませんが、担当課としては年度内に一定の目標と言いますか、一定の成果が上がるように鋭意進めていきたいなと考えているところでございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 井野上議員。

20番（井野上準） 再々質問をというよりも要望になるんじゃないかなあと思いますが、昨年度です。差押え件数が調べたところ1件ということで、それも不動産屋の倒産したということで、これは差押えになるのかどうかあという。払える能力がありながら払わない悪質な滞納者に対する差押えであれば私は1件あるんだなあと思いますが、今まで佐伯市自体がこの差押えに関してやったことが余りないんじゃないかなあと思っておりますので、今OBの方が2名県の方から来ているということで、そういったノウハウを早急にですね熟視して、できましたら年度内には何件かの差押えをやっていくべきだと思し、やっていかなければいけないんじゃないかなあと思っています。由布市辺りは4月から現在まで4か月半で約50件ほどの差押えをやっております。それぐらいのペースでどンドンどンドンやっていかなないと由布市も大変だということで、佐伯市も市長始め職員の方も危機感はあると思しますが、一層危機感を持ってこの滞納問題には取り組んでいただきたいと思っております。

それから、高校改革についてなんですけど、教育長、是非ですねこの検討委員会を立ち上げて佐伯のやはりビジョンはこうだからこういう人材が欲しい。そのためにはこういった学校・学科が欲しいというですね強い要望というのを再度言いますが、県の教育長の方にぶ

つけていってほしいなあと思います。そのためにもですねやはり今から立ち上げるんじゃ非常に遅いんですけど、来年の年度末3月ぐらいまでには、そうした答申案を出すためには、先ほど急ピッチでと言いましたけど、やはりもう2週間に1回ぐらいのペースで検討委員会を立ち上げたらどんどん会議をしてですね、勉強会等をして必ず今年度中に答申案をしっかりとしたものをPTAの会員とともに作成をして提出していただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時1分 散会

平成19年 第5回

佐伯市議会定例会会議録

第5号 9月14日

第5回 佐伯市議会定例会会議録(第5号)

平成19年9月14日(金曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務務部	市長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水道部	部長	戸川	高島	公ふみ	人え
副教	市育	長	木塩	許月	政厚	信博	教消	浦生	道防	長	川高	島橋	ふ安	え忍
教	部	長	武大	田鶴	隆直	博己	上弥	振振	局	長	大加	鶴藤	宗隆	信義
総財	部	長	久保	田原	成信	太行	本直	匠川	局	長	御手	洗宮	隆	二清
企市	部	長	三田	原崎	信俊	行誠	宇鶴	川目	局	長	曾安	藤高	廣一	美德
市福	部	長	菅川	人野	俊宣	邦行	米蒲	見津	局	長	戸高	高治	一和	徳郎
建農	部	長	河	野	伸	生	蒲江	水江	局	長	児玉	玉	和	康

議事日程第5号

平成19年9月14日(金曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成19年第5回佐伯市議会定例会第10日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、江藤茂君、2番、泥谷和喜君、3番、寺島孝幸君、4番、後藤幸吉君、5番、菅原忠君、以上の順序で順次質問を許します。

9番、江藤茂君。

9番(江藤茂) おはようございます。9番議員の江藤茂です。よろしく願いをいたします。台風11号が昨日発生し、その影響から朝から強い雨が降り、明日から開催される県民体育大会の競技が心配であります。また、台風11号も沖縄から東シナ海へと予想ですが、でき得れば西よりのコースを取って影響のないよう祈りつつ一般質問を始めたいと思います。

今日は二つの質問を通告しております。一つは、森林伐採条例の制定について、二つ目は、水源保護条例の制定についてであります。では最初の森林伐採条例の制定についてであります。現在山間部、特に弥生、本匠、宇目、直川の各地区において主な生活道路を通りながら見るだけでも森林の伐採が大規模に行われ、山の崩壊が進んでいることは誰の目から見ても明らかであります。マスコミ報道でもよく取り上げられまして、大分県の中でも特に日田、佐伯が問題となっております。現在、山林の伐採は木材価格の下落により、素材の搬出経費の削減のために大型機械での作業が主流となっております。大型機械を5台も6台も投入しての作業が行われ、広大な面積がわずかな期間で終了します。その伐採後、集中豪雨や台風での出水によって林道や農道を含む道路、また農地や河川への土石の流出、また海岸への林木等を含むごみの流出の原因はこれら大型機械による木材の伐採が大きな要因と考えられます。よって伐採の方法や特に事業終了時に適切な措置をとり、人為的な被害を少しでも未然に防ぐよう、森林伐採条例を当市において制定する考えはないかお尋ねをいたします。

次に、水源保護条例の制定についてであります。お尋ねをいたします。佐伯市はいつも水は豊富で渇水による断水等がないため市民の関心は今一つの感があります。これから先もおいしい水の確保のために質問をいたします。として、佐伯市にあります51か所の水道施設が現在ございますけれども、この水道施設における水源施設は全部で何箇所あるのか。51か

所の水道の施設に対する水源の数でございます。として、100以上あると思われこれら水源のうち、先般問題となった檜野地区の水源のように、今後住宅や事業地として開発可能な所にある水源の数は幾つあるのかお尋ねをいたします。として、でお尋ねした開発可能な水源以外の中・小の河川や谷川での水源取水について、林地等の保全の対策は大丈夫なのかお尋ねをいたします。として、将来にわたり安全でおいしい水の供給を続けるためにも水源保護条例の制定を当市において定める考えはないかお尋ねをいたします。以上で簡単ではありますが質問を終わります。明快な答弁をよろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。先ほど江藤議員より御質問いただきました。また明日からの県体に議員の皆様方も出場するソフトボールで練習をしていただいておりますが、何とぞあしたは良い天気になり、皆さん方の力を発揮していただければと思っております。

江藤議員の答弁の前に、先日9月11日の下川議員の一般質問に家庭ごみシール制の移行に対する私の答弁内容の一部を誤解を与えた表現があったようでございますので、ここで若干の補足説明をさせていただきたいと思っております。実はごみ袋のシール制導入については、御説明する中で、市長就任時ごみ袋の有料化については、いろんな中でこの議案というのは、私が聞いた範囲では議会議決をしていない議案だと聞いております。ということと申し上げました。この部分が誤解を与えたようでありますが、実は、私が申し上げたかった本意は、このごみ袋の有料化という市民に極めて関心の深い案件の場合、本来は市民の声を十二分にお聞きしたうえ、慎重に判断すべきものでありましようが、あの100年に一度あるかないかという平成の大合併という特殊な条件の下で、ある面やむなく合併協議会を中心に市民の合意を形成し、合併時の平成17年3月3日に専決処分されたものであったという事実、そのことを申し上げただけでございます、決して大意はございません。私といたしましては、これまで何度も申し上げてまいりましたように、市長就任時に多くの住民の方々からごみ袋有料制については、市民に対して説明が尽くされていないのではないかという声を受けましたので、就任時から改めて佐伯市廃棄物減量等推進審議会の中でごみ袋の有料化及び減量化について1年間掛けて御審議をいただき、昨年5月にその結果報告を受けまして、今回のシール制の導入議案の上程に踏み切ったということをお説明したかったつもりでございました。改めて私の発言が議員の皆様にも誤解を与えてしまったことをこの場を借りてお詫びを申し上げたいと思っております。

それでは江藤議員の質問の森林伐採条例の制定についてでございますが、伐採業者の方ができるだけ安く木材を切り出すことは、素材生産コストを抑える上で必要なことと思われませんが、作業路や林地残材の不適切な処理等で伐採跡地が荒れて災害を起因するような状況は佐伯市としてもなくさなければならぬと考えております。また、伐採については大型林業機械を配備して伐採をしてはならないとの規制はありませんので、伐採施設に対する素材生産コスト等の削減を含め、今後高性能林業機械の配備も増えてくるのではないかと考えられます。市といたしましては、現在伐採届の中で、業者の指導・監督の強化を図り適合通知書等の添付書類として指導方針を記載し、伐採後についても必要な箇所については現地確認を行うなどの対策をとっておりますので、残材の片付け等、少しずつではありますが、改善の兆しが見えているようにありますので、現在はそうした中で見守っていきたいと考えておりま

す。他については担当部長より御説明申し上げたいと思います。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 私の方から、水源保護条例の制定についての御質問にお答えをいたします。水源施設は全部で何箇所かということですが、全部で134か所ございます。開発可能な所にある水源は何箇所かということですが、佐伯市上水道におきましては、檜野地区の3か所の水源施設と堅田第10号水源の計4か所、弥生上水道では小倉第2水源及び岩ノ下第2水源の2か所で、上水道では計6か所ございます。簡易水道につきましては、青山第1水源と蒲江地区の簡易水道に9か所ございます。全体で16か所が開発可能と考えられます。河川や谷川での取水について、林地等の保全の対策は大丈夫か。こういうことですが、林地で杉林等の伐採計画がありますと、発注者や施業者に対し水源が汚染されないよう施業方法等について今のところ協力をお願いしているところです。なお、佐伯市森林整備計画の中で、水土保持林の指定がされておりますが、指定をされますと施業方法等について指導ができますので、水源の周辺や上流の指定について関係課と協議をしていきたいと思っております。水源保護条例を制定する考えはないかと。こういうことですが、水源保護条例には水源枯渇防止を目的としたものや産業廃棄物処理施設等の立地規制を目的としたものがございます。制定している自治体の条例の内容を見ますと、審議会を設置する中で水源の周辺や上流に水源保護区域を指定しまして、対象事業につきまして審議を行い、停止や中止を命ずることができるようになっていっているようでございます。水源を守るという条例の趣旨からしまして、できれば制定をしたいとは思いますが、条例の制定に伴う土地所有者への権利侵害や企業等の自由な経済活動の規制を伴うこともあり、区域指定や規制対象事業の認定については、相当な科学的根拠や正当性が要求されることが推測されます。保護条例を既に制定している自治体の中では裁判になっている事例もあり、産業廃棄物処理法の許可制と条例の二重規制になるとの裁判事例もあることから、水源保護条例の制定につきましては、趣旨は十分理解をしておりますけれども、慎重に研究をしていきたいとそういうふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） それでは再質問をしたいと思っております。最初に森林伐採条例の制定について、今市長から御答弁ございまして、見守っていききたいというお話でございましたが、なぜ私が今回ですねこの問題について、ちょっと規制を掛けたいかがなものかという考えに至ったのは市長も御存じかと思っておりますけれども、日向市に今度大きな製材工場がですね、建設予定ができております。先般、今月の初めですか、日向市の黒木市長がその企業誘致に動くということで新聞に発表しております。この製材工場、約30万立方、将来一つの工場でわきます。今30万立方と簡単に言いますが、今佐伯管内で素材生産されている木材がですね、森林組合が約11万7,000立方ぐらい、それから木材共同組合に出荷されている木は約三万五、六千ということで、15万立方ぐらい出荷されております。それ以外に、佐伯管内で業者の皆さん方が伐採した材木をですね宮崎に持って帰ったり、あるいは北に送ったりとかいうことで二、三万立方はそちらに流れているとは思いますが、約佐伯管内で現在伐採されてる木材のですね倍の一つの工場です。今後向こう二、三年の間にですね木材の素材が足らなくなるということで、既に宮崎の大手の業者辺りはですね、その時期を見越して既に大量の木材のですね、立木買いを既に行っております。ですから恐らくこのまま放置

しますとすごいペースでね木材の伐採が進んでいくだろうというふうに思われるわけです。今現実に切っておる現地を見てもですね、極普通のサラリーマンの方、あるいは地域に住んでおる人でも余り山にこれまで従事してこなかった方はそんなに心配してないんですが、一番心配しているのは、私自身も40年近く林業に携わってまいりました。そういう林業に携わっている人がですね、ほとんどの人が今に何かが起こるぞと、人災になるぞと、大変なことになるよと。このままほおっておいていいのかということですね皆さんが口々に言ってるわけです。だから、私はそのことをですね心配するわけです。今のような大型機械で仮にあれだけ林地をですね壊しながらやって、そしてその作業終了後ですね、この業者の人たちは必ず土地は買いません。土地を買うとですね、あとで伐採後管理責任が出てくるから当然土地は買わないわけです。上草だけを購入し、そして伐採を終わって機械を持って出ればですねもうその時点で彼らの責任はなくなるわけですから、あと困るのは売った地主さんかあるいはそれによって被害を受けた農家の皆さん方、あるいは河川、あるいは行政が尻ぬぐいをしなければならないというような現実がですね必ず起きて来ると思います。それと同時に、非常に大型機械でやるが故にですね、作業道あるいは林道が河川に沿って大体延びております。その河川のすぐ側で大体大型機械で一番便利のいい、場のいい所で作業してですね、ほとんどの枝葉あるいは葉材がですね、その河川のすぐそばにございます。どういう理由か何かのですね搬出の作業道などが集中豪雨のときに、いわゆる河川化してしまって、そこが川になっちゃうんですね。それを水が流れて来て、表土もすべて河川へ流れ出る、あるいはそれと同時にそれらの残された葉材がですね、水と一緒に番匠川を下って佐伯湾まで流れ出る。このころ大きな、極大きなあれがないんで、漁民の方があんまり文句を言わないんですが、この原因はやっぱりある程度はですね私は人災であろうというふうに思います。それでやはりこれら大型機械でやる作業についてはですね、伐採届を出すときにね、それらの作業方法あるいは河川のそばでの作業についてはですね、河川から5メートル以内は葉材を積んではいけないとかいうようなね、何らかの歯止めをしなかったら結局この地元の業者の人たちが幾ら熱心にですねいい仕事しても大半は、今個人事業者がやってるのは宮崎の業者が大半であります。恐らく7割、8割方の事業地は宮崎の方がやっておられると思います。もう少し市としてもですね、市長も恐らく、そら山間部時々行っておられると思うんですね。部長の方も振興局の部長さんおられますけれども、誰が見てもね今のままの状態でのやり方でいいと思ってる人誰もいないはずなんですよ。で、行政はなぜじゃあ職員の人たちもね、あれだけおって誰も何も言わん。何にもしないんであればもう何にも考えない人と一緒なんですよね。先週の日曜日にドラマがありました。生きるというドラマ、松本幸四郎さんのあの現代版で、ある東京都の市役所の市民課長の立場で物語りが、話が進んで、部長さん見られた方ちょっと手を挙げて、いませんか。あれ非常におもしろいドラマで恐らくあのドラマを見た市民の皆さん方が、佐伯市の職員もこれとあんまり変わらんのじゃねえかっと思った人も私はおるんではなかろうかというふうに思っております。やはりあの何もしなければね、やっぱり何にも考えないと同じなんですよ。だからやっぱり議員の皆さん方が今回もいるんな質問をしておりますけれども、やはり真しにものは考えてですね、何らかの対応をやっぱり私は取るべきであろうと、それでなかったらもう何にも考えてない、もうこういう質問も一切必要なくなるんじゃないかというふうに私は思いますので、もう少し真剣にですね考えてもらいたいというふうに思っております。それでまあ見守っていきたいということ

なんで、農林水産部長何か見守っていきたいという程度じゃあ恐らく今の状況からみてですね、判断の遅れを招くのではなからうかというふうに思いますので、今一度御答弁をお願いしたいと思います。

それから水源保護条例の制定についてでありますけれども、今度12月の3日と4日に別府で、アジア水サミット開催されますよね。これはやっぱり今人類にとって水がいかに大事かということで、アジア水サミットということで約50の国や地域の首脳や学者の皆さん方が別府市の会場で2日間にわたり討議をされますけれども、やはり佐伯市の市民の皆さん方、私も含めてなんですが、水、水道の水っていうのはもうひねればコップで飲んでもおいしいから、これが普通の当たり前の私は感覚になっているなというふうに思うんですね。だから渇水による断水までなったこともほとんどありませんし、そういうふうなことで今一関心がこうやっぱ薄いんじゃないかなあというふうに思っておりますが、やはり先ほど言いましたように、森林の伐採によるね水源地の何回か問題、佐伯市もなったようでありますけれども、この間、北海道でも大きな問題になったんでね、やはり水の確保に関してもう少し税金を掛けてでもね私はやるべきだろうというふうに思っております。災害のときに何が一番困るかといったら水と、食糧の前に水ですよ。水だけあれば人間1週間や2週間生きられますんで、そういう意味から見ればですねやっぱり水というのはいかに大事かということをもう少しね考えていただきたいというふうに思うわけです。先般、檜野地区で産業廃棄物の中間処理場の申請が出て、この本議会でも一般質問でなされましたけれども、あの経緯を私見えておって、佐伯市が何も権限がないんですね。ただ県に意見を述べるだけの状況の中で、本当に佐伯市の水を、じゃあ県の人たちに佐伯市の行政は佐伯市の水道の水の安全を県に任せられるかなあと、佐伯市の水の安全は佐伯市みずからやっぱり守らなければいけないというふうに思うわけです。その産業廃棄物中間処理場の業者さんが被害が出るというわけじゃないんですけれども、法的にきちっとクリアしてるんで問題はないと思うんですが、今後ですねいろんな問題で住民の皆さん方がね、トラブルの原因となるようなことは私は避けるべきだろうと、そのためにも水源保護条例というものをもう少し前向きに、全国の市町村でそういう条例を制定してるところがないんなら私は何も申し上げません。しかし数多くの自治体があるんで、水は大事だということで条例を制定している以上、佐伯市にそれができないということはあり得ないと思いますので、もし市長が伐採条例のことでお答えできるんならもう水道の保護条例のこともお答えをいただきたいと思います。以上で再質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 江藤議員の再質問の中で、私も専門的ではございませんが、この森林伐採条例についてはですね、ちょうどこれも質問の時答弁したような気持ちをしとんですけど、ちょうど選挙があった時に、広瀬知事とずーっとやった時にこうした伐採についてはですね、何か規制ができる方法はないだろうかということでお話しした経緯があるんです。県の方についても例えば、川に近いところには上付保安林とかですねいろんな形があるし、市としての地区全体のこう網を掛ける方法とかですね、やっぱりそうした規制強化の方向が市の段階でできるのかと、そうした中で私も県とのそういう連携を取りながらですね見守っていききたいと。特に施業の機械に対するですねやり方について規制ができるかといえ、これは営業的なもので非常に難しい部分があるんで、山自体がやはり水源地確保とかですね、森林とか、特に森林税もですねあるということでやっていますので、そうした中で県との連携も必

要だろうと、そうしたことで見守っていききたいという答弁を差し上げたわけです。詳細については担当部長より答弁させていただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 江藤議員の再質問の森林に関する条例の件ですが、これは6月議会の時に高司議員からも御質問がありますが、当面は現行法の中で対処していききたいというふうなお答えをしております。現在、私どもとしましても現状の宇目、直川、本匠、弥生地区の方に行ったときに、今の山の姿を見ると気持ちとしては早く緑になってくれないかなとそういう気持ちで私どもはいつも見ております。また、今般の台風5号の時に大入島の方に出かけて行きましたが、その漁港では大量の漂着ごみの中に、流木もかなり流れ込んでおりました。そういう実態が確かにあるのはこれはどうかしたいなあという気持ちで一杯でございます。流木については今後は建設省、県、佐伯市、漁港等と一緒にそういった会議を持ちたいというふうに段々話も出ておりますので、そういった啓発もしていききたいというふうに思っております。現在のほじゃあ、こういう状態をどうするかということでございますが、現在では森林法に基づいた指導・監督をまず強化していききたいということで、今までは無届の伐採が非常に多くありました。これをまず届出を確実にしてもらおうということで、私どもの担当の林業課もこの辺に今力を入れております。そういうこともありまして、かなり届出も増えてきておりますので、その伐採届出の中で伐採、それから伐採したあとの残材をどうするか、その辺までをかなり指導、徹底していく中でこういった解決に結び付けていききたいということで今考えております。それから、今後条例については、今こういうまず森林法の制度の中でどれだけできるか、努力した中で今後の課題になってくると思っておりますので、現状ではそういった対策を今の現行の対策をかなり強化していききたいということで今取り組んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 再質問にお答えをいたします。水源保護条例を制定している市町村も数あるではないかということで、なぜできないのかということだと思っておりますけども、平成13年度に厚生労働省が調査をいたしました結果が出ておりますけども、平成13年ですからまだ合併前ということで三千二、三百団体あったんだと思っておりますけども、この条例を制定している市町村はですね180、それから要綱、要領を制定している市町村が14ということで約6%だということでございます。大都市等はダム等でやっているところは直接関係ない部分がございますので、どの程度の自治体がということには何%ということにはなりませんけども、数としては大きくないのではないかと、まあこういうふうに感じております。それが先ほど申し上げましたように、一つは条例による制定がこれは法律の範囲内で条例っていうのは制定されるようになっておりますから、先ほど言いましたように産業廃棄物の処理法あるいは水質汚濁防止法、こうしたもので公共汚水域への水質はですね、排出基準等も示されておりますし、そこら辺りの規制が掛かっておるわけで、これを私どもが条例でこの範囲は駄目ですよということを審議会も諮るんですけども、やること自体がですねひとつは問題がないだろうかと、これがトラブルの逆に原因になるのではないかとということで、自治体ではちゅうちょしてるところもかなりあるのではないだろうかと、こういうふうになっております。私も蒲江地区が多いのでですね現地にちょっと行って見ました。その中で、このこの中でどの範囲を区域指定するのかとこう考えたときにですね、非常にこれ難しいなあこれ

本当に根拠をもって子どもが区域指定をできるのかということをごすね率直に思いました。集落がございまして、住宅等が散在しておりまして、そういう住宅の散在している所にはそういう施設は来ないのだろうとは思いますが、江藤議員さんが御心配されるように、ああここはもしかしたらというふうな地域もないではございません。ですけれども範囲を区域指定をする。そして産業廃棄物の処理法や水質汚濁防止法にも違反しない範囲で入って来るといことで実地するということであればすね、区域を指定するのが非常に私は困難だなあというふうな感じを受けました。昨日ちょうどテレビでニュースでございましたけども、やっぱり最終処分場が入って来るといことで議会で反対の決議をしてうんぬんというニュースでございましたけども、やはり地域住民とのすね対話が一番だといふふうに思いますし、議会もそうした形での反対決議もできるんだなあということもございまして、条例でひとつ裁判でもしかしたら負けるかもしれないという条例の制定はすね、またその根拠もなく区域指定をするということがどうなんだろうかといふことで非常に実際やってるところもございまして、何とも言えませんが、ちょっと研究をさせていただきたいと、子どもの立場としてはすね、水道部の立場としては是非そうしたものがあればすね非常にまあ安心だなあといふのは本当に気持ちはございしますが、条例の制定となるといろんな問題が生じてきますので、そこら辺りで研究をさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） 再々質問を行いたいと思います。今水道部長から前向きにということでございますので、いい方向で研究をして頑張ってくださいといふふうに思っております。

森林伐採の方のことにつきまして、今先ほど市長が県知事ともいふお話がございました。直川の振興局長さん、それから市の林業課長さん辺りがすね、私この間、県知事さんとの6月19日に直川の中津留の公民館で県政ふれあいトークで林業関係者と知事が懇談したといふことで約1時間にわたって懇談をいたしました。もちろん直川の振興局長さんもお見えでございましたし、今山課長も同席をしていただきました。佐伯の南部振興局長さん、それから県の林業課長さんも同席して、こちら林業者7名ほど参加して1時間ほど、特にシカの害とこれの山林の伐採跡地の放置の問題、それから土石の流出、それからごみの流出の問題をすね1時間近くにわたって知事さんをお願いをしたところであります。それはもう直川の振興局長さんも同席しておりましたのでよく分かっておると思うんですが、少なくともすね、これは森林がこれだけ荒れるといふことは佐伯管内だけの話じゃないんです。大分県、ひいてはまあ九州全体、この間新聞にはどっか大倉山の山の崩壊が写真がすね、この間の台風による土砂崩れみたいなのが大きな写真が載ってございましたけれども、伐採による崩壊はまあ佐伯市だけの問題じゃあございませぬので、早急にすね県の林政課と連携を取ってすね、先ほども市長が言ったんですが、連携を取って県の条例として制定をすね働き掛けていただくほうが県土全体としてはねいいんじゃないかなあ、佐伯市だけで条例を制定するのもまた管内だけしか規制が掛からないと。全国でまねな条例であれば一番に条例を制定していただければ一番ありがたいと思ってるんですが、そういう面ではもう少し県とのすね連携を取っていただけるのかどうか、御答弁をいただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 江藤議員の再々質問でございますが、市の条例、それから県の条例の可能性ということでございます。これについては先ほど市長も申し上げましたように、その市長の立場で要望もしているようでありますし、私どもも先般、県の農林水産部と県下各市町村の農林水産部、それから副市長に対する説明会等もありました。そういったところでもいろいろと議論も出ておりますし、今後私どもできれば全県下網羅した条例ができればそれが一番望ましいと思いますので、そういった働き掛けは時期に応じて行っていきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。

次に24番、泥谷和喜君。

24番（泥谷和喜） おはようございます。蒼風会1番バッターの泥谷でございます。蒼風会の観光部門を担当してますんで、今回、観光部門の方で質問したいと思っております。佐伯市の観光の現状と取組についてでございます。市の現在の観光の現状をまずお聞きいたします。2番目に、佐伯市の観光を考えると食の観光、歴史・文化の観光、海・山・自然の観光等々考えられますが、市として今後の取組をどのように考えておられるのかお聞きします。

2点目に、平成18年度まちづくり交付金事業について、まちづくり交付金事業の中で佐伯文化会館、お祭り広場、旧池彦跡地及び周辺地域の調査委託をされておりますが、その説明をちょっと先にお聞きしたいと思っております。一応、通告は一応これだけしとるんですが、再質問で一応もう市長の方にする予定をしておりますので、ちょっと再々質問で終わらないといけないので、一応再質問もここで一応市長、質問させていただきます。

観光についてですが、8月の9日に日豊海岸3市観光タッグという形で大分合同に新聞に出ましたけど、これツーリズムパワーアップ協議会を設立しておりますね。これです、これは読んでみますと、海岸の方の津久見、臼杵、佐伯市の観光をパワーアップしようじゃないかというような取組のようにありますし、佐伯市としては山もあります、市内もありますけども、城山もあります。しかし、佐伯市の場合、今まで佐伯市の殿様浦で持つというような言葉もあるように、海岸部が元気を出していただかなければ元気が出ないんじゃないかという感じを私は受けてるわけなんですけど、県が今回こういう形で海岸部の方の観光的なものを支援しようというような動きがある中で、市長としてはどの程度本気でこの海岸部の観光に取り組む気があるのか。それをまず市長の考えをお聞きしたい。この一般質問、県の振興局長と多分担当の方が今日はケーブルで見えていただいておりますので、市長の海岸部の観光についての取組はどの程度の腹構えがあるかということ、この場ではっきり答えていただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 泥谷議員さんから、通告外の質問もこの際ということですが、私もこの取扱いをどうすればいいのかということ、一般質問の趣旨の中にですね、どう扱っていいのかちょっと分かりませんので、これは議長の判断にお任せしたいと思っております。議員から上げられました中で、特に佐伯市観光の現状と取組についてと、佐伯市の観光を考えると食の観光、歴史・文化観光、海・山の自然観光等々をいろいろ考えられるということで、総合的なまず答弁を申し上げたいと思っております。佐伯市は観光は議員御承知のとおり、大型観光施設を有して集客を図るといった形態でなく、むしろ地域が持っている豊かな自然景観や新鮮な食材を生かした食観光を中心に各地域で行われている特色のあるイベントや行事等リンクさ

せながら体験をしてもらおうといった形態をとっていくべきだと考えております。このような中、佐伯市の観光の現状という形で、今考えてる中では、来年度開通をする高速道路佐伯インターチェンジや大分国体開催で来訪者の増加が予測される中で、佐伯市の財政は厳しい中ではありますが、県の補助事業等を有効に活用しながら観光の推進を図っているところであります。その一例といたしましては、本年度佐伯市観光協会が事業主体となり取り組んでいるのが、交流楽土環境・創造事業や日豊海岸ツーリズムパワーアップ協議会の事業であります。先ほど議員が通告外と言ったのをこの事業を観光協会では一応取り組んでおります。交流楽土環境・創造事業では、おもてなし塾の開催や観光ガイドの養成事業、ガイドブックの作成、特色のある地域の食材開発事業、農泊の実施農家の支援事業などに取り組んでいるところです。また、日豊海岸ツーリズムパワーアップ協議会では、臼杵市、津久見市とともに3市でもって日豊海岸という一つのパッケージの中で統一した観光振興を図る動きを始めております。観光協会も昨年4月から一本化され、今年6月には米水津支部と宇目支部が立ち上がり、現在6支部になっております。昨年度から取り組んでおりますロードウォッチング、わいわい懇談会を通じ、各地域からもいろいろな素材が出されており、今後はこの素材をもとに各支部や各地域のグループで積極的な活動が始まることを期待しているところです。こうした動きの先陣となったのが、合併前からこうした行動をしてきた蒲江地域であり、その事業の一つが東九州伊勢えび海道事業であり、また今年度開催しております、あまべ渡世大学の事業展開だと思っております。私は基本的には、こういった新しい積極的な取り組みに期待をしております。議員がおっしゃる海岸部についての取組はどうかということでございますが、同じような形の中でいるんな地域での発想の中で展開があれば是非とも積極的に協力をしていきたいと考えております。他については、担当部長よりの答弁に代えさせていただきます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） おはようございます。それでは泥谷議員の2番目の質問、平成18年度まちづくり交付金事業についてお答えをいたします。御質問の調査委託は、業務名が平成18年度まちづくり交付金事業活用調査その2の業務委託でございます。業務の内容としましては、山際周辺地区まちづくり基本構想やテーマに基づき、旧池彦跡地及びお祭り広場の活用案を検討し、概算工事費を算出するものであります。履行期限は平成19年1月26日から3月20日、委託金額は459万9,000円、請負者は社団法人大分県建築士会でございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） あまり市長の腹の内が聞かれなかったんですが、もうちょっと海の方の観光に力を入れると一言ほしかったんですが、そういう人たちがおれば協力するという市長の今お答えとして受け取っていいですね。そういう事業を行うグループができれば市も協力するということなんで、ひとつ御提案がございまして、この地域、県の方に地域活性化総合補助金制度というのが今度ありますね。そのうちの振興局に聞けば、地域活性化支援枠というのがありますが、この中の地域活性化をするための補助金の部分があるんですが、これを県の方にもし申請した場合、これ2分の1県が補助金をいただけるんですが、市としてはその補助金を出してくれる腹があるんですかね。その大事なことはやる気があって県に申請して県から補助金が出るような申請をして、出るようになったときに、市はお金がないよと言われ

たとき困るんですね。そこのところをちょっと、協力しますが、協力しますがは言葉で言えますが欲しいのはお金であって、市が協力していただけるんだなと思うんですよ。それがはっきり市長の口から聞きたいんで、出してくれるんだと思うんです。これ8月の市報の1日の最近の中にも地域活性化の取組に補助しますという部分で載ってますんで、これ県の方に問い合わせ先はもう県になってますんで県の振興局になってますんで、これ読んだ人が県の振興局に行ってこういう事業をしたい、こういうことをしたいという話が出たときに、県の方はそれはいいじゃないですかと言って、補助金出しますよと言ったときに、市はお金がないよじゃ前に進みませんので、そこのところちょっとはっきりしとかなないと、私が今いろんな人と議員の何人かとも話してるんですが、観光のルートづくり、まず市長今おっしゃいましたけども、あっちこちの活動してるという人たちは点であって、それを線で結んで、その線を太くパイプにして観光バスのルートができるような形にしなければいけないんじゃないかという議員の何人かの話と一緒に話してるんですが、やっぱりそういうやっぱり地域のそういう観光の準備はしとるけども、そこにお客を呼ぶルートづくりというのにはまだ手を付けてないという状態だと思うんですよ。だから今臼杵、津久見、佐伯のこういうパワーアップ協議会でできてますんで、県もそういうのに力をいれとると思うんですよ。そして県の振興局の局長に聞いてもいや、その海の方の観光に力をいれたいよと言ってるんで、このチャンス逃すことはないと思うんですよ、だから佐伯市も思い切って山、市内の城山も観光もあるでしょうけども、ここは一度県の方とタイアップしながら、観光ルートの開発を考えたらどうかと。それを議員さん方とこういう補助金をもらってでもね、そういう観光づくりを立ち上げたらどうかという話も出てるんで、そこのところを市長の方はそういう動きをしたら協力しますはいいいけども、金は出さない協力じゃったら要りませんというやつで。そこのところをちょっともう一度返答をいただきたいと思います。

それとですね、まちづくりの調査しとるようですが、池彦を買うという話がちらほら私も耳に入るんですが、そこのところはどこまでどういうふうになっとるかちょっとお答えいただきます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 泥谷議員の再質問にお答えしたいと思います。先ほどですね基本的にこういった積極的な取組を期待しておりますと、そうした取組には協力をするということ。それは私にとっては、市の補助金を対象として考えております。また、特にルートづくりというのはいろんな形がありますので、どうした形がいいのか私たちも模索してる部分もあります。議員皆さん方がそうした中でやっていただけることにとりまして、私どもにとっても非常に歓迎することでございます。いろんな中でそれについては十分対応を、十分というよりもそうした補助金を考えた等ですね対応をやっていきたいと思っております。

それから今、池彦の件がちょっと出ましたが、中心市街地の関係でですね今一応どういう状況になるのかと関係あるので、買取りという話はしておりません。全体的なもしどういう状況になるかは文化会館、歴史資料館等のいろんな問題ありますので、そうした地価調査をする必要があるのかなあと、相手側にもそうした意向を伝えておりませんので、私どももし調査するとすれば相手にも話をしながらやっていかなければ、そうした噂というのはどこから出たか分かりませんが、ああした中心市街地の地図が出て、全部が出てきたからもう市が買い取ってくれるんじゃないかというようなことか分かりませんが、市としてはまだそ

こまでの指示はしておりません。以上です。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） はっきり出すとはおっしゃらなかったけども、出せるというような雰囲気のお話ですので、そう受け取ってよろしいですね。それによっては我々議員も海の開発、私は山の方ですから、余り口出しよると海の議員から怒られますけど、海のルートの開発の方、議員さん方をお願いして何とか補助金を市と県からいただいてでも観光の拠点、拠点の人たちはグループでやっとするんで、その人たちがそのルートの中にのっかっていい方向に進めるようなルートづくりはやっぱり議員とか周りの者がやっぱり市と共同してつくってあげなければいけないと思うんですよ。やっぱり大分バスとかそういう人たちと組んで補助金をもらって一遍そのコースを旅行会社の人たちを呼んで走って見て、それからいろんな意見を聞いたりコンペをしてこういうルートづくりのコンペを試みたりしたらどうかなという話も出てるんで、やっぱりそういった動きをするためにはやっぱりこういう県の補助金なんかと市も出してでも協力しますという姿勢が表に出なければやっぱり活気付かないし、そういう姿勢が出れば海のそういう観光に携わっている人たちも何か先が見えるんじゃないかという形でやっぱりやりがいもあるんじゃないかと思うんで、今後こういう補助金、県の補助金対象のものがあればですね、やっぱり市もなるべくそういうものには予算を組んでですね、やっぱり取り組むべきじゃないかと思うんです。これ佐伯のこの市報に載ってるけども余り申込みがなかった。なかったというよりも部長、あんたたちがこれ真剣にこういうのがありますよと言うて歩かないけんし、これ中身見ても余りそういうものかという私の持ってるこれ県からもらった補助金の資料ね、これの中身とそう全然分かんのですよ。やっぱりこういうものはそういう活動しよる人とか、やっぱりこういったルートづくりをしなければという思ってる人がいるんで、やっぱりもうちょっとやっぱり真剣に、本当に観光、観光言っただだ市長が食の観光、食べることんじょう考えとると言うんじゃないかと、やっぱり食べ物を食べに来る人たちのやっぱり道をきれいにしてやらないけない。そしてやっぱりこう観光ルートができれば米水津の方の道が狭いとかいろいろ言われとる。そういうものも県に観光客、バスが来るんだから広くしてくれという、そういう形でもやっぱりどんだん言っとう。取り上げてもらうようなやっぱり動きを今後していけないと、この観光、観光言っても日本中どこも同じ観光をやってますんでね、やっぱり由布院までよそから来てる人をいかにこっこの海岸のこの景色のいい所を見てもらうかという、その努力をするやっぱりルートづくりが必要だと思っうんで、それはまあこの予算を市が出していただければ海の会派っていうのが佐伯にはありますんで、その会派の皆さんに私もお願いして何とかこのルートづくりの先駆けになっていただくようなやっぱり動きをしてもらうように、私も山の議員として、海の組にお願いしますんで、市の方もやっぱりもうちょっとやっぱり力を入れて県とパイプを取ってですねやっぱりやっていただきたいと思います。それとですね、あんまり市長が前向きな答弁だと私は受け取っておりますんで、余り長くいろいろ言おうと思ったんですけどありませんので、ちょっと時間がありますんで、12月の一般質問の答弁要りませんからね。時間がありますんで議長、12月の一般質問の映画でも予告がありますんで、予告編と同じ観光ですので、予告編として聞いてください。同じ観光でですね、仲町ですね、仲町とか大手前周辺がやっぱり寂れているということで、これは私ただ案ですよ。仲町の中の空いてる店舗を市が借りてですねやっぱりよそのブランド商品を扱ってる店なんかに呼び掛けて来てもらったり

して、ブランド商品をあればよその市にとかない商品があればやっぱそこまで買いに来ますからね、やっぱり市が借りて、これその私の案ですから金が掛かるとかあとから言わんでください。市が借りて5年間は家賃がただにしますからね来てくれと、ここの中に入ってこれというような呼び掛け、市長なんかは東京に出張に行くんだから1日延ばしてそういうそのブランド店歩いて、うちの市に来てくれんかと市がするからと、これも一つの企業誘致と一緒にだと思っんですよ。企業誘致するためには何百万か何千万か市が出してここに来てくださーいというのと一緒に、やっぱりそういうブランドのお店が幾つかできればそれを目当てに若い人たちが来る、若い人たちが来ればまた活気付くという。佐伯市をおしゃれのまち、ファッションのまちみたいな感じでも作り上げて、仲町の活性化とか大手前の活性化にやっぱり取り組む考えがないかというのを12月の観光で私、一般質問しますんで、そのところを市が案っているんですかね、私もこうやって案を出して今度12月にやりますんで、市の方も部長、案を用意しとってください。それを予告で私するのはなぜかと言うと、同じ案を出しあって一般質問で討論したいと思っんです、そのところをよろしく願っします。これなぜかと言うと、今回このまちづくり交付金事業のことでちょっといろいろ調べて関係者歩いたんですが、部長とこの職員の課長の下かね、若い人たちが2人ぐらいおるんでしょ。その人たち評判いいですねなかなか、こういうこと言っちゃあ悪いけど、部長と課長の話は出なかったですよ。下の若い人たち、若い組はいろいろよく真剣にやってくれと。そしてその興味を持ってまちの市のことを考えると、まちのことを考えてくれるというそういう意見をいただきました。でその私も言いたいのは、若い人たち、私が12月に今度一般質問しますんで、その若い人たちにその案を出させてくださいよ。その人たちの案も聞きたいね。そういう真剣に市を考えてる人たち、そういうことで一応市長が前向きの答弁をいただきましたんで、ちょっと早いんですが予告をさせていただきます、ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、泥谷議員の一般質問を終わります。

次に43番、寺島孝幸君。

43番（寺島孝幸） 皆さんおはようございますというか、こんにちはどういうか、どちらともならないようなあいさつになりますが、43番議員の寺島孝幸でございます。今回私は大きく2点について、1点目は、佐伯港港湾整備計画について、もう一つは、番匠火まつりについてお伺いをいたします。市長を始め執行部の明確な御答弁を期待し、早速1点目の佐伯港港湾整備計画についてお伺いをしていきたいと思っします。この問題は、平成5年8月の佐伯港港湾計画の改定により始まり、既に15年が経過してきています。これまでの間、佐々木市長、佐藤市長、小野市長、再び佐藤市長、そして今の西嶋市長、4人の市長が携わってまいりました。また、定例議会一般質問でもこれまで30回の定例議会で質問が出されてきておりますし、この西嶋市政になってもですね、平成17年6月議会、また18年の3月、6月、19年今年の6月議会とこれまで10人の議員がこの港湾整備計画の關係を取り上げて論議をしてまいりました。それぞれの立場から論議が展開されてきております。しかし、今の状況でいいと思っしている人はいないのではないのでしょうか。何よりも推進派、反対派ということで隣近所で、また肉親・親せき同士でいがみ合いが続いている。石間の方が一番不幸だと私は思っします。今こそ振り上げた拳を降ろし、共に手を握り合い佐伯市民のために、また佐伯市のために、協働して推進をしていく道はないのか。今こそ考え実行していくべきだと思っしながら小さな1点目としてお伺いをいたしますが、整備計画の概要と現在の進行状況について示して

いただきたい。これについて簡単で結構でございます。小さな2点目として、しゅんせつ土砂及び公共工事で発生する残土処理場としての石間埋立計画について市・県のこれまでの対応及び今後の考え方について示していただきたい。小さな3点目として、公共工事残土の処理状況及び仮置き場として鶴谷地区に置いている残土の量、それと今後の考え方について示していただきたい。小さな4点目として、石間埋立計画を見直し、その代替地として市内各造船所周辺の埋立てを企業と共同で行ってはどうか。そのことにより石間問題の解決、港湾整備計画の推進、217号バイパス工事や公共事業の推進になり、また地場企業の育成、雇用の拡大、佐伯市経済の発展につながってくると考えますが、市長の御見解をお聞かせいただきたい。

次に大きな2点目として、番匠の火まつりについてお伺いをいたします。夏の夜の祭典として毎年行われている花火大会、佐伯番匠の火まつりは今年も市民を始め多くの観客を集め、8月11日盛大に行われましたが、市としての御感想をお聞かせください。良かった点、悪かった点、また今後の課題についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 寺島議員さんの御質問であります、佐伯港港湾整備計画についてと番匠火まつりについてでございますが、私の方からは一応、佐伯港港湾整備計画の総体論をちょっと述べさせていただきますと思います。寺島議員の佐伯港の整備に関する中で、これまでも議会にも御説明をしまいであります。計画の主たるものは船舶の大型化に対応するため5万トン級船舶を対象とした外貿貨物を取り扱うマイナス14メートル岸壁の女島地区公共ふ頭を整備する目的で、議員がおっしゃるように平成5年の事業決定をしております。国の直轄事業や大分県事業により順次整備が進められているところです。本計画に伴い、船舶や泊地のしゅんせつや陸上公共工事での建設発生残土を受入れ先といたしまして石間埋立計画を盛り込んでいることは議員御承知のとおりです。さらに東九州自動車道佐伯・蒲江間、さらに関連事業等の建設発生土の処分場を考えると、石間埋立計画は是非とも解決しなければならないと考えてます。こうした中、今年石間地区の方では新しい役員さんも決まっております。新役員さんにもそうした中での面会を求め、一部話し合い等により事業に対する御理解を得るべくしておりますが、そうした中、大分県並びに佐伯港総合開発促進協議会ともそうしたことで連携をし、工事の早期再開に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。それぞれ項目等の質問がございますので、担当部長からの答弁をさせていただきますと思っております。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 寺島議員の佐伯港の整備に関する御質問のうち、整備計画の概要につきましては市長が答弁しましたので、そのほか具体的な内容について私の方からお答えいたします。まず、港湾整備の進ちょく状況についてですが、重点事業であります女島地区マイナス14メートル岸壁ワンパス分については、平成23年度には完成できる見込みであり、平成24年度から航路や泊地のしゅんせつに入っていく予定であると伺っております。次に、石間埋立計画について、市・県のこれまでの対応についてですが、今年度になりまして、市は塩月副市長を、県は港湾課長や佐伯土木事務所長を中心として、区の新役員さんと接触し、御理解を求める努力を重ねておりますが、現時点では具体的に報告できる内容はございませ

ん。県並びに佐伯港総合開発促進協議会とも連携を図りながら、今後も引き続き話し合いにより事業に対する御理解をいただけるよう努力していきたくと考えています。次に、公共工事残土の処分状況についてですが、先ほど市長も若干お答えしましたように、陸上での建設残土の処分場確保は、近年非常に厳しい状況となっております。このことから石間埋立問題を早期に解決することは今後の公共事業を進める上で大変重要なポイントであると考えています。今後、航路や泊地のしゅんせつ土砂のほか、国道217号佐伯弥生バイパスや東九州自動車道、蒲江インターに向けた工事により発生する建設残土の量は膨大なものと予想されており、現在計画されています大入島東地区での受け入れだけでは到底賄いきれる状況ではないところです。このため、残土処分場確保に向けた市役所内部によるプロジェクトチームを立ち上げ、現在検討に入っているところであります。なお、鶴谷ふ頭に仮置きしている残土の量は幾らかということですが、県によりますと現時点で約10万1,000立方メートル程度だと聞いております。最後に、石間埋立の計画を見直し、各造船所周辺を企業と共同で埋立てることにより諸問題の解決を図り、さらには佐伯市の発展につながるのではないかと御意見ですが、議員からの前向きな御提案と受け止めています。現在、佐伯港港湾整備として国直轄により女島地区マイナス14メートル岸壁の工事が進められていますが、この岸壁の完成による経済効果や利活用の将来展望を考えるため、今年6月に県と市の担当職員が佐伯港を利用している主な企業や団体にポートセールスという形で訪問をし、いろいろな御意見を聞いてまいりました。その中で複数の企業から、工場に接した海面の埋立てを行い、工場用地を広げることにより、事業の拡充を図るとともに、雇用の拡大を真剣に望んでいるという御意見がございました。こういった周辺企業との共同による港湾の埋立て整備は、議員御指摘のとおり、地場企業の育成、雇用の拡大、佐伯市経済の発展に大きくつながるものと思われまますので、これから本格的に進めてまいります佐伯港港湾計画の見直しの中で検討していくよう、関係機関に働き掛けていきたくと考えています。以上です。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは寺島議員の2点目の番匠の火まつりについてお答えしたいと思います。番匠の火まつりに関しましては、毎年佐伯商工会議所が主催をし、市民を始め多くの観客を集め、盛大に開催していただいておりますことに心から感謝を申し上げたいと思います。さて、恒例となっております市民総踊り大会、アトラクションの太鼓の演奏、そして花火大会は佐伯の夏の夜の風物詩の一つとして市民の皆様大変喜んでいただいているものと確信をしております。良かった点、悪かった点、また今後の課題はとの御質問ですが、毎年行事のあとに行われます反省会では、近隣住民関係者等への交通規制の問題や住宅近隣地であるが故の花火の打ち上げの高さの規制による打ち上げ場所の問題、それから総踊り大会の踊りについてなど議題に上がったことがあります。花火大会につきましてはおおむね良かったという評価をいただいているようでございます。市といたしましても、この番匠の火まつりが盛大に続くことを願っているところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） 再質問を行っていきたくと思います。まず今、企画観光部長の方から答弁ありました番匠の火まつりについて、主催は商工会議所ということでありまして、突っ込んだ状況にはならないというふうに思いますけども、やはり今回も約5,000発の花火をですね身近に観賞できて、そしてまた市民の夏の楽しみの一つとして、これまでもこの花火大会は

定着してきておりますし、主催者として準備から後片づけまで大変御苦労されてこれまで長年取り組んでおるといふことに対して、本当に感謝を申し上げ敬意を表しますところがございます。ところが、これまでの準備段階や終了後の反省としてですね、毎年佐伯スポーツ走友会の方からですね、長年堤防、河川敷の下の所の芝生をですね、種まきからですねして、もう10数年来、維持管理をし育ててきて、ジョギング等のコースとしてずっと日夜整備をしてきておる。それが毎年この花火大会のあと、油、廃油のですね、たぎった廃油をその芝生の上に捨てられるというような状況がありですね、芝生が枯れるというような状況で、これはもう何年も前から指摘をし、そしてまた今年の花火大会の実行委員会の開催の中ですね、対応として是非露天商の中から不法投棄者に対する担当2人1組をですね決めていただいて、花火大会開会前に会場の露天を回ってですね、油回収用のドラム缶に是非捨ててもらって、そういうことのないようにということをご指導していただきたい。そしてまた、ドラム缶を設置してきておりますし、そしてまた、もう1点としては油をゼリー状に固めるテンブルという粉がスーパーなどで売っているので、そうしたこともですね是非利用してそういうことのないように是非取り組んでほしいというようなことをですね、これも開会前の実行委員会の中にそういう提言をですねさせていただいておるにもかかわらず、また今年もですねそういう心ない方の、そうした産業廃棄物の不法投棄と大げさに言えばですね、そういうことになろうかと思えますけども、こうしたことによってやはりこの全体的な花火、市民が本当に楽しんでおる花火がですね、そうした一部の人たちの心ないことによって、そうした人たちのやっぱり傷つける状況に至っておるといふことについては、やはりこの花火大会をとおして、やっぱり市民のモラルを醸成させていく。そしてまた、きのうも村松議員からも出ました環境美化条例、こうしたですねやっぱりことも含めてやっぱり市民がいかに使った、使う前よりも美しくというようなですね、心掛けがやっぱりつくっていくような是非取組をしていただきたいなど、この池船スポーツ公園の管理者としてですね、体育保健課、ここのやっぱりこうした指導をですね今後も強めて、是非来年以降そうしたことのないような万全な体制に取り組んでほしいということで、再度こちらについての御見解をいただきたいというふうに思います。

それと大きな1点目の港湾整備計画の関係ですが、市長の方からは整備計画の概要が話がされただけで、あとまあ市長としてのですね、石間埋立計画の見直しについての御見解がいただけなかった。あと川人部長の方からは、今後プロジェクトチームの中で十分関係機関にこの港湾計画の見直しを働き掛けていきたいというような御答弁がございました。最近のですね造船業界の状況をちょっと皆さん方にも知っていただきたいというふうに思っていて、ちょっと説明もさせていただきたい。造船業界は今、中国の経済成長あるいはインド及び東南アジアの産業の台頭により、世界の荷動きの増加に伴う海上輸送の需要が活発となり、新造船の建造意欲がおう盛で各社ともここ四、五年先の仕事量を抱えているような状況であります。鋼材の値上げも一段落し、これから攻めの経営に転換する局面を迎えているといっても過言ではございません。このような時期に行うべきことは、高い技術力と近代的な設備により生産の合理化を図ることであり、韓国・中国・フィリピン・タイ等の人件費の安い国々と今後競争できる基盤を作る必要があります。大分県内での造船所は臼杵に南日本造船、ひさのえ造船、臼杵造船の3社があります。そして当地佐伯市には、佐伯重工業、三浦造船、本田重工業の3社がありますし、県南に集中をしておるといふような状況でございます。

す。佐伯にある3社の状況は、まず佐伯重工業は潜在能力2万2,400グロストン1基、年間建造隻数は3万7,000レドウェイトンでバルクキャリアーの換算で約年間で6.3隻というような状況でございます。それと最近の設備投資としては、120トン大型クレーンの導入、ブロック工場の拡張、FCBラインウェルダ等、自動溶接機の導入によるパネルラインの合理化を行ってきております。三浦造船は、潜在能力は9,000グロストン1基、3,000グロストン1基、その他修理ドッグ4,000グロストン1基を持っておりまして、内航船建造では建造実績からしても国内屈指の造船所となっておりますし、最近では近海船も手掛けるようになり、年間8隻から9隻を建造している。最近の設備投資としては、150トン大型クレーンの導入予定、NC切断機の増設3台目というような計画がされております。本田重工業は、潜在能力は9,200グロストンで1基で昨年4月に本田造船から新たな株主構成の下、本田重工業に変わり設備・従業員をそのまま引継ぎ、新会社としてスタートをいたしました。最近の建造量は1万2,000レドウェイトンのツインレッカを年間に3隻建造しております。最近の設備投資としては、170トンの大型クレーンの導入、修理船台の埋立てによる内用工場の増設、第2船台の埋立て及び既設定盤の改修を今進めております。また今後、埋立地及び作業場に建屋の建設、そして塗装工場の建設を予定しております。これら3社の抱える問題点、一つが各社共クレーンの大型化等の設備投資はしているが、ブロックの外注依存度が高く、外注ブロックの大型化が限界があり、大型クレーンの能力を最大限に活用できていない。また最近では、国内業者はどこでも受注を多く抱え、新たな発注に対応できず各社ブロックの外注を海外へ、中国や韓国にまで発注をしており。しかし運賃が高く発注単価が割高となってきておるのが現状です。2点目として、IMOの塗装基準、高規格化が2008年の7月以降の契約船より発行される。これが発行されますと塗装工場を設備していない造船所は船の建造ができなくなる。しかし、佐伯重工以外は今はこうした塗装工場は持ってなくて、設備として5億から6億の費用が掛かるうえ、建設場所もないような状況でございます。3点目として、各社とも従業員及び協力会社の世代交代の時期に来ておりまして、若年の人材確保及び技術の継承が必須の状況であります。そのためには作業環境の改善を積極的に行い、魅力ある企業にしていかなければならないという問題を抱えております。こうした問題点の解決のために、各社が今後取り組もうとしている計画でございますが、佐伯重工業は港湾の埋立てにより船台の拡張ができればタンDEM建造が可能となり、生産量・売上げ共に拡大することができます。タンDEM建造というのは、船台の上で船を建造していきませんが、1隻建造している間に船台の上の方で既に2隻目の艦の方の建造をし、1隻が進水をしますとスライドしてもう2隻目がすぐ建造ができるというような建造体制でございます。船台の長さをそのために現在の194メートルから223メートルに延長するというようなことを検討しておりますし、それによって現在の年間3万7,000トンのバルクキャリアー6.3隻を8隻に建造体制が大きく上回っていく、増加していくということが見込まれます。そういうことを計画しております。また、三浦造船所の設備計画案としては、佐伯海崎工場の新設、2番目として、本社NC工場前の0.7ヘクタールの埋立てによるブロック工場新設を行い、合理化と船台期間の短縮を行いたいというふうに考えておることでもあります。これによって年間9隻から12隻の建造へと増加させることができる。また、本田重工業の設備計画、これについては用地の確保、現在国道217号線で隔てられている内用工場を本構内に移転する等を建造工程の一元化により年間建造隻数を増加させていきたいと。また船台の拡張及び艦装岸壁の延

長、船台の長さ及び幅を拡張し、これに伴い艀装岸壁の直線延長を行い、建造船舶の大型化を図っていきたい。現在1万3,800レトウエイトトンから3万レトウエイトトンに大型建造ができる。こういう今述べました3社の設備投資、そういう計画が実現できればですね、こういった経済効果が生まれてくるのかということをおしめすと、売上げ増加額においては佐伯重工業20億4,000万円、本田重工50億、三浦造船所50億、計120億4,000万円が約新たな売上げとして生まれて来るといえることが言えます。また、新規雇用の面では佐伯重工業65名、本田重工70名、三浦造船100名、計235名が新規の雇用として発生をしてくるということが言われております。このように佐伯市内の各造船所では、ブロック工場の建設や塗装工場の建設、船台の拡張等による建造体制の強化を図らなければならない状況になってきております。そのためには、工業用地の確保が必要でございます。坂の浦地区4.6ヘクタール、佐伯重工前1ヘクタール、三浦造船前0.7ヘクタール、合計6.3ヘクタール、石間埋立ての面積は予定されておるのが6.1ヘクタールとなっておりますので、面積的にはほとんど同じような状況であるわけです。県北の中津が自動車なら、県南の佐伯は船で、今こそこうした石間埋立てというピンチの状況を迎えている中で、ピンチをチャンスに変えるということでこの石間埋立て問題の解決と地場産業の育成、若者の地元定住、雇用の創出、それによって佐伯市経済の活性化、市財政の健全化と相乗効果は計り知れないのではないのでしょうか。経済は常に変化をしております。機を逃すと何のことも分からない。同じことをやっても効果が全くでないということになりかねません。国・県事業といえども地元が強く働き掛けなければこの状況は脱却できないというふうに私は考えます。振り上げた手を下ろしてやるのは市長あなたです。市長の御見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 寺島議員より石間埋立ての件で一つの代案という形で出していただきましたが、これは私は代案でもなくですね、佐伯港湾計画に元々載ってる計画でこれはもう三浦造船、本田重工、本田重工については先般議会の方で3月議会で塗装工場に対する埋立てのあるいは議案をいただきました。特に民間の対する造船等については、これは県との協議をしてですね、これはこれで推移していかなければならないと思っております。それについて私どもも県の方にお願ひし、佐伯重工さんの申し出も一応申し上げ、そのところが当初お伺ひした時に、今置いている盛土になってるんですかね、県の方はあそこの対応をしてくださいますということでしたし、石間埋立ての代替地という形ではですね、またこれは違った見解だと思っております。そして、特にこれは民間側の埋立てということになった場合、県また私どももそれについての用地に対する埋立てに対する土は先ほど部長が申しあげましたように、高速道路等もありますので、そういうことも持ってこられます。また、ブロック工場等について私どももそれに適する用地というのは探しておりますが、はっきり言えば逆に石間埋立てがびっしりできておれば、それに対するブロックのですね工場誘致ということがあり得るんで、むしろそっちの方ができたらなあという感じはありますが、あと佐伯市全体を埋めると言うことになるとまたまたいろんな所も出てくると思っております。それについては私の方もどうした用地がいいのかと、そして今言われました、議員が言われました海崎地区も、地区としての用地としての確保をですね各造船さんと協議をしながら、また県との対応をですね積極的にこれはやっていきたいと考えております。こうした案について、私どもについては一つの企業留地という形の中で、企業はどうあるべきかということをしてですね、それにつ

ては取り組んでいきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは再質問にお答えをしたいと思います。先ほど御指摘のありました食用油や熱湯を水源に流すということは私どもも聞いております。この4月にこういう立場になりまして、走友会の代表者あるいは会議所の方々と話をしながらそういったことを耳にしているところでございます。会議所の方に言わせますと、この露天商について再々注意をお願いしてきたと、あるいはチラシを出しながら、文書を出しながらそういった指導もしてきたんだがなかなか改善されていないのが現状であるというようなことのようにありました。今後につきましては、夜間補導等の関係もあり、今現在の生徒を早く帰らせるために10時で消灯しているようでありますけれども、こういった時間を若干下げながら、あるいは警備員を付けながら監視をしていきたいというようなことも話しておられました。そのほかの交通規制の問題であるとか、打ち上げ場所の問題であるとか、いろいろ指摘されておりますけれども、全体的にこの花火の場所であるとかを含めながらですね、やるかやらないかいろいろなことでも今、今後十分時間を掛けて検討していきたいということのようであります。ただこの花火につきましては、市内最大のイベントでもありますし、市民の一番の楽しみでありますので、是非継続して実施できるように私どもも後援でありますけれども支援をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） 今部長の方から答弁がございましたが、今後、時間、照明の時間をずらすなり、警備を付けながら対応をしていくということでもございますし、是非露天商の場合はですね、やはり場所もどこの場所にどこの店があったとかということもですね明らかになると思えますので、特定できると思えますので、そういうやっぱり特定された業者に対しての個別指導ということも今後考えながらですね、指導を是非して来年に向けてのですね是非すばらしい花火大会の開催を希望をして花火大会については要望をしておきたいというふうに思います。

あと港湾整備計画の関係で、既に整備計画に載っておることだというふうに市長の方から答弁ありました。そして石間埋立てができていればそういう問題も企業誘致としてそこらにまた代替地を照会したいというような感じのですね話がありましたけども、石間埋立てができないから今そういうような問題がですね発生しておるわけでもございまして、やはりこの問題を早くクリアする。石間問題というのは、そういうしゅんせつ土砂そして公共工事の残土、それを入れていく場所として石間という問題が発生してきておって、その土地を造るそしてそこに何かを誘致をすとかというのが当初の目的ではなかったはずなんですね。そういうしゅんせつ土砂、そして公共残土の捨て場としてですね、私は早く今そういう各地場企業がですね、工業用地を求めておるその整備を早めてそちらの方に今こずんでおるそういう公共残土をですね整備をしていけば、石間問題もですねあるいは今後もうここで見直しをして埋め立ててしまわなくてもそこに捨てる残土、そういったものがなくなるということもですね考えられますから、早くそうした企業のですね要望にこたえて、そちらの方にいろいろ法的な問題もありません。しかし、これはやっぱり超規格的に政治力としてやっぱり政治決着をはからなければ、私は解決しないんじゃないかというふうに思いますので、そういうことを西嶋市政のですねやっぱり強い政治力をですね発揮し、そして県・国に対してやっぱり地

元が望んでおるのはまずこれだということをですね明らかにし、そしてそういった地元企業の要望にもこたえていく。そしてそれが今後のやっぱり佐伯経済の発展につながっていく。今高校生非常に有効求人倍率上がってですね、就職率も良くなったわけですけども、やはり市内の高校生はやはり地元就職したい。そういう希望があるわけですから、是非そうした地元での雇用がですねできるような状況を是非つくって若者が定住できるような体制をつくっていくためにも是非市長の決断をお願いしたいし、今治瀬戸内の状況もですね今治造船、毎年、来年の春のですね新規雇用の計画も新卒80名を雇用していく。そういう計画をしております。もう高校の生徒だけでは、地元高校の生徒だけじゃ足りないというような状況まで今なっておるわけです。そしてこの春、国交省の海事局長がお見えになって海運界の状況の講演もなされましたし、その中においては今後、日本の造船業界の状況は瀬戸内地区、長崎地区、大分地区、大きな3地区に集約されていくだろうというような話もなされておりました。そういうような国から見てもですね、この大分地区非常に造船産業のやっぱり今後ですね発展については期待を持たれておりますし、是非地元としてもそういった方向でですね取り組んでいただきたいということで、再度西嶋市長の決意のほどを伺いたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 寺島議員さんの再々質問にお答えをしたいと思います。先ほど埋立地がちょうど6.1ヘクタールだからそれが替えになるだろうと。私はそういう具合に楽観的な話じゃないかということですね、現在各造船所が出してる計画、まずこれをですね各造船所から整備計画に上げてですね実行計画をすればですね、私は即でも国の方に権利を申請することができます。けどこれは先ほど言いましたように、港湾計画に入ってる中で石間問題の代替とならないということですね言っておきたいと思ってます。それから先ほど部長答弁の中で、高速道路県境までいきます。これについても残土の問題もあります。また弥生の方にも217いきます。全般的に埋立て分が不足しております。そうした中でやはりそれがそういう計画があればまた逆にそうした埋立土の一つの場所としてですね考えられると、だからこれと石間埋立てを一緒にするとですね、どうも見直し案という方向論で論議ができるのかなあと、確かに造船についてはこれはやっていかなければならないと。今度の中で各3社がそういうことでやりますよと言えば、特にこの造船3社については、議員も御存じのとおり、公共の埋立てではなくって、民間主体の方ですから、民間ふ頭を造り民間の用地を造るということですので、やはり各3社がそうした意欲を持ち、そうした許可をですね国・県の方に私たちが行くと、ただそのあと埋立て残土については、そこの中の協議だと思っております。一方はやはり公共という立場の中ですので、そうした部分についてのやっぱりラインの引き方が必要だと思ってます。このことがすぐ私が手を挙げて県に行って、これがだからこうしますよということでは、私はこの状態ではまだ言えない状態でありまして、まだ詰める部分がたくさんあると思えます。石間については、冒頭に申し上げましたように、いろんな角度から強引じゃあなくていろんな話の中で、解決もできるだけしていきたいと、県の方も話ながらそうした中で最終的に決定は私の方が見直しも言う必要もあるかも分かりませんが、決定的には県の方のやはり考え方をしなければ今まで裁判した経過いろんな中でやっておりますので、そうした部分というのでも十分配慮しなければならぬと思っております。私につきましては、造船がこのような形ですることについては積極的に後押しをしてまいりたいと

思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、寺島議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は１時から会議を開きます。

午前11時49分 休憩

午後 1 時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に 8 番、後藤幸吉君。

8 番（後藤幸吉） 8 番議員の後藤幸吉です。今回から無党派であります。今回の質問に際し、いろいろ資料をいただいた方々にお礼を申し上げますが、質問項目が多いので早速いきます。

大分県教育委員会の高校改革推進計画により、高校の再編が行われつつあることはきのう井野上議員も話しておりました。子どもの数が減っているということが主な原因だと思えますが、例えば、16年から18年の3年間に生まれた数は1,755名であります。ところが平成12年には1,000人を超した子どもが中学卒業であります。1年で1,000人おります。それから16年から18年度の中学卒業生2,414人おるわけですが、このうち市内の高校に進学した子どもが2,020人、国立高専これは佐伯にはありませんから仕方ありません。そこに30人ほど3年間で進んでおります。市外の高校に298人、市外の高校に逃れんように昨日、井野上議員の質問は総合学科の中に時節におうた学科を取り入れたらどうじゃろうかというような前向きな質問をされたと思えますが、私が危くしておりますのは、来年より学区制が廃止され、全県一 통学区になることでもあります。普段から小野議員が熱心に、例えば市立の高校をつくったらどうか、佐伯市の教育水準を高めるためにサテライトを提案されたこともあります。きのうの教育長の答弁で、教育長は県のことには一切口出しはできんということなので、小学校、中学校の生徒のことで頑張っていたきたい。今日の私の要望は、質問は、西嶋市長に佐伯市民の先頭に立って進学拠点校を佐伯市に将来まで残したいという思いで質問いたします。佐伯市で生まれた子どもが、高校までは地域で育てたいというのはPTA連合会など含めて市民の願いであります。今回、私がこのような質問をするのは県外の同級生辺りから佐伯はいい所じゃ、わたしたちは高校までは佐伯に住んどってよかった。やっぱり佐伯は懐かしいというような話がありますもんですから、どげえかして佐伯に進学拠点校をちゃんと確保していなければ将来大分辺りにまだ流出する可能性があると思えますので、幸い佐伯鶴城高校は県教委の地域で目指す進学力向上推進事業の中で、進学指導重点校に指定されております。2005年に佐伯鶴城、竹田、日田、中津南の4校、2006年に宇佐、杵築、別府鶴見丘、それと臼杵がなっております。大分市をのけた8校が進学重点校という位置付けでそれなりに良い結果が出ているという大分合同新聞の5月の何日号かに載っております。これを維持して将来まで鶴城という高校を維持することが必要であると思っておりますが、一つの情報には、経費などの関係から8校の維持は無理じゃろう、もしかしたら進学拠点校というのは三つなり、四つなりに少なくなるという情報もあります。実際、よその自治体の中ではトップが市長なり、そういう人たちが地域の高校を守るためにみずから委員長や会長になって頑張っておられるところもおります。また、OB辺りも資金集めなどもしているように聞いております。応援部隊ですね。昨日の教育長は確か答弁の中で、地域の声が一番だというよ

うなことを言うておりました。鶴城高校に関する限りは、進学拠点校としてふさわしいということは今申し上げましたけども、こういうものが出されております。鶴城支援基金設立趣意書というものであります。関東・関西の鶴城会の役員も名前を連ねております。そして夕べ、学力向上鶴城支援基金設立依頼書がこれで、実際学力向上委員会というものが1回目の会議を開いております。目標の金額を決めて在校生に支援をするという趣旨のものであります。拠点校が三つなり、四つなりに減らされた場合は、例えば近くの拠点校、現在の重点校と権利っちいうんか、高校の引っ張り合いになります。それを拠点校であるためには署名運動もするぞと、金も応援するぞというのが鶴城OB会の決めているところであります。県南の中心は佐伯でなければならない。そういう思いであります。そこでこの質問は市長にいたします。教育長の話は昨日聞いておりますので要りません。市長がどれだけ先頭に立って、市民の先頭に立って二つになるか一つになるか分かりませんが、進学拠点校を残すことに全力を注ぐと約束していただけるかどうか、答弁をいただきたいと思っております。

二つ目が、大入島沖、石間地区埋立てについての質問をいたします。先ほど寺島議員が質問もされておりますので、ダブると思っておりますが、6月議会で市長が積極的に広瀬知事をお願いしたという発言をされました。また、副市長は同じような答弁をされております。本来なら何遍行ったか、どげえしたかといじくるところであります。前向きな姿勢をしていただいとるし、市長答弁がいただけるそうなので皮肉は言わずにこれからのことを提案いたします。6月議会で文化会館をいっぱいにして市民の意思を県に伝えたらどうかという提案をいたしました。ところが署名活動もしました。文化会館もいっぱいにしましたという答弁をされましたが、これは佐藤市長の時代のことであると思っております。西嶋市長になってはそれほどのことはやっておりません。手詰まり状態にあるのであれば、佐伯文化会館をいっぱいにして、いっぱいにならな市民の関心もそれまでと思えばいい。いっぱいにして県に事業を早期着工をお願いするのも一つの方法であると思っております。佐伯市は県の事業に前向きでないとか、どうもその影響で工事も少ないのじゃないかという人たちもおられるわけです。佐伯市長は、文化会館に人を集めて、しゃんと意見をどういう意義があるんじゃ、これが必要じゃあということを県に向かって是非やってくれということを訴えることも必要ではないかと思っておりますが、これはどのようにお考えでしょうか。

三つ目、三つ目は私は通告書で建設業協会との対応、それと入札制度について質問をいたしております。四つ目の市長の政治姿勢とかなりダブるわけですが、実はこういうものが出ております。おとついで三浦議員が示しましたが、ある新聞に建設業協会佐伯支部が、これは公文的なもんだから言うてもいいと思うんですが、近く災害協定を破棄をすると、抗議行動を行うというように載っております。実際に正式な申し入れがあったのでしょうか。また、その影響は実際に破棄された場合はどのような状態になるのでしょうか。また、抗議行動というものはどのように受け取っておられるのでしょうか。それをお尋ねします。それとこういうものをいただいております。公共事業設計労務単価推移表というものであります。建設工事・土木工事・公共事業、これがかなり単価が下がってるように聞いております。作業員で結構です。今現在、5年前、10年前、佐伯市が積算する場合の労務費はどのような基準になっているのか、10年前と同じなのか下がっているのか、これを通告しておりますので出してください。これは私の持っているものと同じものであればその必要はありません。ただ、これで見ると半分近い労賃がカットされております。佐伯市役所ではそういう

ことはあっておりませんので、次の2番目の再質問のときに参考にしたいと思っております。それから、公共工事の指名制度が分かりにくいということはおとつ三浦議員も言っております。私もそう思います。建設委員に所属しておりますが、分かりにくいと思っております。ただ二つの例に挙げて市の指名委員会、職員の委員会というものがどんだけつまるんものじゃろうかと思うと。議員の諸君に知ってもらいたい。例えば、名前は出されませんが、平成18年度 港整備交付金岸壁護岸基礎工事というのがあります。3月の1日に入札に掛かって調査基準価格を下回っておるために12日ほど審査して、3月13日に一番安い業者に落札しております。落札率は47% 1億2,160万円の工事を6,444万8,000円で落札しております。2番札が47.5%、3番札が48.35%、けしからん安いと思います。安いに越したことはないんじゃけども、国が50%も補助をくれるような、佐伯市の金が少しで済むような工事はこんな知恵を付けても悪いけども、なるべ高いところで折りおうてもらうて国の方の税金を使うてもらうて、それで佐伯にばらまいてくれりゃいいんですけども、仕事が少ないせいか競り合いをして47%で落してしております。67%が調査基準価格、これはジョイントベンチャーっち言うんですか、20社の業者を指名をして10チームできております。そのうち6チームが調査基準価格を下回っておる。この佐伯市の設計単価は高すぎるんじゃないかろうかと思うのを思うんです。10チームのうち6チームが67%を割っちゃうんじゃから、適当かなとか思うわけです。ただ47%でも工事が完工して検査に通れば文句はないと思います。ただそのあとの工事があります。この工事は1億4,060万円でありまして、これも51.35%で落札されております。2番札が52.98、次は65%であります。両方とも安い、ただこれは名前が先ほどの 港整備交付金岸壁停滞工事か、継続の工事、片一方がほぼできあがらんと片一方がしにきい工事、これも安い値段、調査基準価格を3社が下回っております。指名委員会というのは一体何をしよるんじゃろうかと思う。指名委員会が能力のねえのは、今年の春先に言うたことがある。未しゅん工事件の時に20何万円の金を集めるのに寄附を取って回った。40万円ほど取ってまわったち言うて胸を張ったから、俺なら100万円でも払うぞとこの席で言うたことがある。1回指名入札に入れてもらえてチャンスをもらえれば100万ぐらいの寄附は安いもんであります。指名委員会の連中が、人たちがなぜものかということ、初めの工事20社の業者の中に普通の人が見てもこの人たちはこの工事に向くのじゃろうかと、おかしいんじゃないじゃろうかというような業者が含まれております。そして実際に47%で取った業者は片一方が倒産したために片一方が工事返上願いですか、それを出して工事続行不能届というものを出して認められております。続けておればかなりの赤字が出るような工事だったそうです。47%ですから当たり前の話です。指名委員会はおとつ三浦の話じゃありませんが、形が違うんですが、指名をする基準が分からん。不能届を出した時の理由は技術力がない、資金力がないというのが頭に付いちょる。技術力のないようなものをなぜ指名に入れたのか。次が67%の最低価格調査対象です。これも何か委員会の名前が付いとるんですが、この人連中やったらさせるんじゃろうかと、されるじゃろうかと調査をして47%を認めちょる。たらできんことになって、こういう場合、民間普通で言えば片一方が破産してしもうたら片一方は全部仕上げる責任があると思います。それは行政側の話、倒産した会社は仕方がない。もう1社は責任を持って仕上げる責任があると思います。ただ発注者側もそうやすやすと受け取ったとは思いませんが、受け取ってしもうちよる。こういう場合の責任というのはどげえなるんじゃろうか。佐伯市役所のいろいろな委員会も含めて工事指名委員会、そういうものの

対応はどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

それと市長の政治姿勢、何日か前に和楽で市長選立候補予定者の検証会というのがありました。おとし3月29日に市長選に出られる予定の方が3人が公約をされた。その検証会があったわけです。その中で二つほどあります。6月議会で私がミックスの例を出すとミックスに書いてあることは当選後の意見だから、希望的なものです。ところが3月29日には五、六年で300人削減しなくてはならないということはテープにとったもんですから流れております。いつまでもそのことは申しませんが、こういうことを表現されておる市長は、近い将来7万人の人口になった場合には、ほかの所の適正規模の自治体なら五百何十人じゃと、ただ消防職員を減らすわけにはいかないの四百何十人の一般職員が必要になると。その人数では広い佐伯市では持たんという話でした。いいんです。西嶋市長が当選されて今振興局じゃ分室、異動もしておられますが、では市長が考えられる今現在考えられる本所に何人、旧信用金庫の跡になんば、各自治体に分室、振興局であろうとどれだけの人間を配置するつもりなのか、その予定をお尋ねしたいと思います。そして適正な数、職員の数は何人だと思っておられるのか。それをお伺いしたいと思います。それとも一つ、起業家的な発想で市を運営するということは市長が言うておられますが、私どもが市民から言われるのはいまだに給料のことを言われます。いつも私も言います。言う方もつねえんですが、高いのは間違いなし。それなら条例を作っても60まで勤めていいよと。そのかわり公表、提案をするお考えはないんじゃないだろうか。例えば豊寿苑を指定管理に出した、その時の理由が19人の正規職員のほかに介護士、そういう人たちが介護士たちが辞める。それちいうのが市役所の臨時の中にランクがあります。その給料が民間と比べて仕事の割にやあやおないから免許を取ったりよそに働きに行く。だからその人たちの補充が大変じゃあから社会福祉協議会に投げ売ったような形だと私は思っております。この間の保育園の話でも3割が正規職員、7割が臨時・嘱託じゃあと正規職員の数を増やすことができんので、現在のままではやっていけんというようなことも部長が言うておられますが、これもやり方次第、臨時職員・嘱託職員の身分をちゃんとしてやって、ほかの保育園並みの報酬にするとか、そういう制度を取り入れれば今のままで十分やっています。起業家的な発想というのは、もうかつとる施設はやってしもうて、率のあわんやつには補助金を付けてまで運営をさせる。行政が造ったものはある程度維持をしないけません、職員の数を減らしよるのではなくて民間に仕事をやって、職員は本所の方に帰ってきとるわけです。豊寿苑の2人の食事を作る人たち、当時1,740万円払っておりました。51と52の方です。それまでは豊寿苑会計の方で払ってた。そしたら市が引き取ったわけですから、あと五、六年か七、八年勤めた段階で二千何百万円のうち、ほとんどの部分を佐伯市の方から払わないけんようなことになる。やはり人数を減らすか、ワークシェアリング、それか給料を抑えるか、雇用のために。そういう方法も考えないけんじゃろうかと私は思うのですが、その点は市長はどういうふうに考えておられますでしょうか。1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員の質問で何点かたくさんございました。通告が出ておりましたので、その分からまずお答えを申し上げたいと思っております。まず最初に、大入島石間地区の埋立てについてですが、議員につきましては、いろんな問題の窓口としては、私の方では塩月副市長を立てて頑張ってくださいしております。大入島地区の新しい役員さん、これはもう先

ほど寺島議員にお話したようなことで、そうした中での努力をしております。いろんな交渉もしておりますが、どういうことかと言うとそれはこの中では私の方はちょっと答弁は控えておきます。それからまた、大入島についてですね、文化会館とかいろんな形の話はしますが、逆にあおった状態でこじれた部分があります。そうした中で現在話し合いをおいた中ですね、そうした中というのはやはり慎重に話をしてやっぱり好転することをやっていく必要があるんじゃないかと。また、大入島埋立て問題の解決を図るためにですね、地元選出の県議に協力を依頼したらどうかということですけど、通告の方でそういう具合になってましたのでね。それは本人の今言った質問の中にありませんけど、一応通告に基づいてやらせていただきます。そういうことでありますので、これは既に活躍をしているということでございます。そうした中で早期着工を訴える機会を設けたらとして、いろんなことでありますので、もし先ほど言いました文化会館についてそれが必要だと判断したらそのタイミングを見てそうした大会も開く必要があるんじゃないかと思っております。

また通告の場合、学校の方と出ておりましたが、これ教育長答弁でなく市長答弁せと、本来教育委員会絡みというのは教育長答弁で持って行くわけですけど、基本的にはさっき、昨日井野上議員に申し上げましたように、私は鶴城というだけでなく、やはり佐伯市にある県立高校それぞれの中で特色を持っています。その中で鶴城ということではないんですけど、議員の言われる進学拠点校、これはやっぱり進学拠点校というのは普通科高校、それから実業系高校、こうした中での振り分けをすれば、進学拠点校としてはこれは是非とも佐伯市にですね残していきたいと。その運動については私も皆さんと一緒に、また井野上議員の時にもお話ししましたように、必要とあれば私が表に出る。いや私が出るよりもむしろ民意を反映してPTA連合会やいろんな形、それぞれの協議会の持ち方ありますので、それは私も全面的な協力をさせていただきたいと思っております。他につきましては、担当部長より答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 後藤議員の御質問のうち、入札制度の部分についてお答えします。御発言中、御指摘なのか御質問なのかちょっとつぶさに聞き取り分けられなかった部分がありましたら御容赦いただきたいと思えます。また、通告のうち御質問があった部分と思われる分につきましてお答えいたします。まず、1点目の防災協定に関する部分ですが、9月3日に大分県建設業会佐伯支部の支部長さんから防災課の方に対しまして破棄の取扱いについての問い合わせがあり、これに対して同課では正式な手続は書面でという旨の説明をしたことはございますが、現在までその書面の提出もなく、正式な申し出があったとは受け止めておりません。今後ともそのようなことにならないよう、精一杯御協力と御理解をお願いしていきたいと考えております。次に、今度の事態の原因は何かということの御質問ですが、去る7月11日に同支部から佐伯市の公共工事に係る入札・契約制度に関し要望書が提出され、その場で口頭により回答したわけでございます。その後、同支部から文書による回答を求められ、8月24日に佐伯市長名で文書にて回答いたしました。新聞の記事などから察しますに、市の回答が同支部の望む内容にそぐわなかったことが原因かと拝察するところでございます。それから2点目にこちらがあったでしょうか。人件費のこと、労務単価のことですが、これは国土交通省のホームページにも掲載しておりますし、また県のホームページからもリンクで入れるようでございますが、これによりますと、例えば今年度の大分県の公共工事におけ

る普通作業員の労務単価は1万1,300円でございます。これがちなみに10年前は2万500円、5年前は1万2,400円でございます。それから3点目になりましょうか。業者の発注者に対する責任についてですが、共同企業体を構成する場合、構成員はあらかじめ共同企業体協定書を作成し、それを共同企業体指名競争入札参加資格審査申請書に添えて事前に市に提出するようになっております。業者の責任につきましては、この共同企業体協定書第10条により、各構成員は工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものと規定されております。また、第16条では、工事途中において何らかの理由により構成員の一方が欠けた場合、残存構成員が工事を完成させるよう規定されております。それから4点目になりましょうか。また、入札の価格あるいは低入札のことでございますが、基準価格を下回った場合には、発注担当課において低価格入札者からその価格で入札した理由や工事費の内訳などについて聞き取りや書類の徴取を行い、発注内容に適合した工事が履行されるか否かについて調査をして、それを基に低入札価格調査委員会で調査をしております。そういった関係で、これらの委員会については特に問題ないものと考えております。次に、予定価格及び最低価格には問題はないのかという点でございますが、公共工事の価格を設定する場合には、大分県が発行しております土木工事標準の部掛けから工事価格を積算するようになっておりますので、適正な予定価格の設定がなされているものと考えております。低価格での落札につきましては、先ほど申し上げましたように、工事担当課が業者の積算につきまして書類の徴取や聞き取り調査を行い、落札した業者も根拠を持ってその価格で落札している限り、問題があるとは考えておりません。それから、とある2件の工事につきまして、事態が出たことにつきまして、破産という不測の事態の影響のもとでございますが、片方の事業所も最大限の努力をして試みた結果ではございましょうが、不本意ながらの事態に陥ったと。おりますので、以上報告しておきます。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 私の方も通告に従いまして、特に民間には水道水の値上げ等の負担を強いる前に条例を変えてでも人件費を削減する考えはないかというところに絞りまして答弁要旨用意しておりますので、私どもの基本的な考えを最初に答えさせていただきます。佐伯市が将来にわたって安定した市民サービスを維持できる基盤を構築するために、また次世代への負の遺産をできるだけ軽減し、未来への道を開いていくことは、あの歴史的な市町村合併のあと、行政運営に携わる私どもに課せられた責務であろうと思っております。その理念のもと、合併時の危機的な財政状況を改善するために、佐伯市行財政改革推進プランが平成18年3月に策定されたわけでございますが、御案内のようにプランの基本方針は、平成21年度末に基金を20億円以上保有し、職員数を1,100人以下にすることというものでございました。事実上の行革初年度であった平成18年度は、まず総人件費の可能な限りの抑制を目指して積極的に取り組んでまいりました。中でも新規採用を控え、積極的に早期退職の勧奨を実施していったことで、職員数の削減はプランに比べてかなり早いペースで進んできているものという現実がございます。職員給与の削減につきましても、地域給の導入、管理職手当の20%カット、基本給5%カット、時間外手当の抑制、そのほか手当の見直し等々、さまざまな観点から行っておりまして、結果的には総人件費に関しましては、18年度は16年度と比較して約9億5,000万円の削減効果をもたらしております。現在、合併後2年半が経過したわけですが、こと人件費の抑制に関しましては、ともすれば性急過ぎると思われるほどに大胆に取

り組んでまいったという自負を持っております。もちろんこの間、指定管理者制度の導入など他の改革も同時進行で実施してまいりました。したがって、プランの二つの基本的な目標に関しては、現在、着実に成果を上げているものと認識しております。財政状況もラスパイレス指数や経常収支比率の好転で分かりますように、わずかながら明るいきざしが見え始めてきたものと判断しております。しかしながら、人件費比率や公債費負担比率など、幾つかの重要な指標は相変わらず褒められるような数値ではなく、さまざまな意味で少々財政収支が改善されたからといって、決して油断できない状況であることは確かであります。このように、今までは職員数の削減や職員給与のカット等、市役所内部でできる改革に中心を置かざるを得なかったわけではありますが、19年度からは次のステップとして、行革プランに従って、事務事業の廃止、民間委託、公共施設の廃止や統廃合、受益者負担の見直しなど、市民の方々に負担をお掛けするものにシフトしていかざるを得ない状況であります。そして、既にその動きがなされているところであります。今回の水道料金の改定もその一つであります。これは合併後の住民サービスの公平性の確保、また受益者負担の原則から料金の統一を行うものであります。職員の人件費の抑制に関しましては、引き続き努力を惜しまないつもりでありますので、以上述べましたこれまでの行革の流れを是非御理解いただければと思います。それから、先ほど質問にございました来年度の配置に関しましては、これから具体的に練り上げていく段階でございますので、この場では数字はお答えできません。それからワークシェアリングに関しましては、今のところ考えておりません。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 再質問します。検証会の時に市長は、市役所の職員が退職した場合、基金として用意していないので投資的経費などを削減してその方に充てるということをやります。これは去年作った行財政改革プランの中にはっきりと載っておりますので理解できます。土建業者さん、建築業者、公共事業の経費が仕事が少なくなるということでもあります。ただきのう村松議員の質問に対して、三原企画商工観光部長が、このように答えております。非常に厳しい状況にある地域の建設業者への対策につきましては、今後合併特例債などを有効に活用した事業を積極的に展開するとともに行革の実施により、ねん出された財源を必要かつ効果的な地域的事業などに充当することなどにより、投資的事業費が増大し地域経済の活性化に、と書いておりますが、行財政改革プランの中に投資的経費を削減するということをやっておきながら、おとついか、市長が各振興局に事業を上げてこいと、合併特例債もまだ使おうじゃないかと積極的に事業をするんじゃないかということを言われておりました。その証拠はこのきのうの三原部長の答弁じゃないかと思いますが、行財政改革の実施によりねん出された金というのは一体なんですか。人件費削減が投資的経費じゃったでしょ、行財政改革プランの中の主要な目玉は。大体それと市長は、どの程度合併特例債を今の算入でいくとどのくらい程度使うつもりであるのかをお尋ねしたい。それと言いますのも、田中角栄型で税金をばらまけば景気は良くなる。そういう方にシフトを置くのか、それともあくまで行革断行による財政再建を進めるのか、どちらなのか。この二、三日で言うことがちょっとちごうとるようになりますのでその点をお尋ねしたい。それと先ほど私は水道水のことをちゃんと言い忘れておったわけで、ていねいに答えていただいたんですが、合併する前から水道水は値段をそろえないけんじゃったちいうことは議員になってから聞いております。それは納得しております。これは議案に上がっておることじゃないかと思っておりますから、あまり言われんと思

ますが、合併をしたら佐伯市の水道水は高くなったようにとられると、私どもは判断しにくくなる。例えば40キロ近く古い土管が埋まるとそれを掘り起こして造るのに多額の金がかかるんじゃないかと、佐伯市は20年間水道水を値上げしてなかったんですというような説明を先に市民にしてから議会で採決に掛けるような方法もあるんじゃないかと私は思っています。これは政治手法だと思う。それを二つちょっとお尋ねします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員の再質問の時に、行革の絡みでございますが、公共事業の資金を退職金という形でまあ公共事業というのはですね、合併前が大体150億ぐらいだったわけです。その時の最初の計画が130億、その次の計画が110億と、先般も答弁申し上げましたように、佐伯市の財政規模で言えば大体50億から40億なんです。そうした中でこれを急激に落すわけにいかないけど、そうした状況というのはやはり判断しなければならない。特にこれはまあちょっと検証会の時とちょっと時期がずれるんですけど、私は市長就任した時に各振興局が出てきたのがやっぱ二、三十億円の公共事業が出てきたんです。これについてやはり合併の中で一応110億で決まったからこの水準でいこうと、そうしたことを抑えながらやらせていただきました。それから18年の4月1日から新たな形の私どもの、これについては90億とそういう形で公共事業を抑えるように話をしましたのも、結局公共事業そのものが単独事業とかですねいろんな形も多かったわけです。合併特例債をうまく使えば議員御存じのとおり、起債に対して70%の金があると、単独等で打った場合は起債を打たない事業というのは100は100全く支払うと、そうした部分も含めた中であるんでこうした合併特例債をうまく使ったりいろんな事業品目をする事によって、90億にこだわる必要はないと全体的な支払計画を見た形ですね公共整備計画は、そうした事業の運営をひねり出すと、そのためにはマル公の中で特例債やまた補助金等を使った事業をねん出しなさいと。そういうことに基づきながら支払計画を含み、またそれに対する対応を組んでいくということで先般部長会で指示し、昨日の三原部長の答弁でもそうした形の中で、単に公共事業のばらまきという形じゃなくて、いろんな知恵を出せばたくさんやれる方式があります。それは昨日ちょっと、お辞めになりました安倍総理についても頑張る総務省、皆応援するぞと、これ以外のこうしたことでアイデアがあればするぞとかですね、そうした特殊な事業もたくさんあるんで、それぞれがそれぞれの担当課が、それぞれの中でいろいろ各省から出てます。特に、美しい日本という形で出た事業でもですね、先般新聞等で載ったわけですけど、歴史的環境のおくもんについては国交省の補助金を出しましょうとかですね。そうしたマニュアルもどんどん出てきよんです。今度総理がかわったからどうなるかわかりませんが、そうした国の指針に基づいた事業はですねうまく活用することによってまた公共事業も伸びるだろうし、そしてまた私どもも安心・安全でやっている部分もあるんで、そうした事業を見直すことにただ単に上げるんじゃないかと、そうした部分をはじき出しながら、そして急激にですね公共事業が合併前にたくさんしていただいて、先行投資をしていただいたバウンドがやはり来るんです。そうした部分を見たときに、業者の方々にとってはじゃあどうなんだろうかな、やはりそのときしわよせ、急に仕事がなくなったんだという、そういうバランスを考えたときに、ここではもう少ししていくと。それから未しゅん工事件がありました。非常に担当課も消極的になりました。何かすればせつかくやっちゃったってああいうことになれば自分たちの責任になる。そうしたことを考慮しながら早めにお互いが連携する。そして合併前のばらばらだった状態

から今段々一体化なってますので、情報を共有化してですねいい事業をやっていくということで、そうした公共事業に対する今年度指示し、来年度からまた今年の途中からでもいい事業であれば積極的にやっていきたいと。特に19年度当初予算は当初予定もまだ枠がございますので、そうした部分では十分出していただくと。そういうことでございます。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 投資的経費のような市民の生活にかかわる仕事の単価は半分ほどに下がっても10年前と佐伯市の職員の給料は変わらない。市民に負担を掛けるような保険、水道水、そういうものは負担を掛けてもワークシェアリングの努力もしない。そういうふうに取り扱っておりますが、大事なことは民間委託にするならする。計算をせないけんと思う。何で食事を作るほかの300万で済むような、年間150万やそこの嘱託の人と1人が700万も800万も取るような人間が同じ職場で働くのじゃろう。保健士さんでも保育士さんでも同じやなかるうかと思う。やはりある程度の年齢になったときにはほかの仕事についてもらうとか、そういう方法も考えてもいいんじゃないかなろうか。何なら一般職の人数が多い多いて言われのなら、その人たちに何かの免許を取らせてでも出向させて、勉強させてでも佐伯に帰ったときには適正な職場に振り向けるとか。市長は確か昔はそういうことを言ったようにあったと思うんですが、都合いいんことは忘れるごとある。そういう対策もただ辞めさせるちいうことやなしに減らすためにはそういう方法も考えてもいいんじゃないかなろうかと思う。それが企業家的な発想じゃあと思うちよります。

それと学校の鶴城の件です。私が鶴城って名前を出したのは、鶴城が現在進学重点校ちゅう立場にいい位置にあることが一つと、普通科専門高校だから出した。別にこだわるとるわけじゃあない。ただ鶴城なら今のままでも目指せば進学拠点校になる。そしてOBが応援をしたいとそう言うてるからしたわけで、特定なことを言うるとるつもりはありません。そして市民の願いは先ほどの数字で示されるように、今のままでは全県一通学区になると出て行くんじゃから、それを抑える努力をせないけんじゃあねえかと、それを言よるわけです。だから市長が市民の声をでなくて、よその自治体のように自分で先頭に立ってやりますという。佐伯は県南の中心は、例えばまあ早よう言えば臼杵との引っ張り合いになる可能性がある。そげえなったときに県南の中心は佐伯じゃあ自分ではっきりと市民と一緒に自分が先頭に立ってやりますという、豊南を残せとか言よるんじゃないんよ。鶴城の進学拠点校の話をしよる。そして今現在、普通科がかなりある中で重点校になって成績も上がりよるから、具体的にここを将来まで進学拠点校に位置付けろやという話をしよるんですから、そのところの答弁をもう1回お願いしたい。県立3校の中の普通科専門校、そして現在も重点校になつとるから、佐伯市の子弟をそこで育てろやという話をしよる。それを先頭に立ってやってくれるかどうかの質問をしちよります。これが一つ。3月の予告編までしようかと思うたけど、もうちょっとまって、忘れちらんかのう何か。まあそしたら進学拠点校のことをすいませんが答弁を。先頭になってする気がねえのならねえで結構です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 本会議場ですのではじめをつけてですね。私は先ほどですねどういふ答弁をしたかって記憶しとると思ひます。進学拠点校についてはやっていますということをはっきり答弁申し上げさせていただひてます。同じことでございます。

議長（児玉忠義） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

次に25番、菅原忠君。

25番（菅原忠） 本日最後になりました。最後の方になって長い話をすると非常に嫌われますので、短く終わりたいと思いますので、執行部の方々に協力をお願いいたします。

蒼風会2番バッター、25番、菅原です。今回、一般質問を火曜日からずーっと見てきまして、今回の市長はちょっと違うなあというふうに個人的に感じてます。今までになくいろんなことに積極的な返事が返ってくるなあというような雰囲気を持ってます。私の質問に対しても是非積極的に答弁がいただけたらなあと思っております。私も先日といいますか、先ほど後藤議員が言ってました検証会の中でのことですが、大体検証会の中で市民のやっぱり関心事というのは大入島問題、それから財政状況、佐伯市は夕張みたいにならんのかというようなところ、それから企業誘致の件が一番やっぱりオーソドックスに市民の一番関心のあるところかなあという感じがしました。そんな中で市長が言っておられました企業誘致の中で、私は元々企業誘致という言葉よりも企業留地、いまある企業を外に出さないようにする。そういった方向性での企業誘致の中で考えてるというお話でございました。そこで市が実際にこの西嶋市政になって2年半、その中で市の施策により企業は実際留地しているのか、また留地せずによそに出た企業があるとしたら、なぜ出たのか、原因が分かっているのであれば、この前の検証会ではそこら辺の出た部分が全く聞かれませんでした。あとで聞いてみると割と市長の身近な人の会社が豊後高田に行ってる。もうこれやっぱりある意味ちょっとショックだったなあという感じがしました。そこら辺をお願いします。今後やっぱり今でもそうですが、水道料金の今改正問題で出てます。実際に水を多く使う企業、年間にしたらすごい金額使っているところがあります。これがやっぱり今回の水道料金の改正でかなり企業としたら、やっぱり水道料金の改正というのは大きな問題になるかと思えます。その中で今後の留地策として考えている途中のもの、考えがあればそれをお願いしたいと思えます。

2点目に、ケーブルテレビのこれからはということで、これも今行政ケーブルの料金の統一を今説明会を行っております。これも当然合併前からの積み残し作業の中で統一を行っているわけですが、その中で、僕は統一そのものに全く反対するものではありません。これはもちろんせないかんもんだとは考えてますが、質問の中に小さく加入促進というのを書いてますが、これはちょっとあとの方に関係しますので、行政ケーブルテレビの中で多分これは加入促進は今やってないと思えますので、答弁を待ちます。それから料金改正は本当に市民に平等になるのかというのを小さく上げさせていただいております。それは、旧郡部は行政ケーブルを引いて市民に平等にケーブルテレビが普及されております。ところが旧市内においてはどうしても難視聴を優先的にケーブル加入を行政として取り組んだために、一番大事な真ん中の地区が一番ケーブルの加入率が悪く、加入がされておられません。そうした中で、前回染矢議員かな、防災無線の話が出ました。それと私も前、緊急通報システムとかの話もしました。そんな中でやっぱりこのケーブルが本当は一番市民の情報を共通に等しく流すとしたら一番やっぱり行政チャンネルが有効かなあといった観点から、今行政ケーブルの料金統一だけをやってますが、実際に今加入されてない方々のことを考えればやっぱり全然これ平等じゃないなあ、そういった部分で料金改正は本当に市民に平等となるのかという部分で質問をしたいと思えます。1点、2点よろしくをお願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 菅原議員の御質問でございます。市長の言う企業留地とはということでございます。ポイント的にお話していただいたんですが、市長の極近い会社ということですが、ちょっとこれは置きまして、私の方は一応市の施策等により企業を留地してるのかということですが、基本的には私の言う企業誘致ということについて、佐伯市内の進出企業ということで主にこれを取り組んでおります。また、地場企業に対しても各種の施策を展開して引き続き佐伯で操業してもらうように地元で定着を図りたいと。市の施策により企業留地してるかのことですが、佐伯市の企業留地策は、まず佐伯市工場設置促進制度等、また佐伯市内に製造業の建物及び機械・設備等の2,500万円以上の新設・増設を行った企業に対して、固定資産税の助成と都市計画税の助成、投資額の助成という形、また新規雇用者の助成、工場用地の助成を行っているところです。この助成は誘致企業に今まで限定されるものではありませんし、地場企業にして同地域でそういう形の投資を行えば助成が対象となるものがございます。また、次にそうした対策はということですが、昨年佐伯市、臼杵市の造船各社で設立した佐伯地域造船技術センターの造船技術研修事業の事務局を担当するものとともに補助金を支出しております。これも熟練技能の伝承、後継者の育成を行う造船業の留地施策であります。そして、さらには佐伯市企業技術振興協議会が実施する地場企業の連携による調査、研究、技術指導、後継者育成などにも補助金を出して支援をしております。そうした形でやっておりますが、先ほど身近な企業ということで、ちょっと私も思い付かないんですけど、ある企業が提携企業との関係で共同出資をする関係とかですね、その地域における産物の関係ですね、そちら方面に新たな会社を作らざるを得ないという点については、佐伯市で直接子会社やなくて、私の言ってる企業とちょっと違うかも分かりませんが、私の言ってるのは共同出資の関係で代表者に付いたという形を伺っております。これはあくまでも佐伯を出ていくのではなくて、そのところでそうした体制の企業を新たに興したということと伺っておるんです。そうしたことで、今後企業っていうのはですね私は留地をするためには、東京等に出張したときも特に地場企業がですね、進出企業がほとんど過去あんまり市長が行っても、議長が行っても来なかったという話がございます。特に議会以上にやっぱり市長がそうしたことで積極的に佐伯市に誘致された企業に年に1回か2回顔出して、いろんな情報交換することが大事だと思っております。そうした中で、先般興人等の発酵事業も佐伯市に新たな施設を増設するとか、よく言われております進出企業については、佐伯市でいろんなことがあった住民騒動にかけてもいろんな情報が全部いきます東京に、それが理由がなく佐伯はこういう所だという評判が立ったりすると厳しい状態になってます。だから地元における企業については、いつも意見交換をしながら、そうした部分についてはやっていかなければならないと思っております。他については、担当より説明させていただきます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 私の方からケーブルテレビに関する部分をお答えいたします。1点目の加入促進についてですが、佐伯市には民間のケーブルテレビ佐伯が整備し営業しているエリアの旧佐伯市中心部と、行政が整備した旧佐伯市の周辺部及び旧町村のエリアという両者が混在していますので、ここでは行政のエリアにおける加入促進状況についてお答えします。加入率は全体で98.4%です。地域別には、上浦、弥生、本匠、宇目、直川、鶴見、米水津においては100%、蒲江は99%、佐伯は94.3%となっています。非加入の1.6%は、地上波中継局からの電波を屋根などにアンテナを立てて直接受信できる地域に住んでいる方々であろう

かと思えます。行政といたしましては、特に旧佐伯の場合ですが、ケーブルテレビ事業開始時に、加入すればアンテナの維持管理をしなくてもよくなるし、行政からのお知らせが行政放送で見られる。といったようなうたい文句で加入促進を図ってきましたが、全体的には100%には至っておりません。さて、大分県では、平成18年12月1日からデジタル放送が開始されておりますので、地上デジタル放送を見るためにも是非ケーブルテレビに加入するように市報でお知らせをしております。佐伯市では中継局のデジタル化は2008年に波越のテレビ塔だけに予定されておりました、今のところ他の中継局はデジタル化の予定がないことから、ケーブルでなければテレビが見られなくなるため、今後も市報等で加入促進をしていく予定です。次に、料金改正は本当に市民に平等なのかということについてですが、もともと行政のケーブルテレビ事業は、合併前の旧市町村が地域の事情で、それぞれ独自のサービス形態でスタートしてきたために、基本使用料、番組内容、そのほかのサービス等に違いがあり、合併時の統合は極めて困難であったことから、合併後に改めて調整をすることとされておりました。その後、平成18年3月に策定された行財政改革推進プランにケーブルテレビ事業の見直しの項目を掲げ、統合案の検討に着手したものであります。今回の統合案は各地域ばらばらの行政のケーブルテレビ事業の状態を根本的に統一化するもので、合併をして同じ行政のケーブルテレビに加入しているなら、どの地域にいても同一のサービス、同一の料金で平等であるべきだという基本的な考え方に立っています。また、この行政のケーブルテレビ事業が年間2億円以上の赤字を出しているため、財政運営の健全化という観点からも必ず見直す必要があったわけございまして、起債償還分を除いた維持管理経費の赤字分である約1億円をCS番組の廃止や自主番組制作の一本化で制作費を節減して、残りを受益者負担でお願いしようという案でございます。以上です。

議長（児玉忠義） 菅原議員。

25番（菅原忠） 先に企業留地の方からお願いをいたします。市長ね、一番やっぱり今、例えば佐伯市民が一番よく言うキヤノンやトヨタを佐伯へ持ってきてくれという話をよくします。この前の検証会でもそれが出てました。実際に先ほど今市長の言う共同企業の関係によってということもよく分かります。だけどそこが一番市長に本当は頑張ってもらって、逆にその共同企業をこっちに連れてきてくれよと逆に市長に本当は一番頑張ってもらいたかった部分が企業留地かなと。それから実際の今後策が一番なんです、実際に今度水道料金の改正で佐伯でも食品関係の企業、やっぱり年間の使用料を見たらすごい金額になります。やっぱりそれがまた、約1割今度の料金改正で上がります。実際そこが従業員の数辺り数えても200人近くの方とかですね、ほかの食品関係の企業も見ると、食品関係の企業だけでも雇用数だけでも600近くいくのかなあと思えます。雇用の面でもそれくらい頑張っているところが、今度水道料金の改正によって平均1割近く上がるようになります。そしたらやっぱり企業留地という観点からした場合に、逆に佐伯市が行政として企業に応援できること、やっぱりその部分は今後の企業留地策の一つとしてやっぱり当然考えてもらいたいというのがまず1点です。実際にその食品企業の中で前回は僕言ったかもしれませんが、一つの企業は臼杵の方から声が掛かってたりも実際にしてましたし、当然水道料金の関係で佐伯を増設するんじゃないし臼杵に逃げられてしまうということも当然考えられます。そういった部分で本当の企業留地策をもうちょっとそういう水道料金とか、電気料金とか、考えられる範囲の留地策というのがあればお願いをしたいと思えます。

それから大鶴部長、行政ケーブルの統一という部分は分かります。それを例えば、旧町村単位での格差是正とかね、それとか一般財源の持ち出しの是正とかいう部分はよく分かります。ただ本当に行政チャンネルとしての機能、情報として考えたときに結局一番遅れているのが今まで郡部は住民福祉の向上とか、過疎債を持ってた関係上とかいう部分でケーブルに取り組むことが、それは旧佐伯市よりは可能だったと思います。だからそんな部分で本当は料金改正はもちろんだけど、やっぱり旧市民、市民全員がケーブルテレビ、行政チャンネルを見ることで平等でなければ、例えば一般財源をやっぱり持出すにしても旧市民の方は恩恵を得ないんですよね。そういった部分で市民の平等と言えるかという部分はそういう言葉なんです。だからせっかく佐伯市も過疎債が使えるようになった。であれば、やっぱり旧市内のケーブルテレビの普及してない部分、もちろんCTSとの民間との兼ね合いがありますが、当然今後デジタル化になってCTS佐伯とやっぱり佐伯市というのはすごく大きな関係を持つ状態にありますから、その部分で前にも緊急通報システムの話を見せていただいた時に、情報推進室とも話をしましたが、トータルでもうちょっと研究をさせてくれという言葉をも許副市長が総務部長の時にそんな話をした記憶があります。その中で、先ほど言ったように、染矢議員がやっぱり防災無線の話とかですね、それもすべてケーブルの中で考えられる範囲であれば予算もかなり逆に縮小できるんじゃないかと思います。今言うケーブルに加入してない人との平等性をどのように考えるかをもう1回お願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 菅原議員の再質問で、さっき言った共同で出た企業等はですね、私もちょっとお話しした時に、やっぱりそうしたステップをつくらないと、今佐伯市の方にも一部下請けをしてるそうです。一つのステップかなあと、これもう逆に言えば誘致企業と同じ立場ですね豊後高田に行ったのは、これはキヤノンの関係で確かできてると思います。それからもう一つの食品関係の企業、これについては私もこの水道値上げはお話をしております。特にこれからですね、規制が非常に厳しくなると思います。今瀬戸内汚濁防止法ですか、こうした絡みでですね食品産業に対してですね非常に規制が掛かってきて、特に工業用水ではもう絶対駄目だと、水道水を使ったですね産業じゃあないといけないということで、その水道については佐伯市はこうした20年の中で値上げをしてないし、1割、20年で1割って言ったら1年間にどのくらいかというコストから言えば、非常に上がってないと。これは私は理解を賜っておると思ってます。特に利益企業になりますと1割の値上げと言ってもそのうちの最終利益のうち50%税金が出れば1割じゃあなくて0.5%の値上げという、企業の考え方と言えばそうなるんですが、そのためにいろんな中でろ過装置を付けたりですね、いろんな産廃に関する費用が高いということで、それの方が排出基準が厳しくなることが非常に厳しいと、特にこうした瀬戸内に関するこうした問題というのは今後とも出てくると思ってます。特に食品関係については私は水道というのは確かにありますが、全体的な金額もどの程度かという負担も見ておりますし、一番大きなそうした部分では理解が得られるんじゃないかと、今回の値上げについてはですねそう思っております。企業留地ということですけど、それが大変一般市民の方に比べれば逆に企業の方が、全体平均じゃなくて企業の方が値上げが少なかったんじゃないかと言われる方もおられますので、そうした意味では市民の方から逆に来た、なぜ企業を上げないのかという逆質問を受ける場合がございますが、そうした中で配慮したつもりでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 不平等だという部分はですね、そのCTSエリアとの関係ですか。あのですね、もう御存じかと思えますけども、いわゆる佐伯市の旧佐伯のいわゆる街中と言われている中心部の所はケーブルテレビCTSのエリアということで、基本的に行政が造ったわけではございませんで、道路に建てるとその伝送路は民間が造った分で、そのエリアに入ってる人たちは行政とはちょっとノータッチの部分ということですね、今回はそこを除いたその他の部分の、私なんか八幡ですから今度その他の方に入りますんですけども、そのパーセンテージ的には街中が50%、その他が50%の人数を占めております。とにかくですね料金の統一化を図る基本的な考え方が施設整備に掛かったいわゆるハード分はもうとにかく税金で見ようということで、維持管理部分の赤字が1億数千万ほど今あるんですね計算すれば、その1億数千万に関しては自分たちの維持管理だと、伝送路の維持管理だとか、いわゆる番組に掛かる経費だとかそういった部分のところは、行政のケーブルテレビに入ってる人たちで負担ができるようなことにやろうじゃないかという計算の下に、もう1,000円であれば電話が300円ですかね、それであれば一応赤字が解消できるという計算が成り立ったので今回の案を提案させていただいておるわけです。だから旧市内のこのケーブルテレビのいわゆるCTSエリアの人たちと不平等やないかということになるとですね。本来はちょっとこういびつな感じになってますから、全部が行政エリアであればこういう話にならないんですけども、たまたま旧佐伯の方はそういった民間エリア等行政エリアというふうに分かれていたもんですから、今後の大きな課題で我々も悩ましい観点だというふうにとらえてるんですけども、とりあえずは今言いましたように、行政エリアの1億円の分の赤字を維持管理費分の赤字を補うような料金改訂をして受益者負担の原則でいきたいなあということでございます。よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 菅原議員。

25番（菅原忠） もう1回最後をお願いします。冒頭に市長ね、私の言葉の中にあっと思ったと思うんですが、検証会の中で市民の関心はどこにあるかという話をさせていただきました。大入島問題、それから財政状況のこと、その次に企業誘致ということに市民の関心があるわけですね。そしたら確かに今度の水道料金の改正、水道料金の改正に当たって基本的な考え方ね、やっぱり企業の方に多く負担してくださいよという考え方は僕はよく分かるんですよ。だけど逆に市民の今一番この佐伯に企業が来てくれ、企業こんのかという話が一番よく出るんですよ。そしたらね市民は例えば、仮に水道料金一世帯、仮に10円でも100円でも僕はそれくらい関心のある企業誘致のためだったら僕は企業の水道料金を下げてやっても企業誘致の一環としてすいませんけど市民の皆さんお願いしますよというものにとらえ方だったら、僕は市民こらえてくれると思うんですよ。僕はそう思うんですよ。それくらい今、誰に聞いても佐伯は企業がこんのう、企業がこんのうという話をもう何年もします。それからすれば今言う企業誘致のため、そのために10円基本料金が高いけどそれは市民の方に御理解を願えんですかと言えば、その10円を文句言う市民は僕はないと思うんですよ。考え方としてですよ。説明の仕方としても、そういった部分でやっぱりそういう企業、市長の言う企業留地のためにもそういった食品、雇用の大きな会社、そこは何らかのくくりをつければいいかと思うんですけど、そういった料金のお願いの仕方も僕は市民に対してあるんじゃないかなと思うんですよ。今ちょうどケーブル流れてますから、それは市民の一部からそうなら10円もやらんよ

と言う人はおるかもしれんけど、でもやっぱり本当どこでも皆さんそう思うんですが、どこでもみんな企業の話の話を必ずされると思います。もう1回それで市長あればお願いします。

それから、大鶴部長ね、結局CTSのエリアが問題なんです本当に、僕が言ってるのはCTSのエリアがね、結局行政負担としてね1億円とか拠出する中に、じゃあCTSのエリアの人は恩恵を受けないでしょ結局ね。例えば今、市報ね自治会にお願いしてもう配りもんが多いからこらえてくれと田舎の方はよく言います本当にね。ケーブルがでも全戸に普及してたら市報の部分もずーっと減るんじゃないですか。減すことができるんじゃないですか。そういった観点で逆にそれかといってCTSのエリアだけに企業のケーブルがもう走ってますから、逆にね今から行政がCTSと話をして全戸にCTSのエリア網を行政が入りますよと、入ることができないかという協議をしてもらってすれば引き込むだけのお金で行政負担もかなり安くて済むと思うんですよ。だからね防災の面からしても、例えば緊急通報システムとかにしてもケーブルのラインを使ってやるとかすればね、全体で考えたらぐーっと安くできると思うんですよ。だからトータルで考えたいと去年かおとしの時点ではそういう返事をいただいてました。だけど実際には今言うただもう行政ケーブルだけの今統一統一という話になってるけど、でもそこだけにお金を投入するのはやっぱりCTSのエリアの方に関しては僕は不平等と思います。だからこの際、佐伯市も過疎債使えることになったんだからCTSのエリアの方々にもケーブルが取り組めないかということなんです。その不平等をとることができないかということです。聞いてる意味分かりますかね。だからそういう考え方を持ってもらいたいですよ。そうすれば今言う、防災も多分取り組めるのかなあとか、緊急通報システムもその中で取り組めるのかなあとという、技術的なものはちょっとよく分かりませんが、そういうことでもう1回お願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 菅原議員から工場に、企業用っていうんですかね、水道について。これについてはですね、旧とかそういう形で言いますけど、旧佐伯市については約1割ぐらい上るんです。ところが周りの鶴見、米水津、その他については逆に下がります相当。だから立米はですねある程度いくとですね立米150円ぐらいですかね鶴見も米水津も、旧佐伯の料金が110円か120円ですか、そういう具合に150円ぐらいいくとすればねたくさん使うとこはですね、そういう具合にまず今回は合わせていって大きな値上げと言うんじゃないくて、全体を合わせていこうと。20年間佐伯市がですねそういう状況の中ですねいっているという。私は量を使わない所ちいうのは大きな格差があると思います。今回は是正をしたんだとそういう御理解を賜っていきたいと思っております。だから通常の家庭用料金というのは別個の計算方法になると思いますけど、工業用については、工業用というのは要するに75ミリとか100ミリとか、大きな管についてですね、そのような形で、特に企業では逆に今回水道料金見たら佐伯はこんなに安かったんかと逆に私は引きつける方向でむしろ東京に持って行っていいなあと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 私どもが住民説明会に回ってる時にですね、いわゆる地域格差の問題で、旧佐伯の街中に比べてその周辺部の方が非常に不利益が多いんだというような方をいつも言われたもんですから、私は勘違いをして、今言われてるのは街中のCTSエリアの人たちの方が不利益をこうむるんじゃないかというそういう御意見ですね。まず最初にですね、

このCTSエリアの方々もいわゆる行政エリアと同じ番組のコースがあるというのは御存じでしょうか。今のところ500円コースと言われてる。それはもうもちろんございますけども、今です民間のこのCTSのエリアの加入率が74.3%になっております計算するとですね。言われるのは入ってない二十五、六%の人たちが同じ緊急情報とか防災情報を享受できないのではないかと、そういう不利益があるんじゃないかということだと思っておりますけども、そこはですね、なかなか難しいところで民間のエリアですので、できるだけ入ってもらうような宣伝は民間の方もしてますし、私どももそういう進めはしてるんですけども、とにかくですねCTSは御存じのように3セクということで市も出資の関係で絡んでいるんですけども、今のところですね、議員が言われるような非常に課題がございます。非常に先ほど私が言いましたようにいびつな感じになっておりますので、何とかですね市民に対する同じ情報をきっちり同じ条件で与えることができるような状況というんですね早くつくらないかということで、かなり関係課、当該課と一緒に研究してるんですけども、片やとにかく民間、行政という話もありますので、今後の大きな課題としてまたずーっと引き続き研究させていただきたいと思っておりますので、今日のところはその辺しか答弁できません。すみません。

議長（児玉忠義） 以上で、菅原議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、18日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時29分 散会

平成19年 第5回

佐伯市議会定例会会議録

第6号 9月18日

第5回 佐伯市議会定例会会議録(第6号)

平成19年9月18日(火曜日) 午前10時15分 開議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	3番	川野	紀久雄
4番	曾宮	司好	8番	後藤	幸吉
9番	江藤	茂	10番	清家	好文
11番	矢野	精幸	12番	矢野	哲丸
13番	河原	修仁	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	梶田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠己
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	村松	講一
40番	児玉	輝彦	41番	村松	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	清幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

2番 高橋 香一郎 14番 宮脇 保 芳

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務部	長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水道部	長	戸川	高島	公心	人え
副副教総財企市福建農	市市育務部	長	木塩	許月	政厚	信信	教消	浦生	道防	長	川高	島橋	み忍	え信
副副教総財企市福建農	市市育務部	長	武大	田鶴	隆直	博己	上弥	振生	局	長	大加	鶴藤	安宗	義隆
副副教総財企市福建農	市市育務部	長	久保	田原	成信	太行	本直	匠川	局	長	御手	洗宮	隆二	清美
副副教総財企市福建農	市市育務部	長	三田	原崎	信誠	行邦	宇鶴	目見	局	長	曾安	藤高	廣一	徳郎
副副教総財企市福建農	市市育務部	長	菅川	人野	俊宣	行生	米水	津振	局	長	戸高	治玉	和一	康
副副教総財企市福建農	市市育務部	長	河	野	伸	生	蒲江	振興	局	長	児	玉	和	康

議事日程第6号

平成19年9月18日(火曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 一般質問
 - 第2 議案質疑
 - 第3 議案等の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案の上程
 - 日程第3 議案質疑
 - 日程第4 議案等の委員会付託
-

午前10時15分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成19年第5回佐伯市議会定例会第14日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

14日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、小野宗司君、2番、和久博至君、3番、狩生寿一君、4番、戸山盛喜君、以上の順序で順次質問を許します。

16番、小野宗司君。

16番(小野宗司) 皆さんおはようございます。一般質問もいよいよ今日で最後になりました。最終日第1走者ということで、自分に任された区間を一生懸命に走りまして、第2走者にバトンを渡したいなあというふうに思っております。ただ1回目、私質問を出しきりますので、いつものように時間が掛かりますが、その点は御容赦をいただきたいというふうに思います。

16番、小野でございます。早速一般質問を始めます。今回は持続可能な一次産業農林水産業、これを構築するためには役所の組織はどうあるべきかということについてお尋ねをいたしたいというふうに思います。御承知のように林業から入りますけども、日本の国土これ3,778万ヘクタールあるそうです。その中で森林の占める面積、これは2,512万およそ67%、7割近くが森林に占められている。いわゆる森林国家であるわけでありまして、その反面木材の自給率はわずか20%、そのほとんどを外国産材、いわゆる外材に依存している輸入大国でもあるわけです。その中で非常に危ぐされていることがありまして、その輸入されてる6%から20%、これは環境汚染につながるような、破壊につながるようないわゆる違法伐採された木材が実は輸入されておりまして、それが建材あるいは建具さらには紙に利用されているということでありまして、1993年にメキシコに本部を置く、いわゆる世界的なNGOこれが創設をされました森林管理協議会と言います。FSCフォレスターと呼ぶんですけども、これ

は森林を管理し社会的に貢献し、なおかつ環境に配慮し、実は子どもたちに豊かな自然を残すことを目的として森林の認証制度を始めました。すなわち、管理された森林ということで認証することによりまして、その認証された森林から出た林産物について市場での積極的な流通を促し、逆に環境破壊を伴うような違法伐採によって出された林産物に対して市場での流通を抑制することを目的としたものであります。この認証制度に二つ種類がございまして、管理された森林山地そのものを認証するF M認証、それと林産物の生産加工流通過程、これにおいてすべて確認できる履歴が確認できるものについて与えられるC O C認証、そしてさらに山から流通過程まですべて確認できるものについてF F Cのロゴマーク、あるいは刻印等を認めているわけでありまして、これの森林認証の一番大きなメリットというのは何と申しますかと言いますと、実は製品もそうですけども丸太この原木も一般の市場、いわゆる土場、一般材と区別されておりました、一般材よりははるかに高い株で取引をされているということでありまして、今、山林は非常に荒廃をしております、その最も大きな要因というのは木材価格いわゆる材価が非常に低いということ。昭和55年に実は立米当たり3万9,600円で最高値をつけましたが、平成の15年には何と9,000円を割り込むとこまで材価は落ちました。現在非常に低い水準で推移をしてるわけでありまして、これが山林の所有者にとっての生産意欲を減退させ、一度伐採した山林に植林をしない、いわゆる植林罹災地放棄地が増えている。これが崩壊の原因につながっているわけでありまして、その意味で森林持続可能性を高める森林を構築するためにやはり木1本、ひいては山林の価格を高める。こういった政策がどうしても必要になってきます。その意味においてこの森林認証制度というのは非常に重要な取組であろうかというふうに思っております。ここで私が御提案申し上げます森林認証というのは、もちろん市有林だけでも単独で認証できるわけですけども、もっと広く広範に、例えば森林組合さらには森林の所有者、あるいは工務店等の広い範囲の方と一緒に巻き込んだ連携を深めた森林、これの認証いわゆるグループ認証ということで、是非佐伯市に主導を取ってもらってその手続に入っていただきたいというふうに思っております。今現在日本全国で23か所、およそ28万ヘクタールの森林が認証をされております。今新たに2か所、いわゆる東京のこれは多摩農林というところですが、もう1か所静岡の川根本町、ここが手続をしておりましてまもなく25か所になる予定であります。世界的な動向を見ますと、この森林認証増えておりまして、市場性非常に流通が盛んだということでもう非常に先取りをする形で佐伯市がこれを認証手続に入るということは非常に重要だというふうに思っております。まずこの点からお尋ねをいたしたいというふうに思います。さて木材、材価の安さこれの一番の大きな原因というものは建築用材、これは外材にすべてシフトされてしまっているこれが一番大きな要因です。さらに間接的な要因として、いわゆる伐出のコストが非常に高く掛かるということ。山林従事者が非常に少なくなっておりまして、この伐出、伐採して市場に木材を出すまでのコストが非常に掛かるわけです。四、五十年いわゆる丹精して育てた杉山これを業者に頼んで出しまして、市場価格が安い上に伐出コスト、つまり業者に渡す手数料が掛かるものですから、手取りがほとんどないということで山林所有者のいわゆる木材に対する生産意欲が減退する。それが先ほど申しましたように、いわゆる山のいわゆる荒廃につながっているわけでありまして、そこで行政としてこの二つの理由払拭するために積極的にかかわっていただかなければならないというふうに思っています。まず第1に、去年佐伯管内で生産された素材これはおよそ18万立米、そのうちの7万から8万立米が市内におい

て製品化されております。実はこの六、七年前、これは12万立米でした。そして佐伯市内で、旧佐伯市内ですが、製品にされたいわゆる製品は7万6,000立米、つまり製品に加工されたものが現在7年前とあまり変わっておりませんが、素材の生産量格段に違っております。いわゆるこのことを示すのはですね、お隣の宮崎県これの業者これがいわゆる機械化を進め、素材の生産量格段に増やしているということでありまして。これには理由があります。宮崎県の業者実は地元地場の佐伯の業者、山林を買うことが非常に難しくなっております。なぜかと言いますと宮崎県の方が買値が高いからであります。これには理由がある。宮崎県は高性能の林業機械というのは非常に整備、配備をされております。現在225台いわゆるタワーヤード、プロセッサ、ハーベスタあるいはフォワーダという機械、整備をされております。林業機械企画センターというところに整備をされ、例えば個人あるいは事業者がそれを借りたいという意志があれば半月単位でお貸しすること。そういうシステムができ上がっているわけでありまして。さらに森林組合あるいは素材生産業者、それが幾つかチームを組み組合を作りますと、県の方からタワーヤードについては4割、その他の機械については3分の1の助成があるわけです。ところが大分県は平成3年からこの機械の導入が始まっております、18年現在75台配備をされて大分県が出資して作りしました森林整備センターの方にこれが配備をされております。ところが例えば私とその機械を借りたいというふうには大分県整備センターに申請いたしましても簡単には貸してくれないわけでありまして。借りるためには認定された事業体という、大分県からの認定事業者というその許可、お墨付きをもらわなければなりません。この認定事業体になるこの資格要件というのは結構厳しゅうございまして、5年先の森林の伐採計画を出す。年間にはほぼ2,000立米、さらには山林に雇用する作業員を5名以上確保するということがその計画の条件になっておりまして、それを満たさなければ認定事業体という資格はもらえません。これが一番大分県のいわゆる林業、高性能の林業化、いわゆる機械化ということを遅らせている理由であります。そこで佐伯市にお願いであります。佐伯市管内は一人親方というのが非常に多いわけで、年間の2,000立米うんぬんという条件非常に厳しゅうございまして。そこで何とかこの条件というものを緩和するように大分県の方に要望できないか。この件についてまずお尋ねをいたします。さて、国は望ましい林業構造の確立ということに題しまして、今年度から個人あるいは民間の方に林業機械を買うための助成措置を始めました。今年度から募集して来年度から実際その助成措置が始まります。ところがこれも非常に条件が厳しい。年間の産出量3,000立米以上というような条件が付いております。しかし、その募集に応じて国費、これに該当するそういった業者の方がおられた場合に、国費の上乗せ分として佐伯市単独で助成する措置を講ずることができないか、この件についてもお尋ねをいたします。宮崎県の業者の例を冒頭に述べましたが、それぞれの業者が機械化されれば伐出コストこれが格段に安くなる。安くなった分を山手に掛けられる訳ですから、木1本の値段ひいては山林そのものの価値を高めることになるわけですから、この取組は是非ともしていただかなければならないというふうに思っております。もう一つあります。今、外材が日本の建築用材、この中に大半を占めております。そしてその外材、これはヨーロッパから来るホワイウッド、ヨーロッパスプルスという松です。あるいはダグラスファーという米松これが来てるわけですけども、日本の杉あるいはヒノキより高いわけですね、なぜ高いかというとその木自体が持っている含水率、つまり水分量が非常に低いために反ったり、曲がったり、縮んだりしないわけでありまして。ところが日本の木

の場合は65%以上の含水率を持っています。これを使っていわゆる家を建てますと、建てたあと何か月かして木が縮んだり変形したりします。その都度、その施工に携わった工務店の方は手直しをする必要があるわけですから、そこを敬遠して、その心配のない外材にシフトしているのがその大きな要因、最大の原因であるわけです。そこで政府、日本はそういった外国の乾燥材に負けないために、今現在コーン乾燥施設1割程度ですが、これを近々3割まで伸ばすというふうに言われております。また先般、大手のいわゆる建築住宅産業、住宅メーカーと協議をもちまして、その席上で国産材のもっと使用というものをお願いしたところ、その大手の住宅メーカーがどういうふうに申しましたかと言うと、安定的に材を供給してください。そして質の高い材を提供してください。それが可能であれば国産材の流通を考えましょうと。これを受けまして、新生産システムというのを国が始めました。そこで外国材にごして戦うために、いわゆる加工場、この大規模化を図るようにしました。そして製造、あるいは流通について合理化を図り、外国材に負けない国産材というものを育成する事業に掛かったわけでありまして。そこで木材、いわゆる産業づくり交付金という交付金あり始めました。そして木材関係団体についてこのいわゆる高温乾燥機、これの導入をする場合には助成をしましょうという、実は取組が始まったわけでありまして。そこでこの佐伯市にお願いですけども、それに該当するいわゆる団体が出た場合に、先ほどの高性能の林業機械と同様に上乘せ分として、単独で佐伯市自体助成することができないか、これをお尋ねいたします。仮に今、佐伯管内に40余りの製材所がありますが、この製材所一つ一つがこの高温乾燥機を持てば当然高温乾燥材がグリーン材は生の木よりは性質としては高いわけですから、その分土場の丸太1本を高く買う可能性がある。それはひいては山林そのものの価値を高める可能性があるという意味では、持続産生可能性を高めるいわゆる山林の所有者のいわゆる山林意欲、これを向上させるためには最も重要な取組だというふうに思うからであります。ただし、もう林業機械の構造化いわゆる林業機械、高性能の林業機械、これを機械化するというのにはいいことばかりあるわけじゃない。功罪併せ持っているわけです。功の部分は先ほど言った山林の価値を高めるということでありまして、一方で罪がある。この機械化は従来の河川集材と違いまして、いわゆる付っぱなしの作業道幾つも要ります。いわゆる仕事が終了してその裸になった山に山林所有者が植林をしない。いわゆる放棄をいたしますと大雨等によりまして、その荒れた表面の土が流し出され環境汚染、あるいは二次災害につながるからであります。そこで功の分は功として尊重し伸ばしながら、その罪の部分を払拭する手当を実は市としてはする必要があるというふうに思っています。そこでこれはお願いですが、当面1ヘクタール以上という基準を作って、その山林放棄地、山林の未植地、これの地主さんと交渉し、市に買い取ってほしいというふうに私は思っております。そこで買い取った土地の上に漁民の方、あるいは市民の方、ボランティアの方を募って、そこに例えば、シイあるいはカシの照葉樹あるいはブナあるいはクヌギの広葉樹、これを是非とも植林をしていただきたいというふうに思っております。さらに番匠川の上限には雑木山がかなり広くございます。これを将来を水源かん養あるいは国土保全のために、将来のために市有林として買い取って管理をしていただきたいというふうに思っております。1本の25メートル、高さ25メートルのブナの木があるとしますが、このブナの木1日に2.4キログラムの二酸化炭素を吸収します。そして1.7キロの酸素を供出するわけでありまして。あるいは1日200リッターから400リッターのいわゆる水分を大気に放出します。また、1ヘクタールの雑木山は170人分の二

酸化炭素を吸収して酸素を出すという非常に環境の面では大きな作用を持っております。今大分県では始まっております森林環境税、本来であればこういうところに私は使うべき、その意味においても佐伯市として条例を作る作らないは別にして、この施策是非ともやっていただきたいというふうに思っておりますが、この点についてお尋ねいたします。さて次に、水産業ですけれども、近年地球温暖化ということで海水面、海水温が異常に上昇して。100年に1.8度日本近海では海水温が上昇したというふうに言われております。獲る漁業あるいは育てる漁業、いずれにとってもこの海水温の上昇、将来的な経営については危ぐされるところであります。特に獲る漁業、遠洋漁業、沿岸漁業においては対処の仕方が非常に難しいということから、その影響が非常に心配をされております。佐伯市というのは毛利藩の時代からわずか2万石の小藩であったわけでありましたが、その倍以上5万石の実には豊かな財政を敷いておりました。それはひとえに一次産業、とりわけ海産物小さな海産物があったからであります。そしてその構図というのは今からも恐らく変わっていかないのだろうというふうに思っております。そうであればこの一次産業、これを活性化するために行政がいわゆるこ入れすることは絶対的にやらなければならないということでありまして、そこで近年沿岸漁業ですが、漁獲量の非常に著しい減少、さらには漁獲の低下、近年は化石燃料の高騰ということで非常に苦しめているわけでありまして、特に持続可能性、豊漁な海を子孫にあるいは子どもたちに伝えていくためには、漁獲の回復、これに積極的に当たっていかなければなりません。国は10年前からトータルアローワブルキャッチ、タックと言うんですが、この制度を始めました。これは主要な水産魚種これ7種、アジ、サバ、イワシ等7種でありまして、これに絞りましてトータルで総量、漁獲量に規制を掛けております。大分県には国の通達で今年度からアジについて5,000トンという規制が入っております。このタック制度10年になるわけですが、沿岸漁業すると佐伯に関する限りどのような影響が出ているのか、佐伯市で調査をしていれば教えていただきたいというふうに思います。大分県は国とは別に資源回復の計画というものを別に持っております。つまり減少の著しい水産資源につきましては、体長規制あるいはまた同時に禁漁期を設ける等して資源の回復にあたっておりますが、このいわゆる総量規制というのは、別名オリンピック規制と言われまして、定められた、許された漁期の間でよーいドンで一斉に魚を獲るもんでありますから、いわゆる若年魚、ゼロ歳魚1歳魚も一網打尽に獲ってしまう。その影響としていわゆる稚魚の連続を断つという可能性があり、これがいわゆる資源回復に大きなデメリットになっているわけです。そこで対象としていつも比較に出されるのがノルウェーの漁法、これノルウェーはそれぞれの漁船に漁獲量を割り当てております。割当制度というんですけれども、割当量というのは去年までの実績に応じて割り当てている。さらには体長等も厳格にやる。その結果として実は資源の回復が見られております。もちろんノルウェーと日本では船の数等全く違うわけですから並列で、同列で語ることはできないんでありますけれども、佐伯にとってこの漁業資源の回復というのはもう喫緊の課題であるとすれば何とかしてこれを回復する。つまり漁をしながら回復する手立てというものを独自で考えていくそういった研究機関があってもいいのではないかとこのように思っておりますが、この点どのようにお考えになられてるかお尋ねをいたしたいというふうに思います。さて、その研究機関、専門の部署ですが、今の分室、分室論では到底及びがつかないと私は思っております。つまりこの漁業を始めとした農林・農業・林業を支えるためには明らかな分庁体制をとらなければこれは無理であります。すなわち、農林

業と水産業完全に分離をする。そして農林業を弥生、直川、本匠、宇目、水産業を上浦、米水津、鶴見、蒲江に置き、その分庁をより実質的なものにするために事業部制をとってもらわなければならないというふうに考えております。すなわち水産部長に市長の持っているいわゆる絶大な権限の一部を委譲する。つまりは水産部長に予算のいわゆる編成権の一部を委譲する。さらには人事部内での人事権これも人事部長に委譲する。このことが非常に重要だというふうに思っております。このことによりまして、市長には新たに時間が生じるわけがありますから、その生じる時間を使って是非企業誘致あるいは大入島問題の解決に全力で専念してほしいというふうに思っております。また、予算の編成権をもらった事業部長は年度当初にその予算をどういうふうにするかというマニフェストを作ってください、市長に提出し年度が終わり次第その検討に入り、その出来いかんによっては責任を問うというぐらいの覚悟でやっていただく。これが一次産業を支える根本の施策になるかというふうに思っております。さらにこの分庁、あるいは事業部制というのは更に大きなメリットがある。それは振興局の庁舎を有効活用することがまず一つ、さらに今新庁舎の建設計画が出ております。資金の内訳が出ておりますが、大体総工費42億、そのうち20億を合併特例債で、あとの22億をいわゆる一般会計から持出しというふうにしてありますが、分庁にすれば本庁機能は総務・財務・管理部門に絞ることができる。そうすれば、その計画の半分の庁舎で足りるわけです。であれば、合併特例債20億要らない、10億でいいわけですから余った10億はほかの事業に割り当てることが可能になってきます。さらには一般会計からの持ち出し20億、10億で済むわけですから、あとの10億、これは広く佐伯市を見つめ公平に事業を起こすことができる。42億といってもジョイントベンチャーを含む二つの業者が利益を享受するだけ。10億で事業を起こせば1億であれば10の業者にその利益を享受させることができる。5,000万の事業を起こせば20事業を起こすことができる。それはまた20の業者に仕事を与えるということができる。今建設業界は公共事業これが非常に緊縮されておりまして、経営に非常に苦しんでおられる。そういう意味でも非常にこれは価値のあるいわゆる施策だなあというふうに思っています。さて、もう1点あります。分庁にして事業部制にする。さらに将来を見据えてそこら辺の手当をするためには、職員の質を高めるこれが絶対的に必要になってまいります。そのためには早急にいわゆる人事一斉基本計画というものを立ち上げ、それに対する助成措置をとっていただきたい。具体的に言えば、例えば年金・保険に携わっている部署におられる方については社会保険労務士という資格を取ってもらう。あるいはまた道路建築部におられる方は宅地建物取引主任という資格を取ってもらう、行政事務を司る方は行政書士を取ってもらう。あるいは消費者アドバイザーを取ってもらう。等々いろいろあるわけです。いずれ地方分権が進み税源が移譲されます。今現在は国・県の委理事務、これを7割こなしておりまして自前でやっているのは財政上3割しかありません。これがいずれ逆転するとき自前でいろんな計画を立て、施策を立て実行する。その能力が7割、8割育てたときに一番肝心なのは職員の質、それを今から準備していただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても一次産業、とりわけこの水産を活性化すること。これは佐伯市にとっては喫緊の課題、あるいはそれ以上の課題にあるというふうに思いますので、その手当としての分庁、あるいは事業部制というものを早急に具体的に検討に入っていただきたいというふうに思います。さて農業ですが、農業も持続可能な農業と言ってるんで、非常に苦しくなっております。それはW T OあるいはF T A、W T Oっていうのは世界貿易機関、F T A

というのは2国間の自由貿易協定であります、実は国はこのF T A、積極的に動き出しております。これが動きだしますとあるいはW T Oもそうですが、貿易関税の撤廃ということを非常に主張されて、よその国は主張しております。この貿易関税が撤廃されますと日本の農業に大きなダメージを与えられることになりまして立ち行かなくなります。今、日本では集落営農等が叫ばれております。これは農業を少し規模を大きくしてスケールメリットを出そうとするものであります、スケールメリットという点では到底外国には及ばないわけがありますから、外国を越すあるいは国内の産地間競争に勝つためには消費者が本当に求める物、これを開発していく必要があるわけであり、あるいは市場調査をする必要がある。その意味では、分庁にし事業部制を敷くとか、ここでも非常に大事な取組になってまいります。今1万5,000種ほど品種改良、品種登録がされておりました、その内訳を見ますと4分の3はいわゆる県などの試験場、企業も一部入っております、そして4分の1が個人のいわゆる篤農家といわれる方が登録をしております。そして県も幾つか品種登録をしております、登録した物J Aあるいは指名業者等に有償等で譲渡しておるわけです。佐伯市も実はこれをやっていただきたい。そういった研究部門を持っていただきたい。そして県と同じように品種を改良し、県とはもっともっと農家の方に還元するような形で、有償譲渡ではなくそれを無償に近い形でそういった種苗を配布するような体制を是非取っていただきたいというふうに思っております。この点についてお尋ねいたします。少し長くなりましたけども、最後に入津湾と地域再生計画についてお尋ねをいたします。実は佐伯市は平成17年から21年、5年間に掛けて米水津の浦代、小浦、間越漁港、これの再生計画、これが願い出ておりました認定をされ、いわゆるその助成措置というものを交付されているわけであり、それは港の整備交付金という形で助成措置を受けておるわけであり、これは事業年度の終わる途中に実は変更申請されておりました、当該地域に入津地区これの元猿漁港が付け加えられておりました、今工事にあっております。そこで一つお願いがあるわけですが、この入津湾、御承知のようにヒラメの生産量では日本一その重要な地区でありますし、ブリの生産これも国内の有数の生産地であります。ところが、この入津湾の養殖業者の皆様非常に苦慮されております。それは魚価が低いというばかりではありません。先ほども台風が来襲しましたが、台風のたび大波が立つたびに沖合のいわゆる養殖イカダというものを波の少ない湾内に引き込んでいるわけであり、ところが、湾内がいわゆる狭くて浅いために並列で引き入れることができない。時間が掛かる。そして一度引き入れたら給じカット、つまりえさをやるのを四、五日、長ければ1週間以上止めなければなせない。そのためにいわゆる魚の成長をとめ、あるいはまた歩留りを非常に悪化させるということであり、いわゆる経営そのものにかかわる重大な問題になっているわけであり、そこで、それを未然に防止するためにこの再生計画これを内容拡充をして、さらに更新申請をして入津湾の沖に是非浮き消波堤を設置していただきたい。そのように思っております。入津湾には下入津支店、上入津支店合わせて相当数の生けすが設置をされ、実際に養殖業が営まれております。実はこれを対比するため先般問題になりました大島沖にいわゆる浮き消波堤が構築されております。この大島沖で浮き消波堤に守られて飼われている生けすというのは110台、入津湾は上入津支店だけでその倍の規模を誇っております。その意味ではそれに対する事業に対する効果というのも絶大なものがあるかというふうに思っております。ただし、これは二つの選択肢があります。これを更新申請する場合には11月に事前調査があり、1月に申請計

画を出して3月に認定され、早ければ4月に交付金の決定があります。そこで事前調査の段階までに地元の方々と話し合い、浮き消波堤にするのかあるいは湾内の開削工事に当たるのかどちらかを選択してもらわなければならないというふうに考えております。そのことによりいわゆる生産業者を勇気づけることができますし、いわゆる生産の過程におきますマイナスの要因をふっしょくすることができるわけであります。是非これはやっていただかなければならないというふうに考えております。いずれにいたしましても、再三申し上げますが、佐伯市はその都市の成り立ちこれ自体、浦々あり山々の豊富な海産物、林産物で成り立ったまちであるということには変わらない。そうであれば持続可能性の高い佐伯市をつくっていくためには、これを活性化すること。これが何よりも大切なこと、そのためには役所としては、庁舎としてはそれを支える分庁、さらには事業部制をとること。これが何よりも私は肝心なことだというふうに考えております。この点踏まえて御答弁をよろしくお願いいたします。1回目の質問は以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。小野議員の御質問にありました継続可能な農林水産業に対する行政のあり方について、答弁する前に、先日まで行われました県体につきまして、議員の皆様方の御活躍により、先ほど議長の方から報告がございましたが、議員教員リレーが2位、100メートルが2位ということで、陸上競技は佐伯市が久し振りに男子の総合優勝しております。総合で5位となりました。この場を借りましてお礼を申し上げたいと思っております。

では、答弁に入らせていただきたいと思いますと思っております。議員いろんな中で御指摘いただきましたが、林業また農業・漁業ということでございます。私の方からちょっとこう私も今安心・安全ということ番匠川ということでございますので、その点について御答弁を申し上げたいと思っております。林業について植林の放棄地及び番匠川水源付近の雑木山の買収と放棄地の広葉樹植林についてということですが、雑木山の買い取りと放棄地とのことで、番匠川流域では、現在、杉などの伐採がかなり進んでおります。議員の御指摘のとおりであります。伐採跡地は植林をしていけば問題はないと思われませんが、林業の採算性の面から未植栽の箇所が多くなっております。市や県でも再造林放棄地対策協議会等で対策を図っていますが、決め手になる対応策は見当たらず苦慮している状況であります。植栽をしない場合は、天然更新ができるかの見極めが必要であります。普通の状況であれば天然更新が可能ですが、しかし天然更新が可能であっても更新期間が長期にわたる場合や表土の流出、またシカ等の食害があれば天然更新にも問題が生じます。このことは、ひいては番匠川の水源にも悪影響を与える可能性が十分考えられます。以上のことから、議員御提言の雑木山の買い取りと放棄地の広葉樹植林につきましては、市としても山を守り育てていく上では重要だと考えております。そうした中では、これは単なる課題ではなくて踏み込んだ課題で、そうした中で検討させていただきたいと考えております。その他につきましては、担当部長に答弁させますのでよろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 小野議員の持続可能な農林水産業に対する行政のあり方についてということで、先ほど市長が御答弁申し上げた以外のことにつきまして、お答えをいたします。答弁につきましては、通告をいただいておりますのを基本に答弁書を作成してござい

すが、先ほどの質問と多少受けての答弁とすべてカバーできてない面もあるかと思いますが、そこはまた、再質問のところでよろしくお願いたします。まず、林業の森林認証制度についてでございますが、現在、国内における林業事業者などが取得している代表的な森林認証制度として、世界的に最も有力な民間自然保護団体であるWWFが、信頼性の高い森林認証制度として推奨するFSC、森林管理協議会による国際的な森林認証制度があります。しかしながら、昨年度実際にFSC認証を取得した林業事業者に認証を取得した後の市場評価などについて聞き取りを行ったところ、FSC認証制度に基づくロゴマークを付けて販売しているものの、現時点では認証コストに見合うような単価の向上などの消費動向は見ておらず、その事業者としては企業ステイタスの向上の一助ととらえている面が大きいとのことでした。このようなことから、市といたしましても自然環境に配慮した森林管理を推進していくことは極めて重要な課題であると考えておりますので、該当する団体に対しては森林認証制度に関する理解がまだまだ浸透していないと思われる状況にある現時点においては、急速な制度の普及は難しいのではないかと考えております。しかしながら、補足的に申し上げますと、本市の森林資源の状況を最も広くかつ詳しく把握しているとも言える森林組合においても社会的動向をとらえながらFSCを始めとした森林認証制度への取組を重視しているとのことでありますので、今後とも関係団体とは連携を図りながら、制度の普及、啓発に努めてまいりたいと考えております。次に、高温乾燥施設に対する市独自の助成についてですが、昨今の住宅メーカーにおける木材の需要動向を鑑みますと、木材の強度が高まることや施工後の木材の変形が少ないことから、人工乾燥に対する需要が高まっており、今後の需要動向を考慮しても人工乾燥施設の整備は重要な位置付けであるといえます。しかしながら、木材の高温乾燥機については、その仕様・規模等により大きな価格差があり、従来から普及している平均的な規模の乾燥機でも数千万円と非常に高額のものであることから、市独自の助成は難しいと考えています。また、高温乾燥機を始めとした木材産業関連施設については、国庫補助事業で補助対象となるものが多くありますので、より有利な補助事業を活用し、要望があれば助成を行っていきたいと考えております。高性能林業機械の導入に対する市独自の助成についてでございますが、高性能林業機械は伐倒・枝払い・玉切り・集積を一連で行うことができるハーベスタや旧来の架線集材方式に比べてより簡易にかつ機動的に全木集材を行うことのできるスイングヤードなど多種多様なものがありますが、いずれの種類の機械についても数百万円以上と非常に高額なものであり、市独自の助成は現在のところ難しいと考えております。なお、大分県単独の補助事業として、高性能林業機械などの林業機械のリース料の一部を助成する事業もありますので、林業者等においては既存事業を有効に活用していただきたいと考えております。次に、漁業についてでございますが、水産資源の漁獲割当て及び総量規制制度に関する御質問についてお答えをいたします。かつて200海里時代の夜明けとともに、欧米を中心に水産物の総漁獲量規制であるTAC漁獲可能量タック制度が徐々に浸透し、1994年には沿岸国が周辺水域の生物資源を管理する義務を負うことを内容とする国連海洋法条約が発効いたしました。我が国は1996年にこの条約を批准し、新たに海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、資源管理法を制定いたしました。この中で、同法の基本計画に基づきタック制度を導入し、漁獲の総量規制による資源管理が始まりました。2001年には水産基本法の制定に伴い緊急に資源回復が必要な魚種について、資源回復計画の策定を開始するとともに、資源管理法を改正し、漁獲努力量の総量規制を導入する

など、資源管理方策強化を推進しているところでございます。しかしながら、こうした総量のみを規制する方式は早く捕ったもの勝ちという意識から漁獲競争を生じさせ、結果として漁獲量が設定値を超過する事態を招くことが懸念されており、その解決策として漁獲量を各漁業者に割り当てる個別割当方式の採用が議論されているところでございます。ただし、個別割当方式は漁獲競争の抑制や計画的な漁獲活動の促進の面で効果が期待されるものの、我が国には多くの魚種を対象とした多様な漁業が存在することに加え、水揚げをする港も多く、漁船数も膨大なことから、遵守徹底が難しいと指摘されており、その導入には慎重な検討が必要と言われております。本市といたしましても、漁獲量が伸び悩む中で、こうした資源管理により水産資源の回復を図ることが極めて重要な課題であると認識しております。今後は、それぞれの漁獲管理制度の持つ問題点につき研究を行った上での確かな運用につき、国や県の関係機関と連絡・調整を図りながら持続可能な漁業の実現に努めたいと考えております。続きまして、漁業及び農業の組織については一括してお答えをいたします。従来の農業振興には生産分野に力を入れ、栽培技術の向上に向けた指導が主で、流通についてはすべて市場任せで推移してきました。もちろん共販部門も多く、品目も限定されていたこともあり、近年の農業は品目も多岐にわたり、消費者ニーズも変り、こだわりのある農業へと広く転換してきております。これからはすべて市場任せでは太刀打ちできない状況になっているのも現状でございます。今後は生産指導はもちろんのこと、流通も併せた指導が不可欠であると十分認識しているところでございます。また、地域産物を使用した二次製品でより付加価値を付け、販売ができる体制が必要であり、農業・漁業についてもそれらの調査・研究は欠かすことのできない部門であると考えております。現在では、このようなことに対応するため、農林水産業や流通に詳しいメンバーで食の懇話会を立ち上げ研究しているところでございます。なお、行財政改革を進めている中で、分庁方式については現在のところ考えてはおりません。次に、農業についてでございますが、篤農家との連携については現在、佐伯管内に186名の認定農業者がいますが、この中にも篤農家と言われる個人農業経営者が数名おります。それぞれに経営に関する指導等を踏まえ、佐伯市担い手総合支援協議会の指導員が毎日農家周りをしております。合併後、昨年度には佐伯市認定農業者協議会が設立されました。認定農業者と行政が連携しながら多方面にわたる行事、研修等を計画し実行しているところでございますが、今後は篤農家との連携を十分に取りながら技術・経験を生かせるように事業展開を考えております。最後に、地域再生計画と入津湾についてでございますが、地域再生計画について入津湾を含む地区との関係を中心に御説明をいたします。現在、佐伯市を対象区域とする地域再生計画は3本作成されております。そのうち、入津湾に関係あるかと思われるものとしたしましては、海域に係る整備を行う港整備交付金事業を含む計画が挙げられ、これらにおきましては、平成17年度から21年度の期間に地場産業の活性化や都市部との交流の推進を図ることを目的として、関連する港湾と漁港の施設を連携して効率的な整備を進めているところでございます。しかしながら、同計画に位置付けられている港湾・漁港は浦代港、小浦漁港、間越漁港、元猿漁港となっており、地域再生計画に基づいた事業として入津湾の整備を行うためには、同計画の変更申請を行い、国から認定を受けなければなりません。ただし、地域再生計画に位置付けられる事業で整備する内容につきましては、通常の補助事業等で実施することが可能となっておりますことから、必要な事業につきましては、漁協等地元からの要望を踏まえた上で、地域再生計画の変更申請も視野に入れつつ適

切な対応策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 小野議員。

16番（小野宗司） 部長、丁寧な説明ありがとうございました。お陰で時間がなくなりました。慌てふためきながら再質問を行います。まず、森林認証ですけどもね、先ほど申しましたようにまだ日本で23か所ですね、そのうち自治体も限られております。今、土場においてそういった優位性というのが認められてないというのは、数が少ないためにそういった効果が出ていないというのが一番の原因であるわけです。今、中国に木材輸入されておりますが、中国にあってはですね、このF S Cのロゴマークが付いたものでなければ受け入れないということももう出てきているわけですね、その意味では効果は今から出とる。その先取りとして市として今からやることが森林の荒廃、これを抑えることにもつながるという意味では、さらに研究をしていただきたいというふうに思います。ここでまたいろいろ言うておりますと時間がありませんので、これはよろしく願いをいたします。さて、今回の私の質問の一番の骨子は、その一次産業あるいはひいてはですね、佐伯市の経済活性化するためには庁舎のあり方は今でいいのかということをお尋ねしました。そこで分庁論事業部制ということをお尋ねしたわけでありましたが市長、分庁は考えてない一言で片づけられるようなこれは問題ではないわけですね。先ほど言った分庁体制をとる、このことは私は佐伯市にとっては絶対にやらなくちゃならないことだというふうに思ってます。何か先に合併した市町村の例、あるいは他市の例、同列で今佐伯市と語られてないか、同列ではかってないかという、私はそこに非常に危くがある。佐伯市というのはほかの自治体とは違う。これは前にも言わせていただいた。つまり成功して合併した自治体、これを見ますと一つ大きな人口の大きな所があり、それがいわゆる吸収合併するような形で対等合併をしている。これが他市の例です。そして一番大きなその人口を抱える所は生産と消費地両方を兼ねているところです。ところが佐伯市は、旧佐伯市は消費地という都市形態を持って生産の現場というのは旧郡部であるわけです。その郡部の林産物あるいは農産物、いわゆる海産物、これがあるから佐伯は潤っている。もっと言いますと循環構造の中にある。例えば、海辺で海産物が売られそれがお金に換わります。そのお金が旧消費地である佐伯市で消費され循環され、それが分解されてまた生産の現場に帰ってくると、こういった構造をとっているわけです。あるいは今からの地域っていうのは、生態的に同じ特徴を持つ地域が単位で発展するといわれております。つまり山は山、海は海と特徴を備えた所が単位で発展するわけです。つまりこれは分庁そのものを促しているわけです。先ほど言った循環、この方式で言いますと、一次産業だけではなく二次産業、三次産業も一次産業の活性化することによって恩恵を受けるというのがこの循環の構図であります。したがって、一次産業を活性化することは佐伯市自体の経済を活性化することになる。このことが当てはまらないとすれば、佐伯市に大企業を幾つも誘致してそれによって得られる税金、それによって一時財政が潤う。このことだけがその体制を変えることの唯一の道、それが望めなければ、この一次産業を活性化することに佐伯市は活路を開いていかなければならない。そのためには今の分室、あるいは本庁一極体制では駄目なんですよ。分庁にして事業部長に権限を委譲すること、これが重要です。市長、もう市長になられて2年半が過ぎました。その中でいわゆる行財政改革は効果は上げているという。その一つの大きな要因は職員が予定より多くの方の協力を得ていわゆる辞めていただいたと、その効果が出ているという。しかし誰が、どなたが市長、首長になろうともこれはやらなければな

らなかったこと。効果が出て当たり前のことなんです。それ以外に佐伯市の財政を活性化する。収入をより得るために一次産業を活性化する施策というのが講じられて2年半の間に徐々に徐々に効果を見せる。それが今回首長になった使命だと私は思っております。例えば、企業誘致いろいろ言われております。もうあと1年半しかない。結果が出なければやったことにはなりません。結果が出ない理由があるんですよ。なぜか事業部制を敷いてない。例えば商工観光労働部、部長に企業誘致のための予算を預けなさい。預ければ職員はその予算を使って企業誘致に積極的に市長を具体的にフォローすることができるんです。予算がないのにどうやって市長、あなたをフォローできるんですか。それが企業誘致ができない一番大きな理由なんです。そのためには事業部制を敷くべきです。分庁にしなければならない。分庁は考えてません、そのような簡単な理由で一刀両断されるような問題では決してないんですよ、いいですか。やらないことを前提にやれない理由を述べているともかつて言いましたね。やることを前提にこれはやらなければならないということであれば、分庁で一番デメリットとなる市民の方に庁舎が分散するからサービスとして滞りができる。それが一番困るんだというような理由をかつて総務部長、今副市長がおっしゃられた。ところがやる気になれば絶対にそれをやらなければならないのなら、そういった弊害というのは積極的に解除することができる。では何をするか、市民の方の市民サービスを滞らない分庁にして、滞らないようにするためには、一番市民の方が求めるのは窓口サービスです。そこでいろんな問い合わせがあります。今多くの自治体がその問合せに関しまして民間の業者に頼んでおります。いわゆるコールセンターというのがそうですね。そこで実際電話の対応に出られる方、時間を掛けて教育をして実際に住民の方の窓口に立っておられます。ところがいかんせん、やはり付き合えばその悲しさから対応しきれずにやはり相談というものが庁舎の方に回ってくる。二度手間をとらせられているわけです。これをふっしょくする道は実はあるんですよ、分庁方式をとる上でね。なぜかと退職をした職員の方にNPOでこのコールセンターをつくっていただく、退職をした職員の方であれば何十年も行政に携わっていますからね、そういうことではないんですよ。今が現在、現役でお勤めになられている方より詳しい、ある反面、ですからそこで懇切丁寧に電話の対応ができ、住民の方は情報をすべて得た上で庁舎に行くから何にも困ったことはないわけです。また、退職した職員の方の豊富な経験というものを無駄にすることもない。これはどこでもやってません。分庁方式をとる、とらなければいけないとこ考えて初めてこれは考えられる、なしえる。いわゆる一つのテクニックですね。そうしなければならぬんですよ佐伯。そのことを十分認識していただきたい。それがなければ本署一極集中してどうやってこの一次産業を活性化するんですか、非常に問題が多岐にわたって多いんですよ。それを解決されるのは専門の部署というのは、要るのはこれは常識的に考えられることではないですか。その点もう一度、もう時間がありませんが答弁をお願いします。それと先ほどの入津湾の問題ですけども、これはね前例があって言っている。何も当てずっぽで言ってるわけじゃないんですよ。実は鹿児島県に東町というところがあります。この東町プリの生産量では日本一ですね、ここは東のプリをブランドの推進計画という事業認定をされております。そこでいわゆる港の整備交付金事業をもらってるわけですよ。これの申請理由、全くさっき私が言ったものと同じです。台風のたびに生けすを湾内に引きこまなければいけない。そのつど魚にエサをやることができない。それから体調あるいは成長を止める。だから経営的に非常に困難にしている。それを何とかしてくださいということで計画

を出し認定されているわけですよ。入津湾も全く一緒なんです。先にそういった認定を受けているからこそ可能性があるからそれを言っているわけですよ。是非これは具体的に検討していただきたい。あるいはこれ2分1の国費ですから交付税措置のある地方債を是非一生懸命探していただいでできる限り佐伯市の負担にならないような手立てがあるはずですよ。是非この点についてはお願いをいたしたいというふうに思います。それともう一つは、先ほど職員の質を高めるということを言いました。一次産業の職員にあっては、例えば漁業技術者、農業技術者、林業技術者、これを可能な限り積極的に私は採用していただきたいというふうに思っております。漁業技術者というのは水産系の大学あるいは大学院を卒業された方で、所定の水産にかかわる単位を履修した方、この方が水産資源の増殖あるいは保護、あるいは研究機関として勤められるわけですから、これは是非とも必要です。これにも積極的な私は採用を図っていただきたいというふうに思っております。それと職員の方ですが、事業部制にすれば事業部長が人事権があるわけですが、異動というのは極力ですね、その事業部内にとどめていただきたいし、技術系の職員を事務系の職員に配置転換するような、そういうことは謹んでいただきたいというふうに思っています。そこにはり付けることによって、これはもちろん職員そのものの個性を尊重しながらでありますけども、専門性がやっぱ養われるというやっぱそういう側面がございますので、そこは慎重に市長ね、市長聞いてますか、もう時間がありませんがね、その職員の異動も含めて、これは事業部制にして人事部長に事業部内の権限というのを与えていただきたいと、それが私は佐伯の将来、これを司る非常に大きな施策になるというふうに信じております。その点、お尋ねをいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 小野議員の再質問の中で、特に事業部制のお話をいたしました。私たちが民間企業の事業部制と行政の事業制のあり方、幾分か違うところもあるようです。私も民間出身ですので、民間事業部制はですね収支の関係をぴしゃっと見た中で総体予算を組むわけですが、私どもの今の部制のあり方というのは逆に一般会計よりの分散ですので、その中で部制における予算はやはり部内で組んでおります。だから部制の中での異動、その他についての部長及び課長のやはり意見を聞きながらこうした部分にやっております。特に技術者の点ということで私も入ってびっくりしたんですが、旧佐伯市は技術職というのがあるわけですね。旧町村技術職がないんです。一般職の中で技術者を育ててるんですね、そうした中で異動については各皆さんにどういうことをやっておりますかという形で自己申告して、どういう職場をやりたいかということも昨年度アンケートを取りました。そうした中で異動をさせていただいておりますが、やはり情報をいろいろ集めますとですね、今まで、今年の3月31日まではほとんど佐伯市の出身のが旧振興局に人事異動してなかったもんですから、そうした形態がまだつかめない部分がありました。そうしたことについては、それぞれの専門分野については、できるだけそうしたことを配慮しながら考えていかなければならないもんがあると思っております。それから一次産業の発展というのは、それは今私も力を入れているところですが、非常に地域見て地域地域の個性が非常に強いです。例えば、議員が出身であります蒲江地区、それぞれの地区で三つの地区がまだ非常に個性が強く、先般東京です。電話が掛かってきまして、上入津のブリが揚がっていると、どこだと私に掛かってくるわけです。私がある時に上入津と言えは蒲江の方で、なぜ蒲江と入れんのか、なぜ佐伯と入れんのかと、彼らにとっては佐伯市出身のものというのは上入津と言ったって分かりませ

ん。蒲江と言えれば分かるのになと、そういう形が合併後もやはりやっていると、そうした中で、私はそうした中では一応ブランド化をしながら一体化になった方向でしなければと思っています。特に活性化が必要ということはそうした以前に流通の問題、生産の問題、そうしたことが分庁でできるんじゃないかということですけど、分庁にしても非常に範囲が広がります。とにかく技術者を全部集めることは議員も御承知のとおりだと思っておりますが、こうした中で行政の範囲、人口の範囲、我々がどれだけ職員数をそこに集中できるかということで考えておりますが、分庁がいいのか、悪いのかという論議は、私は分庁よりもむしろ本庁の中で、それぞれの持った施策の中でやっていく必要があると思っておりますので、今後今の分室体制をどうこれからするのかということも地域地域の中で話ながら、今そうした分室体制が本当にいいのか。これからどうしたあり方がいいのかということは考えていきたいと思っております。分庁についてはそういうような形の方針とすればやはり本庁で、それぞれがこれだけ広い範囲です。例えば、鶴見から振興局から蒲江に何かあって行くときには1回米水津を回ってそっちを通って行くのが早いか、佐伯から行くのが早いか、そうした連携プレーとの考え方もある。そうしたことも考えながら、今後について、人事についてまた分庁体制については考えていきたい。先ほど議員が言われましたコールセンター、これは最初に取り入れましたのが、100万都市であります札幌のコールセンターということを知っております。約年間2億から3億人件費、24時間体制土・日も全部受けるということで、そうした大規模人口の所については非常に効果を現しております。議員の言われましたOBを使った体制、これもひとつおもしろいなあと思っております。協議、私はよく協働ということを行いますNPOとの、いろんな中で皆さんと一体となって助けていただかなければこれだけ今佐伯市が合併しているんな中で行政改革やってるわけですが、職員についても定年前の方々に辞めていただいております。そうした方々の活用も考えなければならぬと思っております。単に市長が就任してから誰でもできるんじゃないかと言われましたが、私は給与カット等ですね、いろんな中で職員に押しつけておりますが、それは職員と一体性になった行財政改革にならなければ、誰でもできるかできないかということは、結果論としてできてるんだから、誰でもできるという言葉は言えるかも分かりませんが、私はそれなりに行財政改革をした自分の経緯を持っております。以上です。

議長（児玉忠義） 小野議員。

16番（小野宗司） ちょうど時間になりましたので、ここで終わりますが、本質的な部分では考え方にかなり私自身と相違があると、それはやむを得ないことかなというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても私はこの分庁部、あるいは事業部制これは佐伯市が敷くと、佐伯市にとってはこれはやらざるを得ないことだというふうに思っております。いずれにしてもこれをやらないことでどうなのかというものは、時間がたって経過を見るしかないわけでありますが、非常にその意味では残念です。終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、小野議員の一般質問を終わります。

次に26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。急に時の人になりまして、私なりに政治に携わる者として対応させていただきたいと思っております。本日の質問についても同じでございます。

まず、老人デイサービスセンターの管理委託についてなんですけど、実はこれは前回似たような質問をしておりますが、これはここにずばりと前回切り込むつもりでございました。と

ところが民間の業者が訴訟を出しているから実はそこは答えられんからということで、実は私も控えざるを得ないという状況でした。ところが、その訴訟が取り下げという形になったようでございます。私とは全く関係がありませんで、私は私なりに資料を約1,000枚ほど集めてそして質問をすることになります。よろしく願いいたします。老人にとって生きていくのがつらい社会になっております。まず佐伯市では、介護保険料が昨年大幅に値上げされて旧佐伯市では月額3,000円の保険料が4,300円になっております。安く据え置かれていた南郡では50%以上のアップになった所もあります。それだけでなく、この保険料は年金から天引きされ、来年4月からは75歳以上の高齢者が医療保険料まで天引きされることになりました。介護保険料と医療保険料合わせて年金の半額になるまで天引きできるのがそうです。介護保険制度は65歳以上の高齢者の介護保険料及び40歳から64歳までの人が支払う健康保険によって支払われる保険料、これが50%と国・県・市が拠出する公金これが50%、それに利用者負担金を加えて成り立っております。各市町村の介護保険は65歳以上の高齢者の保険料が19%、佐伯市からの拠出金12.5%が直接構成要素となっているわけで、介護サービスが増えれば増えるほど佐伯市と老人の負担が直接増加する仕組みになっております。佐伯市の介護保険では、平成19年度の佐伯市の拠出分が8億5,000万円、65歳以上の老人の保険料分が11億4,000万円となっております。老人の苦しい生活の中から絞り出した保険料、公共事業費を削りに削っている厳しい佐伯市の財政の中からねん出した拠出金1円たりとも無駄にしているはずがありません。前回の質問では大分県しか監督の権限がないということでしたが、委託をしているのは佐伯市ですから佐伯市にこそ厳しくチェックすることが求められていると言わねばなりません。佐伯市のデイサービス事業は、平成2年に楽々園、平成7年に鶴望園、平成8年に福寿園、平成10年に海悠園を佐伯市が造り、市みずからがデイサービス事業を運営していました。当初は社会福祉協議会に委託しておりましたが、平成11年7月からは民間の社会福祉法人に委託を切り替えたのです。平成11年7月2日に締結された契約によれば、事業に要する経費を委託料として支払い委託期間満了後に精算され、事業報告書の中で余剰金が生じたときには、余剰金を返還することになっております。ところが平成12年4月からの介護保険の導入に伴い条例を改正しました。業者が介護報酬と利用者負担金を収入として収受できると規定したのです。しかし、老人と佐伯市の負担により佐伯市が直接に多額の出費をしているのに、事業者には施設及び備品はただで使うだけ使っている。また、もうけるだけもうけていいというのはどうしても納得ができません。公益を目的とした法人は利益を上げないことを前提としているはずですが、なぜ多額の利益を保持することを認めているのでしょうか。利益保持の状況を明確にするために既に民間に売却された鶴望園と福寿園について御質問いたします。条例では、平成17年、これは18年3月29日となっておりますが若干訂正いたしますので、よろしく願いします。17年3月3日の合併による改正では、国が定める老人デイサービス運営事業実施要綱による老人デイサービス運営事業、これを行うためセンターを設置することになっております。また平成18年の3月29日までは、老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を行うためとなっております。この事業の主体は誰なのでしょう、説明してください。社会福祉法人が介護報酬等を自己の収入として全額取得しているが、これで良いのでしょうか、これも御説明してください。鶴望園の利益の状況については利益の一部を毎年法人の本部に移しております。平成12年度は0、平成13年度は1,300万円、平成14年度は4,850万円、平成15年度は3,900万円、平成16年度は3,400万円、

平成17年度は3,700万円、平成18年度は途中までですが1,150万円で、合計1億8,300万円の高い繰入金となっております。また、平成18年11月1日に売却され終了した会計の繰越額については1億5,900万8,075円となっております。これらはすべて剰余金であり、鶴望園の事業だけで合計で3億3,340万円となっております。佐伯市に返還されるべきではないでしょうか。福寿園の会計について、本部会計に移した総額及び終了した会計の繰越額は幾らかを明らかにしてください。当然この額は私もつかんでいるのですが、佐伯市が私の質問を理解しているのかどうか確認したいので説明をしてください。なぜこのように多額の利益が発生しているのでしょうか。一つの大きな原因は利益を佐伯市に返還するよう縛りを掛けていたのに、この縛りを契約の明文から削除したことです。これについては既に述べました。さらに原因となるのは定員を増加させていることです。介護保険制度の下では、介護サービスを提供すればするほど収入が人数に比例して増加いたします。鶴望園では、社会福祉協議会に委託していた時には、定員は15名でしたが、介護保険事業の指定を受ける時には25名となり、最後は40名まで増加しております。定員を変更する時に佐伯市と協議をしたのでしょうか。変更した年月日及びそれについて協議した年月日を明らかにしてください。福寿園についても定員が15名から40名に変更されております。これについても定員の変更及び協議の年月日を明らかにしてください。定員はどこまでも増加できるものではありません。デイサービスセンターとして必要な食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を完備しているだけでなく、定員の数によって確保すべき食堂及び機能訓練室の面積が異なってまいります。部屋の改造等を行わない限り定員を増加することができない仕組みになっているわけです。当然に施設の変更がなされ、そのことは佐伯市に伝えられていると思われませんが、鶴望園及び福寿園の施設の改造・改築、模様替え等があったのはいつなのかを御説明ください。人件費等の支出の額も収入の額を左右いたします。当然支出が多ければ多いほど収入が少なくなるのです。そこで調べていく中でどうも納得できない点がありますので御質問いたします。平成13年度の人件費は2,409万3,382円となっておりますが、平成16年度の人件費は4,721万5,187円となっております。人件費だけで2,312万円増加しておりますが、職員の数がどのように変更になったのか明らかにしてください。

次に、石間埋立事業と女島ふ頭事業についてお聞きいたします。佐伯港港湾計画で最も力が注がれているのは興人の地先の海岸です。一つは水深14メートルの岸壁で5万トンの船が接岸できます。もう一つは水深12メートルの岸壁で3万トンの船が接岸できます。そしてそれぞれの岸壁の背後にはふ頭用地が予定され、水深14メートルバースでは9.1ヘクタール、水深12メートルバースでは8.1ヘクタールのふ頭用地が予定されています。水深14メートルのふ頭工事は来年度には終了することになっております。平成18年の6月議会では、この水深14メートル岸壁の埋立土砂についてはどの土を利用するのか不明だが、平成20年ごろから埋立てを開始するということでしたが、既に国土交通省直轄事業で埋立事業が落札されました。2億4,700万円です。どこの土を利用することになっているのかを御説明ください。また、平成18年3月議会では、しゅんせつ土砂と公共残土の埋立場所として、水深12メートルの岸壁工事及び背後地工事を利用したらどうかと提案いたしました。その際の答えとしては、既にしゅんせつ土砂の埋立場所として廃棄物埋立用地として石間地先を確保していることから、予算の関係上できないということでした。しかし、石間地先を17.3ヘクタール、容量250万立方メートルの廃棄物埋立用地としたのは計画変更によってです。つまり昭和57年

に策定された佐伯港港湾計画では、廃棄物埋立用地となっていたのは霞ヶ浦漁港内にある小福良地先でした。ところが、この埋立地に対して反対運動が生じたため、平成5年の佐伯港港湾計画改定で石間地先に変更になったのです。事業説明会から9年もたってもまだ着工もできていないのに、あくまでもこの事業にこだわる理由は何なのでしょう。本当に公共残土及びしゅんせつ土砂の捨て場を望むなら、石間ではなくこの水深12メートルの女島岸壁の埋立地のはずです。既に工事に着手し、8,000平方メートルの土地ができており、船で運ぶ必要がなく、大幅に費用が節約できるのです。この埋立地は60万立方メートルの埋立投棄が可能となっており、約20年間の公共残土処理が可能だからです。来年度の改定では、この場所を廃棄物処理用地として計画変更すべきではないでしょうか。改定作業の中でこの変更の検討しているのかお答えください。

最後に、水道料金の値上げと企業誘致について御質問いたします。合併後に生じた水道料金の格差を是正し、同一の料金に統一するという名の下に水道料金が値上げになります。旧佐伯市では黒字経営であったのに20%も値上げすることになります。市民にとって水というのは減らすことができない部分であるだけに極めて厳しい市の政策だと言わなければなりません。米水津、蒲江も大幅な値上げとなっております。それだけではなく、当然に水を大量に使用している地場企業への悪影響が懸念されます。この値上げにより、東京・大阪・北九州といった大都市の水料金よりも高くなるからです。何らかの対策を考えているのでしょうかお答えください。私は、これまで番匠川の工業用水を興人が独占していることを問題にし、何らかの対策も取ろうとしない佐伯市の姿勢を批判してきました。そして工業用水が駄目ならせめて大口利用者の水道料金を値下げするという政策をとるよう提言してまいりました。ところがそれどころか全く逆の政策をとることになったのです。私には理解ができません。企業誘致に水がどの程度必要と考えているのでしょうか。再度御説明してください。以上で最初の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 和久議員の御質問の中で、私の方から水道料金の値上げと企業誘致についての中でちょっと御答弁申し上げたいと思っております。水道料金値上げと企業誘致についての御質問に答弁申し上げます。まず、工業用水が企業誘致にどの程度必要かと考えているのかとの御質問ですが、給水の確保は企業誘致に必要な要件であると考えておりますが、県下の市町村では、杵築市と国東市が公営の工業用水事業を実施しております。その他の市町村では企業の設置した企業施設及び上水道を利用しているのではないかと考えております。番匠川から工業用水を新規に取水することは、国土交通省佐伯河川事務所によると河川の渇水期を含め一定水量の確保、農業用水の確保、水質の状況、生物の育成環境など自然生態系に及ぼす影響から厳しい規制があり、許可されることは難しいと聞いております。このため、企業誘致については当面は上水道による給水を考えております。なお、それに対して本年の4月、佐伯市工業用水使用料補助金交付要綱を定めました。これは佐伯市の工業団地に工場を新設し、佐伯市工場設置促進条例の指定を受けた企業が工業用水として上水道を使用する場合には水道料金の一部を3年補助するつもりです。これにより企業誘致の一助となることを期待しているところであります。次に、水道料金の値上げは地場企業に悪影響を与えるが、何らかの対策は考えていないかとの御質問ですが、今回の水道料金の改定は、市民の皆様と等しく御負担をお願いするものであり、企業に対する特別な優遇策は現在考えており

ません。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは老人デイサービスセンターの事業についてお答えいたします。事業主体についてでございますが、介護保険制度導入時までは事業主体は佐伯市で、導入以後は委託先の社会福祉法人であります。委託料につきましては、平成11年7月2日から平成12年3月31日までは、市が国庫補助基準額により委託料を支払い、事業の実績により過不足が生じた場合は精算をすることになっていましたが、介護保険導入後は、介護報酬等を自己の収入として収受できることとなっております。重なりますが、条例で介護報酬等は自己の収入として収受できることとなっているため、剰余金の返還を求めることにはならないと考えております。福寿園での本部会計に移した総額は、1億4,370万円です。終了繰越額は8,222万5,000円となっております。鶴望園の定員の変更については、平成11年7月の当時は25名の定員でした。平成12年10月1日に30名に変更し、平成13年5月1日に35名、平成14年4月1日に40名、平成17年8月1日に35名に変更しております。また、福寿園の定員の変更については、平成11年7月の当時は30名の定員でした。平成14年3月10日に35名、平成15年10月1日に40名に変更しております。変更の届け出では、指定サービス事業所が大分県知事に届け出でし、審査を受けるようになっております。変更時の佐伯市との協議はされておられません。鶴望園、福寿園とも施設の改造、改築はしておられません。また、軽微な修繕に伴う模様替え等は事業所で行っております。平成13年度当時の鶴望園の職員数は、施設の定員が25名、その職員数は4月1日現在で9名でありましたが、平成16年度においては定員が40名となっており、職員数は16名で7名の増となっております。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 和久議員の石間埋立事業と女島ふ頭事業についての御質問にお答えします。初めに、港湾計画改定作業でマイナス12メートル岸壁工事にしゅんせつ土と公共残土の利用を検討しているのかとの御質問ですが、港湾計画改定作業は、現在改定に向けての環境アセスメント調査など基礎調査を実施しているところであり、具体的な港湾整備の計画検討までには至っておりません。現計画では、しゅんせつ土と公共残土については、大入島東地区の埋立てにより処分する計画となっております。次に、マイナス14メートル女島ふ頭の埋立てにはどこの土を利用するのかとの御質問ですが、昨年6月議会での議員からの御質問でもお答えしておりますが、大分県によりますと、埋め土を始めるのは平成20年ごろからであり、具体的にはまだ決まっていないとのことであり、以上です。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） それでは、質問をいたします。最初に市長が答えられましたので、水道料の値上げの方からですね。市長は工業団地での企業補助というのをやったからこれでいいじゃないかというふうにとらえておりますね。ところが、今この値上げによって影響が一番こうむるところはさっき挙げたところですね、つまり海辺ですね。上浦を除くすべての海辺が影響をこうむりますね。特に蒲江、米水津、佐伯、ここが20%近い値上げになりますね、そしてここに何かあるか御存じですね。すべて重要な水産加工業者が皆おるわけですね、そしてここが大量に水を消費する企業となっているわけです。佐伯市の非常に底が深い、言ってみれば不況になっても何とか持っているのはこういう一次産業の企業が非常に活躍しているからなんですよね。ところがそこに対する配慮が全然ない。むしろここに人を呼び込まなければ駄

目でしょ。そうだとすれば、例えば、福岡の方がものすごく水が高くなった。このままじゃ生きていけないというふうになったときに佐伯に呼び込めるような、そういう環境をつくるのが正に企業誘致じゃないですか。しかもこの値上げによってどういうことになるかといいますと、ここにデータが北九州市発行のデータが出ております。13ミリで毎年20立方メートル使用したときの平均値ですねこれは1か月の。そしたらこの値上げによって大阪、北九州、川崎、広島、東京、静岡、名古屋、これらよりも佐伯市が高い水道料金になります。例えば、北九州はこれ2,121円、佐伯市2,410円になっておりますね、福岡の業者がこら困ったと言うときにどこに行きますか、北九州に行きますよね、佐伯の方が高いんですから。しかも東京の企業を誘致すると言ったって東京よりも水が高い所に来ますか。しかもこの東京も工業用水があるんですよ、こういう配慮をものすごくやっとするわけです。企業が困ってこんな高い水では使えんから工業用水のある所となびいていく。その配慮も全然してないじゃないですか。ただ建設省、国土交通省が規制が厳しいから駄目だと、だけど実際に、例えば興人にとってみれば一番大量に水を使ってた一番の基幹産業ですよ。溶融パルプというのがなくなったんですよ。大量に水を流して大量に汚い水を薄めていく、そのために使われていた1日に10万トンの水、正確には9万6,000トンの水、これが今は要らない状態になっているわけです。そのとき、当然佐伯市に企業を誘致するときに、どのようなことをしたらいいかというのをこれは検討すべきだと私は思いますね。もし可能であればどうするか、その方策を考え、頭を絞ることが大切ではないかと考えますけども御意見をお聞きしたいと思います。次に、石間の埋立てとマイナス14メートル岸壁なんですけども、これ知らないとはどういうことですか。これ実際にもう入札行われているじゃないですか。そして何で埋立てるか決まってるでしょ。新日鐵の鉱さいです。新日鐵かどうかはちょっと明確ではありませんから言いませんけど、鉱さいです。つまり鉄を燃やしたあとの残った廃棄物、これを埋立てるようです。これは産業廃棄物に私は当たるんじゃないかと思うですよ。それでも大丈夫だというお墨付きがどっかで出ているかもしれませんが、詳しいことはちょっと調べてませんから言えませんけども、国土交通省が入札したこと、これは御存じですね。そこをはっきりと明らかにしてください。そしてあそこに土をためている。これは石間に捨てるんだということをして山とこづんだ土をためている。ところがこの請願書で、埋立ての請願書で何が出てきているか、まず公共残土を優先して使うということになっとるんですよ。ところが余りに余って捨て場がなくなってどうしようもないと言っておきながら、それは使わないで置いて鉱さいを使う、つまり鉄を造るのに燃やしたあとの残りを捨てるとはどういうことですか。そこ、正確にお答えいただきたいと思います。そして、市長がこれは前の質問の時、私のじゃない時に答えられてることについても、これは聞かなきゃならんと思うんですよ。寺島議員が聞かれた時に、石間に造船所を持っていくというようなこと、造船所のね工場を持っていくというようなことを言われました。それがいいんじゃないかと私は考えてますというようなことを言われましたけど、正に港湾計画どおりにいけば、市長が言われたようにですね、各造船所がもう既に港湾計画に入れ込んでいるわけですね、だから市長が言うのは、そこに入れ込んでからそこで使ってくれと、それが石間になんて話にはならんのですよね。石間はいくまでも廃棄物処理用地です。そして非常に重要なポイントなんですけども、蒲江の今度高速道路の工事が始まると、ここで大量の土が発生すると、だから石間に捨てんといけんのだというようなことを言われたですね。これ港湾計画の港湾計画というか、

埋立申請にはそのことは一切出てないんですよ。高速道路の土を捨てるなんて全く載ってません。どのような土を高速道路関係の土を入れるという根拠を市長示してください。そして恐らくインターチェンジができるはずなんです。そして盛土を蒲江の野々河内ですかね、インターで恐らくあそこは大量に盛土をせんといけんと思うんです。そういうことに使われて、そしてもし残りが出るんだったらという話だと思っただけなんですけども、その容量が幾らなのかを御説明ください。そこは当然、出るというからにはつかんでいるはずですから。次に、港湾計画もう一つ改定しなければならん要素があるんです。それはこの石間の埋立地そのものなんです。港湾計画に上がっているこの埋立地は石間地区の漁業権、西地区の漁業権だけでなく、東地区にも食い込んでいます。東地区に食い込んでいるから東地区の漁民の同意を取ろうとした。ところが漁民は駄目だと言った。それが基本的な反対の根拠なんですよ、漁民にとっての。そしていつの間にか改定をしていって、工事の中で掛からないようにしていくという、そういう作業をしています。ただこれ港湾計画では、まだ掛かっておりますので、この改定の予定があるのかどうかお答えいただきたいと思います。次に、土砂が絶対に捨てられるのだと、もう石間じゃないと駄目だと言ってますよね。ところがつい先日、私が質問しましたね元猿の方ですね、あそこで高山海岸に捨てようとしたら地元から反対された、それで沖に捨てた、沖に捨てたらその捨て場がよくないからというので、今度は津久見の方に持って行って捨ててる。つまり津久見はこれは工事は県工事ですね。ここに持って行って捨てることを許したということですね。なぜこういうふうに空いてるとこ、足りない所に回していくという作業が行われているのに、この石間だけはかたくなに石間じゃなきゃいけんのですか。その点はどうもおかしいと思うんですよね。そこをお答えいただきたいと思います。

次に、老人デイサービスセンターの管理委託についてお聞きいたします。介護保険事業主体についてなんですけども、介護保険になってから本当に事業者が主体になっとるんですか、それだったらどうして条例に佐伯市の事業と書いておるんですか、この事業を効率的に行うために介護センターを実施するとなっておるんでしょ。センターを設置するとなってるんでしょ。しかも契約書にこのようになってますね、平成16年度までの契約書では、どういうふうになってるかと言いますと、例えば、10条で言えば備品の故障等の件について触れたもんですけども11条ですね、これは甲は乙が次の各項のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。この第2号に、この事業を遂行することが困難であると認めるとき、となってますね。この事業となってますね。しかもこれはこの契約書では、条例にかえるとなっておるわけですよ。だからこの事業っていうのは条例の事業でしょ。そしてもう一つ、12条では、乙はこの事業を遂行することは困難であるため。となってますね、困難であるときにはこれは辞退をするとき、こういうふうにしなさいとなっておるわけです。辞退のときの文言ですね、それがこの事業を遂行することがとなっている。事業を遂行なんですよ、この介護保険佐伯市が主体で事業をして、だから委託契約があるんでしょ。建物のただ掃除だけをきちんとしてくれという契約じゃないでしょう。その事業の委託に基づいてデイサービス事業を行ってるわけですよ。だから報告義務があり、何があるでしょ。そのところをもう1回きちんとしてというか、お答えいただきたいと思います。次に、委託料についてなんですけども、この契約書では無料でと書いてますよね、無償で委託する。何を無償で委託するんですか、無償というのは佐伯市がお金を払わないでただでやってくれま

すよということですよ。ただで委託すると、ところがただでとなっておきながら、一方では金を取っていいですよと条例にはなっておるわけですよ。普通どくなるかと言いますと、これは指定管理者でもそうですよね、民間の業者が入って利益を得てもいいという指定管理の問題でも必要経費についてはすべて公的な機関、つまり佐伯市が負担するのか、それとも相手方がそれを利益を全部取っていいとするのか、その経費分ですよ、経費について言ってるんですよ。あるいは半分をあるいは何%かを佐伯市が出し、その残りを業者が負担するとなっているのか、この三つしかないんですよ。いずれにしてもそれは、経費についての問題なんですよ。そして委託というのは民法では、これは全額返さなきゃならないんですよ。ただ特約があるときは返さなくてもいいとなりますね。そこでお聞きしたいんですけども、この幾ら返すか余った分の精算規定がなくなったことによって、利益をどこまで取っていいのか、そこが明確じゃなくなっているんですよ。じゃあ全額取っていいのかという、そこは佐伯市としては何もなければいいですよ。ところが佐伯市がお金を払ってるんですよ、その介護保険料を。佐伯市が保険者として払っているんですよ。そこに何も分からない言うだけあげますというのは、これは契約じゃないと思いますね。やはり、そこに何らかの歯止めが必要だろうと思うんです。その点、まず1点お答えいただきたいと思います。次に、仮に利益を上げてもいいとしたとします。だけどこれ委託をした時、契約をした時はどういう状況なんですか。契約をした時は正に15名ですよ。これはなぜ15名と言ってるかという、市が出した資料に15名となってるから言ってるんですよ。老人計画を作る時に出した資料に基づいて言ってるから15名と両方ともなってるから言ってるんですよ。仮に25名でもいいです。25名の建物これを委託してるんですよ、ここで介護保険をやってくださいと。そうだとすると、その建物を40名定員が入るようにして、そして委託してくれとは佐伯市要求してないですよ。私が聞いているのはそこなんですよ。そして、それが定員の問題は佐伯市の問題やなくて、県の問題です、県に報告すればいいんですよと言ってますよね。そうじゃないですよ。佐伯市は介護保険事業、デイサービス事業を委託した時、この程度でやってほしいと委託したはずなんですよ。それが勝手にどんどん定員を増やされたり、あるいは先ほどもう一つ聞いた点改造、この点ですよ、ないと言ってますよね、実は今日図面が出るから取りに行くようになってたんですけどちょっといろんなことがあって行けなかった。だけど間違いなしに改造の図面を出しておるんですよ。じゃあないと定員ができないですよ、だって人数分掛け3平方メートルですよ。これだけが機能訓練室と食堂に絶対に必要なんですよ。そこを増やさない限り40名の定員は入りません。面積が115、115、115、さっき変更されたところから言いますと、鶴望園が115平米、115平米、115平米、ところが平成14年の1月1日に変更ということで115から145.75に増やしてます。福寿園も同じで100、106、110となっていて、そして平成15年の10月1日にこれを150.60平米に変更してます。この時、設計図が出てくるんですよ、だから変更が認められるんです。それは佐伯市との契約では変わるわけですから、大きく変わる部分ですから当然佐伯市がチェックして佐伯市が協議しなければならん分だと思ってるんですよ。そして契約でもそうなってますよね、改造等をするときには報告をすることとなっているんですよ。報告義務も求めているんですよ、当然定員の変更もそうだと思います。そのところがもし契約に書いてないことがあればお互い協議してやりましょうとなってますよね。だからなかったということですから、私はこれは問題があるかなと思うんです。少なくともそれ変えていった以後の分は25名なら25名を超えた分というのは返しても

らう必要があるんじゃないかと私は思うんですよ。そして、それは正に協議事項だろうと思うんです。そう考えますけどもお答えをいただきたいと思います。そしてもう一つ、この定員が増えるのに大きく寄与した部分があるんです。それは何かと言いますとですね、人を集めるのにやっぱり最初苦労してたと思うんですよ。佐伯市が社協に委託した時も同じだと思うんですよ。なぜこれだけの人が集められたのか、もう一つあるんです。それは何かと言いますと、平成14年の2月1日にこれは鶴望園なんですけども、佐伯市のこれは施設ですよ、ところが佐伯市から佐伯市南郡まで全部含めるように変更してるんです。ということは、南郡の人たちも皆この施設を利用することになったということです。ところが施設管理というのは何かと言いますと、公共の施設というのは、この当該公共団体の施設、当該公共団体に所属する住民のための施設なんですよ。そこの変更というのは非常に大きな契約違反になると思いますね。そして福寿園についても同じですね、福寿園についても平成14年3月1日これを佐伯市から佐伯南郡まで全部広めてます。この点、どのようにお考えなのかをお答えいただきたいと思います。それと職員の変更なんですよ、これ先ほどの人件費についてお聞きした部分なんですけども、このようになってます。これは県に届けた変更届ですから、このとおりなされていると思います。総施設長1名、管理者1名これは平成13年度ですね、生活相談員2名、看護職員2名、介護職員8名、機能訓練指導士、これは1名となっております。ところが平成16年度では、総支部長1名、管理者1名、生活相談員2名、看護職員2名、介護職員9名、機能訓練指導士がこれが1名となっております。つまり増えてるのはわずか1名、介護士が1名増えてるだけなんですよ。先ほどのと大きく違うんですけども、どうして違うのかお答えいただきたいと思います。つまり私がおかしいと思ったのは、これは実質的にはもう少し増えてます。その時間の関係でですね、だから1名というよりも約1.何名と増えてると考えてください。ところがそうしてもこれしか増えてないのになんですよ、2,300万人件費が増えてること自体が全く理解できないんです。その介護士は2,000万の価値を持った介護士、報酬をあげたというふうにはしか理解できないんですよ。そこをお答えいただきたいと思います。どのようにお考えなのかですね。しかもこの時、あまり言うとなら複雑になりますからもう言いませんけども、ということです。それともう一つ疑問がこの点についてまた生じてますんで、お答えいただきたいと思います。総施設長として理事長がなっておりますけども、この理事長が全部8時間勤務になっております。この三つの園です。海悠園、福寿園、それと鶴望園、三つとも8時間勤務する体制になっておりますけども、このようなことが可能なのか、大入島が一つですね、8時間勤務全部勤めるようになってますけども、その点お答えいただきたいと思います。次に、利益についてなんですけども、私が調べたのと同じです。つまり福寿園が1億4,370万円の他会計へ繰り入れ、そして繰越金8,222万円、これ合計しますと、鶴望園と合計します鶴望園が3億3,340万円、合計しますと5億5,932万円になります。これに海悠園は繰越しという最後の処分がまだありませんので、他会計繰り入れだけを平成18年までを取りますと7,260万円になっておりますので、合計で6億3,192万円剰余金が生じてるということになります。そして本部に移されて、本部はどのような利益、全体で利益になってるかといいますと、これは全部貸借対照表の繰越金として表れます。平成12年度が2億7,000万円の繰越金でした。ところが平成13年度が3億3,000万円、平成14年度が5億9,600万円、平成15年度が8億9,000万円、平成16年度が12億7,000万円、平成17年度が15億1,000万円、平成18年度が16億6,000万円になっております。つまり社会福祉法人で

すから利益として分配することができないんです。だからたまっていくわけです。ここが佐伯市にとって非常に重大な問題だと私は思うんです。つまり介護保険としてお金が入ってきて、それがうまく使われていけば佐伯市の市民の収入として落ちていきます。ところが16億円も入ってきてその16億円が丸々使えないままにプールされているとしたら佐伯の経済は大打撃を受けます。このようなことが一応法律上は可能かもしれませんが、ただ少なくともそのようなことに対して政府が問題だったらその政府にこれは問題だろうと指摘していく、あるいは佐伯市の経済にとってきちんとしてもらわなきゃいけないと思えばそこは心を鬼にしてもやらなきゃ駄目な部分だと私は思うんです。このために公共事業も削減されている。公共事業だとそれだけ公共事業が増えて、そしてまたそれを16億というのは単費ですからね、単費として使えるということですよ、だからものすごい額の事業として回転していくという、こういう結果が生まれようと思うんですよ。そこのところを市長是非お答えいただきたいと思います。少し大きな問題になりますんで、是非お答えいただきたいと思います。あともう1点ですね、平成12年度のですね実は契約と契約書というのは非常に重要なものなんです。平成11年度の際は返還をするようになってるわけです。平成12年度に恐らく介護保険の制度がきて、平成12年4月から新しい契約書になったと思うんですけども、そこがですね実はないでしょ、欠けてるから、聞いたらどうも滅失したということなんですけども、そのところ欠けてると困るんです、どのような措置がとられるんですかね、是非お聞きしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 和久議員の再質問の中で、水道については本来議員も質疑等がありますので、詳細はまあ思ったんですけど、今議員が言われました東京よりも水道が高いと、また北九州の話をしてしまいましたが、そうしたこともちょっと私の方も確認したいと思ってます。特に議員が言われる大口事業ちいうのはじゃあ20ミリかなと、北九州の20ミリ料金ですので、という具合にとか思うんですけども、そうしたワンポイントじゃなくて、基本的には100ミリ以上とかですね、150ミリ以上とか、そうしたところに私は水道料金の大口利用になってくると思ってます。今回の値上げでは旧佐伯市では110円が120円、上浦については11立方メートル以上が140円ですね、だから企業で使うのは11立方以上は扱っていると思います。それは140円が120円になるわけですね。それから米水津が70立方以上が150円ですね、それから鶴見がこれは10立方以上が150円ですね、蒲江が120円が120円ですから変わりませんが、これから見ると私は値段的には佐伯市にとっては下がるのではないかと考えてます。また、工業用水の考え方は東京での工業用水をやっております。また、特に北九州のお話をされておりますが福岡県はいろんなばらつきがあると思うんです。例えば、福岡市は相当高いし隣にある宗像市、水道が全く機能ができておりません。これについては中間処理水を使って再生をしてそれを飲み水に回すというような形で非常に金額を掛けております。だからワンポイントの話をするんじゃなくて、6大都市がどうだ、九州管内の市がどうだと、先般熊本市で料金を値下げをしましたという記事が出ました。その記事については10立方までが固定料金、いわゆる旧町村の単位でやりましたが、基本が幾らという形で佐伯市みたいに1立方単位でとったということで地域住民にとっては値下げになったという論法が出ております。そのようにとらえ方によってあくまでも高いようなことを位置付けられるということは、そうしたところの全体的を見ていただきたいと思っております。これについては、詳細につい

てはまた議案質疑等をまた委員会等で説明をさせていただきたいと思っております。

それから石間の件につきまして言われたわけですが、これは私の記憶ですが、石間の埋立てをしたときに東地区がかかっているんじゃないかと、だから反対したんだと言われましたが、私は当時一緒に議員がおられた時に、和久議員と近くに席がおったんですが、その地図を見て初めて石間の東の地区が掛かっているというのを驚いたような発言をしたと覚えております。それまでの地図の説明では掛かってないんじゃないかということだったんですけど、その時初めて一部が掛かると、だから反対したんじゃないかと、それ以前からそうした話があったんで、その時点で市の方もそれはちょっとおかしいなあという形でやり替えて、西地区の同意の地区で範囲が動いたと私は記憶をしています。そうした形の考え方のまた違いがあるかなと思ってます。そして、ブロック工場、寺島議員に言われたブロック工場というのは、こうした形の中にもし石間埋立てが今できていればブロック工場などの誘致も使えたんじゃないかと、このブロック工場というのは当初埋立ての計画にないから使えんのじゃなくて、地域との話の中で、そうした工場誘致もできた可能性があるということで伝えただけでございます。またもう一つは、高速道路についてということで、そんな埋立てをいつの間に決めたんかと、これは私は造船所の埋立てがあるときには、これから公共残土がたくさん出ます。高速道路についてもそうだろうし、そう言った中での埋立てに対して佐伯市はトンネルも掘っていかねばならないと思っております。そうした中で必要とあればそうした公共道の残土を持ってくれば造船等の護岸埋立については公共残土でも対応できるということで私の方は答弁したつもりでございます。他については担当部長より答弁させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 港湾事業に関します再質問にお答えいたします。まず、国土交通省が現在発注しております事業でございますが、内容としましては、本体護岸工事の内容でございます。コンクリートブロック護岸、ブロック製品の製作及び据付け、それからこの護岸の真裏に裏込め材というのを投入しますけれども、この裏込め材工事が今発注している中身でございます。議員が御指摘の新日鐵かどこかの鉋さいを入れるということでございますが、それについて私、今日初めて聞きましたので、またあとで国土交通省に確認してみたいと思っております。それとあと、護岸から更に背後の埋立造成につきましては、大分県事業の工事となると聞いております。これは平成20年以降だということで聞いております。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） まず、事業主体からお答えいたします。介護保険制度が導入される前までの国庫の補助事業として事業を行っておった時には、市が委託をいたしまして、その費用について国から補助金をいただくという格好ですので、これはもう当然市が事業主体ということになります。介護保険制度が導入されましてからは、その老人デイサービス事業を行う事業所というのは事業所ごとに県知事が指定を行うという形になっております。そういう規定になっております。その介護保険制度が導入される前の年、11年の平成11年の7月にですね、厚生省の介護保険制度施行準備室長からいわゆる公設民営等の取扱いについてということで、こういう場合の方針が示されております。それはですね、指定の申請をすべきものは、県にですね、指定の申請をすべきものは、実際にそのものの責任により事業を行っているものとする。具体的には利用者との契約を行い、及び利用料や介護報酬の収入を行うもの

ということというふうの方針が示されておりまして、これによって事業を進めておりますので、介護保険制度導入後は県に申請をし、指定を受けたところということで委託先の社会福祉法人というふうにお答えしたところであります。それから、定員についてですけれども、定員は議員がおっしゃられたように、介護保険導入前の国庫の補助事業でやっておいた時には15名以上1日にお世話をしなさいというような指針がございました。介護保険を導入されたのち、その15人以上でやりなさいという時に職員は7人が規定されております。その後、介護保険制度が導入されました時に、その15人から5人増えるごとに職員を1人に増やしなさいという規定になっておりまして、16名になるともう1名職員を増やすという格好になります。ですから16人から20人までの定員ですと7人プラス1で8人になるというような形で5名ごとにこれが増やされるという基準になっております。先ほど和久議員が言われたようにですね、機能訓練室等、食堂と機能訓練室の面積を一人3平米以上確保しなさいということになっておりまして、お話のあった鶴望園につきましては、おっしゃったように115平米が食堂と機能訓練室の合計したものであります。これを単純に3平米で割りますと38点何人という形になるわけですね、38.33人ですか。議員言われた40人に増やした時点ですら、これもう私どもあとから調査をして聞き取ったところなんです、玄関から食堂、機能訓練室に至る間にホールという部分がある。そこが30.75平米あります。そこを加える形で県と協議をし、認められて合計しますと145.75平米になるわけです。そういう形でこの定員の増加は認められたというふうに聞いております。それから、議員の言われた南郡を含めることになった経過、それから16年度に私どもは職員数が16人とお答えしたわけですけども、今議員が言われたように1名しか増えてないぞということについては、ちょっと私今そういうふうに把握しておりませんでしたので、これは調査をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） ちょっともう時間が過ぎましたけど、上下水道部長が何か補足説明があるそうなので、ちょっとだけ時間をいただきたいと思っております。

上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 和久議員さんの方から水道の改定についての御意見が出されましたけども、その中で大都市より佐伯が高いとかですね、大口使用者が高いとか出されまして、私どもとしてもかなりいろんな形で調査しておりますけども、テレビでそういう形で言われるとですね、こちらは大変困りますんで、佐伯市は全国的には相当低い方、九州の中でも私は低い方だと思っておりますので、和久議員さんの資料がどこから出たのかですね、ひとつまたお示しいただければ私どももあわせたいと思っております。北九州については確かにある一定程度安いというのは理解しております。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時30分から会議を開きます。

午後0時22分 休憩

午後1時30分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に32番、狩生寿一君。

32番（狩生寿一） 皆さんこんにちは、32番議員の狩生寿一でございます。私は昨年の11月に病で倒れまして、10か月振りの登壇でありまして、お聞き苦しいところがあるかというふうに思いますけども、午前中の2名の方が議会屈指の雄弁家でありまして、非常にやりにくいという面もありますけども、私にとりましては彼ら2人が雄弁をふるってくれたということにつきましては非常に心強く、私も負けないように頑張れという尻を叩かれたようなつもりであります。ですから、決してひるまずにですね、私は私なりの質問をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。早速入りたいと思います。今回は、病み上がりでありますので1点だけに絞りまして集中審議をしたいというふうに考えております。

平成17年行ウ第7号無償貸借差止請求事件についてお伺いをいたします。この件につきましては、霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備事業の中の案件で佐伯市とI氏との間に、平成16年1月7日に土地建物付帯設備使用貸借契約書を締結し、水産加工場を平成16年の4月20日までに完成させ、加工場をI氏に無償で使用させるということであります。本件は住民監査請求後の住民訴訟であり、刑事訴訟、民事訴訟、行政事件訴訟という種別においては、行政事件訴訟というそうであります。なお、質問の文面等については通告した時点よりは多少変わっておりますが、9月11日担当課及び議長の同意を得ております。通告日が9月3日であり、一審判決が9月10日に出ましたので、質問事項が変わっておりますので、よろしく願いしたいと思います。そこでお尋ねをいたします。といたしまして、議会の議決なき契約といいますが、平成17年11月25日臨時議会を開催し、議案の上程をしている。しかし、原告側は水産加工場の基礎部分だけとの議会承認を取ったに過ぎず、佐伯市財産である土地、建物、付帯設備には議会の議決を得ておらず、議会の議決があったとは言えず、違法性は阻却されないと主張しておりますけども、私はどう考えてもおかしいと思いましたが、執行部はどう思われているのかお尋ねをいたします。といたしまして、原告は加工場建設場所が問題であるとも主張されております。工事現場の上でI氏が立ち退かなければ必然的に工事が中止する危険性がある場所に設置されているとも主張されていたが、終了までに何か原告が指摘されたようなことが起こったのかどうかお伺いをいたします。といたしまして、なぜ私が今この件について一般質問するかについて、もちろん被告は佐伯市長の西嶋市長でありますけども、契約の決裁権者の責任ということで、5人の市役所OBの方々から連帯して396万4,800円の金員を支払うよう請求せよとありますけども、佐伯市が勝訴した今、市の対応としてどのような処置を考えておられますか、お伺いします。この件につきましては、被告は佐伯市長でありますけども、実質的には5人の退職されたの方々であります。訴状記載の趣旨を変更し、物体の変更を申立てたのが平成19年5月22日であろうと思います。今年5月より一審判決の出た9月10日までの間、5人のOBの方々も塗炭の苦しみの中での生活ではなかったらと思うとき、私自身しめつけられような思いでありました。塗炭の苦しみとの表現は少し大げさかもしれませんけども、事件があればこのことについても少し触れてみたいと思います。佐伯市の今後の対応です。お伺いしたい。といたしまして、損害については建設に掛かった費用はすべて損害であり、本件加工場の建設費及びリース料が損害であると言っている。これだけでしょうか。以前私が霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備事業、いわゆる公金差止請求事件裁判をしておりました時に、今までに掛かった裁判及び工事費用はどれくらい掛かったのか、当時の木原部長に答弁を求めた時、二千数百万円掛かっている。大きな損

害ですとこの席で答弁されていまして。今回この裁判及び工事費用は現在までにどれくらい掛かったのかお尋ねをいたします。以上4点につきましては、原告より提出されている行政事件訴訟の一部を4点に絞りお尋ねしたいと思います。なお、私の質問に対しては担当部長であり農林水産部長が答弁するようでありますが、総務部長、財政部長も協力をお願いしたいというふうに思います。これで1回目の質問を終わります。よろしく。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 狩生議員の御質問の霞ヶ浦漁港笹良目地区海岸保全施設整備事業に関係した住民訴訟についてお答えをいたします。まず最初に、この住民訴訟の概要を御説明いたします。本件は、佐伯市が霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備事業に伴う埋立工事を実施するに当たり、埋立予定地域内でチリメン加工業を営んでいた水産加工業者に対して、土地・建物及び付帯設備を無償で貸与することを内容とする使用貸借契約を締結し、これに基づいて水産加工業者に本件加工場を使用させたことについて、佐伯市の住民が本件使用貸借契約、本件加工場建設に係る請負契約及びその請負代金の支出並びに本件建物の部材に関するリース契約はいずれも違法であり、佐伯市にはこれらの契約によって支出された金銭や本来佐伯市が受領すべき賃料相当額について損害が生じたと主張して、被告である佐伯市長に対し、前述の各契約締結、当時の佐伯市長や決裁権者らに対して損害賠償請求を行うことを求めていた住民訴訟でしたが、平成19年9月10日、大分地方裁判所から、本件訴えを却下するとの判決が出ておりますことを御承知おきください。そういった中で、最初の御質問の議会の議決なき契約についてはどう思うかとのことですが、リース対象となったプレハブ式の仮設水産加工場は、公共工事に関する営業補償という意味合いのものであり、工事が終われば不要となる物品であるという判断から、佐伯市財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例、第7条に基づき議会の議決を得ずに貸し付けたものであります。しかしこの件につきましては、先に御説明しましたように、住民監査請求が提出され、その後住民訴訟に至ったことは議員も御承知のことと存じます。この裁判が進展する中で、仮設水産加工場・付帯設備及び埋立途中の土地の取扱いについて原告側との意見の相違があったことから、平成17年11月25日に臨時議会を開催いたしました。その中で、土地については本件埋立地はしゅん功認可前であり、佐伯市に所有権はなく、公有財産ではないことから議会の議決は必要としないものの、政治的判断から埋立地の基礎部分を不動産に準ずるものとして建物等に係る基礎部分の無償貸付の議案を上程し議決を得ました。しかし、原告側は佐伯市の財産である土地・建物、付帯設備には議会の議決を得ておらず、違法性は阻却されないと主張しております。このことに対して、佐伯市は無償貸与契約の対象となっているものは公有財産ではないのであるから、議会の議決は不要であると主張してきたところであり、次に、仮設水産加工場の建設を未施工部分の護岸及び水叩きの上に設置したことが問題であるという主張につきまして御説明をいたします。仮設水産加工場を設置した場所を除く周辺には、仮設加工場を設置するのに適した土地がありませんでした。既に施工された護岸には、波返しのためのコンクリート壁が設置されていることから、加工場の近接に係船場所を確保することが困難であり、係船可能な護岸の開口部が1か所あるものの、同所は他の水産加工業者が専用の水揚げ等の出入り口として利用していたため、仮設加工場を設置することは不可能でございました。なお、この未施工部分の工事を実施するに当たりましては、この仮設水産加工場の貸与期間の満了通知を行い、速やかに撤去したことから、仮設水産加工場を設置していた箇所の

護岸及び水叩きの工事に関しては何ら問題は生じませんでした。続きまして、原告が勝利した場合の市の対応につきましては、最初に申しましたように、原告らの訴えは却下されたので、市のOBの方々に対しての請求の必要はないと思います。最後に、この裁判に掛かった費用でございますが、現在まで538万2,602円を弁護士報酬と合わせて支払っていますが、この経費につきましては、行政事件訴訟法に基づき発生したものであり、市が事業を遂行する上において、必要な経費であることを御理解願いたいと思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 狩生議員。

32番（狩生寿一） 再質問をさせていただきます。農林水産部長の答弁は長すぎるな。一番先の小野議員の時に際しても、あなたの方が答弁の方が長いんよ質問よりか。誰もそんなこと聞きよらんよ、簡潔に言ってほしんよ。そやから私がね、4点について質問しとるわけよ。そうした時に、あなたは私の質問に対して1問と2問だけしか答えとらん。ほじゃあなたが言うたことは、あなたたちが市側が裁判で主張したことを言うちよるわけよ。判決文にはそんなこと一つも書いちょらん。いいですか、議会の議決なき契約について私が質問したんですね。そうした時に水産加工場の基礎部分だけの議会議決にすぎない。佐伯市の財産である土地、建物の付帯設備については議会の議決を取っておらないということを原告側は強く主張しているんですよ。しかし裁判では一言もそのことは触れちょらんですよ。いいですか、加工場の場所が問題である。工事現場に必然的問題があって難しい事件があるおそれがあるということも原告側は主張しておるけども、裁判の判決の中では一言も触れておらない。そして決裁権者のOBの5人から396万4,800円の金員を請求せよというふうに市の方に言うちよるけども、そのことも一言も触れてない判決文の中ではですね、でしょう。ただね、判決文の中では、最終的に、いいですか、裁判の用語ちいうのは難しいですからね、私も相当勉強させてもらいました。そしたらね、何ちゅうたかちいうたらな、最後にですよ。原告の変更後の訴えは本件監査請求の結果の通知があった日から30日を経過した後に提起されているので、出訴期間を渡過しており、不適法というべきである。よって原告の訴えは不適当であるからこれを却下するでしょ。却下すると言うちよるんですよ。あなたそれ却下というのは最後の方に言いましたけどもね、原告の変更の訴えは、いいですか、本件監査請求の結果の通知があった日から30日以内にやらなきゃいけない。それを30日を過ぎておるから不適当だと、だからよってこれを却下する、ということですよ。私たちに言わせたらね、却下するということは門前払いちいうことなんですよ。あんな、差別用語、放送用語の中で難しい案件があります。ですから私はその差別用語の持っております。そこでな、門前払いちいうのは差別用語にならんかと思うて調べたんじゃけども門前払いちいうのは差別用語にならんやいいですか、だから私は言いよんですな。そして538万ですか掛かったと今言われましたね。私が質問してる中で、そうしたらそう言われました。538万2,602円ですか掛かったと、弁護士費用含めてね、前回の時何ぼだと思いませんか、前回のですね、前回の平成16年行ウ第13号公金支払差止請求事件と今回の平成17年行ウ第7号無償貸借差止請求事件、この2件ですよね笹良目でやりよったのは、そうしたときに、この二つの事件は行政事件訴訟というそうですね、いいですか。その中で、前回木原部長が私の質問に対して答えちょんですけどもですね、公費損害額は2,900万ぐらい掛かっちょん、そして弁護士費用が221万890円掛かっていると、そしてその中で弁護士の着手金がですね、いいですか73万5,000円、そして成功

報酬が147万やっちょるわけですよ。今回は弁護士費用は何ぼですか、弁護士費用を含めて538万なんですか。それとですね、まだ一審ですから控訴ちいうことが十分に考えられます。9月10日に判決が出ました。それから2週間以内に控訴すればできるんですよ。ですから一審では今の判決の9月10日現在ではじゃあ何ぼ掛かっておるのかと、そして弁護士費用は、裁判費用は原告の負担とするということになってますね。原告の負担とするということになってますね、判決文には、じゃあその費用はね、幾らなんですか。その費用は幾らなんですか。あのな、難しいんですよ裁判用語ちいうのは、私も初めて聞きました。出訴期間の過ぎておる渡過しておるので、どういう意味ですかということで調べさせていただきました。あなたも当然調べておると思うんですよ、ほやけどな、裁判ちゅうのは公開でしょう。公開でしょう、しかもあなたの先輩たち5人がですね被告、実質的には被告なんですよ。辞めてね、これからゆっくり生活をしなきゃいけないというときにね、在籍中にこういうことがあったんだというて396万4,800円の金員を取れということなんですよ。あなたがその立場になったときに思い切った今あなたが思い切った農業施策というものを立てられますか、あなたがこういうときに、例えば、例えばですよ、この台風で木立が大水害にあって木立の米が皆無状態になりましたね、私たちは農業をしている関係で激甚災害を適応していただいてもいいなあというふうに思っておったんですよ、しかし農政部長としてそこまではあんたやっとならんでしょ。それを今度農政部長の時にやっとならねえかと、第一次産業の市長は第一次産業の発展なくして市の発展はないという中で、農政部長何にもしちよらんじゃねえかと、こんな農政部長かなちいうて訴えられたときに困りませんか。私はそんなばかなことはしませんけどもですね。そうしたときにあなたどうしますか。あなたが訴えられた5人の立場に立って本当に今答弁しておりますか。ただ課長や係長が書いた原稿をそのまま丸読みしよんでしょ。それじゃあな私たちは困るんですよ、だからはっきりとした市の姿勢をね示してほしい。今笹良目に行って見てくださいよ。すばらしい施設になっちょんじゃないですか、100人が100人見たときにね、100人が100人見たときに悪いと言う人がおりますか。すごいと思いますよ、なぜもっとはようせんじゃったんじゃろうかと言われるぐらいの施設ができてますよ。埋立て、町村の方々はこげえようなんになんじゃけ反対するんかちいうて視察に行った時に言いましたよ。そういうような立派なもんになっちょる中でね、反対をされて私は裁判をするなどは言いません。日本国憲法32条で認められてますよね、裁判はしてもよい。奪うことはできない、国民であればやってもよいということになってます。だから裁判をするなどは言いません。しかし私は裁判の乱用ではないか、思います。この点についてあなたどういうふうにお考えですか。もしあなたが答えきれないのならですね、総務部長なり財政部長から答弁してもらっても結構なんですよ、いいですか。それだけやはりね、先ほど私が塗炭の苦しみて言いましたね、塗炭の苦しみという意味が分かりますか。私はね朝、テレビを見よったんですよ、そしたら今もう安倍さんが辞めましたけど、辞める前のニュースの中で、ある大物代議士が自民党から郵政民営化で反対をして、除名をされて無所属で出てる大物がおるんですね。あの方も脳梗塞を起こして3か月入院しちよって今出てきておる。そして麻生さんが幹事長の時に、今も幹事長ですけども、入党してくれと言うていった。そしたら落ちた、落選をした組も一緒に入れてくれと言うことで待ったが掛かったんですよ。その時にね、その大物代議士が塗炭の苦しみを味わった同士、思うときと言ったんです。私は塗炭の苦しみちいうのを辞書引いて調べたんです。そしてこういう言葉があるな

あと、市役所の関係支所にですね出向いて聞いたら、初めて聞いたちゅう。私も初めてなんですよ。塗炭の苦しみ、教育長は分かると思いますけどですね、それだけですね苦しみの中で判決が出るまでは私は苦しみあえいだんではなかるうかというふうに思うんですよ、いいですか。そういう中で、最後の質問をしますけどもいいですか、要らん金を使ったというのは前部長がですね、前回の時の中で言うたんですよ。この席でね、要らん金を使ったと、私たちは地域のため、市民のためを思うてやったことが議会の議決を取らんじゃったと、こういって訴えられたんじゃあなあたまらんなあということじゃったんですよ。そしてある部長がですね、私が市役所におった時に、ある人から聞いてもらったんですよ。裁判は公開ですから、あなたは決裁権者ということで5人の名前の中出ておりますが、裁判は公開ですから名前を言ってもいいですか、確認をしてくれませんかと言ったんですよ、そしてある元部長が来たそうです。そうしたときにね、私には地域があります。地域で今地域のお手伝いをさせてもらっております。もしテレビを見て名前が見たときに、またお前なんか悪いことしたんかと言われると、だからできれば名前は出してほしくないがとね、それもやっぱり苦しみでしょね。議会の議決を11月25日にしとるんですよ。その中でね、議会の議決がねえとな、しかもOBから5人もらいなさいと、こういってねあっているんですか。市としては危機感を持ってないんですか。ここでね私が財政部長か総務部長にお聞きしますが、私のときには市長から休んでもらうたんがいいと思ひまして、市長には質問するようになっておりません。だから財政部長でも総務部長でもお答え願って答えられる範囲で答えてくれればいいんですけども、私たちは平成18年の1月から議員報酬を5.5%カットしてますね、削減してますね、その削減額ちいうのわかりますか。皆さん、議員皆さん方がですねこれはですね是非とも分かっていたきたい。そして先ほどある人がですね1円とも無駄にできないということを使うたんですね、本当に1円とも無駄にしてもらっちゃ困るんですよ。そういう中で、今回でも538万要っちゃうんですよ。これに一審判決で終われば弁護士に対する報償金ちいうのもあるわけですよ。そしてまた市が支出せねならんということになるわけなんですよ。そうしたときにね、市が我々は市も市長を中心にですね行革をやっておりますね、そういう中で危機感というのは持たんのですか、危機感というのはないんですか。先日の井野上議員の税金の滞納の問題が出ていましたね、滞納者が滞納金額が17億って言ってましたね。そして督促状を出すのに416万掛かっちゃうと言いましたね。そしてね、あとでまたしようと思うたんじゃけどな、大型施設を造ってますね、和楽、エコセンター番匠、そして総合体育館、これは支払いがもう始まっていますね、総合体育館がまだですけども、そしてまたときに私たちは資料をもらっておるんですけど、ここに持ちやるんですけども、ピークが平成22年から23、24、25のまでですね、支払いのピークをですね。今19年ですね、そうしたときに私の言うこの裁判は、裁判の乱用ではないかと、決して悪いとは言いませんよ、悪いとは言いませんけども、裁判の結果、門前払いをされたようなことをですねぐじゅぐじゅぐじゅぐじゅ言うてですねこういうことを引き延ばしていくということは、私は市の損害ではないかと、本当にあなた方執行部はですね、危機感を持ってこの佐伯市をこの危機から救わなければいけないという危機感ちいうのを本当に持つとんだらうかと、私たちの平成11年の11月の25日に議会を開きましたね、そして議員に対する費用弁償ちいうのはですね4万5,940円掛かっちゃうんですよ。執行部の方々は出席しとるけども取らないということらしんですけども、4万5,940円掛かっちゃうんですよ、そしてね我々が決して恩

にきせるわけじゃないですけども、議員が5.5%削減をしておる。そうしたときに1か月の差額がですね83万4,735円、議員報酬から上がってきよんですよ。1年間にしたときにね41人ですから今41人で計算してもろうちよんですけども、41人にしたときね1,001万6,820円、1年間に5.5%の金額が上がってきよんののに、4年間にしたらですね、4,006万7,280円、行政改革に協力しちよるち言うことなんですよ。我々も佐伯市を何とかしなけりゃいけないと企業は全然来ないという中でね、そこまで協力をしてやってきてるんですよ。大きいと思いませんか、ただ538万掛かちよる現在も、ただそれだけでいいんですか。それだけでいいですか。それでですね、裁判の判決ではですね、どう出ちよるかち言うたらな、訴えを却下するでしょ主文は、そして2番目に訴訟費用は原告の負担とするということですよ。じゃその原告の負担とするということについては幾らなんです、幾らを負担しなさいということになっちよんですか。分かりませんかこの件は、財政部長それは分かりませんか、総務部長分かりませんか、分かったら教えてください。もう少しですね、やはりこういう金を有意義に使わないと、幾ら私たちがムードほっている言うてもですね効果ないんじゃないかなあ、本当にあなた方は危機感を持っていますか。本当に危機感を持っていますか。市長だって15%の削減をしちよるでしょ給料の、そういう中でねそれを無駄に使っていいちいうことではないと思うんですよ。無駄に使う金ちいうのは1円もないと思うんですよ。そしてね弁護士を4人も雇うちよるでしょ。そしたら私は優秀な弁護士だと思いますよ。その弁護士がね、この裁判の結果のあるように、変更後の訴えは本件監査請求の結果の通知があった日から30日を経過した後に、提起されているので出訴期間を渡過しており不適当というべきである、というふうに判決が出てるでしょ。このな30日を過ぎてるじゃないかというのが4人も弁護士がおってその弁護士さんが分からんかったわけですか、これはもう全国に判例があるて書いちよんですよ。判例の中からこれ出しちよんですよ。それを優秀な市の弁護士が、お抱えしとる弁護士はこれが分からなくてずーっと何か月も裁判をしたわけなんです。こういうことも見直しという考えはありませんか。ですから、あえてもう一度聞きますけども、再質問しますけども、その再質問をお答え願いたい、よろしいでしょうか。答えることは分かりませんか。あえて言いますとですね、あなた方はこの裁判を少額訴訟裁判ちいうふうに見てますか、難しいでしょそれは裁判用語ちいうのは。分からんやったら分からんち言うてください。この裁判はですね、この2件の裁判は市はどのように思っておられるのか。市民、地域のためになったというふうに思っておられますか。それから2点目に、市財政を大きく揺るがしたと思っておりませんか。3番目にですね、行革を推進している今、税金の無駄遣いと思いませんか、思いませんか。その裁判費用は井野上議員の指摘された滞納額17億円に比べればね安いかもしれせん。しかしね、1円とも無駄にできない佐伯市の今の財政でしょ。そうしたときにね、それをどういうふうに思っておられるんでしょうか。それとですね、私が今先ほども言ったように、裁判の乱用だと思います。市側はどう思っていますか、特に今回の第7号無償貸借差止請求事件は、門前払い裁判と言っても過言ではないというふうに私は思っていますけども、執行部はどう考えておられますか。佐伯市が大型施設の償還が始まっております。今言うたように22、23、平成22、23、24、25が一番ピークを迎えます。今ここでしめていかなない限りはですね、すべてが駄目になるというふうに私は思っています。ですからその件について、担当部長が答えられない点については財政部長でも結構です。総務部長でも結構ですから、答弁をしていただきたいというふうに思いま

す。私は市長から答弁をいただくというふうには申し込んでおりません。担当部長というふうにしております。あなた方の本当に危機感を持っておる姿勢が私はみたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 狩生議員の再質問にお答えいたします。始めに狩生議員が市の行財政、そういったものを常にお考えいただいているということで大変ありがたいことだと思っております。再質問の前にちょっと、先ほど私が通告書にありましたこれまでに裁判費用が幾ら掛かったかということで538万2,602円と申し上げましたが、これは平成16年の当時の今までの合計額でございます。今回の平成17年行ウ第7号につきましては、現在のところ確定しておりますのは、着手金の73万5,000円でございます。それから、こういった状況をどう思うかと言われました件ですが、私どもはやはりあくまでも双方の主張が折り合わないときにどうしても裁判上になってまいりますので、その裁判の結果を尊重しながらいろいろ決めていきたいというふうに、それはもう思っております。私どもも行政を進める上でできるならばこういった裁判にならないようにまず、根本のどこからするのが大事だと思っておりますが、こういった状態になってきた後には、これはあくまでも双方の主張がありました中での裁判の結果でございますから、それは十分尊重する必要があるというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） この行政事件訴訟についての見解ということで、先ほど担当部長じゃなしに、農林水産部長の方が再質問に答えました内容と基本的には確かにそういうことだと私も考えております。市の職員は市長以下、当然のことながら市民のためということで懸命に行政に取り組んでいるところでございますが、先ほどの話がありました、これはOBの方々が、先輩方が関与しているかいないかということは、これは特に行政のことに、これに取り組む姿勢として、だから一生懸命やるんだとかやらないとかには関係はまずないと思っております。常に適正に対処すべきということを胸にやっているつもりでございます。その結果、本来この本訴訟は法の下での権利に基づいて起こされたもので、これは裁判の判決に委ねる以外ないわけですが、訴えられたことは正直心情としましては、大変不本意ではございますが、これも訴える権利があれば当然訴えが起こされるということで、致し方のない、受けて立たなければならぬことと考えております。特に、それにつきましては、適正に対応するために所定の費用も掛かってくるわけで、大変この費用はなくて済めばそれにこしたことはないわけですが、こうしたことをより適正に対応するために費用が掛かったものでございます。私の担当で財務関係上見れば当然費用は削減していかなければならぬし、皆さんの本当に血のにじむような議会、それから市民の皆様の御協力によって成り立っているこの財政改革はやはり少しでも、もし無駄というようなことに当たる分があれば、それは省いていかなければなりません。ことこういう費用につきましては、一定の結果的には必要な経費で致し方なかったかなと考えております。今後も引き続きこうしたことがなるべく起こらないように市民にも十分説明をし、適正に情報公開等もしていくべきかと肝に銘じているところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 狩生議員。

32番（狩生寿一） 再々質問をいたしますが、答弁漏れがありますね。慎重の中でも答弁漏れが

あるじゃないですか。訴訟費用は原告の負担とすることですよ、それは何ぼ掛かったかち
いうのは、分からな分からんち言うてくださいというのに、その答えはないじゃないです
か。そして、今久保田部長は、情報はなるべく公開していきたいということを言いました
ね。言いましたね、言いましたよね。そしてときに、裁判は公開なんですよ。私のここに来
よって1か月ぐらい前に元部長から、狩生議員こげなもんが出たがのうち、これをやられち
ゃ困るがのうち今ごろもろうたんですよ。15ページにわたるですね原告からの訴えをです
ね。こういうことも裁判があったときに、情報をなるべく公開したいということをそれを重視し
たいと思います。裁判の判決文等、こういうことが出たときには議会だけでも結構ですから
公開してもらえますか。あなた方ね部長なんですよ、責任を持って発言をしてくださいよ。
あとであーそれはちごうたんじゃ困るんですよ、よろしいですか。よろしいですか。だか
ら、今あなたが財務部長ですよ、訴訟費用は原告の負担とすることですよ。原告ち
言うんはあんた方は被告でしょ、市は。幾らじゃったんですか、幾ら掛かっちゃんですか、
それは弁護士から聞いちよるでしょ。分からないんですか。訴訟費用ちいうのはですね、訴
訟における裁判所及び当事者が出資した費用のうち、法律に定められている範囲のもので
す、というそうですね。そしてときに、裁判所及び当事者はもちろん原告ですよこれ
はね、間違いはないですね、これは幾ら掛かっておるのか、分からんじゃったら分からんち
言うてください。そしてね弁護士に聞いてやってくださいね。そして、弁護士にも言ってくだ
さいよ、裁判の結果が出るまでこげなことがあんたたち分からんかったんかえーち言うてく
ださいよ、それぐらいのことは。どうして530何万ぐらいでできるんな、あんた。前の裁判の
時にね2,950万ち言うたんですよ、こうして損害で2,900万掛かった。そして裁判、弁護士の
着手金73万、今言うたとおり、それと一緒に220何万掛かったんですよ。そして、報償金が1
47万掛かっちゃんですよ、言うたんですよ。そういう中でね、今回と前回で538万ちこれは
どっからそれ出たんですか。私もね質問しちよるから分かっちゃんですよ、それぐらいのこ
とはね。平成17年の9月議会に私は質問しちよるんですよ。そしてね議案の中にそういう
ふうに出ちよるんですよ。木原部長がどうどうと言うちよるんですよ、答弁を。しちよるん
ですよ、ここ持っちゃんですよ。答弁書もろうちよるんですよその時の、2,900万掛かちよるん
ですよ。そして裁判費用はですね、221万890円掛かちよるんですよ、538万ちどっから出た
ん両方合わせて、そういうことを考えちよるから誤解を招くようなことを言うから危機感
がないち言うんでは。真相はやみの中じゃ困るんですよ、事実は明確に公表してもらいたい。
これを強く私は希望します。訴訟費用は分かたら教えてください。そして、財務部長が重
要な部分については、公表するということ、これは私は重要視したいというふうに思いま
す。答弁がありましたら答弁していただきたい。終わります。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 狩生議員の再々質問にお答えいたします。先ほど言われました原告
の負担とするというこの費用の件でございますが、今回の訴訟について、私どももどうい
ったものが対象になるかということで見合わせたところ、印紙代そういったものが対象になる
といったことのございました。その辺で私ども弁護士の方にも確認しました。これは
もうほとんど原告の方が負担した状態で裁判が起こされておまして、被告側の私どもの方
はそういった負担はもうないということでございますので、あまり詳しく何円というところ
まで調べておりませんが、今回の訴訟については、実際どの辺までだったか、その辺は確認も

う一度したいと思います。以上でございます。先ほど来から申し上げておりますこれまでに掛かった裁判費用の538万2,602円につきましては、これは今トータルしておりますのが、平成16年行ウ第13号、それから平成16年ヨ第136号、平成16年ヨ第142号、平成17年モ第108号、それに今回の平成17年行ウ第7号のトータルの数字が538万2,602円ということで、現在までの集計がそういうことでございます。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 情報公開の件につきましての再質問です。先ほど申し上げましたのは、こういったできるだけ市民の皆様にご迷惑を与えないようにですね、十分に説明と同時に情報公開にも努めていきたいということで、基本的に方針、これは現在も情報公開にはいろんな方法で努めておりますが、それを引き続き堅持していくべきという意味で決意申し上げた次第でございます。

議長（児玉忠義） 以上で、狩生議員の一般質問を終わります。

次に42番、戸山盛喜君。

42番（戸山盛喜） 42番の戸山盛喜です。本日まで24名の議員の皆さんが9月11日から本日まで5日間1時間の持ち時間を活用し、大変頑張って質問をしてきたのではないのかなというふうに思っております。それを受けた執行部の皆さんも議員の皆さんの質問に対して負けないように真しに、ある意味では答弁をしていたというふうに思っています。そのことを大切にしながら、ラストバッターの私に対しても真しに御答弁をしていただきたいというふうに思っていますから、その点を肝に銘じながら良く聞いて、そして答弁をしていただきたいというふうに思っていますから、よろしくお尋ねをしたいと思いますというふうに思っています。

9月議会に当たりまして、大きく2点についてお尋ねをいたしますが、まず、最初の質問といたしまして、日の目を見ない架橋対策と題しまして質問をいたしますが、市長さんも御承知のように、仮称新稲垣橋を始めとした架橋問題につきまして、今日まで旧佐伯市議会の時から今日まで他の議員さんを始め、橋を架けてほしいとの市民の声を市政に反映すべく、市長始め執行部の皆さんに一般質問が重ねられてまいりましたが、その声が大分県を始めとした行政の方々には御理解を得るまでには至ってないと思っておりますし、執行部の皆さんの架橋対策に対する取組の足跡は、あまり見えないと言っても過言ではないというふうに思っています。あえて今議会で三つの橋梁、すなわち仮称新稲垣橋、河口橋、大入島架橋などについてお尋ねをしたいと思いますというふうに思っています。旧佐伯市には、大橋や新大橋、茶屋ヶ鼻橋、塩屋橋を始め、大小さまざまな橋があります。通行量が多くその上老朽化が進んでいる橋、まだまだ上等な橋、長年架橋運動を続けてきた夢の橋、あの海を橋で渡りたい。橋があれば過疎に歯止めが掛かり、文化や人の交流、物資の輸送などなど、計り知れない贈り物を私たち人間に贈ってくれると多くの皆さんも思っていることだと思っております。そこで、仮称新稲垣橋からお尋ねをいたします。日豊本線さらに国道217号線をまたぎ金欄橋に出る県道佐伯津久見線付近は、地点別交通量調査によれば、新佐伯市でも交通量は一番多く、特に朝夕の通勤時などでは交通渋滞はひどく危険がいっぱいで、ドライバーはもちろん多くの皆さんのいららは大変だといえますし、これ以上放置するとすれば行政としていかなもののでしょうか。番匠川を挟んで対岸の稲垣、長瀬、上久部、匠南、下久部、蛇崎、それから蒲江や鶴見、米水津への人や車の流れは新稲垣橋がないが故にこ線橋、陸橋でもありますけれども、できて約12年になりますけれども、現状は先にも述べたとおりと思っております。そ

ここで、小さな1点目といたしまして、217号線の交通渋滞の緩和策として市職員の時差出勤を今年の6月18日より試験的に実施しているようですが、現状と今後の考え方についてお尋ねをいたします。次に、小さな2点目ですが、ご多分に漏れず、橋梁には大変な事業費、工事費が掛かると言われており、これまでの執行部の答弁を要約しますと、新稲垣橋の工事費は約20億から30億、さらに取付道などの用地費が二、三十億掛かると。また、河口橋については、橋だけでも700メートルの長さがあり、工事費で七、八十億、そして取付道にも多額の用地費が掛かると。さらには、大入島架橋は約160億は掛かるのではと言われる中で、大分県といえど簡単には佐伯市の要望にイエスとは言えないことは分かっていますが、10年、20年、30年近くの歳月が流れたにもかかわらず霧の中であります。佐伯市の県などに対する要請行動に対する何か弱さの問題などがあったのかとも思われて仕方がありません。そこでお尋ねいたしますが、蛇崎門前線の県道昇格に向け、具体的取組は重ねてきたのか、現状と今後の考え方についてお尋ねをしておきたいというふうに思っています。次に3点目ですが、昭和54年の6月当時のこの市長さん、大鶴さんでした。議長さんはこれは池田さんでしたけれども、佐伯の県土木事務所の所長さんに大入島に橋を架けてと陳情したのが大入島架橋運動の出発点であったと思っています。約29年という余りも長い歳月の流れの中で大入島島民はもちろん、多くの市民は島には橋は無理だろうと、最近はあきらめの声を耳にいたします。簡単にお尋ねをいたします。新佐伯市誕生以来、約2年6か月、今日まで大入島架橋に向けた取組などについてお伺いをいたします。これは今申し上げましたように、新市になってからのことを中心で結構でございます。次は、小さな4点目ですけれども、大入島の東地区の埋立護岸整備事業はもう皆さんも御承知のように、ストップをした感さえいたしますが、大入島架橋とのかかわりをどのようにとらえているのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。次に、仮称ですが番匠川の河口橋についてお尋ねをいたしますが、平成17年10月26日に供用開始になりました吹灘ふれあいトンネルによりまして、吹と東灘との距離は約2キロ短縮され大変便利になりました。しかし、河口橋の着工、完成が待たれるところであります。これまで調査基本設計はズーっと以前に終わっていますが、大分県としては佐伯管内における各種道路整備の進ちょく状況、事業調整を検討しながら河口橋の工事着手時期を考えていきたいと説明をしていましたが、佐伯市としても財政事情は厳しいが、事業効果などを総合的に判断をしながら早期着手に向け努力していきたいと、平成17年12月議会でも述べています。大分県並びに佐伯市の河口橋建設に対する具体的考え方について、それぞれお答えをしていただきたいというふうに思っています。日の目を見ない架橋対策について、最後の質問といたしまして、佐伯市は市道橋は何箇所あり、補修や架替えの時期を迎える橋は幾つあるのか、安全点検調査などはどのようになっているのか、お尋ねをいたしまして、架橋対策について終わりたいというふうに思っています。

次に、大きな2点目といたしまして、平和祈念館やわらぎと遺跡公園と題しましてお尋ねをしておきたいというふうに思っています。戦時中、この佐伯市は、佐伯海軍航空隊、さらには佐伯防備隊、軍需部などが設置をされて軍都佐伯として発展をしましたが、一方、軍事施設をねらった空襲など、人々に大きな傷跡を残した戦争、戦後62年忘れてはならない戦争の怖さ、悲惨さを伝え、平和の尊さを考える施設として、平成7年3月2日に鶴谷町に3億4,700万の総事業費を掛けて平成9年3月10日に完成をしまして、4月15日にオープンをいたしました。しかし、オープンした平成9年度は8,410人の入館者がありましたが、10年

度は4,679人、11年度が2,577人、16年度が2,246人の入館者と低迷が続く中で、平成16年度、17年度、18年度に掛け、総事業費約3,773万で展示替えの展示製作委託など完成をして、今年の4月21日に平和祈念館やわらぎはリニューアルオープンをいたしました。私はこの第二の出発をした感がやわらぎの場合はするわけでございます。そこで、まず最初にお尋ねをいたしますが、平成9年会館以来、長期にわたり入館者が低迷していたにもかかわらず、放置に近い状況であったと思っています。どのように分析しているのかお尋ねをいたします。次に、2点目ですが、リニューアルオープンから今日まで入館者は若干増えています。入館者の息切れを小さくするためにも特別企画展を始め、新企画などに対する考え方についてお伺いをいたします。次に、これまでのリーフレットには、平和都市宣言と明記されていましたが、今回発行されたリーフには見るできません。その考え方についてお答えをしていただきたいというふうに思っています。次、佐伯市の戦争遺跡報告書にも紹介されていますように、全国的にも貴重と言われていて多くの遺跡がこの佐伯の場合は点在をしているわけでございますが、その保存、整備についてお尋ねをしておきたいというふうに思っています。次に、5点目といたしまして、数ある佐伯市の観光パンフに平和祈念館はあまりなく、掲載も少ないのではと思っておりますが、宣伝、PR活動についての考え方についてお尋ねをしておきたいと思っております。最後の質問といたしまして、生徒の社会見学の場合として、やわらぎを活用していると思っておりますが、考え方についてお尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員さんの質問で、日の目を見ない架橋対策についてと、2、平和祈念館やわらぎと遺跡公園についてでございますが、私の方から、議員御質問の中に、架橋対策についてをちょっと御答弁させていただきたいと思っております。新稲垣橋を含む蛇崎門前線、大入島架橋、番匠川河口橋等、またそのほかにも多くの大型事業が懸案事項としてまだ整備のめども立たずにいる状況は議員御承知のとおりです。いわゆる大型事業については、整備促進協議会や期成会といった組織を構成し、大分県や国土交通省に対し要望活動を行ってまいりました。しかし、あとで担当部長に答弁させますが、国や県の昨今の財政事情や東九州自動車道の佐伯インターの開通に向けたさまざまな関連事業が集中する中、大分県からも新規大型事業の具体的事業計画を得ていない状況です。さらに事業化に向けて費用対効果、つまり掛かる費用に対し、費用対効果についてはどうであるかとの検討を求められ、その結果により採択になるかが決まってまいります。県においても最近では佐伯市から多くの要望を受ける中、特に大型事業についての複数の事業を同時に事業化することは困難である。また、大型事業に着手すると他の事業中の進ちょくへの影響も考えられる。これらを踏まえ、市において整備優先順位を整理してほしいと、今県から求められております。佐伯市は合併3年目を迎えまして、要望しているすべてが整備されるものであると認識は市民の総意であります。客観的状况を考えると、正に優先して整備すべきは何かを早急に整備し、国や県に対する要望箇所も絞って集中した形に改める必要を痛感しているところです。そうした中で、先ほどの橋の件につきましても、388の楠本橋にもそうしたまたトンネル事業、いろんな新規事業等もたくさんありますので、そうしたことをもう少し整備したいと思っております。個別の案件につきましては、担当部長に答弁させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議員御質問のうち、架橋対策についての御質問にお答えします。架橋対策の大筋での考え方については、市長が今お答えしましたので、私からは個別の質問についてお答えします。まず、蛇崎門前線の県道昇格に向けた具体的取組や、仮称新稲垣橋建設に対する御質問ですが、蛇崎門前線は平成8年に都市計画道路として決定された路線であります。現時点で事業化を起こすとすると市道に認定した上で市で事業を行うこととなります。議員御承知のように、本路線は約240メートルの仮称新稲垣橋を含む全長5,080メートルの道路であり、うち改良済み区間を除き、少なくとも県道佐伯蒲江線から新稲垣橋までの約2,600メートルの供用により投資効果が現れる道路で、事業着手いたしますとある程度集中した投資が必要です。用地費や建物移転費、さらに橋梁の建設費を加えますとその完成までには膨大な財源が必要となります。しかし、本路線は是非必要な道路でありますので、大分県とも協議する中、早期事業化に向けた環境整備を進めていきたいと考えています。現在、県と市では東九州自動車道の整備、また来年開催されます大分国体に併せて、その周辺整備に力を注いでいるところです。本路線の事業化については、現在事業中の国道217号佐伯弥生バイパスや来年供用予定であります檜野から上城間の農免道路の供用後の交通量の変化を精査する中で、佐伯市街地における道路網を再検討し、さらに他の大型事業との優先順位に対する市民コンセンサスを得ながら、事業実施に向けた取組をしていきたいと考えています。次に、大入島架橋に向けた取組に対する御質問ですが、合併後、具体的に御報告できる内容はございません。市といたしましても救急医療や防災対策など、島民の生活と安全を図るとともに、地域産業や地域雇用、さらに観光の発展のためには、この大入島架橋が是非必要であると認識しているところでありますが、国や県でも昨今の財政事情等から、いわゆる大型事業については、掛かる費用に対してその効果がどうであるかとの検討を必ず求められ、この点からも事業着手は現時点では大変困難な状況と言わざるを得ないところです。今後とも、社会の動向やタイミングを見極めながら要望活動を続けていきたいと考えています。次に、大入島東地区埋立護岸事業と大入島架橋とのかかわりをどうとらえているのかとの御質問ですが、これらは互いに別事業であり、直接的にはかかわりはないものと考えています。しかし、大入島架橋実現のためには、大入島の開発が大前提となり、平成11年に作成しました大入島開発計画のもと、島内におけるさまざまな開発計画が進展しておかなければなりません。大入島東地区埋立計画もこの大入島開発計画の一部に盛り込まれていることからみますと、大入島東地区埋立護岸事業は、大入島架橋建設の誘発要因になるものと思っております。次に、番匠川河口橋建設に対して、県や市の具体的な考えはどうかとの御質問にお答えします。河口橋は東西に細長い鶴見半島の各集落と市中心部等を結ぶアクセスルートとして、また水産業の輸送経路として、さらには観光ルートとして欠くことのできない重要なものであると認識しています。県によりますと、先にもお答えしましたように、東九州自動車道の関連事業が集中する中、現在その供用に向け鋭意整備を進めているところであり、直ちにこの河口橋建設に着手することが困難な状況であるとのことです。橋梁建設は、完成しなければ事業効果が全く上がらないため、多額の事業費を要する本事業に着手すれば、集中した投資を行う必要があり、これにより他の事業中のものに影響が及ぶことは避けられないところです。さらに、市が県に対し主要道路の事業促進に19件の要望をする中、特に大型事業については、その優先順位について河口橋も含め、整理するよう大分県から求められております。市としても将来に向けた道路交通網のあり方を慎重に検討する中、個別の

整備優先度を整理し、県に対し事業箇所を絞った集中した要望にしなければならないと考えているところです。最後に、市道の橋梁の箇所数及び補修や架替え時期を迎えている橋の箇所数、また安全点検調査はどのようになっているのかとの御質問ですが、現在、市道橋として管理している橋は、長さが2メートル以上の橋を台帳に載せ管理しておりますが、市が管理している橋梁の数は、佐伯市全体で948橋ございます。安全点検調査につきましては、旧佐伯市において市街地内に架かっている橋長15メートル以上の橋14か所について、昭和61年、平成3年、平成8年に目視調査ではありますけれども点検を行っており、この結果に基づき、緊急度の高いものから順次補修あるいは架替えを行っております。橋の補修は、これまで主なものとして、佐伯大橋、長瀬橋、住吉橋、門の鼻橋、佐土原橋等で実施しており、今年度については、宇目の時間橋の補修を予定しているところです。補修や架替え時期を迎えている橋の数は幾つあるのかとのことでありますが、橋の建設年度は台帳により把握しておりますが、安全点検については、これまで佐伯市管内すべての橋までは実施できておりませんので、補修や架替えを迎えている橋の数はつかめておりません。このたび、国の補助政策の中で、橋梁の長寿命化修繕計画事業というものができました。したがって、市ではこの事業により、来年度から橋梁の修繕内容、時期、また架替え等に掛かる費用等をまとめたコスト縮減のための長寿命化修繕計画書を策定し、その計画の下、橋梁の補修を実施することにより、橋梁の長寿命化を図っていかこうとするものであります。このような事業を取り入れながら、今度とも橋梁を含めて道路網の安全整備に努めてまいりたいと考えているところです。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） それでは、時差出勤にかかわるところの御質問に対してお答えいたします。御案内のとおり、鶴岡バイパスの交通渋滞の緩和のために、本年6月18日から7月31日までの間と、それから9月3日から28日までの間、鶴岡・弥生・本匠・直川・宇目方面から出勤する職員を対象に始業時間と終業時間を30分繰り下げる時差出勤を試行しております。対象となる職員は99人いますが、参加した職員は業務の都合等から57人となりました。今のところ、大幅に渋滞が緩和されたというような実態はございませんが、昨年と比べると若干スムーズになっているという声は聞いております。現在、参加職員に対してモニター調査を行っておりますので、その結果と試行終了後のアンケート調査の内容を見て、今後の対応を考えていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 平和祈念館やわらぎと周辺の戦争遺跡についてお答えいたします。平和祈念館の入館者につきましては、議員御指摘のとおり、開館初年度が8,410人、その後最近の過去5年間ほどは2,500人前後で推移してきております。御案内のとおり、戦争をテーマにした本資料館は一般の資料館とは大きく性格が異なり、典型的は学習施設であり、幾分なじみの薄い施設である側面もあるように思われます。しかし、悲惨な戦争の事実と貴重な戦争体験、平和の願いを未来に伝えていくことは大変重要なこととございます。このような本館の使命と性格を考えると、入館者数の推移だけでは評価できない面もあると思われませんが、折りにふれて企画展の開催や学校の平和学習での活用等を積極的に働き掛け、できるだけ多くの方々に入館していただくよう、これまでも関係機関に働き掛けをしまいいましたし、今後も積極的に紹介してまいりたいと思っております。次に、特別記念展や新企画等

に対する考え方につきましては、開館10周年の節目に当たり、大幅な展示内容の変更を行い、本年4月にリニューアルオープンいたしました。オープン後の常設展の入館者数は、8月末で1,836人となっております。アンケート結果や来館者の皆様の御意見では、一定の評価をいただいておりますので、今しばらくは現状の展示内容で推移してみたいと考えております。今後は資料の収集、保存、展示だけではなく、館の活用に重点を置いた運営を行ってまいりたいと考えております。なかでも、学校との連携に力を入れ、平和学習などで小中学校の利用を働き掛けております。あわせて戦争を体験された方々や職員が学校現場に出向き、出前授業を行うなどの活動を実施しておりますが、更に充実させていきたいと思っております。今後は、特別展の開催や平和祈念館周辺の戦争遺跡とリンクをさせた戦跡見学イベントの開催なども計画していきたいと考えております。また、以前のリーフレットに掲載していた平和都市宣言は、昭和60年8月に旧佐伯市の時代に制定されたものです。新市においては制定されておりませんので、今回策定した平和祈念館のリーフレットには載せておりません。新佐伯市における平和都市宣言が制定されれば、次回のリーフレット等に掲載したいと考えております。次に、戦争遺跡の保存、整備についての御質問ですが、御指摘のとおり、長島山や濃霞山周辺には佐伯海軍航空隊の実態と軍都から平和都市への変ぼうを遂げた佐伯市の近現代史を理解する上で大変貴重な戦争中の遺跡が数多く残されております。これら一連の遺跡は戦争と平和を考えるという目的を掲げた平和祈念館と深いかかわりを持つものであり、一体となって整備されることにより、真の存在意識が生まれるものと考えます。しかし、現状では一部民間所有のものや安全管理上極めて危険な施設も多く、遺跡公園としての整備は難しい問題を抱えております。遺跡の調査は完了し、詳細な調査結果をまとめ、報告書として発刊したところですが、本調査報告書を基に、今後関係部課と協議しながら、遺跡の取扱いについて研究してまいりたいと考えております。パンフレットへの平和祈念館の掲載、PRについての御質問ですが、市勢要覧を始め、佐伯市を紹介する資料や案内マップへの掲載を関係部署に依頼する中で、館の紹介に遺漏のないよう努めているところです。今後も関係部署と連携して、さまざまなメディアを利用した広報活動に努め、来館案内の方法も工夫をしてまいりたいと考えております。最後の児童・生徒の社会見学の場としての平和祈念館の活用についてですが、先ほども申し上げましたけども、今年度は全小学校に積極的な働き掛けをいたしております。その結果、都合15校、約550人余りの子どもたちが平和祈念館を利用して平和学習を行うようになります。また、小学校5校、中学校1校では、教育委員会を通しての市内の戦争体験者による訪問平和授業を実施し、戦争体験の生の声を伝える活動にも取り組んでおります。小中学生には、未来の社会を築いていく世代として、平和祈念館を有効に活用することによって、戦争の悲惨さを感じてもらうとともに、平和の尊さを改めて考えてほしいと願っております。以上です。

議長（児玉忠義） 戸山議員。

42番（戸山盛喜） それでは順を追って質問をしていきたいというふうに思っております。市長さんの総括答弁ですけど、初めの答弁ですね、を振り返ってみますと、合併をして3年を迎え真に優先をして整備すべきを、何かを早急に整理をして国や県に対する要望箇所も絞って集中した形に改める必要がある。そういったことを痛感しておるということですが、これは市長としてはですね、守りの姿勢の感がしてなりません。もう就任をして2年6か月ですね、新市になってそのようになっておるわけですから、もう少しそういった諸般の

状況、1市8か町村旧ですね、そういった状況についてはもう市長も把握をしておるというふうに思うわけですから、そういったことなどの上で積極的に攻めの行政というか、市政をですねしていく必要が私は率直にあると思います。市長もそのように思っていると思うんですけども、先ほどの答弁では、若干積極性がですね足らなかったように私は受け取りましたから、その点についてですね、私の受止め方におおそうじゃなかったと、それは市長が言う本音はこうじゃったのかというふうにですね、分かるように再度御答弁をしていただきたいというふうに思っております。というのは、先ほども新稲垣橋や大入島の問題、河口橋の問題などを大型事業とか懸案事項というのが整備のめどがなかなか立ってないという言い方でありましたから、ではそのことに対してどうなのかという、そういうことがですね語られてなかったというふうに思うわけですから、それでは市民がどのように受け取ったのかということにつながっていくというふうに思いますので、その点について含めて市長の方から御答弁をしていただきたいというふうに思っています。それと、鶴岡バイパスの217号線のことですけれども、これは先ほど時差出勤のことで、日にちをですね6月18日から7月の31日、さらには9月3日から28日に掛けて、いわゆる30分の時差出勤ですね、そういったことでの答弁がありましたけれども、このことについてもですね、そのアンケートの結果によってどうするという言い方をしておりましたから、じゃあそのアンケートの結果がいつごろ出るのかということですね、このことについても語られてかなり長くなっておるわけですから、そういった今後の具体的な考え方、そのアンケート結果で悪い方向が出たらどうしようとしておるのか、あるいは良い方向に出たらどうしようとしておるのかですね。そこの考え方についてありましたらお伺いしておきたいというふうに思っております。新稲垣橋のことですけれども、これはもう実は平成8年ですねこれも、平成8年に都市計画決定を実はしておるんですよ。そして、都市計画の皆さんが平成9年になって関係をする5路線のことについて地域でですね、あるいは公民館に集まるとか、それぞれの所に集まってこの説明をもうしておるんですよ。でありますから、もうそれからもうちょっと10年近く歳月が流れているんです。けれども、先ほどの答弁を見ますと、全くですねこれも具体的に手が打たれておるのかどうなのかということ疑問を持たざるを得ないというふうに思っております。そういった意味で、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、大型事業との優先順位に対する市民コンセンサスを得ながら実施に向けた取組をしていきたいという、こういった答弁をしておるんですよ。これもどうですか、これも待ちじゃないですかね。そういったことについてお伺いしておきたいと思っております。榎野と上城の農免農道というのは、これは20年に開通をする問題とか、あるいは大分国体に合わせた環境整備の問題、そういったことなども事業は多いんですけども、そういったことについては分かっての質問でございますから、そういったことについて答弁をしていただきたいというふうに思っております。それと、大入島架橋のことですけれども、これも先ほども申しましたような、これも長いですね。これはもう私が議会に出た6月でしたから、もう29年たっちゃんですね。これも今までどおり、全然進展がないということでございますから、要望活動をまたこれからも進めていきたいということなんですけれども、これも毎回答弁をしておることから抜け出ていないと思っておりますから、これについてももう少し述べていただきたいというふうに思っています。埋立事業との関係については、これもいろいろと問題がありまして、これは平成13年の10月に佐伯の漁協とかあるいは大分県漁協との補償金の問題から端を発し

た問題であると思います。その当時の金額は1億8,025万円であったと思うんですね。そういった損害の賠償を求める請求をするということで、この原告による大入島埋立事業に対する訴訟を今もやっておられるわけでございますから、このことについては、これはもう要望になると思いますけれども、一日も早い解決に向けあらゆる努力をしていただきたいというふうに思っておりますが、これは裁判訴訟の関係でございますけれども、なかなか執行部の皆さんの思いどおりにはならないというふうに思いますけれども、これについてはどうなのかということをお尋ねをしておきたいというふうに思います。この河口橋のことでございますけれども、これについては以前、鶴見の方でもこのことについて取組をもちろんしていたわけございまして、鶴見地区の交流ふれあい道づくり推進期成会というのが現在まだあるのかどうかですね。鶴見地区交流ふれあい道づくり推進期成会というのがあるのかどうか。また、その期成会としては、番匠架橋の早期着工ということで、旧佐伯が言っておられる名前と呼び名が違うんですけれども、そういった整理はどのようにしておられるのかですね、県やあるいは上に上げていく場合に、要望していく場合には、そこの統一はできておられるのかどうかとですね。その点をちょっとお尋ねをしておきたいと思っておりますし、県に対して事業箇所を絞った集中した要望をしなければならないと考えているということを御答弁の中で言っておりましたけれども、これはもう前から私は言っていたことなんですね。それが今の答弁の中で初めて出てきたわけですが、そのことについて若干お尋ねをしておきたいというふうに思います。橋のことはそういうことで。

次は、やわらぎのことですけれども、これはもう古い話になるんですけれども、実は平成8年の7月21日、もうかなり古い話10年前ですね、に初めてJRの大分駅前時計台の下に集まって戦跡のそういったツアーというのを実は、県南戦跡ツアーというのを実は行っております。会費はその当時3,000円ということでありましたけれども、そういったことでこれはよそでもこういったことを佐伯ですね来て、そういうツアーを組まれているようにあります。そういったことで、執行部の皆さんはこういったことが行われてきたということは御存じであったのかどうかとですね。さらには定期観光バスですね、定観に対する考え方についてはどのように思っているのかということをお尋ねをしておきたいというふうに思っております。先ほど、教育次長の方から入館者数の推移だけで評価をできない面もあるという御答弁をしていたというふうに思います。けれども、これからも企画展の開催や学校の平和学習での活用などを積極的に働き掛けて、できるだけ多くの方々に入館をしていただくよう、これまでも関係機関に働き掛けをしてきたけれども、今後も積極的に進めていきたいということで御答弁をしていたというふうに思っております。評価ができないというそのところですね、私はやはり入館者が横ばいで、あるいは少ない、増えてないということはどうなのかということをお尋ねをしたわけでございますが、次長の方としては、その入館者数の推移だけでは評価をできないという答弁をしていました。私はその質問の中でも、放置をしているということについては、どうなのかという言い方を実はしたわけですが、というのは、冒頭にも申し上げましたように、これがもうオープンをしてかなり日にちがたったんですね。そして、リニューアルオープンを先ほども出ていたと思っておりますが、19年の4月21日だったんですね。これはいわゆる衣替えをああいうふうにしたんですが、それから若干今は良いようではありますが、やはりそういった反省の上にたってリニューアルをしたのだと私は思っていたわけですよ。でありますから、今後の取組としては今御答弁もありまして、私も言ったような

ことで努力をしていく必要があるということでありまして、定観の問題と言ったことなどについて御答弁をしていただきたいというふうに思っております。それと、平和都市宣言のことについてですけれども、新佐伯市で平和都市宣言が制定をされれば、次回のリーフレットなどに掲載をしていきたいというお考えであるということをしていました。それは市長もそういうことでございますね。はい、そういうことです。それと遺跡の関係ですけれども、戦争遺跡のことですが、報告書私も実は、それを私も若干見ました。なかなか良く調べて良くしておくなあというように実は思いました。そういうことで、御答弁の中では、管理いわゆる一部民間所有のものやあるいは安全管理上、もう古くなっておるんで極めて厳しいと危険だということ。これもですね、以前の答弁そのように言っておったわけですね、答弁そういった中身は変わってないようですね、御答弁が。でありますから、そういうことで遺跡公園としての整備は難しいと、このように答えておったんですよ。で、これは以前もそのように答えているわけですから、民間のこともあって難しいと、それをどのようにしようとしておったのかということが抜けておるわけですね。で、民間のことである、古いから、危ないから、だからそういう遺跡公園にするのはちょっと問題よと。それは以前もそういう言い方ですね。そうすると今回もそうなんです。だから、その間の空白が5年、6年、7年と続いておりますよ。そこをどうするのかということ抜きにした御答弁だけであるとしたら、これは何かこの一般質問でから答弁しちよって時間がきたらこれではいいということで受け取られるからね、それは再度次長さんでもよいし、教育長さんでも結構でございますから、御答弁をしていただきたいというふうに思っておりますし、調査報告書を基に遺跡の取扱いについて研究をすると、こうなっちゃうわけですね、答弁は。でありますから、これはどちらにして調査研究をするということは20年度の当初予算で何らかの予算措置をせにゃいかんとうなるわけですね。と私は思っておりますから、そのことについてお伺いをしたいと思います。時間がもうなくなりましたから、そういったことで終わっていきいたいというふうに思っておりますが、観光パンフのことについて、このマイカーで行く佐伯おすすめルート日帰りコースというのを御承知と思っておりますよ。一つは7ルート、日帰り7ルート、1泊2日コース4ルートが紹介されていますね。これはやっぱり変えた方がいいと思っておりますよ。私はそう思っておりますから、そこに持ってないと思っておりますのでね。それについて修正をするなどして、再発行をする考えはないのかということです。それはなぜかというのは、ルート間の時間の問題、108時間の問題、さらには所要時間の問題などが全くそれがないわけです。記載されていませんから、それでは市外から来た皆さんが行こうとしてもですね、なかなか予定も立てられないわけでございますから、そういったことなどございますので、御答弁をしていただきまして、時間のようでございますからこれで一応終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員さんの再質問にお答えします。架橋問題についてはですね、議員が言われる中で消極的じゃあないかということですが、私にとってもこれは進めていきたいんですが、県に行くともた国にお願いするんですね、佐伯市ほど難しいとはないと、調査をしても入れないところもあるし、また工事をしていっても用地買収ができない。工事がストップしておるとかですね、盛んにその解決を言われるわけなんです。こうした国や県の工事については、やはり私どもが積極的に関与しながらやってるわけですけど、なかなか住民との理解がとれなく、そうした工事がそのままの状況に置いているという、ここに一番に私の

方は考えております。それから2番目にですね、例えば蛇崎門前線ですが、稲垣橋については橋を造る前にやはり路線をですねピシッとするのも都市計画道路で市の方で、市の事業として投入するののかということになれば、これは財源問題につながってきます。そうしたことでするのでね、単にそれをじゃあやったださいと言ってもやはりそこに下の積み重ねが必要だと。それから、河口橋についても同じようにこれ県道ですので、梶寄浦佐伯線についてこれをじゃあ二つは併用しないよと、じゃあ河口橋に入りましょうと、梶寄浦佐伯線は灘の方はどうしますかと言われたときに、これはまた市の単独事業であるかという、そうした財源問題もあるもんですから、私の方は積極的にこうした事業については県の方でお願いをしたい。そうした形の中で、アピールするわけですけど、先ほど言いましたように、県は橋を架けるんでも何十億も掛かるんで、全部の事業を指示しますよという状況になります。そうした中で順番付けを何とかしてくれと、私どもはほかの事業が中止されないように、この事業については進めていきたいと思っております。特に、こうした事業というのは一地域に集中するということがあるんで、これだけ広い事業やっばり19本、また合併のですね支援道路等、これについては、私は各地域で約束した事業っていうのは順位を付けずに、それぞれの地域が約束をしたですね道路については、やはり優先すべきだと、それに片寄った形ではおかしんでしないかという話をさせていただいてます。そういうことで、腰が弱いんでなくて非常にそうした諸問題があって、なかなか進めるにどうした解決方法があるかなと、指示を出すことはできますが、私どもも非常に財政が厳しいもんですから、そうした部分を勘案しながらやっていきたいと思っております。他については、部長より答弁させていただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 橋梁関係の再質問にお答えいたします。大筋につきまして今、市長も答弁がありましたけれども、まず新稲垣橋につきましては、特に都市計画道路にも指定されております関係で、現在、都市計画道路見直し作業に入っております。この中で現在の蛇崎門前線がどう位置付けられていくのかということも慎重に見つめていきたいと思っております。都市計画道路で再度決定されましたら、その方針に従って大分県とも協議してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、常々申しておりますが、県としては大型事業が佐伯市多い中、集中と選択という形で事業箇所を絞ってもらいたいということを強く申し込まれております。あと、大入島架橋に関連して、大入島の埋立ての問題がちょっとお話がございましたけれども、埋立てに関します訴訟の関係、これにつきましては、現時点で、もうすべて裁判結果として判決が棄却又は却下ということで聞いております。それ以後、再度控訴をしておれば別でございますけれども。あと、番匠川河口橋につきまして、鶴見地区交流ふれあい道づくり推進期成会、これが現在も存続してあるのかとのことでございますけれども、これは現在も続けて組織としてございます。一応、会長としましては、鶴見地区の区長会長さんにやっていただいております。あと、この鶴見地区の交流ふれあい道づくり推進期成会、このメンバー組織といたしまして、今年度6月26日に佐伯土木事務所の方に行きまして、所長面会の下、河口橋の早期着手について要望活動も行ってきております。その時においても所長のお話では、大型事業が多いということで集中と選択を市としては考えてもらいたいと。河口橋については、おおいときめきプランの中にも上げられているので、この事業について全く消えている状況ではないとのことでもございました。以上でござい

ます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 今回の時差出勤の試行の目的は、あくまで鶴岡バイパスの交通渋滞の緩和そのものでございます。そこでまず、今回の57台がピーク時を外れて通勤することで、実際渋滞の緩和にどれだけ効果が現れたのかということ冷静に把握することが重要かというふうに考えております。まだ試行の続行中でございますので、アンケートやモニター調査の集計や整理が終わったあと10月に入ってから行う予定です。10月の中旬ごろには、まとめの分ができるかと思っております。いずれにいたしましても、今回の結果をもとに多方面からいろんな情報を集めながら、今後どうすべきかという判断をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 平和祈念館やわらぎにつきましては、入館者の数だけでは評価できない面もありますけれども、多くの方に来ていただく努力を続けてまいりたいと思います。遺跡公園につきましては、これまでも大変困難とされていたところをですね、今度の調査で具体的に明らかになりましたので、それをもとに研究してまいりたいと思います。日帰りルートマップですけれども、実はちょっと日帰りルートマップはうちの方で作っておりませんので、担当の方に伝えたいと思います。

議長（児玉忠義） 戸山議員、あと2分ですので簡潔に。

42番（戸山盛喜） はい、どうも市長さんや次長さん、執行部の皆さん、明確な答弁をしていただきましてありがとうございます。一応、これで質問を終わります。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、戸山議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2 議案の上程

議長（児玉忠義） 日程第2、議案の上程を行います。

議案第128号、工事請負契約の締結について（公営住宅城西団地C棟新築（建築）工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただ今、本定例会に追加上程されました議案について御説明申し上げます。

議案第128号「工事請負契約の締結（公営住宅城西団地C棟新築（建築）工事）」につきましては、平成19年度公営住宅城西団地C棟新築（建築）工事に関し、九工・大成建設特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めようとするのであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。

どうぞ、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

平成19年第5回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第128号	工事請負契約の締結について(公営住宅城西団地C棟新築(建築)工事)

議長（児玉忠義） 議案質疑に入る前に、これより15分ほど休憩いたします。

午後3時23分 休憩

午後3時36分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案質疑

議長（児玉忠義） 日程第3、議案質疑を行います。

議案第99号から第128号まで諮問第7号から第9号まで及び認定第1号、第2号並びに専決処分報告第11号、以上36件を一括して議題とし、これにより質疑を行います。

議案第119号及び第126号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。議案第119号について、まず御質問をいたします。これは水道事業供給条例の関係なんですけども、簡易水道については、多分私民生委員なので、民生委員会に掛かってくるんじゃないかと思うんですよね。教民に掛かるんじゃないかと思うんでこの点だけを御質問いたします。先ほどやった件なんですけども、これはちょっと違うんじゃないかということ、クレームを最後に付けられた件なんですけども、あれはあの北九州市が出してる資料です。だから、本当に文句があるんだったら北九州に言わんといけんですけども、北九州、僕はもう全部チェックしました、それが正しいかどうかをですね。東京から何から全部チェックした上で、これは間違いのないもので出した資料です。だから、それについてどのようになったのかですね、事後報告をしてもらわんと困るなあということですので、お願いいたします。で、なった場合にですね、例えば東京より高い水道料金、これはまあなぜ13ミリで20と言ったかということ、執行部の方が正に13ミリで20が基本だと、生活用水としてはですね基本だということ、これがポイントなんですということをおっしゃったからですね。どこも皆それで出してるわけですね。だから、それでどのように実際の生活の水道についてどうかということをおっしゃるわけ、そこをお願いいたします。それともう1点がですね、これ佐伯市の方は統一した上で一つの水道局というのはいないんですけど、企業会計の中に入れるというような思惑があってやってるんかどうか、よく分からないんですけども、基本的にはその簡易水道というのは、一般会計から出ますよね。特別会計に入れとるんだけど一般財源から出るとということですよ。そして町村の方では、造った時にやはりお金を多分借金をして過疎債等でやるとるんだと思うんですよ。だから、それについてどう返済するかということで基金が特別に設けられてると思うんですよ。それをどのようにするつもりなのか、で、基金が今幾らあるのかですね。そこをお答えいただきたいと思います。

もう1点が、126号の公有水面埋立てに関する諮問、これは霞ヶ浦ですね。先ほど質問がありました点とも絡んでくるんですけどもですね、1点が、補償に関する件ですね。もう1

点がですね、公有水面埋立ての手續を経てるんかどうか、適切な手續を経てるんかどうかというその2点についてお聞きいたします。まず1点の補償についてなんですけども、これは先ほど問題になりました件なんですけど、ちょっと1点、きちんとだいが不正確に言うつもりなんですから、きちんと言いますと、監査請求が平成17年の2月10日に出しましたですね。それから約16回の口頭弁論及び準備手續を経て判決に至っておるんですけども、その最初、監査請求を出した時は、合併直前ですね2月10日という、合併直前だったもんですから監査委員が一人もいなくなりました。議員ももちろんいなくなって、監査委員会が開けないということで相当に延びたんですね。で、相当に延びて5月か6月ごろじゃなかったかなあ、監査委員会が改めて開かれたということで、そこから監査委員の結果が出て、それから30日以内にしないと訴訟は提起できないという。それで、訴訟提起が平成17年の8月17日になっとるわけですね。その後、そのポイントは一番何だったかという、結局は埋立地に県知事の許可を取らないで建てたということですね、それが第1点。それと議会の議決を経ないで通したというこの2点なんですよね。ところが、その途中から県知事の許可を取ってしまった。もう1点が議会の議決を取ってしまった。だから違法だと言ったら、執行部の方はそれは違法じゃありませんと言ってたのが、実は取ってしまったから結局争点がなくなってくるわけですね。ただポイントは議会の議決の取り方が基礎だけ取ったというのがやっぱり相当なポイントになりまして、そこで相当に争っていたわけです。争ってた上で結局判決になったのが平成18年の9月25日判決予定だったんですよ。ところが、被告の方から重要な書類があるから待ってくれというので、そこで判決が延期になって、そしてまた改めて開かれたんですけども、これが弁論再開が18年の9月4日に弁論再開になったんですけど、もうたいしたものは出ないということで、実は平成18年の12月25日に判決予定だったんです。私たちもこれは非常に期待をしてたんですけども、この判決予定の12月25日のこれ月曜日なんですけども、金曜日の夜に実は裁判所から電話が掛かってきたんです。で、加工場が撤去されたからもう訴えの利益なくなりますんで判決は延期になりますと、こういうことなんです。つまり加工場を壊したのが判決の直前、で、もうこれは金曜日の段階ですから裁判所はもう当然すべての判決書き終わっとるんですよ。書き終わった上で、あとはそれを言い渡しをその次の週の月曜日にする予定だった。ところが佐伯市の方が、加工場を壊してしまったということだから、結局訴えの利益がなくなりますから、手続的に訴えの利益がないというので却下になるわけですね。つまり中に踏み込まないということですね。で、それで突然、あと1日待ってくれてたら判決になったのにならないという事態が起こったわけです。そこで、それはもうやっぱりエネルギーを相当にこれは投入します。相手が弁護士と裁判官ですので、いい加減なことできませんので、相当なエネルギーを投入した上で、そして判決も何も結局却下という形、こちらが負けになりますよね。手続的にあなたは訴えの利益ありませんのでと言われますから、それで、それまでの内容が吟味されるようにということでどうしたかといいますと、損害賠償という形になるわけですね。結局それしか手がないわけですね。つまり、これは何かと言いますと、住民訴訟ですね。住民訴訟というのは自分たちの利益の問題じゃないんですよ。佐伯市の財産が不当に失われることに対する防御、だから自分のためじゃなくて、佐伯市の財産のためにやってるのが住民訴訟なんですけども、結局そこでどうしても裁判官の方からこれは損害賠償という形で全部入れてくださいということで変更、訴えの変更になるわけです。ところが、訴えの変更というのが非常に難し

くって、そこが差止請求、最初は差止請求ですから、これをこの賃貸借契約を止めてくださいという訴訟なんですよね。ところが、それが結局訴えの利益がなくなるとなれば、当然損害賠償に切り替えざるを得ない。ところが非常に難しいんです、その損害賠償の切替えというのがですね。それで、その時にどういうことになったかということ、切り替えてそれで30日に足りないからということで却下になったというのが経緯なんです。問題はですねここにあるわけですね、先ほど何も影響がありませんと言いましたですね。加工場が建ったことに全然関係ありませんと言いましたですね。ところが、水産加工業者について加工場は建ったわけですよね。これ平成15年の1月ごろに実は補償問題が解決しないで、そのままにした上で工事に着工して、そして加工場を現場に造ったわけですね、そして何もありませんと言いましたですね。ちょっとここお答えいただきたいんですけども、何も無いじゃなくって、実はこういうものが出てますね。平成18年10月31日に起案されているものなんですけども、笹良目埋立工事の保全工事一時中止についての伺いというのが出されてますね。そして理由としては、本工事は二豊海事有限会社と平成18年5月29日に契約し、工事に着手しているが施工区域内に仮設水産加工場があり、当初は工事を進めながら水産業者と補償交渉を行い、契約締結後早急に仮設の水産加工場を撤去し、工事完了の予定であったが補償交渉が難航していて、これ以上の施工が不能となったので仮設加工場を撤去するので工事を中断したいと。これで2か月ほど中断していますね。そのところ何もありませんでしたと言うんですけど、そこをお答えいただきたいと思います。それといいですか、補償契約が締結されてますね。

議長（児玉忠義） 動議ですか。暫時休憩いたします。

午後3時48分 休憩

午後3時49分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

もう3時50分になります。あと1時間ちょっとです、多分また今から議運を開いてするということになりますと、5時を過ぎる可能性がありますので、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思いますので、御了承願いたいと思います。

それでは、議運を開いてください。その間、暫時休憩いたします。

午後3時50分 休憩

午後4時3分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

和久議員の議案質疑を続行いたします。和久議員。

26番（和久博至） 補償契約書が加工業者との間に結ばれておりますが、補償金額が551万2,500円となっております。そこで、次の本題に入ります。実はですね、なぜこんなことを言うかと言うとですね、公有水面の埋立ての免許を取るときには、漁業権放棄の同意がいるわけですね。ここでは何がありますかと言いますと、漁協の同意は出てるんですよ。漁協の同意は43ページですね、43ページに漁協の同意が出てるんですね、これは漁業権放棄の同意ですね。もう一つ権利を有する者の同意がいるんですよ。それが何かと言いますと、これは加

工業者があるときはその加工業者の同意を得なきゃならんということになっただけです。実は一番問題だったのは、なぜ前のを持ち出したかということ、そこが工事が始まって解決しなかったから1年間延びたりとかですね、こういうふうにならなくなったりとかいうことが起きてるわけですね。そこできちんとしておかないと、やはりまた同じように俺の補償が少ねえとか言い出したら絶対に止まります。必ず加工業者の同意を取ってから入るよというのが免許申請のときの基本なんですね。また同じつを繰り返すのか、それともここできちんとするのか、そこを聞いてるんです。だから、その同意をですねきちんとして取られてるんかどうかわかりません。ここには出てませんからですね。それと、縦覧の文書も見ましたが、実はこの部分は秘密のうちに、つまり見せられないということになっただけです。だから、本当にきちんとして取っているのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。確認できてないもんですからね。取ってればそれでいいんですけどね。取ってなければ、やっぱりまた同じことになるんでお聞きするということになります。もう1点がですね、ここにどっちにしても前の加工場がなぜ建てられたかということ、休業補償ということで営業の休止補償ですね、それで建てられてるわけですね。つまり、工事中はそれができないから、だから別の所に持っていくんだということで建てられてるわけですね。今度の場合も同じように、やっぱりこの地先をですね工事しますんでですね、どうしても営業ができなくなりますよね、そのときにどうするかということ。それがまた一つ問題になると思うんで、それをお聞きしたいと思います。もう1点がですね、これまた公有水面埋立ての免許にも絡んでくるんですけども、実は42ページの図面なんですよ。この42ページの図面っていうのがですね、これ分解されてるんですね。ばらばらに切られてますね。だから、非常に分かりにくい図面になってるんですけども、これを一つにつなげみると分かると思うんですよ。そうすると、海岸に面した所が実は凸凹になっているというのが分かると思うんです。これは何かと言いますと、これは各個人の土地なんですよ。ところが、もちろん御存じのように、この前には道路があるわけですね。だから、道路が通っててということになってるわけですね。で、以前ですねその上の方、上の方はですねきちんとしておるのがお分かりですね。その加工場から上の方がずーっときちんとしてるでしょ。そして、どこに続くかと言いますと、これが48ページに続いていくんです。これが今回議案に上がっている件なんですけど、実はここが図面が非常によく出ている部分で、道路があって、そして各個人の土地があってというふうはこの道路、例えば、158の3とか177の2とかこれ全部道路用地ですね。そして、実はどういうことが行われたかと言いますと、これは実は違法埋立てだったんですよ。これは地区の人たちが工事をしてですね、失対を利用して埋立工事を行ったんです。自分たちの手で埋め立てたんですよ。その時に、公有水面の埋立ての免許を取らなくてやって、ただその時には取らなかったんだけど、救済規定があったんですよ、公有水面埋立法には。旧規定は、公有水面埋立の36条で追認ができるというのがあったんです。それを取ってですね、実はここを追認してるんですよ。違法埋立てであったけども、議会に掛けてこれでいいでしょうかってことでOKが出てるんですよ。その時にですね、実はその道路部分と埋め立てた余った土地っていうのがあったんですよ。その余剰地というんですけども、その余剰地を安くあるいは無料で譲ってくれないかという申請がこの地区から出てるんです。その申請が昭和33年ごろ出てるんですけども、その申請を受けて実は平成2年度、平成2年の9月14日の議会ですね、この議会で減額譲渡する財産について、これは各筆ごとに全部売却してるんで

すよ。そして、このきちんと安く売却するということを議会の同意を得て、どうして議会の同意が必要かと言いますと、安い財産の売払いというのは、これ議会の議決が要るんですよ。だから、議会の議決を取ってるんですよ。そして、幾つも何筆も全部各自分の地先を確保したわけです。そして、道路地とそして自分の土地とそこをきちんとした上で、実はその次に公有水面埋立ての取手を取ってるわけです。ところが、僕が心配なのは、今度の埋立てがですね、先ほどの図面見ましたように、その取手を全く取らないままに埋立取手の申請、埋立申請に入ったんですよ。とすると、ここにがたがた、凸凹がありますけども、この凸凹は実は海岸ではないわけです。この先に埋立地があるわけです。それは、まだ公有水面埋立ての取手をとってない埋立地があるわけです。だから、当然その取手をとった上で、その次の取手に移ると言うことが基本ではないかと思うんですけども、それはそれでいいとお考えだったらそれはいいんですけど、そこのところをお答えいただきたいと思ひます。以上です。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 先ほどの北九州のことについて、事後報告をせよということだったんですけども、先ほどのですね和久議員さんの発言を聞いていまして、何か佐伯市の水道料金ですね、非常に高いように感じられてですね、私どもにしてみれば佐伯市の水道は大変おいしくて安いという自慢をしているということもありまして、市民の皆さんに誤解を招いたら困るということで、私は急きょちょっと発言させていただきました。おっしゃるとおりですね、先ほど資料を見せていただきましたけども、ピンポイントで20立米のピンポイントにおきまして、和久議員さんのおっしゃるとおりで間違っておりませんで、この点につきましてはちょっと疑問を呈しましたことにつきましてはおわびを申し上げます。それですね、ただ、料金全体を見てどうだろうかということで、ちょっと昼休み中に北九州市のを調べさせていただきまして、北九州市は基本料金が2,121円ってということで、5立米使おうが10立米使おうが2,121円と、それに比べまして佐伯市は基本料金は600円から始まって5立米が25円、それから25立米が95円という形でですね小刻みにやっております。それを比較しますと、17立米までは非常にまあ佐伯市の方が安いと、それから20立米からですね30立米、40立米ぐらいについては確かに北九州市の方が安いという、こういう状況でございます。先ほどの前回のですね質問の中で、趣旨は大口の利用者がそういうことでは大変佐伯市の企業に負担が掛かるのではないかと、こういうことの趣旨に利用した、そのことのための数字の提示だったように思われるんですけども、ちょっと大口の件について調べてみたんですけども、いわゆる佐伯市の食品業界といわれるところですがね、大体40ミリから50ミリの口径で500立米以上使っております。これ北九州市と比較してみますと、北九州市の場合は、基本料金が9,000円で、50立米までが124円、51立米から100立米が158円、101立米から400立米が210円、401立米から2,000立米が290円ということで1立方メートル当たりの単価を決めております。それに比べまして、佐伯市はですね、基本料金が2,750円、それと30立米を超してですね120円と、こういう設定でございます。ですから、水量が多くなれば多くなるほど佐伯市の方が安いと、500立米使えばですね多分ざっと計算したんですけども60%を超してですね北九州市の方が高いと、こういうふうに思ひます。ついでに、名古屋とかですね東京の方も調べさせていただきまして、大口のそうした部分につきましては、大都市の方につきましては大変、全国的にそうでありますけども、料金は120円のような私とこ

のような安い設定のところはございませんで、150円、250円、300円、400円ということですね、大分市辺りは私とこの大体3.6倍から4倍近くになっておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。それから、確かに全国的にですね、あれですけども、100万を越すような都市になりますと一つの水道事業をするのに、その100万人が料金を支払うわけですから、当然料金が安くなるのが当然で、大きい都市ほど料金的には安くなるというそういう傾向は確かにございます。それからすればですね、佐伯市の料金をどこに比較するかという点がございまして、例えば類似都市の5万から10万の都市ですればですね、20立米当たりで平均が2,909円、これの財団法人の日本水道協会の18年4月1日現在ですけども、2,909円が大体私とこの類似都市の金額で、私とこは2,400円今回改定しまして10円でございます。ですから、私は全国的に見てですね非常に低い部類にあると、こういうふうに理解しておりますので、先ほどの発言でちょっと失礼なことをいたしましたけども、全体的に佐伯市の料金は決して高くないんだとこのことを申し上げたかったということで御理解いただきたいとします。それから、簡易水道の基金の残高についてということでの御質問でした。16年度末で佐伯市に合併した時点ですら、基金の持ち込んでいただいたのは、ちょっと100万単位で恐縮ですが、2億1,200万ございました。それから16年度に使ってですね4,600万使いまして、17年度末が1億8,600万、それから1億1,000万取り崩しまして、18年度末で8,700万、それから19年度見込みで大体7,900万ぐらい取り崩す予定でですね、19年度見込みで800万ぐらいの見込みを立てております。ですから、基金はほとんど取り崩したと、こういう状況になっております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 和久議員の議案第126号に関する質疑でございます。事務あるいは業務の進め方について、いろいろとお気遣いをいただいている点、誠にありがとうございます。まず始めに、議案第126号に関する議案書に添付しております公有水面の埋立てに伴う漁業権の一部が消滅することについては補償はしておりません。それから先ほど言われました、ここに地先の件がございまして、一人の水産加工者の地先とそれと現状では道路にまあ私道となっておりますが、この水産加工者を含む地先の同意書については、御指摘がありました件ですが、これは同意書をいただいております。あと、道路の所有者としての同意書を併せていただいております。それから、工事が始まればこの現在ある水産加工業者の補償等がまた出てまいります。この件につきましては、実際にはこの水産加工業者の方とどういう補償がいいのか、これはもう双方十分協議をしまして、過去にあったようなトラブルにならないように十分私どもも慎重に進めていきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 先ほどの北九州市の件なんですけども、私はその大口需要で比較した記憶はないんですよ。なぜかという、上げるということそのものがですね基本的には、そこで生活している者がどうかということがまず第一で、例えば大都市で生活してるのと佐伯で生活してるの、水道水向こうが安いとしたら、やはり向こうの方がはるかに快適じゃあないかという、そこがまず第一なんです。で、企業が来るとしたら、やはり生活自体も楽にならんといけんというのがあからすね、それを聞いた。で、部長と同じように私自信も驚いたんですよ。佐伯市の水道ははるかに東京なんかよりも半分くらいではないかと思ってたぐらいなんです。だから、ある人から佐伯の水道は高けえんじゃとか聞いてもすぐその場

で、そんなことはねえ、佐伯の水道は安いんじゃないかと、おいしいし安いし、こんないいものはないんだといつも言っていたんですよ。ところが、あのデータを見て実は驚いたんです。何で東京とかがかえってこんなに安いんだと。そうだとしたら一体どこに問題があるんだろうかと逆に考えたんですよ。だから、そのこのところで値上げをやっぱり求める以上ですね、その生活者の目というのがどうしても必要になるだろうと、大口需要者はたくさん金を掛けるようにしとるんだけど、その普通に使ってる人は安いと言ってますけども、実はそこを実は佐伯市が配慮してるかどうか。逆に言えば都市の方がはるかに生活需要者、生活のしている人の目を持ってやっていると私は思ったんですよ。そして、大口というのはさらに東京なんかでは先ほども言いましたけども、実は工業用水があるんですよ。これ半額か3分の1ぐらいですよ、工業用水になると。30円とか40円ですよ、1リッターが。このようなものが用意されたらものすごく楽ですよ。そこが佐伯市はないのになぜこんなに高いのか。そうだとすると企業、ここで生活している企業は逃げ場がないじゃないかというのが私の趣旨なんです。そういう理由でお答えいただけたらと思います。

126号の方なんですけども、趣旨は分かりました。ただですね、人がいいばかりじゃ駄目なんです。どうしても工事の工事に掛かってこのことが納得できないとなれば、どうしてもそれを阻止する行動に出ます。いいか悪いか別なんです。少なくとも佐伯市が話し合いましょうという形でいってるとしたらですね、佐伯市じゃあこれ駄目だ、もう強行するからということを絶対言えません。だから、公有水面埋立てという県の許可が出るときにですね、きちんとそれを出しておかないと許可は出ないんだということで、そこで同意があると、利害関係者の同意を得なければ免許を出してはならないとなってるんですよ。だから、そのこのところをきちんとしておいた方が、逆に僕は早く行くだらうと思うんです。だから、厳しいようですけども、そこをきちんとしておいてほしいと、そういうふうに思います。そして、地先の同意というのは、それで県の流れがですね、県の手続がそれでいいということだったら、まあそれはいいんだらうと思います。ただ、やっぱり問題は、そのこの違法に埋め立てたという点がありますんで、違法に埋め立てた点をどのように処理していくのか、そこがとても問われていると思います。だから、そこは手抜きなくですね、やっておいてほしいと思います。もし一言ありましたら。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 生活者で比較をしたということですね、私も相当、和久議員さんと一緒に佐伯市は安いということであつたんですけども、大都市の部分で全国ごとですとですね調べましたら、大都市で安い部分は確かにございました。それはですね、一言言いますと先ほど言いましたように、これは受益者ですね、給水人口の差だと思います。ですから、例えば私とかが10万で100万の都市がですね、北九州市が100万だとすると、私とかが10万人で払うところを向こうは100万人で払うわけですね、10倍で。ですから、これがほとんどしかし北九州市と私とかが同じような金額になっているということは、実は本来であればですね、北九州市の方は10分の1になってもおかしくないですね、安くなっても、人数が違いますから。ですから、都会の場合はかなり水をつくるのにですね、いろんな形で凝集剤入れたりとかしてお金を掛けてですねかなり高い金額で、原価が高いんだなあということはひとつお分かりいただけたらと思います。何を言っても安いのはとにかく負担する人間が多いと、こういうことだということ、先ほど言いましたけど100万人以上の平均が2,600円、5万が

ら10万については2,900円、その間が大体100円ずつぐらいですね高いんですね。ですから、例えば5,000人以下の所は、平均が3,523円ということで、負担する受益者が少ないということですね、非常にこれはもうひとえに人間割と、人口割と受益者の人数割だと、こういうふうに思います。それに比べれば、都会は相当1立方メートル当たりつくる原価は高いんだなということはひとつまた分かるんじゃないかと思います。それから、もう一つ宣伝ではないんですけども、都会の水は確かに私はおいしくないと思います。この前、何とか還元水ということで話も出ておりましたけども、ほとんどが浄水器を付けなければですね飲めないような状況で、東京でも第三次構造処理したようなですね水は売っておいしいというんで売ってる分もあるんですけど、大部分がですねまだまだなかなかそのまま飲めないような状態だというふうにも聞いております。それから、工業用水ですね、確かに私、工業用水のそこは余り調べてないんですけども、30円、40円でやってるといふような所もおっしゃるとおりあるんだろうというふうに思いますけども、これは通常飲めるような処理をしてないんじゃないかと、そうしたろ過等で処理してないんじゃないかと思えますんで、食品業界が使ったりですね、冷却水等は使える、ボイラーとは使えるかとは思いますが、通常レストランで使ったり病院で使ったりですね、そうした部分の水には使えない部分じゃないかなあと、安い分はですね、そういうふうに思ってるところです。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 和久議員からはいろいろとアドバイスをいただいて、誠にありがとうございます。地元笹良目地区も今の工事が終わりましたと次の工事が終わりますと大体護岸が全部つながってまいります。そうなりますと、波それから生活道路としての利便性は非常に高まってまいりますので、そういったことから地元も次の工事を是非やっていただきたいということで取り組むようにいたしました。私どもも以前あったような問題点を起こさないように、これはもう職員も一丸となって今度はもうスムーズにやりたいという、そういう気持ちでいっぱいでありますので、トラブルが起きないように事前にいろいろと準備しながら工事を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 水道水なんです。実はそこが問題なんですよ。つまり、なぜかと言うと、じゃあこれだけ安く東京はできて佐伯はできてない。じゃあなぜですか、なぜ上げるんですかと問われるわけですよ。つまり、その理由が本当にただ人が少ないだけですか。だって、佐伯の市内は黒字じゃないですか、佐伯市内の経営は黒字なんですよ。それなのになぜ統一するという名目の下に上げるんですかって、当然そこが聞かれてくるんですよ。だから、そのところをうまく説明できるようなものがほしいというふうに思います。これは要望ですから一応心にとめておいてほしいと思います。まだ議案質疑じゃなくって委員会質疑がありますので、終わります。

議長（児玉忠義） 次に、議案第123号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

8番、後藤幸吉君。

8番（後藤幸吉） 私は123号議案に対して質疑をするつもりです。質疑のつもりでやりますが、ちょっと横道にそれたときには、御容赦願います。私どもが水道水もそうですが、今度のような議案に対して判断をする場合には、私たちの採決された結果が、市民生活に必ず結

び付くような結果が出ます。そうした場合、市民に説明ができんような採決の方法というのは、議員としてちょっとやりにくいわけです。それで、例えばこのごみの場合は、一般質問で何人かの議員が言ったと思いますが、当初西嶋市長の選挙公約の一部であったと。ただ、今度こういう形で出された場合の質問としては、私が思いますのは、シール制の利点というのは、袋を、現在ある袋を灘に置くとかさがる。シールにすれば生産費もちろん安いし、ゴミ袋のようにかさはらないということでありました。そして、シール制の場合は、民間の袋を利用していいよと、ただし同じ量なら5円から10円だというような話が執行部からあったと思いますが、私は考えたときに、言いもしたんですが、シールを扱う店というのは今現在ゴミ袋を扱う店で、民間の袋も売ってると思います。そういう同じ程度の袋を佐伯市の指定にして厚さじゃあ大きさをそろえて、それを店頭で置くような提案ちゅうのは執行部の方では考えとらんじゃろうかちゅうことをまあお尋ねしたいと思うとります。そうすれば、仮に5円で入れればシールが15円ですから20円、今の30円よりは安くなります。ただ、袋だけの値段6円90銭が先々値段が高くなるからという言い方をすれば、民間の袋も高くなるわけですから、何も効果がないごとなります。ですから、そういう提案をする場合、採決されたあとで、そういう方法、こういうことにごみはなりましたというときに、そういう袋のことまで考えて市民に、市報なりに報告するような意思があるのかどうかをお尋ねしたいと思うとります。私は、明日建設委員会で水道水の方については、またそちらの方で言うつもりですが、やはり合併したら損をしたとか、市民の多くが思うような考え方になりますと、私どもは採決しにくい。そういうことで、執行部にもう少し提案をするときにや幾つかの案を持ち寄ったらどうでしょうかという質疑になります。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは、後藤議員の議案質疑にお答えをいたします。市販の袋の厚さや大きさを市が統一して販売すること。それを大量発注することによって値段が下がるのではないかという点でございますけれども、市が市販のゴミ袋の市場に規格を示して統一したものを販売した場合には、既存の製品の中でどの袋がいいのか、悪いのかといった選択が必要となります。したがって、自由競争の中で販売されている他の商品に対して与える影響がまず懸念されます。また、今回のシール制の移行に伴い、ビン、缶、ペットボトルの資源ゴミ系につきましては、手数料を無料にする予定であります。したがって、シールをはって出す袋は、燃えるゴミ、燃えないゴミの2種類であり、資源ゴミについては、45リットル以下の透明か半透明の袋であれば、例えば10リットルとか15リットルなどの小さい袋であっても個数に関係なくシールをはらないで出すことができます。したがって、市としては市場に流通している各種製品の中から、市民の皆様がおののの使用目的にあったゴミ袋を自由に選択し、購入した物に燃えるゴミと燃えないゴミの場合にだけシールをはって使用していただく方が、逆に市民に負担を掛けることにはならないと考えております。また、袋の製作価格についてであります。今まで何度か御説明いたしましたように、長期的に見れば値上がりは避けられないという事態でございますし、また佐伯市における年間のごみ袋の使用枚数は約370万枚といったレベルですので、全国の市場から見れば極わずかなシェアにすぎません。しかし、市販の袋はその製作枚数が膨大でありますので、市が規格を指定して製作するとした場合、同じ規格であれば、一般的に考えまして市販の袋より安く製作することは困難であると思います。また、石油価格や為替相場の変動に伴う原材料等の高騰につきまして

も、同じ理由で全国的に流通してる商品の方がその影響は少なからうと思われま

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 別に統一と言うたのは、大きさとか厚さ、そういうものをこの程度のものですよというやつを各店に置かせたらどげえかという話なんで、市が注文をして販売を扱わせれとかいう話じゃなかったつもりで、提案をしたわけです。そうすると横しに置いとればいいわけじゃから。そうせんと以前考えたような買物袋というのは、最低10リットルも入らんようなやつですから、そいつに15円の袋をはったんじゃかえって高ずくと思った。それで、まあそういうことの対応も市としてはしたらどうじゃろうかっていうように思っただけです。これは判断はもう私自分でしますから、一応質疑は終わります。

議長（児玉忠義） 次に、議案第116号から第119号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

35番、高司政文君。

35番（高司政文） 皆さんお疲れ様です。ちょっと私も委員会が経済産業の所属ですのでね、ちょっと教民と建設が同時にあるということで、ごみ袋の方の教民の方に委員外議員でね参加しますので、建設の方に出れないんで、ちょっと水道料金の質疑をね行いたいと思います。116号から119号まで一括して質疑をしたいと思います。通告をしておりますので、御答弁いただけたと思いますが、まず最初の質問ですけど、料金の統一ですね、これは合併協議会受けて新市になって、これは必要かなという気がしますが、これが必要としてもですね、ちょっと一般家庭の平均の使用料、私、事前に聞いたら30立米ぐらいとおっしゃったので、30立米で比較した場合ですね、弥生の岩ノ下地区がですね1,140円上がると、反対に同じ弥生ですね久土地区が1,110円下るんですね。この差が2,250円にもなります。ちょっとですね統一が必要にしても、これだけ料金の変更がね極端過ぎるのはどうかなというふうに私思いますので、こういう地区のことを考慮してですね、数年の経過措置というのを設けることはできないのかどうかですねまずお聞きします。それから2番目の質問は、料金の値上げの大きい地域、旧佐伯だとか、蒲江とかですね、こういう所は大量に水を消費する業界に対する影響が予想されます。和久議員も大口とか工業用とかね、おっしゃってましたけど、飲食店とかですね、それから水産業者、給食、プールとかね、いろいろまあとにかくちょっとそれ以上あんまり思い浮かばなかったんですけど、たくさんね使う所はいっぱいあるんじゃないかと思うんですね。そういうところに対してですね、事前に執行部の説明を聞いてもですね、収益のこと、建設投資の話も出ましたけどですね、なかなか実際に使う消費者の立場っていう部分でね、非常に抜けてるような気がしますので、これらの大口の、大口と言っても私が言ってるのは業務用ぐらいのレベルですけどね、そういうところの対策というものを考えていないのかどうかねお聞きします。それから3番目にですね、料金変更が激しい地域ですね、こういうところはやっぱりその地域のね皆さんの声を聞く必要が私あるんじゃないかと思うんですね、そういう部分で公聴会を開くとかね、そういう市民の意見を聞く必要がないのかどうかですね、そういう考えはないのかお聞きしたいと思います。それから4番目の質問はですね、事前の説明の中でですね、建設投資ということで老朽化施設の更新、延命化とか、拠点施設の耐震化とかありましたけどですね、こういう部分の老朽化の更新、それから管路の耐震化ですね、そういう部分の年次計画はね、ちゃんと持っているのかどうか。そういう理由にするのであればですね、その辺の計画を持っていると思いますので、そこをお聞きしたいと思

います。それから5番目にですね、補てん財源っていうのがありますよね、収支のバランスを取るためにですね、補てんをするというね。こういう財源を、例えば内部留保の資金なんかがですねそれに当たるというふうに思いますが、その内部留保のね資金がどのくらいあるのかをちょっとお聞きしたいと思います。それから6番目の質問はですね、今現状、当然簡易水道、飲料水関係ちいうのは非常に収支厳しいですので、一般会計から繰入れをしていますが、引き続きですね料金の統一後もこういう上水道、簡易水道、飲料水関係、それぞれですね一般会計から繰入れするのかどうか、継続するのかどうかお聞きしたいと思います。それから7番目ですが、繰出基準っていうのがありますね、総務省がですね毎年基準を通知をしてですね、これこれこういう事業については一般会計から入れてもいいですよと、そういったもんについてはですね、一部地方交付税でね措置しますという、いわゆる繰出基準っていうんですけどね、そこをですね一般会計から負担をするということで、非常に収支のバランスをとるにはですね非常にまあいいものだと思いますので、拡大解釈と言いますが、これごまかすわけじゃなくてですね、総務省から基準が示されてるわけですので、これをきちっとですね適用して、できるだけ収支のねバランスをとってもらおうと。料金の改定をしなくて済むようなですね、そういう部分にしてほしいなあと思いますし、それからそれがやった上でですね、まだ駄目だという場合には、一般会計からですね基準外繰入れを増やすとかして、できるだけ料金の値上げ幅をね抑えてもらいたいというふうに思いますので、そういう考えはないかお聞きしたいと思います。ちょっと私も水道関係ですね、まだ勉強不足でいろいろ誤解してる部分もあったり、勘違いする部分もあると思いますので、その点はですねあとで答弁の方で修正をしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 御質問にお答えいたします。料金変更が極端すぎる地域について経過措置を設けることができないかということですが、議員全員協議会でも既に説明をしましたように、平成18年度に作成した水道事業基本計画では、現行の給水収益に対し24%の改定が必要との報告がされています。今回提案している11%の改定率は、経過措置等も十分に考慮したものとなっていますので、御理解をいただきたいと思います。なお、これまで弥生岩ノ下地区につきまして、極端ではないかというような御意見ございましたけども、創設以来ですねいろんな改良を加えましたけども、それが料金に反映されていないのではないかと。また、平成16年度にかなり大きな額で膜ろ過施設というのを造りまして、こうした施設の改良した投資が料金に反映させていないというふうなこともございまして、料金がこの地区につきましては、低いということがございましたので、周知期間等の中で御理解いただけるよう考えております。料金値上げが大きい地域の大口使用者に対する対策は考えていないのかということもございますけども、今回の水道料金の統一には、料金体系の統一という面もございまして。それは、現行の料金体系が水道メーターの口径別に基本料金と使用水量に基づく従量料金の合計で算定する方式、それと口径に関係なく使用水量に基づいて従量料金のみで算定する方式、用途別に料金を算定する方式とさまざまありますが、料金の急激な変動、あるいは使用者間の負担の公平性及び水道事業の経営維持等を考慮し、今回の料金統一については、基本料金と従量料金から構成される旧佐伯市の料金体系を基準といたしました。これまで、口径に関係なく使用水量に基づく従量料金のみで料金を算定していました地域においては、例えば、口径75ミリの大口径の契約者が1か月の使用水量が極端に少ない場合は、

新料金体系による口径別の基本料金が必ず徴収されますので、その結果、料金の変更等が今回の料金統一の改定率より大きくなることが予想されます。しかしながら、使用者間の負担の公平性及び水道事業の経営維持等の面から、今回の料金統一については、御理解をいただきたいというふうに考えております。料金変更の激しい地域を中心に、公聴会を開くなどして市民の意見を聞く必要はないのかということですが、水道事業の経営は、水道料金で経営していくのが基本でございます。経営についても事業者が責任を持って遂行していかなければならないと考えております。料金の提案もそうした意味で、事業者の責任の下で提案されるべきものだと思っております。しかしながら、料金等の決定については、事業者が一方的にできるものではございませんで、市民を代表する議会の承認が必要でございます。先ほど申し上げましたとおり、今回の料金統一は経過措置等も十分に考慮した料金設定であると考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。老朽管の更新、管路の耐震化の年次計画ということですが、上水道及び簡易水道の建設改良費につきましては、水道事業基本計画により、平成19年度から28年度までの10年間で約73億円の事業計画を立てております。そのうち、御質問の老朽管の更新につきましては、約20億円を予定しております。補てん財源としての内部留保金は幾らあるかということですが、基金という意味で解釈をさせていただきますと、平成18年度末現在、企業会計の上水道会計におきましては、建設改良積立金が6,160万、減債積立金が6,730万、簡易水道会計におきましては、財政調整基金が6,060万、地方債償還基金が2,620万あります。なお、簡易水道会計におきましては、平成19年度予算にて財政調整基金を3,770万、地方債償還基金につきましては全額の2,620万を取り崩す予定でございますので、平成19年度末における基金残高は、財政調整基金の2,290万というふうになります。これ先ほど私、和久議員さんに御説明した額と若干違っております。ちょっと私の資料がすみません。財政調整基金が2,290万残るということでございますので、先ほどの発言を訂正させていただきます。見込みですこれは。6点目にですね、上水道、簡易水道、飲料水会計に対する繰入れは継続するのかということですが、水道事業及び簡易水道事業につきましては、地方公営企業繰出基準に基づき基準内の繰入れを行います。飲料水供給事業につきましては、地方公営企業の適用範囲外のため、繰入れに対して基準内外の概念がありませんので、歳入から歳出を差し引いた不足額の繰入れを行います。一般会計が負担すべき繰出基準を拡大解釈する。あるいは、一般会計からの基準外繰入れを増やすなどして、料金の値上げの幅を抑える考えはないのかということですが、水道事業につきましては、地方公営企業の原則である独立採算で経営を行うことを基本としております。行財政改革を推進する厳しい財政状況の中での一般会計からの繰入れは、基本的に地方公営企業繰出基準に基づく基準内繰入れのみで運営を行う方針であり、基準外繰入れによる料金の抑制は考えておりません。以上でございます。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 再質問ですが、部長ちょっと口が早くてですね、私も口早いんですけどね、部長もかなり早いみたいで、ちょっと聞き取れなかったところもあってね。非常にさっきから和久議員の質問の答弁でもなかなか部長戦闘的ですねところもあって、何か答弁を聞いてもですね。全然考慮してないなと思いましたがですね。ちょっと今聞いててですね分からなかった部分とかですね、再質問したいと思っております。まず、大口の話なんですけどね、ちょっとさっき和久議員の質問で答えられてたんでね、私もすぐ昼休み調べてですね、大口と

いったら多分50ミリのですね500立米ぐらいかなと思って事前に計算したら、ちょうどさっき答弁でね、大体そのくらいおっしゃってて、まあこれいい感してたなと思ったんですけど。蒲江でですね仮にね、蒲江のある業者が50ミリの500立方使用した場合ですね、今までの蒲江の料金5万9,750円になるんですよ。今度統一したらですね6万5,250円になるはずですよ。私計算したらですね、5,500円の値上げになりますんでね、何かさっき市長が佐伯市全体をみたらね、蒲江とか値下げになるところもあるとおっしゃったんですけど、ちょっとたまたまこれ調べたらですね、蒲江をしたらここは値上げでした。そういうことでね旧郡部がどうかちいうもちろんですけど、旧佐伯市内がやっぱ一番上がるしですね、これはもう大口がもちろんたくさん上がりますけど、やっぱり一般家庭がね、私としては非常に大変だなあと思うんですよ。やっぱり50、30、25、30とか使えばですね500円、600円のね月に値上げになるわけですからね、それでなくてもいろいろ税金から何から上がる中でね、本当にこれ以上耐えられんというふうな市民の声が実情なんです。だからね公聴会とかねその市民の声を聞いてるのかというふうなね、言ってるのはそういうことです。御理解をとおっしゃいましたけど、議会はそれぞれでね、それぞれ分かりませんよ、この結果どうなるか分かりませんが、しかし市民がですねやっぱり理解をねするのがやっぱり第一でね、そのためには事前にいろいろな情報を市民に知らせてですね、こういうことで料金上がりますよということをやったりそれはするべきだと私は思うんですよ。その辺ですね、もう一度市民に理解を求めるといふ部分とですね、どう考えてるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。それからね、繰出基準ですけど、私もあんまり詳しくないですけどね、繰出基準を見たらですね、例えばこの間、弥生の簡水の統一ですか、それとか上水道と統合したりとかですね、そういう費用というのが繰出基準になってますし、それから応急の復旧関係ですね、それから事前の説明があったような停電対策保安施設整備の整備、こういうの全部繰出基準なんですよ、だからそういうさまざまなですね基準がありますのでね、本当にこれをきちっと一般会計からね入れて、それからいわゆる地方交付税ですね、交付税の算定の中に入れてもらっていると、実際にそういうふうに入金もあるんだというふうなことをですね、ちゃんとやってるのかですね、その辺がねちょっと私もこういう決算書とか見るけどちょっとよく分からないんですよ。その辺をきちっとやってますよと。だからあとはね収支しか収益的収支しかないんですわというのかどうか、その辺私もちょっとまだ疑問ですのでね、本当にその点をねきちっと繰出基準をやってるのかどうか、再度ねお聞きしたいと思います。それから経過措置の話もですね、何か私、岩ノ下はね一例でやっただけでね、岩ノ下だけをどうかしてほしいと言うことじゃないので、全体的にですねやっぱり料金が上がる所については、できるだけね、今さっき言いましたけど、こういう御時世、何でもかんでも上がってる事態でありますから、なおさらそういう激変緩和措置とかね、経過措置ちいうのは私は本当取り入れてほしいなあというふうに思ってますので、その点をですねよろしくお願いします。それからね、最後ですが、逓減料金をですね適用することはできないのかどうか、旧料金ですとですね、当然収支どんどんどんどん崩れますのでねバランスが、駄目ですけど。新料金もし仮にですねしたとして、いわゆる逓減料金ですね、使用料のね大口とまでいかななくてもどんどん20平米、30平米、40平米でね上がっていけば、120円とかなってますよね。最初の50米までが10円が20円に上がるんでしょ。それから5立米から10立米が85円から95円とかね、10立米から15立米が95円が110円と、それを超えると115円、さらに30立米を超えたら120円です

ね、段々1立米当たり上がる金額も上がりますわね、しかし私なんか前いた業界、ガス業界ですけどね、こういうところは反対に使用料が増えればね、逓減料金っていうて1立米当たりは金額が下がってくるんですよ。そういうふうなですね、もちろんその理由があるのは分かってますよ、その当然その大口需用は逆にね水の場合抑制するとかいう考えを持ってたり、生活用水の配慮とかねいろいろもちろん調べてそれは分かってますけど、しかしですね、今言うように実質的に値上げになる地域もね多いわけですから、その辺を考慮してね逓減料金というものを導入することができないのかどうか、それをね最後聞きたいと思います。ちょっとね調べたら、自治体によってはですね条例を改正してね逓減料金を導入してる所があるようにありますのでね、その点佐伯ではどうなのかということですね。最後お聞きしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 何かあの戦闘的って言われてちょっとショックなんですけども、前部長からも抑えるようにいつも言われておりますので、ちょっと性格でございます。すみません。大口のですね利用者について、上がるんじゃないかということですけども、先ほど言いましたように、口径がですね確かに口径別の料金を入れますと上がる所が出てきます。それが数量がですね、使用水量が少ないと確かに上がるんですね、基本料金が高いから。ですけども、250立米とか300立米とかですね水量がどんどん増えますとこれは前よりほとんど変わらない。逆に下がるところもあるようにですね、基本料金が口径の基本料金を入れたことにより、そうした大きな口径を持ちながら使用料の少ないところについては、これはもう上がります。もうこれはですね、ひとつ50年振りのこれも大改正、50年振りのですね各市町村にとっては私は昭和30年の初めごろから40年に掛けて水道が創設されてですね、この体系でこられたんだと思いますけども、今回はこの体系が50年振りに変わるということですね、ある程度もう御理解いただきたいと。そして、佐伯市にひとつこの部分については合わせていただきたいということで、お願いをしたいというふうに思っております。一つは大きな40ミリ、50ミリとかいう大きな口径をもってですね使用量の少ない所については、小さな口径にひとつ変更していただければどうだろうか、このことも考えておりますし、例えば、学校辺りはですね、そうなんですけども、冬場、水を使用しないと、冬場私とは使わないんだという所がございましたら、そういう所は閉栓届を出していただければ、その期間は水を使わなくて、基本料金を払わなくて結構ですので、そうしたことをこまめにですね、また市報等でもお知らせをしたいと思っておりますけども、そうした形で使用量が少ない、口径が大きくて使用量が少ない所については、そこら辺りはですね是非するようにですね、こちらもしていきたいというふうに思っております。それから、繰出基準でございますけども、基本的に繰出基準はですね上水道にはございませんで、上水道の場合は消火栓をですねあたたきただけ、この部分は繰入金として基準内の繰入れがございますけども、上水道はないと考えていただいて結構です。簡易水道につきましては、元利償還のですね2分の1、それから建設改良費がですね、補助金とかそうしたものを差し引いてですね10%と、こういう形で繰出基準は決まっております、これはきっちりいただいております。大体1億8,000万程度の簡易水道では繰出しがっております。ですから、これ以上にですね繰り出して基準外をとというような話が質問の方でもございましたけども、基本的にこの線を崩しますとですね、どこまで安くすればいいんでしょうかと、これはもう基準がないわけですね。ですか

ら、私どもは基本的に今の水道料金で経営をやっていくんだという基本的な部分をですね、しっかり抑えていかないと、やみくもに安ければ安ければいいという形にはならないと。非常に行政改革の推進プラン進んでおりまして、一般会計も大変厳しい状況で、私とかが繰出しをお願いすればですね、これは福祉を削る、これは医療を教育を削る、道路を造らないとかですね、どっかの財源にこれは私どもはお願いするような形になるわけですから、これは水道の事業体としてはですね、基準外の繰出しは出さないで料金で賄っていくと、このことを基本にひとつ頑張っていきたいなあとこういうふうに思っております。それから、逓減料金をということで、確かにわずかずつですけども逓増料金ということで、使用量に沿ってですね、少しずつ95円とか110円とかですね120円って形で上がっております。先ほど議員さんが言われましたように、確かに限られた水源ですねある程度抑制するという意味合いもございまして、一つは資本投下ですね、それなりの設備を投資した中で、その分の負担分も入ってるんじゃないだろうかと、こうした考えもわずかですが持っております。ですから、基本的にはですね、今ある佐伯市の料金体系をですね今回は崩したくないと、料金がですね上がることによって、なおかつ料金体系のラインをあたりますとですね、大変上がる所と、下がる所の格差が料金の今回の改定以上にまた出てくるんですね。ですから、とりあえず今回は今の水道のラインの一つは崩さないでいこうと、このことがそれぞれのですね格差を広げないことだろうなあと、これが基本にございまして、今回の改定率になっているわけです。それで皆さんが言うておりますように、大口のですね使用者については30立米以上はですね、ほかのところは大体15円ですね、15円ずつ立米当たり15円ずつ上げておるんですけども30立米以上につきましては、10円しか上げてないということで、率は低いんですけども負担がですね、負担額的にはやっぱり出るだろうということで、そこら辺りはわずかでございますけども配慮をしたつもりでございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 最後簡単に。部長、御理解をお願いすると重ねて繰り返されてますけど、私もですね先ほど言ったようにね、市民の負担が本当多い中での値上げ、下がる場所もあるんですけどね。そういう部分ですので、できるだけねどうしたらもっと料金を抑えられるとかね、やっぱりその辺の知恵も私も勉強したいと思っておりますし、もちろん皆さんは専門家ですから、もうそんなこととっくに考えてると言われたらそれまでかもしれませんけどね、そういう気持ちで今聞いてます。最後1個だけですね、基金のことをおっしゃったんですけど、損益勘定留保資金とかですね、こういうものもね、さっきおっしゃった基金の中に入ってるのかどうかですね。その辺をお聞きしたいんです。例えばね、これ18年度の決算書ですね、水道の。当年度損益勘定留保資金というので補てんしたと書いてます。こういうものも全部今言われた基金の中に入ってるのかですね、入ってなければそういうものは別にね内部留保としてどのくらいあるのかですね、お聞きしたいと思っております。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 先ほど言われました損益勘定の留保資金につきましては、上水道の方のあれでですね、いわゆる減価償却のですね、減価償却費あるいは減耗費ですね、この二つがですね損益勘定の中で費用として上げられてますけども、この部分が起債等にですね充てられる場合がありますので、それは損益勘定の留保資金という形で扱っております。基本的にはですね、現金で持っておきたい部分ですけども、この部分はなかなか持てないで借入

のですね返済に充てたりしてる部分です。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

おはかりいたします。

諮問第7号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者^{あまのこうずい}天野公瑞）、第8号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者^{よこがわこうしろう}横川香正）、第9号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者^{かわのはやし}河野林）、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第7号から第9号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案等の委員会付託

議長（児玉忠義） 日程第4、議案等の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成19年第5回佐伯市議会定例会議案等付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第99号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）	分 割
第100号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	教 育 民 生
第101号	平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）	教 育 民 生
第102号	平成19年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）	教 育 民 生
第103号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第104号	平成19年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	経 済 産 業
第105号	平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第106号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第107号	平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第108号	平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）	建 設

第109号	政治倫理の確立のための佐伯市長の資産等の公開に関する条例等の一部改正について	総務
第110号	佐伯市火災予防条例の一部改正について	総務
第111号	財産の取得について（救急自動車及び資機材）	総務
第112号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	総務
第113号	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車、ホース二重巻取機及び投光器）	総務
第114号	佐伯市土地区画整理事業特別会計財政調整基金条例の制定について	建設
第115号	佐伯市手数料条例の一部改正について	建設
第116号	佐伯市簡易水道事業給水条例の一部改正について	建設

第117号	佐伯市簡易給水施設事業条例の一部改正について	建設
第118号	佐伯市飲料水供給事業給水条例の一部改正について	建設
第119号	佐伯市水道事業給水条例の一部改正について	建設
第120号	佐伯市土地開発公社の定款の変更について	建設
第121号	市道路線の認定及び廃止について	建設
第122号	工事委託契約の変更について（日豊本線臼坪高架橋新設工事）	建設
第123号	佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	教育民生
第124号	佐伯市道の駅かまえ条例の一部改正について	経済産業
第125号	佐伯市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部改正について	経済産業
第126号	公有水面埋立てに関する諮問について（大字霞ヶ浦）	経済産業
第127号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大字霞ヶ浦）	経済産業
第128号	工事請負契約の締結について（公営住宅城西団地C棟新築（建築）工事）	建設

認定

番号	件名	付託委員会
第1号	平成18年度佐伯市水道事業会計決算の認定について	建設
第2号	平成18年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について	建設

専決処分報告

番号	件名	付託委員会
第11号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）	経済産業

請願

番号	件名	付託委員会
第8号	割賦販売法の抜本的改正に関する請願	総務
第9号	佐伯市発注公共工事における生コンクリート使用に関する請願	総務
第10号	佐伯市公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領に関する請願	総務
第11号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について	教育民生
第12号	地域医療を守るため医師養成数の増加を求める請願	教育民生

議長（児玉忠義） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日から各常任委員会を開いていただき、26日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 5 時 5 分 散会

平成19年 第5回

佐伯市議会定例会会議録

第7号 9月26日

第5回 佐伯市議会定例会会議録（第7号）

平成19年9月26日（水曜日） 午前10時10分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高瀨	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	村松	田一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	清孝
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務部	長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水道部	長	戸川	高島	公ふみ	人え
副教	市市育	長	木塩	許月	政厚	信博	教消	浦生	防	長	川高	島橋	忍	信
総財	務部	長	武大	田鶴	隆直	博己	上弥	振振	局	長	大加	鶴藤	安宗	義二
企市	務部	長	久保	田原	成信	太行	本直	匠川	局	長	御手	洗宮	隆	清美
市福	工観	長	三田	原崎	信	行誠	宇鶴	川目	局	長	曾安	藤高	廣一	徳郎
建農	生活	長	菅川	人野	俊宣	邦行	米蒲	見津	局	長	戸高	治玉	一和	康
	保健	長	河			生		水江	局	長	児	玉		
	部	長						振興						
	部	長						興						
	部	長						興						
	部	長						興						
	部	長						興						

議事日程第7号

平成19年9月26日（水曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 委員長報告（質疑）
 - 第2 討論、採決
 - 第3 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告（質疑）
 - 日程第2 討論、採決
 - 日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第4 特別委員会の設置
 - 日程第5 議員派遣
 - 日程第6 会議録署名議員の指名
-

午前10時10分 開 議

議長（児玉忠義） 本日の平成19年第5回佐伯市議会定例会第22日目は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告（質疑）

議長（児玉忠義） 日程第1、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として、各委員会に付託されました議案30件、認定2件及び専決処分
の報告1件並びに請願6件、計39件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めま
す。

総務常任委員長、渡邊邦壽君。

総務常任委員長（渡邊邦壽） おはようございます。総務常任委員長の渡邊邦壽でございます。

今期定例会において、本委員会に付託されました予算議案1件、予算外議案5件及び請願
3件、計9件につきまして、去る9月20日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査い
たしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、議案第99号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会所管
の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入については、特に質疑はなく、歳出に入り、委員から、2款、1項、4目、企画費の
うち、つるみ山荘管理費について、施設の利用状況はどのようになっているのかと質したの
に対し、執行部から、平成17年度が1,765人、平成18年度が1,969人、平成19年度は8月まで
の5か月間で既に1,185人が利用しており、同時期の前年比で約4割増の利用状況となっ
ているとの答弁がありました。

また委員から、2款、1項、6目、電算管理費において、情報化推進整備事業1,920万円
の具体的な内容を質したのに対し、執行部から、1,920万円のうち520万円については、行政
専用ネットワーク（L G W A N）に係るサービス提供装置が5年を経過するため、国の指示

に基づき装置を交換するための備品購入費である。また、残る1,400万円については、佐伯、上浦、鶴見に防災無線がないため、その中継局を建てるための電波の伝搬調査委託料であるとの答弁がありました。

また委員から、2款、1項、13目、ケーブルテレビ事業費に関連して、ケーブルテレビ統合基本計画に基づき住民説明会を行っているが、統合までの今後のスケジュールはどのようになっているのかと質したのに対し、執行部から、今月18日に振興局長・担当課長・担当職員で会議を開き、住民説明会での意見を集約し、今回の統合基本計画を見直す必要があるか協議を行う。その結果を受けて、10月2日に予定をしている情報センター運営協議会の中で、現在の方針でいくのか方向修正を行うかを協議をしていただき、協議が整えば市長に答申をしていただく。その後、12月議会において情報センター使用料条例の改正案を上程したいと考えているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第99号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号、政治倫理の確立のための佐伯市長の資産等の公開に関する条例等の一部改正については、執行部から、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、会社法及び証券取引法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な規定の整備を行うとするものである。その関係する条例として、政治倫理の確立のための佐伯市長の資産等の公開に関する条例、佐伯市情報公開条例、佐伯市個人保護条例、佐伯市都市計画税条例及び佐伯市公設水産地方卸売市場条例について、それぞれ用語等の整理を行うものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第109号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号、佐伯市火災予防条例の一部改正については、執行部から、建築基準法の一部改正に伴い、佐伯市火災予防条例第29条の3（住宅用の防災警報器の設置及び維持に関する基準）第1項第2号に引用している同施行令の条名を改める必要が生じたものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第110号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号、財産の取得について（救急自動車及び資機材）については、執行部から、本署配備の救急自動車及び資機材を経年による劣化に伴い更新するため、県内2業者による指名競争入札を行い、大分トヨタ自動車株式会社佐伯店が落札。購入予定価格は、2,299万5,000円であり、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提出するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、落札率が99.1%となっているが、市の財源はどの程度になるのかと質したのに対し、執行部から、緊急援助隊の車両以外は補助金がなく、財源は起債に頼っている。起債の充当率は95%で、そのうち70%は交付税に反映されることとなっているため、財源的には有利であるとの説明がありました。

また委員から、落札率が99.1%と高いが、予定価格はどのように設定しているのかと質したのに対し、執行部から、消防関係の資機材については、全国的な規模であると同時に使われる資機材がほとんど似かよっている。そのため、業者から見積書を提出していただくとともに、県下の消防本部や九州管内で実施した入札の仕様書を取り寄せ、幾らで入札したのが内訳はどのようになっているのかなどを調査し予算計上を行っている。このように、実勢価

格に基づいて予算計上を行うため、当然落札率も高くなる。現実の問題として、一昨年においては不落札となって、仕様書を変更して改めて入札を行った経過もある。また、入札を辞退する業者もあり、予定価格そのものがかなり厳しい価格となっていることを理解してほしいとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第111号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）については、執行部から、蒲江分署に配備している消防ポンプ自動車を経年及び塩害による劣化に伴い、新たに購入する必要が生じたため、県内4業者による指名競争入札を行い、新日本消防設備株式会社が落札。購入予定金額は、2,172万4,500円である。佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提出するものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第112号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号、財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車、ホース二重巻取機及び投光器）については、執行部から、佐伯市消防団の小型動力ポンプ付積載車（普通車5台、軽自動車2台）を経年及び塩害による劣化に伴い新たに購入し、当該資機材を新たに配備する必要があるため、県内4業者、県外2業者による指名競争入札を行い、新日本消防設備株式会社が落札。購入予定金額は、2,445万4,500円である。佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提出するものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第113号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第8号、割賦販売法の抜本的改正に関する請願を議題とし、まず本請願に対する執行部の意見を求めました。

執行部から、昨年、日本弁護士連合会も同内容の請願を国に提出しており、司法書士会もそれに続いて、法の抜け道を改正していただきたいという願意で、関係機関に意見書の提出をお願いする内容となっている。現在、本市においても1週間に一、二回程度クレジットの苦情に関する相談がある。悪質業者は本市にも手を伸ばしているような状況であり、この4点を早期に改正していただき、悪質業者が利用できないよう割賦販売法の改正を積極的に進めていただきたいという立場であるとの意見が述べられました。

ここで、審査の必要から紹介議員の説明を求めることに決しました。

紹介議員から、クレジットに関して知識のない方など、いろいろなトラブルに巻き込まれている現状がある。総務省も現状を認めてはいるが、いまだ法改正が整っていない現状であり、早期に抜本的改正の意見書を関係機関に提出してほしいとの説明がありました。

慎重審査を経て、挙手による採決の結果、請願第8号は、出席委員全員異議なく採択すべきものと決しました。

なお、請願第8号については、関係省庁への意見書提出を議会に対し求めることを願意としているため、会議規則第14条第2項の規定に基づき、請願に添付された意見書案により、委員長名をもって議案を提出することについて、本委員会の議決を得たところでございます。

次に、請願第9号について審査を行う予定でしたが、当該請願に係る紹介議員の出席が遅れることが明らかとなったため、審査の順を入れ替え、請願第10号、佐伯市公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領に関する請願を議

題とし、審査いたしました。

まず、請願に対する執行部の意見を求めました。

執行部から、本市では、公共工事の公表に関し、佐伯市公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領を定めており、訓令の定めにより、必要事項を公表している。基本方式としては、県とほぼ同様なものである。市では、その指名理由を一括して文章で記載しているのに対し、県では幾つかの指名基準に沿って、基準ごとに絞り込みの過程を記載している。本市においても、実際の選定の際は、県と全く同じではないが、業種や等級、地理的要件、指名回数、その他の事項を勘案しながら、選定している。したがって、これを記載して公表することは、特に支障のあるものではなく、現行の公平性を期した指名委員会の選定の過程をより透明化する意味でも、むしろ望ましいことと考えている。県と全く同じ形にはならないと考えるが、項目等を検討の上、記載する方向で取り組んでいくとの意見が述べられました。

ここで、審査の必要から紹介議員の説明を求めることに決しました。

紹介議員から、提出者の願意は、県の要綱に沿ってはつきりと記載してほしい。今9月議会で請願を採択してほしいという願意であるとの説明がありました。

慎重審査を経て、挙手による採決の結果、請願第10号は、出席委員全員異議なく採択すべきものと決しました。

また、採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決しました。

次に請願第9号、佐伯市発注公共工事における生コンクリート使用に関する請願を議題とし、まず請願に対する執行部の意見を求めました。

執行部から、佐伯市では、建設工事に係る資材等について、地元関連産業を支援する立場から工事の関連資材については、地元を優先するようにと、ことあるごとに指導しているが、この機会に更に指導を行いたいと考えている。さらに、特記仕様書の中に地元資材の優先使用について必ず明記するよう指導していく。なお、「佐伯市内で製造された生コンクリート」という特定の表現を指定して契約することは、独占禁止法による不公正な取引方法に抵触するおそれがあるため、表現方法としては、工事仕様書の中に佐伯市資材の優先使用についてという項目を掲げ、「請負者は、建設資材を調達する場合には、佐伯市内で産出、生産又は製造されたものを優先して使用するよう努めなければならない。」という表現で指導していきたいと考えているとの意見がありました。

ここで委員会は、独占禁止法に抵触するおそれがあるため、「佐伯市内で製造された生コンクリート使用の明記」ができないとの執行部の意見から、紹介議員の出席を求め説明を聞くことに決しました。

紹介議員から、今年度、生コンの受注が大変少なくなっており、生コン業界は不況に立たされている。さらに、市外、県外から生コン企業がダンピング的に大変安い単価で佐伯市内に生コンを販売している現状がある。このような中、本請願は、営業をやっていけないという苦しい状況から必死の対策と伺っている。地元産業の振興と活性化のため、佐伯市が発注する公共工事において、是非とも佐伯市内で製造されている生コンクリートの使用を特記仕様書に明記していただきたい。また、独占禁止法の問題については、生コンクリート協同組合の組織で販売する場合には、中小企業法で独占禁止法は除外されることになっているとの

説明がありました。

委員会としては、独占禁止法の取扱いに関し、執行部の意見と紹介議員の意見の整理を行いました。執行部の意見は、特記仕様書に特定の資材を明記することについての違法性であり、紹介議員の意見は、協同組合での販売について独占禁止法に当たらないというものであるため、請願の趣旨である特記仕様書に生コンクリートという特定の資材を明記することについて議論を行いました。

委員から、生コンクリートの明記が独占禁止法に抵触するという根拠はあるのかと質したのに対し、執行部から、明言はできないが、抵触するおそれがあると判断している。行政としては、法に抵触するおそれのあるようなものについては明記できない。また、建設資材には生コンクリート以外にも多種多様なものがあり、生コンクリートのみを明記し指導すれば良いのかということになる。行政としては、特定の資材のみを明記すべきではないと考えており、佐伯市管内の資材を優先して使用するよう努めなければならないという、資材の総称にとどめざるを得ないとの見解が述べられました。

これに対し委員から、本請願はできれば採択をしたいが、生コンクリートの明記を願意としている以上、他の建設資材を扱う業界への配慮等々の問題が多く、厳しいのではないかとの意見が述べられました。

ここで、紹介議員を含め協議会を行うため、一旦休憩しました。

協議会では、委員会としてはできれば採択をしたいとの立場から、請願者自ら文言の訂正を行う可能性があるのか、この1点に絞り請願の取扱いについて協議いたしました。

結果として、地元資材という総称の明記では、これまでの実態と変わらないことになるため、あくまで生コンクリートの明記についての審査をお願いするもので、訂正は考えられないという見解に至りました。

再開後、更に慎重審議を期すため、再度総括的な質疑を求めたのち、討論、挙手による採決の結果、請願第9号は、挙手少数により不採択とすることに決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 次に、建設常任委員長、三浦渉君。

建設常任委員長（三浦渉） おはようございます。建設常任委員長の三浦渉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案6件、予算外議案10件及び認定2件、計18件につきまして、去る9月19日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、議案第99号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会所管の部分については、款を追って、審査いたしました。

主な質疑として、歳入では、委員から、20款、市債のうち合併特例債に関連して、臼坪女島線街路整備事業債及び臼坪女島線道路改良事業債について、同じ路線で減額している理由を質したのに対し、執行部から、臼坪女島線街路整備事業については、まちづくり交付金の調整の中で受け入れるため、特例債が減っている。それと、臼坪女島線道路改良事業債については、過疎債に打ち替えたいとの答弁がありました。

歳出では、委員から、8款、8項、1目、住宅管理費のうち、住宅維持補修費418万2,000円の内訳について質したのに対し、執行部から、西部第1建設分室管内の市営住宅の電気機器の修繕費、西部第2建設分室管内の市営住宅のボイラーの修繕費、東部建設分室管内の市営住宅の一般的な維持補修費であるとの答弁がありました。

その他、各款において、若干の質疑、答弁があり、討論、採決の結果、議案第99号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号、平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第105号、平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第106号、平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第107号、平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第108号、平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)、以上5件については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号、佐伯市土地区画整理事業特別会計財政調整基金条例の制定については、執行部から、佐伯市土地区画整理事業特別会計決算において生じた剰余金を基金として積み立て、土地区画整理事業の財政運営を確保するため、佐伯市土地区画整理事業特別会計財政調整基金を新設するために条例を制定しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号、佐伯市手数料条例の一部改正については、執行部から、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行による建築基準法の一部改正に伴い、新たに定められた許可及び認定申請の手数料の額を定めるほか、条文の整備を行うとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号、佐伯市簡易水道事業給水条例の一部改正について、議案第117号、佐伯市簡易給水施設事業条例の一部改正について、議案第118号、佐伯市飲料水供給事業給水条例の一部改正について、議案第119号、佐伯市水道事業給水条例の一部改正についてを一括して議題とし審査いたしました。

まず、執行部から、議案第116号から119号の4議案については、水道事業の種類にかかわらず市内の水道料金及び加入金の均衡を図るため、その額の統一を図ろうとするものであるとの説明がありました。

これに対して委員から、9月議会に唐突に提出してきて市民が納得できるのか、理解できているのかと質したのに対し、執行部から、来年4月の行革プランの中で実施をする方向で計画しているため、コンピューターソフトの変更等に時間を要し、市民の皆さんには議会が通過後に市報等を通じて周知したいとの答弁がありました。

また、委員外議員から議案を提出する前に事前に話がないとの、市報には全然でていないがどう考えているのかと質したのに対し、執行部から、全員協議会で説明し、今後市報等を通じて周知していきたいとの説明がありました。

また、委員から、値上げをするにも3年掛けて上げるとか、10月に臨時議会を開いて1か月の間に市民への周知期間を設け周知できないかと質したのに対し、執行部から、9月から作業に入り、市民への周知期間を設けたいと考えている。また、水道料金は事業主体が責任を持って提案し、遂行していかなければならないので、市民に聞いて料金の統一を諮ること

はしないとの答弁がありました。

そのほか、若干の質疑、答弁ののち、討論に入り、反対の立場で、市民に対し説明不足であり、周知を図るべきである。また、賛成の立場で、市民の水が統一され、市民が一つになる一番大きな部分を持っているとの意見が出され、採決の結果、議案第116号から119号はいずれも挙手多数で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号、佐伯市土地開発公社の定款の変更については、執行部から、郵政民営化等の施行に伴い、関係法律の施行による公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴い、佐伯市土地開発公社定款の一部を変更する必要があるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号、市道路線の認定及び廃止については、執行部から、国道又は県道の改良工事に伴い、市道として8路線を認定し、また市道1路線を廃止しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号、工事委託契約の変更について（日豊本線臼坪高架橋新設^{けた}工事）は、執行部から、工事の安全確保上、鋼矢板による土どめ工が必要となったこと及び桁の仮設による地耐力の不足によりベントに基礎杭^{くい}が必要となったためとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号、工事請負契約の締結について（公営住宅城西団地C棟新築（建築）工事）は、執行部から、平成19年度公営住宅城西団地C棟新築（建築）工事に係る工事請負契約を締結したいとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、平成18年度佐伯市水道事業会計決算の認定については、まず監査委員から、決算審査意見書に基づき総括的な意見として、水道事業の概況、経営成績、財政状況、経営分析について詳細に説明があり、引き続き決算書のページを追って、順次審査し、慎重審査の結果、認定第1号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、平成18年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定については、まず監査委員から、決算審査意見書に基づき総括的な意見として、公共下水道事業の概況、経営成績、財政状態について詳細に説明があり、引き続き決算書のページを追って、順次審査し、慎重審査の結果、認定第2号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 次に、教育民生常任委員長、浅利美知子さん。

教育民生常任委員長（浅利美知子） 皆さんおはようございます。教育民生常任委員長の浅利美知子でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案4件、予算外議案1件、請願3件、計8件につきまして、去る9月19日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第99号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。主な質疑として、歳入において、委員が

ら、16款、1項、1目、寄附金に関連して、市民からの寄附を受けて新たな基金を創設し、福祉部門などで利用できないかと質したのに対し、執行部から、現在は基金の利子運用が低利率のため困難であり、また基金の取崩し要件等にも課題があるが、今後検討してみたいとの答弁がありました。

次に、歳出においては、委員から、3款、1項、2目、身障及び知的障害者福祉費の身障者自立支援対策臨時特例交付金事業で行う声の市報の内容について質したのに対し、執行部から、市報の上旬・中旬号ができ次第ボランティアがテープに声を吹き込んで録音し、視覚障がい者がおられる30世帯に配布しているとの答弁がありました。この答弁に対し、委員から、配布希望者を募集する活動は現在も行っているかと質したのに対し、執行部から、1か月前より各振興局に見本のテープを置き始め、利用者の更なる拡大を図っているとの答弁がありました。

また、他の委員から、10款、3項、2目、教育振興費の備品購入費に関連して、学校が統廃合する際に不要となる備品があると思うが、他の学校で再利用するための募集は行っているのかと質したのに対し、執行部から、最近では木立小学校の校舎建替えの際に各学校の担当者に案内をし、実際に学校に来てもらい、必要な物は各学校に移し替えを行っているとの答弁がありました。

また、他の委員から、10款、5項、1目、社会教育総務費の芸術文化振興事業で佐伯教育市民ホールまな美1階において、南海病院所蔵絵画の寄託を受けて展示をするとのことであるが、定期的に絵画の入れ替えなどの計画があるのかと質したのに対し、執行部から、10月からの展示を計画しており、現在は南海病院との間で来年3月までの覚書を交わす予定にしているが、来年度の更新も視野に入れているので状況を見ながら展示替えも行っていきたいとの答弁がありました。関連して他の委員から、貴重な絵画を展示する際に、まな美の空調管理で対応ができるのかと質したのに対し、執行部から、県立芸術会館の学芸員に調査を依頼したところ、まな美の1階は吹き抜けで温度及び湿度の急激な変化が少なく、特に問題はないとの意見をj得ているとの答弁がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第99号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号、平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員から、9月補正後の国民健康保険財政調整基金積立金の残高について質したのに対し、執行部から、4億1,640万7,063円になるとの答弁がありました。この答弁に対し、委員から、国民健康保険の税率改正の話があると思うが、国民健康保険運営協議会の今後のスケジュールについて質したのに対し、執行部から、制度等非常に内容が変わっている段階なので10月に運営協議会を開催し、その後の諸制度の状況を見て再度運営協議会を開催し、具体的な税率などについて示していきたいとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第100号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号、平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第102号、平成19年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号、佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、

執行部から、家庭ごみの指定ごみ袋制を指定処理券（シール）方式に改め、可燃ごみ及び不燃ごみについては、処理手数料を現行30円から15円に引き下げ、資源ごみについては無料とし、一方、粗大ごみについては現行どおりとする。また、附則の経過措置として現行指定袋は、在庫がある限りシールに見合うよう価格を下げ販売し、引き続いて使用できるものとする。なお、本条例については、市民の周知や販売業者、収集委託業者との調整期間等を考慮し、平成20年4月1日から施行しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、シール制に移行した場合、市民や収集現場に混乱が生じると考えるがどのようなことが想定され、その対策をどう講じようと考えているのかと質したのに対し、執行部から、市民へは市販のごみ袋を使用し、シールを買い、はって出すという手間が増えることが考えられる。また、収集現場では、透明及び半透明の袋を使用するので、カラス対策としてごみに網をかけることの徹底などを進めていきたいとの答弁がありました。

また、他の委員から、市の中心部で生活している市民は、市販の袋を簡単に購入することができるが、周辺部で生活している高齢者への対策は、また視覚障がい者への配慮などはどのように考えているのかと質したのに対し、周辺部への対策は販売店や移動販売車への説明やお願いを進めていきたい。また、視覚障がい者への配慮としては、シールに触って分かるような加工をすることができるか検討をしてみたいとの答弁がありました。

また、他の委員から、ボトムアップの政治と言われているが、シール制の導入については、佐伯市廃棄物減量等推進審議会の中で議論されたことではなく、行政主導で提案された条例改正案ではないかと質したのに対し、執行部から、廃棄物減量等推進審議会から、燃えるごみ・燃えないごみ袋等については、値下げの方向で、また資源ごみについては無料化での意見書提出を受け、昨年9月議会に指定ごみ袋を30円から20円に値下げ、さらに資源ごみについては、無料とする条例改正案を提案したが否決された。この否決理由として、財政負担が大きいのという声が多かったと受け止め、審議会の意見・議会の意見を踏まえた中で、行政としてどのような施策が実行できるかと検討した結果、今回のシール制と資源ごみの無料化を提案したとの答弁がありました。

また、他の委員から、ごみ行政で一番重要なのは、いかにごみの減量化を図るかで、他の自治体では、シール制を導入する際に一定枚数のシールは無料配布し、一定枚数を超えると若干高い価格でシールを買う方法を採用してごみの減量化を図っている所もあると聞くが、このことについて検討はしたのかと質したのに対し、執行部から、検討はしてみたが、一定量のシールを無料とすると歳入減が大きくなり、現状での導入は極めて困難であるとの答弁がありました。

また、他の委員から、資源ごみの無料化については、条例改正ではなく規則改正で対応できるのかと質したのに対し、執行部から、規則とごみ出し実施要項の改正で対応できるとの答弁がありました。この答弁に対し、他の委員から、規則と要項の改正で対応のできるのであれば、ここで一緒に提案する必要はないのではないかと質したのに対し、執行部から、今回の条例改正でシール制と資源ごみ無料化について、より明確にした方が良くと考え提案をしているとの答弁がありました。

また、他の委員から、今まで燃えるごみとして出していたペットボトルを資源ごみで無料化すれば、指定袋の中に新たなスペースが生まれ、その部分に他のごみを出すことができるようになる。このことが市民の負担軽減につながるのではないかと質したのに対し、執行部

から、その部分だけを見れば確かにそうだが、原油高による指定ごみ袋製作費の高騰、保管・配送の手間など、総合的に勘案した結果、提案をしているとの答弁がありました。

さらに委員から、リサイクルの推進を図るために各地区にリサイクル部門を委託して、リサイクル活動で発生した金銭を地区の活動資金にするなどの施策の検討が必要ではないかと質したのに対し、執行部から、これまで以上に3R、リデュース、リユース、リサイクルの実践を展開していく。また、来年度以降に廃棄物処理計画等も見直す予定にしているので、その中で検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、市販のごみ袋にした場合の袋の強度の問題や収集所を管理する住民の負担増の問題、シールの収益を市民に還元する施策について等、活発な質疑、答弁の後、討論に入り、まず反対の立場から、現行の指定ごみ袋からシール制に移行することによって周辺部の高齢者等の市民にとまどいを与えることが懸念される問題があり反対である。ただし、資源ごみの無料化については、リサイクルの推進ということで理解ができるので、この部分については、規則の改正で実施に向けて対応してもらいたいとの反対意見が出されました。

次に、賛成の立場から、市民負担が増えている中で、その軽減を図る一つの策として理解ができるとの賛成意見が出されました。

次に、反対の立場から、合併時にごみの有料化についてあまり議論されず合併時に専決処分され、基本としては無料化が原則にあると考える。まず、リサイクルの推進でごみの減量化を進めてほしいとの反対意見が出されました。

最後に、賛成の立場から、執行部が熟慮して提案したもので、市民負担の軽減もあり理解できるとの賛成意見が出されたのち、挙手により採決を行いました。採決の結果、議案第123号については、賛成少数により否決すべきものと決しました。

次に、請願第11号、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についてを議題とし、まず本請願に対する執行部の意見を求めました。

執行部から、平成18年9月14日に全国トンネルじん肺根絶原告団・全国トンネルじん肺根絶弁護団・全日本建設交運一般労働組合九州支部大分分会、連名により市長に対してトンネルじん肺根絶を求める賛同署名に賛同してほしい旨の要請があり、市として平成18年9月28日に市長の賛同署名を提出している。今回の請願書で提出を求める意見書の事項は、賛同署名の養成の内容とほぼ同じような内容となっているので、特に問題はないとの意見がありました。

あわせて紹介議員から、じん肺根絶の対策を求める意見書であり、本意見書を未提出なのは大分県下の市では佐伯市だけであり、これを機会に提出してほしいとの補足説明がありました。

慎重審査の結果、請願第11号は、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、請願第12号、地域医療を守るため医師養成数の増加を求める請願を議題とし、まず本請願に対する執行部の意見を求めました。

執行部から、医師の数について佐伯市は1,000人当たり1.8人で全国平均よりも下回る現状である。その観点から、医学部の定員を増やし抜本的な解決を図ってもらうためには、本請願は必要であるとの意見がありました。

あわせて紹介議員から、世界各国の状況を見ても、日本の医師そのものが不足している。この状況を改善させるためにも、早急に医学部の定員増について取り組んでもらいたいとの

で、意見書を提出してほしいとの補足説明がありました。

慎重審査の結果、請願第12号は、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、請願第13号、国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の請願を議題とし、まず本請願に対する執行部の意見を求めました。

執行部から、国民健康保険の財政については、非常に緊迫した状況が続いており、市としても補助率を以前の水準に戻してもらえるものであれば、財政的に大きなメリットがあるとの意見がありました。

あわせて紹介議員から、以前の国庫補助率を回復してもらいたいので意見書を提出してもらいたいとの補足説明がありました。

慎重審査の結果、請願第13号は、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 次に、経済産業常任委員長、矢野精幸君。

経済産業常任委員長（矢野精幸） おはようございます。経済産業常任委員長の矢野精幸でございます。

今期定例会におきまして、去る9月20日、本委員会に付託されました予算議案2件、予算外議案4件、専決処分の報告1件、計7件につきまして、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第99号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

主な質疑として、歳入において、11款、1項、1目、農林水産業費分担金のうち森林居住環境整備事業の補正内容について質したのに対し、執行部から、この事業は、宇目で行っている約2.1ヘクタールの木材集出荷施設用地の造成工事であり、対象土量は、約8万2,000立方メートルを予定している。当工事に当たり、切り土部分をそのまま盛り土に流用するようにはしていたが、工事を進めていく中で、切り土の土質が非常に悪く、そのままの状態で使用できないことが判明したため、流用土の改良、ほかからの土の持込み等、比較検討を行った結果、切り土の石灰処理が安価であるとの結論に至った。また、このことに伴って、使用重機を現場の条件に合うように、スクレーパーをダンプとバックホウに変更し、以上のように、土の処理及び使用重機の変更により、1億1,298万円増額したとの説明がありました。

また、歳出において、6款、2項、4目、治山費のうち、県単治山事業費に関連して、委員から、人工林等伐採後の処理、現地確認及び流木となって佐伯湾に流出したときの対応、崩落危険箇所下の民家が被災した場合の責任の所在について等質疑があり、それぞれ適切な答弁がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第99号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号、平成19年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号、佐伯市道の駅かまえ条例の一部改正については、執行部から、多目的

交流室及び倉庫を建設したことに伴い、その名称及び位置並びに利用料金を定めようとするものである。多目的交流施設については、1室1時間当たり500円と定め、冷暖房設備を利用した場合については、その2割を加算することとしたいとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第124号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号、佐伯市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部改正については、執行部から、第2選挙区の区域のうち檉野、高畠、稲垣、長瀬の区の区域を第1選挙区の区域に編入したいので提出するとの説明があり、慎重審査の結果、議案第125号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第126号、公有水面埋立てに関する諮問について（大字霞ヶ浦）は、執行部から、護岸の老朽化もあり、海岸保全事業で埋立て、埋立地を漁港施設用地として利用し、併せて人家や道路を海岸災害から擁護しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この事業に対し、住民の同意は得ているのかと質したのに対し、執行部から、地区の総会において、なんら問題となる意見等もなく、早急にこの事業の推進をお願いするとの議決を行ったと区長から報告を受けているとの答弁がありました。その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第126号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大字霞ヶ浦）は、執行部から、霞ヶ浦漁港区域内の公有水面を漁港施設用地として埋め立てたもので、埋立工事のしゅん工認可に伴い、土地の確認と字の区域の編入について議会の議決を求めようとするものである。埋立面積は、3,689.47平方メートルで、埋立区域については、字内ノ越と隣接をしており、埋立用地すべてを佐伯市大字霞ヶ浦内ノ越に編入しようとするものであるとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第127号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第11号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）について、委員から、係留索が途中で切れた原因及びその施工業者の責任について質したのに対し、執行部から、原因については、現在調査中であるが、予想を上回る波による係留索の破断と消波堤の衝突によるものではないかと考えられる。また、製造責任は、設計段階においても特に問題はなく、責任は問えないものと考えたとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、専決処分の報告第11号は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（児玉忠義） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第99号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号、平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第101号、平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第102号、平成19年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）、議案第103号、平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第104号、平成19年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）、議案第105号、平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第106号、平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第107号、平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第108号、平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）、以上9件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより9件を一括して採決いたします。

建設、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上9件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号、政治倫理の確立のための佐伯市長の資産等の公開に関する条例等の一部改正について、第110号、佐伯市火災予防条例の一部改正について、第111号、財産の取得について（救急自動車及び資機材）、第112号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）、第113号、財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車、ホース二重巻取機及び投光器）、以上5件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより5件を一括して採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上5件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号、佐伯市土地区画整理事業特別会計財政調整基金条例の制定について、第115号、佐伯市手数料条例の一部改正について、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号、佐伯市簡易水道事業給水条例の一部改正について、第117号、佐伯市簡易給水施設事業条例の一部改正について、第118号、佐伯市飲料水供給事業給水条例の一部改正について、第119号、佐伯市水道事業給水条例の一部改正について、以上4件を一括して議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、後藤幸吉君。

8番(後藤幸吉) おはようございます。私は116号から119号、全部反対いたします。こういうものが委員会のあとに届いております。受付では9月20日になっております。食品会社などが値上げに反対というものでありますが、自分方が実際、今度の値上げで何ぼになるかということはまだとんぢやくしちよらあせんのですが、佐伯市の説明では、今度値上げをしても県下ではまだ一番安いんじちいうような表現、表も出ておりましたが、天下の番匠川がある佐伯が水道水が一番安いのは当たり前であります。水道水が安いというのは、佐伯市のいいところであります。これが一つ。それと、私は議員になって初めて水道水を市内全部同じ値段だちいうことを聞きました。説明不足であります。今度上げると、まあ合併してから旧市内、旧郡部というような言い方はしたくはありませんが、旧市内の消費者にとっては、合併したら水道水が上がったちいうふうな感じになると思います。議員の中には、国民健康保険を自分たちは合併前に上げてきたんじちと、水道水ぐらいはがまんをせえということですが、市の説明が行き届いておりません。私は子どもの時分、青山の出身ですが、谷から竹を割った樋で家の近くの瓶に流し込んでおりました。佐伯に帰ると蛇口をひねれば水道水が出ます。便利のいいもので値上げを仮にしても、多分1世帯当たりの負担というのはそう重たいものではないとは思いますが、蛇口が簡単に付いたものじゃあない。例えば、こないだも一般質問の折りに言いました。40キロの配水管を、土管をやり替えないけんのじちと。20年、旧佐伯市は値段を上げとらんのじちから、どうしても負担してもらわなあいけんのじちというような説明が不足であります。それと、急に上げることじゃなしに、特別会計であろうと一般財源であろうと、市民に負担を掛ける前に、私はまだ佐伯市でやら

なあいけんことがあるようにあります。それで反対いたします。ほかにも2人ほどおられるようなので、私の反対討論は終わります。

議長（児玉忠義） 次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

35番、高司政文君。

35番（高司政文） 35番議員、日本共産党の高司政文です。私は議案第116号から119号まで、水道料金の改定に関する議案を一括して反対の立場で意見を述べたいと思います。さて、今回の水道料金の改定は、旧市町村の上水道、簡易水道、飲料水供給事業の料金を旧佐伯市の水道料金を上げた形で統一するというものです。企業会計のため制度上収益会計を求められる点、今後の老朽管の更新など設備投資が増えること、県下でも安い水道料金になることなどから一定の料金改定については理解できますが、現状では幾つか問題がありますので、その点を指摘して討論に代えたいと思います。まず第1に、下がる所もあるとは言え、旧佐伯市を始め、人口比では大部分が値上げになるということです。それでなくても今の市民生活は、税金・介護・医療・教育など、暮らしのさまざまな負担増やガソリンなど石油製品の値上げなどでますます苦しくなっています。そこにもってきて、市民の命の支えである水道料金までもが上がるということは経済的負担にとどまらず、消費に対する不安でますます市の経済が寂れることとなります。さらに、大量に水を消費する業界、例えば、豆腐屋さん、飲食業界、水産加工業界などが影響を受け、商品やサービスの値上げにつながり、市民にまたはね返ってきます。そこで、使用量が多くなるほど単位数量当たりの金額が下がる逓減料金の導入を提案しましたが、これは無理だということでした。第2の問題としては、料金変更の幅が大きいことです。一般家庭の平均的な使用量である30立方メートルで見ますと、弥生岩ノ下地区が1,140円上がることになり、逆に弥生久土地区が1,110円下がることとなります。その差は2,250円にもなります。一度の改正でこれだけの料金変更が行われるのは極端過ぎるのではないかと思います。そこで数年の経過措置、激変緩和措置をお願いしましたが、十分考慮してとのことで受け入れられませんでした。第3の問題は、この料金改定案に市民の意見が反映されていないということです。なぜなら、この議案があまりにも突然のことで、市民世論も声を上げる機会がなく、議員にとっても十分市民の意見を聞く機会が持てなかったからであります。少なくとも6月議会までに提案の概要を説明すべきだったと思います。私は公聴会を開くなどして、市民の意見を聞くことを要望しましたが、執行部は議案が通れば、市民には説明するというので、取りあえず議会の承認さえ得られればという姿勢が感じられました。その他の問題として、上水道会計、簡易水道特別会計、飲料水供給事業特別会計は、料金統一後もそれぞれ存続すると思いますが、料金改定により、上水道大幅黒字、簡水や飲水は赤字になると考えられます。その場合、それぞれの会計課の処理はどうするのかという課題が残っています。あまり複雑にならない方法をとるよう、お願いしたいと思います。最後になりますが、今後の問題として、値上げを少しでも抑えるために、一つは簡水と上水道の統合、災害対策、保安対策などの設備投資、あるいは上水道、簡易水道の高料金対策など、繰出し基準を徹底的に活用し、できるだけ交付税の算入につなげ、資本的収支のバランスを取ること。二つ目に、収益的収支については、一般会計からの繰入れを思い切って活用すること。三つ目に、人件費を始め節約する経費、合理化する部分はないのか十分検討をすることなどをお願いしまして討論を終わります。

議長（児玉忠義） 次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。簡易水道も含めて一括してということですので、質疑の時には119号だけお聞きしたんですけども、一括して反対の立場から意見を述べたいと思います。質疑の時にちょっと私は部長のやり方が非常によくはないなあというふうに思ったことがありますね、一般質問の時ですね。突然出てきて、私が言ってることが間違いだというような言い方の流れになっていたわけですね。実はそれは何かと言うと、先ほど後藤議員が言われた佐伯の水は安いんだということに関係するわけですね。私も本当に安いんだと思ってたんですよ。それは東京なんかはものすごい手間が掛かります。それこそ普通の荒川とか利根川とか、普通の川から流れてくるところをやりますから、本当にろ過にろ過を重ねてやりますから、ものすごくお金が掛かるんですよ。一度大阪の上水道の映像がズーッと1時間番組であったことがあるんで、見たことがあるんですけど、淀川の水が流れてきて、印刷会社が非常に汚いものを流したりしてるわけですね、その下が取水口になって、そこから取ってる水をいかに飲み水にしていくかというので、ものすごい苦労をしてるという、そういうのが映し出されてたんですよ。佐伯の場合は、全くそういうことがなくって、もうすぐ横に、番匠川のすぐ横に、しかも番匠川じゃなくってですね、番匠川の横に井戸を掘ってそこから取水するという、もうほとんどカルキを入れるだけで十分、昔だったらもうカルキなんか要らんかったんですよ。O157が出てきて非常に厳しくなったんでそこが加えざるを得ないようなことが出てきてるんですけども、もう佐伯の水はそのままで飲めるという、正に井戸水、非常にいい水なんですよ。だから、お金は懸からないと私自身思ってたんですよ。ところが、調べてみて驚いたのが、正に東京、大阪、それこそ名古屋、そういうところよりもはるかに高くなった、この値上げによってですね。都市よりも高い佐伯市の水なんて考えられんのですよね。じゃあ佐伯市に帰ってきてくださいとどうして言えるんかということですよ。水がおいしいよ、水安いよ、だから帰ってきて。もう東京なんかの汚い水やなくって、汚い水って言ったらいけんけども、ろ過した非常においしくない水じゃあなくって、佐伯のようなこんなおいしい水が安くて飲める、だから帰ってきて。それが言えなくなるわけですよ。しかも、下水道なんかはるかに都市の方が安いです。もうけた違いですよ。下水道も全部関係しますから、高い水で高い下水道、佐伯にどうして帰れって言えるんですか。私は、こんなまちに本当に佐伯が何をしようとしてるんか、これからですね、これから団塊の世代が帰ってこようとする時を迎えてるわけですよ。その時に、こんな佐伯が住みやすい所だから帰ってきてほしいと言えなくなる状況を何で作らんといいんのですか。しかも、そんなに変わらんとしますよ。しかも、佐伯の水道水なんか上げる必要なんか全然ないわけですよ、黒字経営ですから。それをわざわざ統一料金の名の下に上げなきゃならん。しかも統一する必要なんかないでしょ。企業会計は佐伯市だけですから、佐伯市の企業会計の中で運営すればいいんですよ。それをわざわざ簡易水道特別会計になっているそれを持ってきて、高いものを持ってきて、そして佐伯の水を合わせんといけん。どうも理屈が合わんのですよ。そして、その時の私、答え方がちょっと良くないと思ったのは、もう1点あるわけですよ。それは初めて知ったようなことだと、つまり都市の水が高いと思ってたら、佐伯の方が高くなったなんて知らなかったというような言い方をしたわけですよ。そして、理屈として述べたのが、都市の人口は多いから安くなって当然だという、そういう言い方ですよ。それじゃあないんですよ。都会は住民が飲む水の量

ってというのは一体どういうものなのか、13ミリの口径で20ミリ毎月飲むのが普通だからという形で、私たち説明されたし、正にそれが生活の視点だと思うんですね。で、それで比べて見ると安いわけです東京の方が、あるいは都会の方がですね。そしたらやはりそこは、佐伯市の方が判断が間違っていたと私は考えるべきじゃあないかと思うんですよ。やはり暮らしやすい、市民が使う水として暮らしやすいようにするにはどうしたらいいかということをもまず第1に考えるべきだと私は思います。その視点が完全に欠けていると思います。そして第2点としまして、佐伯がいったい何をしようとしているのか、どんなまちにしようとしているのかという点があるわけですね。私は、やはり水産加工、あるいは食品加工、ここが佐伯市のこれから伸びていくべき、大きくしていくべき分野だろうと思ってます。で、おらくそういう方がたくさんおられると思うし、そこに働いている人もたくさんあります。その中で、一番打撃を受けるのは食品加工、水産加工ですね。正に先ほど豆腐といいましたけども、豆腐を作ったりするときは、絶対に水がいりますね。そして、食品加工もそうですよね。水道水で洗っていかなきゃ駄目なんで、そこでやはりそういう企業が困るようなことをするということが自体が考えられんわけです。企業誘致と言いますが、その視点が全く欠けているんじゃないか。つまり、佐伯の企業をより大きくして、より立派にしていこう、そしてここで働けるような雇用の場を作っていこうする視点が欠けているというふうに私は感じました。そして、もう1点、また答弁の中にあっただけですけども、工業用水は加工には使えないんじゃないかというような言葉があったんですけども、これ違うと思いますね。工業用水を受け入れたら、その食品、業者がうまくその水を加工業に使えるようにすればいいだけの話なんですよ。特に、東京とか都会と違って佐伯市は正にその水、番匠川の水ですらそのまま飲めるほど非常にすばらしいもんですよ。だから、加工に使って、一切何らかおかしなことはないわけですよ。ところが、工業用水は加工に使えないんじゃないかという、これもまたおかしな話だと思いますね。そして、大分県の説明をするときには、大分市を挙げなかったですよ、大分市はやってないけども、工業用水は県の企業局が全部安く提供してるわけですよ。30円程度でやっとなわけです。その恩恵を大分市がこうむってるわけです。そして、キヤノンが来たのは正にこの大野川の水が美しいから来たわけですよ。大野川の水が美しいから、ごみが非常に少なくなる。だから、そのごみを落す手間が掛からなくなるからキヤノンがきたわけですよ、つまりメリットがあると考えて。そしたら、佐伯は水産加工に使えるかどうか検証も何もしてないでしょ。そして、水産加工に使えるとしたら、その水産加工にそのまま使えるすばらしい水が流れている。こういう佐伯市に是非来てくれというべきだと思うんですね。ところが、工業用水の設備も何も考えないで、工業用水は取れませんの一点張り、それから先のことは何も進めようとしません。そして、都会の方が段々便利になっていってる。それじゃあ都会から佐伯に企業を誘致する、加工業を誘致するなんてことはできませんよね。このように佐伯の将来に対して非常に何て言うんか、理解が薄い値上げであると私は思います。そして生活、市民の視点に立っても非常にその視点が欠けている値上げだと私は考えます。したがって、反対といたしたいと思います。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

菅原議員。

25番（菅原忠） 25番、菅原です。賛成の立場で討論させていただきます。非常にうちの会長が

反対討論したあと、3人の反対討論が続きまして、ここで賛成をせんわけにやいかなあともありまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。合併協議会検討委員会の時からずーっと言ってきました。負担公平の原則という名の下に合併が進められました。僕はもう何度も言ってますが、旧佐伯市内、国保の納税率、郡部に比べて1割低くて、調整交付金も得られません。そのため、郡部の国保税は佐伯市に引っ張られる格好で本当に上がりました。じゃあ郡部の合併のメリットは何かなあと考えた時に、水道料が佐伯市に合わせていただければ、その部分が下がるというのが本当のメリットでした。確かに蒲江、それから米水津等が水道料金が上がるよ、上がるよという話に今回なってますが、実際には一般財源の持込みによって料金を今まで全部特会やってきたと思います。その中で、今本当に行財政改革の中で、どうしても財政的な確保は厳しい中、本当やむなしかなあと、市民にこれは僕は理解していただければというふうに思ってます。この前、一般質問でも実際に言いましたが、今先だって一般質問の中で、市長の検証会の中で、佐伯市民が本当に今関心を持っていること。やっぱり企業誘致、その言葉もそうだし財政状況というのが夕張に続く佐伯市にならないかというのがやっぱり市民の関心事だと思います。そんな中で、市民に確かに値下げだけをアピールすれば、それは執行部も議会も、それは市民から悪くは言われることはないと思います。でも、こんな厳しい時だけに、本当に命の水、水が例えば、宇目の人と佐伯の人が値段が違う、同じ水を飲んで違う、これやっぱり市民の全然公平さを感じられません。先ほど、うちの会長が都会と佐伯という話が出ましたが、実際、佐伯と宇目なんです。佐伯の方は人口が多いから、確かに隣の家に水道管を引っ張るにしても工事費も安いんですよ。ところが、宇目は隣に水道管引っ張るまで相当大変なんです。当然負担金もたくさん掛ります。そんな中で考えた時に、例えば、国保の話をちょっとさせていただきますと、宇目の人が仮に南海病院に来るとしても、交通手段を考えてみてください。タクシーで来るにしても、バスで来るにしても、乗用車で来るにしても燃料代を使わないけません。交通費を使わないけません。ここは本当に旧市内の方に、本当に地域の理解をいただいて統一がまず優先、そりゃ統一の中で今回値上げの部分が入ってるから皆さん反対なんでしょうけど、統一だけで一番安い佐伯市に合わせたら多分反対全くないと思います。だけど、それじゃあ実際に財政がいかれません。そういった部分で、まずその部分ははっきり賛成としたいと思います。ただ1点お願いがあるのは、きょう先ほど、後藤議員が言っておりましたが、要望書が配布されております。実際に、この要望書を提出されている方の実際の値上げ、1年間で3社で多分100万ぐらい上がります、金額的に。現行の金額を今度改定料金で見たときに3社で100万上がります。市長が検証会の際に企業留地という言葉が使われまして、実際の進出企業に対しては、水道料の減額措置が講じられるように、条例的にはなってますが、やっぱり既存している、従業員を雇用している、法人税をかなり納めてくれるこの方々にやっぱり負担を強いるのはいかなものかなと、これはうちの会長と全く一緒の意見です。そんな中で、これが今日通過すれば来年の4月から改定となるでしょう。当然議会も考えないかんし、執行部にも絶対考えていただきたいのは、こういった法人税を納めている企業、それから雇用を創出している企業の水道料に関して、やっぱり市は企業留置の観点から、やっぱり4月1日に仮にソフトが間に合わないのであれば、さかのぼってでも返還してでも、その方策は絶対とるべきと、その部分は強く要望して、賛成意見とさせていただきます。皆さんの賛同をよろしく願います。

議長（児玉忠義） ほかに御意見ありませんか。

吉良議員。

34番（吉良栄三） 議案第116号から119号につきまして、反対討論が3名出まして、賛成討論が1名ということで、もう一押し賛成討論をさせていただきたいと思います。この水道料の料金統一につきましては、合併前の合併協議会、さらには行革プランの中で、平成20年度までに統一の方向で検討するという方向で進められてきてまして、今回、今議案で統一ということで提案をされております。後藤議員が言われましたように、本来ならばもっと早い段階で提案する。ちょっと早い段階でもうちょっと議会の方にも話ができれば、なおよかったのかなあとと思いますが、今回の提案ということでありまして。その中で、もう皆さんが御存じのように、現在各旧市町村で料金の格差といいますが、金額の差が生じているということでありまして。その中で、じゃあどこに統一するかということで、今回は統一の案を出しております。一番低いところで合わせるのか、一番高いところで合わせるのか、若しくはその中間なのか、また若しくはもっと低いところか、もっと高いところかという判断になるかと思っております。その中で、執行部は今回の提案をしてきたわけでありまして。それは一つの西嶋市長の政治的判断もありますし、また将来的なこの水道の特別会計、企業会計を見越した上で、やはりこの部分が妥当だというふうな部分も加味された上での判断であると受け止めております。その中で、今回この統一の金額については、高くなる場所もあれば低くなる場所もあると、要はどこで統一するのかというところの判断であるのかなあと思っております。先ほど、反対討論をされた方、また反対の意思をもっている方もおると思っておりますが、じゃあ反対される方はどこが、何が正しいのか、どの部分で統一する部分が正しいのか、現行のままがいいのか、若しくは一番低いのがいいのか、一番高いのがいいのかという部分で、どこで統一をするべきだというふうな発言もいただければ、なおよかったのかなあと思っております。旧佐伯は大変安いということでありまして、皆さん御承知のとおり、大変古い老朽管もまあ40キロですか、古い老朽管が佐伯市内にはあると、現在の水道管は鑄鉄管と言いまして、さびに強い、耐久性の強い水道管を使っておりますが、昔の水道管はさびの出やすい、古い水道管はさびが出やすいということで、実際に現在もさびが出ている地域もあるということでありまして。その部分も勘案した上で、今後の水道料金を統一し、そういった古い所をですね、早めに整備をしていただいて、佐伯市民に安全でおいしい給水ができる取組を早急に是非していただきまして、今回の賛成の立場での討論とさせていただきたいと思っております。あと一人賛成の立場で討論をしていただければ、3対3になりますので、どうかよろしくお願い申し上げまして、皆さんの賛成に対する御同意をいただければと思っております。よろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） ほかに御意見ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより4件を一括して起立により採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、以上4件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号、佐伯市土地開発公社の定款の変更について、第121号、市道路線の認定及び廃止について、第122号、工事委託契約の変更について（日豊本線白坪高架橋新設工事）、以上3件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより3件を一括して採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上3件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号、佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

35番、高司政文君。

35番（高司政文） 35番議員、日本共産党の高司政文です。私は、議案第123号、佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。この議案は指定袋にかわり、市販の袋にシールをはって出すこと、同時に資源ごみを無料にし、資源ごみにペットボトルを加えるというものであります。シール制は市民負担の軽減とともに、ごみ袋の保管の問題、指定袋の納入価格の問題もあり、その解決策として執行部から提案されたものであります。この制度は全国的には少ない制度ですが、指定袋にかわるものとしては賛成できるものです。私はこれまで一貫してごみの収集業務は本来自治体の責任であり、無料にするべきだ、ごみを減らすのは有料化ではなく、リサイクルにこそ求めるべきだと主張してきました。有料化されたあとも同様に、市民にリサイクルの協力を求めながらごみを減らし、無料化の道を開くべきだと考えています。この立場で、昨年9月の値下げ議案に対しては無料化への第一段階として賛成しました。ところが、議会が否決したためにその第一段階は実現しませんでした。前回の提案に対する主な反対意見は、値下げは財政的に問題だというものでしたが、今回の提案はシール制により、現状では約2,000万円の減収となりますが、シール制と同時に提案されている資源ごみの無料化及びペットボトルのリサイクルにより、燃えるごみの減量化が図られ、ランニングコストの節約にもなり、エコセンター蒲江のごみをエコセンター番匠に持ち込むことで、年間6,000万から7,000万円の歳出減になり、実質的には数千万円の財政効果を生むこととなります。先日の教民の委員会では、反対意見としてカラスの問題や周辺部の住民の問題等が出ていますが、いずれも解決不可能な問題ではなく、ごみの減量化や市民の負担軽減ということで考えた場合、本質的な問題ではないと考えます。また、市長のパフォーマンスという声も一部には聞かれますが、合併時の市長選挙において、西嶋市長の陣営が争点に打出した家庭ごみ有料化の凍結見直しは、旧佐伯市だけではなく、旧郡部の有権者の共感をも呼び当選につながったことは明らかであり、時期的に遅かったとはいえ、市長が公約実現を果たそうとすることは自然なことであります。我々の議員もその時の民意に耳を傾け、尊重する必要があるのではないのでしょうか。しかし問題

もなくはありません。一つ目に、そもそも有料化による収益が数千万円程度であれば、リサイクルによるごみの減量で十分確保できる数字であり、無料化も可能だと考えます。また二つ目に、今回の提案は前回否決されたためとはいえ、シール制が十分コンセンサスを得たとは言えず、市民の中に定着させるには時間が掛かるという点であります。しかしながら、税金、医療、介護など、次々と市民負担が増えてる中で、市民の負担がやわらぐという議案は貴重であり、評価できるものだと考えます。市民からは、水道料金が上がるなら、せめてごみ袋代は下げてほしいという意見もあり、水道料金が通り、ごみの方が今回も否決されると、水道料金が上がり、ごみ袋も今のままでは結局何もいいことがないということになります。最後になりますが、この議案が成立した暁には、市として今後のリサイクルの計画を明らかにし、市民に対して制度の周知及びごみ減量の協力を求めることに力を注いでもらうとともに、収益金の使途については、市民に還元する形で活用をお願いしたいと思います。また、もし否決された場合でも、資源ごみの無料化、ペットボトルのリサイクルだけは規則の改正により進めていただくようお願いしまして、討論を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

44番、土師議員。

44番（土師辰英） 44番議員の土師辰英です。私は、本議案に賛成の立場から5点に分けて意見を述べさせていただきます。まず1点目は、新佐伯市の廃棄物減量等を推進審議会の報告が7回の審議を経て一昨年の10月に執行部に提出されているということです。その内容は御存じのように、大きく2点あります。その一つは、ごみ処理手数料の軽減に向けて努力をしていただきたいということ。もう1点は、分別収集の推進であります。この審議会の報告は、市民の代弁であり、執行部提案の本条例の改正案は、市民の声を生かした改正案と考えられます。次に2点目としては、市の財政を圧迫することなく、ごみ処理手数料軽減のためのごみ処理券、いわゆるシール制の導入についてであります。このシール制については、指定ごみ袋による処理になれた市民にとって、確かに問題点もあると考えられます。この問題点については、あとで述べますが、少なくとも今後の原油価格の高騰によって、ごみ袋の作製費用の増大によるごみ処理費用の増や、現在行われている指定ごみ袋に入らないごみについては、指定ごみ袋をくくりつけるなどの無駄をなくし、シール制の導入によって、少なくとも財政的に軽減ができるという利点があります。3点目は、市の財政改革により、市民の負担がいろんな場面で増えてきていますが、この条例改正案でわずかではあります。市民負担の軽減につながるという点です。厳しい生活を強いられている市民にとっては、本当に助かる施策であると考えられます。4点目は、行政のスピードであります。審議会の報告があつてから、もう既に2年がたとうとしています。昨年の本条例案に関連した改正案否決もありましたが、市民の声を早急に行政に反映することも必要です。執行部と議会が協力して、市民の声を形あるものにしようではありませんか。地球環境、美しい佐伯市のまちづくりのためにも、分別収集の推進も急務であります。最後に、今回のシール制導入による問題点は、家庭でのシールの保管やはり付けの手間、高齢者や周辺地域住民のごみ袋確保の問題、カラス対策、袋の破れによるごみの散乱等、いろいろな課題があると考えられます。しかしながら、どんな施策にしても完全なものはありません。そこで5点目として考えることは、昨年、教育民生常任委員会で、愛知県知多市を視察したことで研修したことで

す。このごみ処理の問題は、大きい範囲を考えると地球環境保全の課題であり、また小さい範囲で考えると、薄れつつある地域自治再構築の課題でもあるととらえたいと思うのであります。ごみ処理には手間が掛かります。ごみ処理を個人のマナーの問題としてとらえるだけでなく、美しい地域づくりを目指して、地域住民が心を合わせ、このことが地域での子育てを始め、地域行事の創造など、地域自治の充実に結び付けることも可能なのであります。確かに本議案は課題もありますが、行政と市民が協力し、諸課題を克服することは可能だと思えます。大きくは地球環境を守るという立場から、またごみ処理のための市民の声の実現の立場から、まず第一歩を踏み出すために、ここで本議案を是非、形あるものにしようではありませんか。皆さんの御賛同を是非お願い申し上げ、以上本議案賛成の意見といたします。

議長（児玉忠義） ほかに御意見ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（児玉忠義） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第124号、佐伯市道の駅かまえ条例の一部改正について、第125号、佐伯市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部改正について、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号、公有水面埋立てに関する諮問について（大字霞ヶ浦）を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。議案第126号について、反対の立場から意見を述べたいと思います。この件については、先日議案質疑をいたしました。まだ私の疑問が解消されておりませんので、その点について中心に述べたいと思います。まず、これは公有水面埋立ての申請、それでいいかどうかが出てくるんだけど、それでいいのでしょうかということで県知事が諮問をしてきたものです。公有水面埋立法というのは、いろんな手続を経て知事が認可をすることになっておりますが、実は第4条、第3項ですね、公有水面埋立ての第4条、第3項、都道府県知事は、埋立てに関する工事の施工区域内における公有水面に関し権利を有する者あるときは、第1項の規定によるのほか、左の各号の一つに該当する場合にあ

らざれば、埋立ての免許をなすことを得ず。となっているわけです。それはどういう場合かといいますと、第1号として、その公有水面に関し、権利を有する者、埋立てに同意したるとき。となっているわけです。つまり、権利を有する者が同意をしない限り免許を出してはならないということになっているわけです。そして、第5条で、前条第3項において、公有水面に関し、権利を有する者と称するのは、左の各号の一つに該当するものをいう。となっておりまして、第1号は、法令により、公有水面占有の許可を受けたる者。つまりこれは、その水面、工事用の水面について、占用してよろしいという許可を受けてる場合ですね。第2が、漁業権者又は入漁権者となっている。これは通常、漁業協同組合の漁業権の同意がここに付くわけです。第3号、法令により公有水面より引水をなし、又は公有水面に排水をなす許可を受けたる者。つまり、そこから水を取ることを許可された者、これが入るわけですね、あるいは排水を許可された者。第4号としまして、慣習により公有水面より引水をなし、又は公有水面に排水をなす者。これは慣習によって捨ててる場合、これもやはり慣習法として権利をもつ。と、こうなっているわけです。大入島の埋立ての事業については、この慣習上の権利が認められるかどうかで争われ、あるいは漁業権に当たるかどうかで争われて、これは裁判所は、これは慣習上の権利とは認められないということで棄却をしているわけですね。非常に難しいわけです。これが成立するのはですね。それがもし成立すればどうということになるかと言いますと、それが認められたら、その同意を取ってないこの公有水面埋立手続が無効になるという。そういうシステムになっているわけです。だから非常に長い間、争われたわけです。今回の場合、どういうことが問題になるかと言いますと、これは漁業権者の同意は既に取られております。漁業権者の同意は問題はないんですけども、ここに引水又は取水をなしている者。この者がおれば、その人の同意を取らなければならないということなんです。以前の公有水面埋立て、つまり隣接する地域ですね、その笹良目の隣接する地域の漁業権、公有水面の埋立てに関しましては、やはり同じようなことが起こってるわけですね。つまり、加工業者がそこから取水をする許可をもらってたと、この取水をする許可をもらってたことに対して、これは補償しなきゃならないという、そういうことになってたわけですね。そこで500万の補償が出ているわけですけども、この同意がやはり取られてなかったんですね。取られてなかったために、平成15年の1月から約1年間工事がストップしている。つまり、補償交渉で工事がストップしたという経緯があるわけです。私はちりめん加工というのは非常に大切なものだと思っております。よく買いに行きます。この笹良目地区にですね、非常においしいんです。東京などに贈ったら正に絶品だと言われてるくらいすばらしいものです。だから、この加工業者をどうこうしようという気持ち、あるいは止めたりとか、そういうところは全くありません。むしろ、加工業は是非そのまま推進してほしいと、そういう気持ちでいっぱいなんです。ただ、工事の手順として、やはりあるべきことをきちんと手順としてしなきゃならんことを怠ったら、その工事そのものが進まなくなってくるということになるわけですね。そこでもう既に聞いたわけです。その時の、答えではですね、その加工業者の同意は取ってるんでしょうかと聞いたら、いやまだ取ってませんということだったんですね。間違いなしにここは恐らく取水権の許可は出てると思います。これに対してその許可を出してる、市が出してるとしたらですね、その同意がなかったらやはりこれは工事としては進められないと思うんですよね。だから、その同意がないというふうに、この前、答えられたんですね。やはり、それはきちんと同意を取った上でない

と公有水面埋立ての手續に違反するということになります。したがって、そこはやはり埋立ての免許を取る前にしなさいとなっているわけですから、その手續は経なきゃならんとは私は思います。もう1点がですね、これは排水権の問題なんですよね。それについては、やはりもう1点お聞きした点があったんですけど、そこは私が聞いている趣旨とは違ってたんですけども、住民の同意は取ってるということですね。だから、そのところは問題はないかとは思いますが。つまり慣習上の排水権というのは、そこは問題にはなりませんでしたけども、少なくとも取られてるということで答えられたと思います。ただもう1点言いますと、前ですね、つまりこの道路については一つ問題になっておるわけです。つまり、道路については、以前の埋立地、そこは間違いなしに違法埋立てだったんですけども、それは違法を追認するという形で、違法だったけれども、そこは問題なくするというところで、追認という手續を取ったんですよ。その上で、道路の部分、そして道路にかかってないけども違法に埋め立てられた部分、その部分の実は買収を行ったわけです、既に。ここで見られますように非常にきちんともう整然とされているわけです。道路部分はもう登記もされて、そして売却した部分もきちんと登記されているわけです。ところが、これはほんの途中までで、今回の埋立地はほとんどどの部分、約8割近い部分が埋立ての、その同意を取られてない状態になっている。埋立ての同意じゃなくって、違法埋立ての状態にまだなっているわけですよ。そのところが解決しない限りやはり問題だろうと思います。やはり、その時に全部、一括してやっていたらよかったですけども、実はその手續は、平成2年か平成元年だったんですけども、それは一部しかしてなかったということですね。そのしてなかった部分が今回かかるわけで、やはり問題になるだろうとは思いますが。したがって、以上の2点から、私は反対したいと思います。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

河野議員。

21番（河野豊） 通告しておりませんが、今の反対討論聞いておってですね、私は先に申し上げますが、126号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。当初より、賛成の立場に立つとは私は、こうした立場に討論するとは思ってませんでしたけどですね、今の反対討論の中にですね、私が先般一般質問の中で聞いたうちでですね、誤解されとる部分があるのは明らかに気が付きましたんでね、このままじゃあ悪いと思ってですね、執行部に答えるあれないからですね。先ほど、この中の加工業者の同意は得られてないというふうに答弁したと言いましたけどですね、それは間違ってます。同意は得られてると確かに答弁しました。ただ、補償交渉はまだしてないと、同意の補償交渉、それはしてないけど、同意は得られとるというふうに執行部は確かにしております。これは2点で反対の立場でしたけどね、1点目はそういうことで明らかに討論は間違っております。それとですね、まずあともう1点はですね、登記上の問題を言っておられますけどね、これについては、私も難しい法律のことはよく分かりません。だだですね、これ平成元年からもう19年掛かってですね、本来これ平成19年度で終わる工事だったわけです。これ住民のですね悲願でした。大入島と一緒にのような形で言っておられるけどですね、これは海岸保全事業でですね、ここの住民の財産、生命を守る目的で、この事業は当初から行っておるわけですね、しかも、ここの住民の方々のもう19年も前、これを申請した、工事着工したのがそういうことですからね、それ以前から

随分申請しとるわけで、我々の先輩、地元の先輩がですね、苦労してやっと工事に、この海岸保全事業をやってほしいという、何度も何度も申請してやっと認められた工事なんです。本来この19年度で終わらなあいけんのが、先ほど言ったような理由でね、排水権の問題、確かにそうかもしれんです。ところが、これもクリアして今現実にここにおる議員さんはほとんど見とるでしょ。視察に行ったですよ、でき上がった現状も見ておると思います。確かに排水権の問題等は言われることも一理あるとは思いますが、ところがね、今現実にでき上がった現場を見たらですね、この工事の目的のね、住民の財産と生命を守るという目的は明らかに果たされてね、排水の問題うんぬんもクリアされております。そういったことでね、これ恐らくこれから先、何かあったらまた法廷闘争に持ち込もうというようなことで、反対のための反対討論をしたんではないかなあと、私はじかに感じたんですけどね、是非ね我々は地元の間人間でね、こういうもんに対しては地元の議員としてもね、一刻も早くしてほしいという、そういう念願をもって我々はこの席におるわけです。確かに佐伯市全体から見たら、議員がおっしゃられるように、佐伯市の財産、要するに佐伯市の金を一般財源を使うわけだからですね、それは確かに我々議員としても同じように審議してしかりと思います。ところが、もう何度も言いますがね、これ住民の悲願です。台風の時には必ず水につかりよったわけです。護岸がですね、いつ壊れるか分からんような状況です、現場を見たらですね。そういった意味でもですね、何か賛成討論としても、つじつまが得られんような討論になったけどですね、聞いてってちょっと聞くに堪えない部分があったんで出てまいりました。私はこの126号議案に対しては、賛成の立場でございます。是非ですね、これも住民運動と考えていただければですね、是非議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） ほかに御意見ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大字霞ヶ浦）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第128号、工事請負契約の締結について（公営住宅城西団地C棟新築（建築）工事）を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第7号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者^{あまのこうずい}天野公瑞)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第7号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第8号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者^{よこがわこうしやう}横川香正)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第8号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第9号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者^{かわのはやし}河野林)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第9号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、認定第1号、平成18年度佐伯市水道事業会計決算の認定について、第2号、平成18年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について、以上2件を一括して議題といたします。

す。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり認定されました。

次に、専決処分の報告第11号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、請願第8号、割賦販売法の抜本的改正に関する請願を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、請願第8号は、採択と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、請願第8号は採択することに決定いたしました。

次に、請願第9号、佐伯市発注公共工事における生コンクリート使用に関する請願を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

請願第9号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第9号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長(児玉忠義) 起立少数であります。

よって、請願第9号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第10号、佐伯市公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内

容に関する事項の公表要領に関する請願を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、請願第10号は採択と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、請願第10号は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第11号、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について、第12号、地域医療を守るため医師養成数の増加を求める請願、第13号、国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の請願、以上3件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより3件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ採択と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件はそれぞれ採択とすることに決定いたしました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第99号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算(第2号)	分 割	原案可決
第100号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	教育民生	原案可決
第101号	平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第1号)	教育民生	原案可決
第102号	平成19年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)	教育民生	原案可決
第103号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第104号	平成19年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)	経 済 産 業	原案可決
第105号	平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第106号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第107号	平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決

第108号	平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算 (第1号)	建設	原案可決
第109号	政治倫理の確立のための佐伯市長の資産等の公開に関する 条例等の一部改正について	総務	原案可決
第110号	佐伯市火災予防条例の一部改正について	総務	原案可決
第111号	財産の取得について(救急自動車及び資機材)	総務	原案可決
第112号	財産の取得について(消防ポンプ自動車)	総務	原案可決
第113号	財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車、ホース二 重巻取機及び投光器)	総務	原案可決
第114号	佐伯市土地区画整理事業特別会計財政調整基金条例の制定 について	建設	原案可決
第115号	佐伯市手数料条例の一部改正について	建設	原案可決
第116号	佐伯市簡易水道事業給水条例の一部改正について	建設	原案可決
第117号	佐伯市簡易給水施設事業条例の一部改正について	建設	原案可決
第118号	佐伯市飲料水供給事業給水条例の一部改正について	建設	原案可決
第119号	佐伯市水道事業給水条例の一部改正について	建設	原案可決
第120号	佐伯市土地開発公社の定款の変更について	建設	原案可決
第121号	市道路線の認定及び廃止について	建設	原案可決
第122号	工事委託契約の変更について(日豊本線臼坪高架橋新設工 事)	建設	原案可決
第123号	佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につ いて	教育民生	原案否決
第124号	佐伯市道の駅かまえ条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第125号	佐伯市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部改正につ いて	経済産業	原案可決
第126号	公有水面埋立てに関する諮問について(大字霞ヶ浦)	経済産業	原案可決
第127号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大 字霞ヶ浦)	経済産業	原案可決
第128号	工事請負契約の締結について(公営住宅城西団地C棟新築 (建築)工事)	建設	原案可決

諮 問

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者天野公瑞)		異議がない
第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者横川香正)		異議がない
第 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者河野林)		異議がない

認 定

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	平成18年度佐伯市水道事業会計決算の認定について	建設	原案認定

第 2 号	平成18年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について	建 設	原 案 認 定
専決処分報告			
番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 1 号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第 1 号）	経 済 産 業	原 案 承 認
請 願			
番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 8 号	割賦販売法の抜本的改正に関する請願	総 務	採 択
第 9 号	佐伯市発注公共工事における生コンクリート使用に関する請願	総 務	不 採 択
第 10 号	佐伯市公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領に関する請願	総 務	採 択
第 11 号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について	教 育 民 生	採 択
第 12 号	地域医療を守るため医師養成数の増加を求める請願	教 育 民 生	採 択
第 13 号	国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の請願	教 育 民 生	採 択

日程第 3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（児玉忠義） 日程第 3、議案の上程を行います。

認定第 3 号、平成18年度佐伯市各会計決算の認定について、議員提出議案第10号、市長の専決処分事項に関する条例の制定について、意見書案第22号、有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書、第23号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書、第24号、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書、第25号、国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の意見書、第26号、地域医療を守るため医師養成数の増加を求める意見書、以上 7 件を一括して議題といたします。

まず、認定第 3 号について、提案者の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただ今、本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

認定第 3 号「平成18年度佐伯市各会計決算の認定」につきましては、佐伯市一般会計ほか 15 特別会計の決算について、地方自治法第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定に付するものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願いいたします。

議長（児玉忠義） おはかりいたします。

議員提出議案第10号及び意見書案第22号から第26号まで、以上 6 件につきましては、会議規則第37条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略し、お手元にお配りしております議員提出議案及び意見書案をもって提案理由の説明に代えたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第10号及び意見書案第22号から第26号まで、以上6件につきましては、提案理由の説明を省略することに決しました。

なお、意見書案につきましては、会議録に掲載するように措置いたします。

意見書案第22号

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書

農林漁業は、我々が生活をする上でなくてはならない重要な産業であるが、近年、野生鳥獣の生息分布の拡大、増加とともに、農林漁業者の高齢化に伴って、農山漁村にあっては、野生鳥獣による農林水産業被害が深刻化しており、農林漁家が営農の意欲を失い、農山漁村の過疎化をさらに加速させている極めて深刻な状況となっている。

については、国会及び政府におかれては、被害の深刻化、広域化に対応して、有害鳥獣対策においては、次の事項を抜本的に強化されるよう強く要望する。

1. 生息数等の的確な把握に基づく対策

有害鳥獣の生息数及び農林漁業被害の的確な把握と、これに基づく計画的な個体数管理体制を確立すること。

1. 広域的な被害防止対策

現在も、各地域においてそれぞれ、防護柵^{さく}の設置や追い払い活動に取り組んでいるものの、十分な効果が上がっていない現状にあることから、各地域が連携した広域的な被害防止対策に対する支援を行うこと。

1. 捕獲に関する規制緩和

有害鳥獣による農林漁業被害に迅速に対応するため、市町村への有害鳥獣捕獲許可権限の委譲促進、有害鳥獣捕獲目的で市町村や農林漁業者が行う罠^{わな}の設置に関する規制の緩和等を行うこと。

1. 専門家の育成・確保

現場では、有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、対策技術の開発・普及、専門家の育成等を推進すること。

1. 財政負担の軽減

有害鳥獣対策に要する経費が市町村の負担となっていることから、関連予算の拡充、地方財政措置^すの充実等を行うこと。

1. 人と野生鳥獣の棲み分け

里山整備や野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した山づくりなど、人と野生鳥獣の棲み分け^す対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月26日

大分県佐伯市議会

意見書案第23号

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結び付くと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具になるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、佐伯市議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1．過剰与信規制の具体化

クレジット会社が、顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2．不適正与信防止義務と既払金返還責任

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解約であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民間共同責任を規定すること。

3．割賦払い要件と政令指定商品制の廃止

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止をすることにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4．登録制の導入

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月26日

大分県佐伯市議会

意見書案第24号

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書

国民が豊かで健康な社会生活を営む上で、安定した就業の場と安全で健康的な職場環境が求められており、極めて重要である。

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病といわれ、炭坑や金属鉱山、造船等の職場にして多発し、特にトンネル建設工事業においては、いまだに社会問題になっている状況にある。

こうした中、全国11地裁において審理が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東京地裁・熊本地裁・仙台地裁・徳島地裁・松山地裁において、いずれも「国の規制権限行使義務」の不行使を違法とする司法判断が示された。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であることから、早急に解決を図るべき重要な問題である。

よって、政府においては、東京・熊本・仙台・徳島・松山の五地裁判決を真しに受け止め、これ以上訴訟に及ばず、また発注者及び施工者に対する適切な指導を行うとともに、下記の事項を含めたトンネルじん肺の抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要求する。

- 1．トンネル建設工事において、定期的な粉じん測定及び測定結果の評価を義務づけること
- 2．トンネル建設工事において、坑内労働者が粉じんに暴露される時間を短縮・規制すること
- 3．公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため、「トンネルじん肺補償基金制度」を早急に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月26日

大分県佐伯市議会

意見書案第25号

国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の意見書

国民健康保険（以下国保）料の滞納者が急増している。大分県社会保障推進協議会の調査によると、大分県全体の国保対象者の滞納率は14.3%にものぼり、全国的には480万世帯（滞納率19%）に達している。（全日本民主医療機関連合会調査）

各自治体は徴収率アップに努力しているが効果は乏しく滞納者は増えるばかりである。短期証明書や資格証明書の世帯はそれぞれ122万、35万にも達している。（全日本民主医療機関連合会調査）これらは増える一方で、徴収率の改善にはつながらず、効果がないとの判断で中止する自治体も出てきた。

これら滞納者の受診率は、そうでない世帯に比べ数十分の一と極端に少なく（全国保険医団体連合会調査）、日本国民として医療を受ける権利が侵害されている可能性や国民皆保険制度の破たんの可能性もある。

滞納率の増加は各自治体においても財政的に大きな負担になっている。保険料の値上げをすれば更に滞納者が増え、短期証明書や資格証明書も有効ではない。この主たる原因は国保世帯の所得が低いことにあると考えられる。厚労省の調査（2004年）によると無職世帯は52.4%にもなり、所得がない世帯は27%であり、一世帯当たりの所得は年間165万円に過ぎないことがそのことを示している。所得に比べ国保料が相対的に高いことが滞納者の増加につながり、国保料の値下げが徴収率を増やすことにつながると思われる。国は1984年に国庫負

担率45%を38.5%に下げたままである。

国保加入者が、安心していつでも誰でも必要な医療が受けられるよう、国庫負担率を、1984年水準の国保総医療費の45%に戻すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月26日

大分県佐伯市議会

意見書案第26号

地域医療を守るため医師養成数の増加を求める意見書

大分県医師会の調査によると県下の病院の医師不足数は199名に達する。

これにより県下の地域医療に深刻な影響を及ぼしている。県北の中核病院中津市民病院や国東市民病院では産婦人科医がいなくなり、出産や入院医療ができなくなった。さらに竹田医師会病院や公立おがた総合病院はいずれも地域中核病院であるが、内科医も不足し救急医療は中止し日常診療に支障が生じている。

この地域医療の崩壊ともいえる現象は全国各地に広がっている。このような状況に対し、研修病院の都会での定員減や医師をひきつけるマグネット病院や国立病院などからの医師の派遣制度などが検討されている。これは根本的な解決には至らないと考える。

これら地域医療の崩壊は新研修医制度が引き金になったとはいえ根本的な原因は医師の絶対数の不足にあると考えられる。

医療の高度化・複雑化、高齢患者の増加など医師需要が伸びているにもかかわらず医師の養成数が追いついておらず、ヨーロッパ先進国との医師数の差は拡大している。ちなみに、日本の人口1,000人当たり医師数は2.0人であり、イタリア4.2人フランス3.4人ドイツ3.4人に比べてとても少ない。地域医療を守るためには医師の養成数の増加が急務である。

医師の養成は早くて10年はかかる。早急に医学部定員を増やさなければ間に合わない。下記事項を強く要望する。

記

1. 速やかに医学部定員を2割増員すること。
2. なるべく早い時期にヨーロッパ先進国並みの医師数（人口1,000人当たり3人以上）になるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月26日

大分県佐伯市議会

平成19年第5回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

認 定

番 号	件 名
第 3 号	平成18年度佐伯市各会計決算の認定について

議員提出議案

番 号	件 名
第 10 号	市長の専決処分事項に関する条例の制定について

意見書案

番 号	件 名
第 22 号	有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書
第 23 号	割賦販売法の抜本的改正に関する意見書
第 24 号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書
第 25 号	国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の意見書
第 26 号	地域医療を守るため医師養成数の増加を求める意見書

議長（児玉忠義） これより質疑を行います。

認定第3号及び議員提出議案第10号並びに意見書案第22号から第26号まで、以上6件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議員提出議案第10号及び意見書案第22号から第26号まで、以上6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第10号及び意見書案第22号から第26号まで、以上6件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

議員提出議案第10号、市長の専決処分事項に関する条例の制定についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議員提出議案第10号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第22号、有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書、第23号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書、第24号、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書、第25号、国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の意見書、第26号、地域医療を守るため医師養成数の増加を求める意見書、以上5件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより5件を一括して採決いたします。

それぞれ原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上5件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

審議結果

議員提出議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 10 号	市長の専決処分事項に関する条例の制定について		原案可決

意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 22 号	有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書		原案可決
第 23 号	割賦販売法の抜本的改正に関する意見書		原案可決
第 24 号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書		原案可決
第 25 号	国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の意見書		原案可決
第 26 号	地域医療を守るため医師養成数の増加を求める意見書		原案可決

日程第4 特別委員会の設置

議長(児玉忠義) 日程第4、特別委員会の設置を議題といたします。

おはかりいたします。

認定第3号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることに決しました。

平成19年第5回佐伯市議会定例会追加議案付託表

認 定

番 号	件 名	付託委員会
第 3 号	平成18年度佐伯市各会計決算の認定について	決算特別

議長(児玉忠義) おはかりいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く全議員を指名いたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議長及び議会選出監査委員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、調査特別委員会の設置について、おはかりいたします。

調査第6号、港湾・道路・架橋に関する件については、11人の委員をもって構成する港湾・道路・架橋調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中継続調査とすることに、調査第7号、地域開発に関する件については、10人の委員をもって構成する地域開発調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中継続調査とすることに、調査第8号、観光開発に関する件については、10人の委員をもって構成する観光開発調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中継続調査とすることに、調査第9号、社会保障制度に関する件については、10人の委員をもって構成する社会保障制度調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中継続調査とすることにいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、各特別委員会の調査項目につきましては、各特別委員会に一任いたしたいと思いを。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の調査項目につきましては、各特別委員会に一任することに決しました。

日程第5 議員派遣

議長(児玉忠義) 日程第5、議員の派遣について議題といたします。

おはかりいたします。

議員研修の一環として、来る10月23日、大分市で開催されます平成19年度大分県市議会議長会議員研修会に参加のため、全議員を対象にし、派遣いたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

また、そのほか議員の派遣を行う必要が生じた場合、派遣議員、日時、場所、目的及び経費の手續につきましては、議長に一任願いたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

日程第6 会議録署名議員の指名

議長(児玉忠義) 日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、38番、玉田茂君、39番、村松講一君、以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、平成19年第5回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後0時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年9月26日

佐伯市議会議長 児 玉 忠 義

署 名 議 員 玉 田 茂

署 名 議 員 村 松 講 一